

令和元年

島本町議会 5月臨時会議
島本町議会 6月定例会議

会議録

令和元年 5月16日（木）

令和元年 6月24日（月）

令和元年 6月25日（火）

令和元年 6月26日（水）

島本町議会

令和元年

島本町議会5月臨時会議 会議録

令和元年 5月16日 開議

令和元年 5月16日 (第1号)

令和元年島本町議会5月臨時会議会議録目次

第 1 号 (5 月 1 6 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○第 3 6 号議案 島本町議会議長の辞職について	4
○第 1 号選挙 島本町議会議長の選挙	5
○第 3 9 号議案 島本町議会副議長の辞職について	7
○第 2 号選挙 島本町議会副議長の選挙	8
○第 3 号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙	9
○第 1 号選任 常任委員会委員の選任について	1 0
○第 4 0 号議案 議会運営委員会委員の辞任について	1 1
○第 2 号選任 議会運営委員会委員の選任について	1 1
○第 1 号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦について	1 2
○第 4 1 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて	1 3
○第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	1 3
○第 3 7 号議案 島本町税条例等の一部改正について	1 7
○第 3 8 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 1 号)	2 4
○散会の宣告	4 1
※付議事件の議決結果	4 4

令和 元 年

島 本 町 議 会 5 月 臨 時 会 議 会 議 録

第 1 号

令 和 元 年 5 月 1 6 日 (木)

島本町議会 5 月臨時会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 令和元年5月16日(木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水木 正也	消 防 長	近藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	政 策 企 画 課 長	根本 康也
税 務 課 長	三代 剛	にぎわい 創 造 課 長	馬場田 耕平		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和元年島本町議会 5月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和元年5月16日(木) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 第36号議案 島本町議会議長の辞職について
- 日程第4 第2号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 第37号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 日程第6 第38号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第1号)

追加議事日程

- 第1号選挙 島本町議会議長の選挙
- 第39号議案 島本町議会副議長の辞職について
- 第2号選挙 島本町議会副議長の選挙
- 第3号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員1人の補欠選挙
- 第1号選任 常任委員会委員の選任について
- 第40号議案 議会運営委員会委員の辞任について
- 第2号選任 議会運営委員会委員の選任について
- 第1号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦について
- 第41号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日ではありますが、会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和元年島本町議会5月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 東田議員及び13番 福嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

淀川右岸水防事務組合議会議員の村上議員から、組合議会の結果報告があります。

村上議員(登壇) おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成31年3月22日午後2時30分から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。

最初に役員改選が行われ、議長に東淀川区選出の山本上氏、副議長に西淀川区選出の谷口敏五郎氏が当選されました。

また、常任委員の補欠選任で2名が選任され、監査委員の選任並びに正副水防団長の任命については、すべて原案どおり同意されました。

次に、職員の給与に関する条例改正案について審議を行い、原案どおり可決されました。

その後、平成30年度一般会計補正予算400万2千円の増額補正について、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に新年度の一般会計予算、歳入歳出総額1億2,057万9千円について、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

以上が、定例会の概要であります。

引き続き、4月23日午後2時30分から開催されました臨時会についてであります。まず、副管理者の選任については、原案どおり同意されました。

次に、公平委員会委員の選任について、原案どおり同意されました。

なお、内容の詳細につきましては議会事務局に資料を保管しておりますので、ご高覧

いただきたいと思ひます。

以上、大変簡単ではあります、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、諸般の報告を終わります。

この際、副議長と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 04 分～午前 10 時 05 分まで休憩)

清水副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3、第 36 号議案 島本町議会議長の辞職についてを議題といたします。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第 36 号議案 朗読)

以上でございます。

清水副議長 なお、「地方自治法」第 117 条の規定により、川嶋議長の退席を求めます。

(午前 10 時 06 分 川嶋議長退席)

清水副議長 お諮りします。

川嶋議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水副議長 ご異議なしと認めます。

よって、川嶋議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 06 分～午前 10 時 07 分まで休憩) (午前 10 時 07 分 川嶋議員出席)

清水副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長の職を辞されました川嶋議員に、挨拶のため発言を許します。

川嶋議員 (登壇) 皆様、改めまして、おはようございます。議長退任にあたりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

この 2 年間、議長並びに大阪府町村議長会会長の重責をいただき、走ってまいりました。議会におきましては、皆さんで議論をしていただき、平成 30 年度より議長公用車を廃止し、遠方へはタクシーと電車での移動となり、一定議会費削減に繋がられたのではないかと感じております。大阪府町村議長会の会長につきましては、大阪府での様々な分野での職務をいただき、また会長会議のため東京へ年 4 回、行かせていただきました。全国会長会におきましては、北海道から沖縄までの各会長さんが出席され、町村の置かれている議題の共有、国への要望事項等が議論され、特に議員のなり手不足や、昨今の地震や台風による被害に対するの対策等は大きな課題として取り上げられておりました。また、各地の会長さんとの交流もさせていただき、自分自身が深められ、少しは成長させていただいたのではないかと感謝しております。

この 2 年間、私にとって、とても色濃く、様々な経験をさせていただきましたけれど

も、大過なく無事に任期を満了できましたのも、ひとえに清水副議長をはじめ議員各位のご協力、執行部の皆様のご協力、そして議会事務局職員の皆様の心強きめ細やかなサポート、ご協力の賜物と、深く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

これからは、一議員として島本町のより良い発展のため、また住民の皆様に寄り添う議員として、力を尽くしてまいりたいと思っております。今後とも皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、議長退任のご挨拶とさせていただきます。2年間、本当にありがとうございました。（拍手）

清水副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、島本町議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、島本町議会議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

第1号選挙 島本町議会議長の選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 （第1号選挙 朗読）

以上でございます。

清水副議長 お諮りします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定しました。

議長に、村上議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました村上議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村上議員が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村上議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました村上議員に、挨拶のため発言を許します。

村上議長(登壇) それでは、議長就任にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様からご推薦をいただき、議長に就任することになりました。これから2年間、議長という重責を担うこととなりますが、どうぞよろしく願いをいたします。

これからの議会運営につきましては、当然のことではあります、議員の皆様方のご協力がなければ議事の円滑な進行はできないものと思っておりますので、ぜひとも皆様方のあたたかいご協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

この5月1日から元号も「平成」から「令和」と変わり、新天皇が即位されました。皆様におかれましては、新たな希望と期待が湧いてきているのではないかと推察いたします。

本町におきましても、山田町長就任後2年が過ぎました。ちょうど、任期中の折り返し地点になりましたが、これからもJR島本駅西地区の開発をはじめ第三小学校耐震化工事、新庁舎建設、認定こども園の推進、企業の増設、私立の中高等学校の開校、住宅開発による人口増加など、本町にとっては大きく変貌する時期に入ってきております。多くの町民の皆様は、今後の動向に大いに期待されているのではないかと思います。これらの事業を実現していくためには、行政と議会、そして地域住民の皆様との信頼関係が必要ではないかと思っております。

最後になりますが、川嶋前議長におかれましては大阪府町村議会の議長として、2年間、本当にご苦勞様でした。心より感謝を申し上げまして、簡単ではあります、議長就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

清水副議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時16分～午前10時19分まで休憩)

清水副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長と交代いたします。

村上議長、議長席にお着き願います。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時20分～午前10時21分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、若干の時間を頂戴いたしまして、議事進行について打ち合わせを行いたいと存じますので、休憩を取らせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 22 分～午前 10 時 40 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま副議長から、その職を辞したい旨を申し出られましたので、この際、島本町議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、島本町議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第 39 号議案 島本町議会議長の辞職についてを議題といたします。

これを職員に朗読をさせます。

議会事務局長 (第 39 議案 朗読)

以上でございます。

村上議長 なお、「地方自治法」第 117 条の規定により、清水副議長の退席を求めます。

(午前 10 時 41 分 清水副議長退席)

村上議長 お諮りいたします。

清水議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、清水議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 42 分～午前 10 時 42 分まで休憩) (午前 10 時 42 分 清水議員出席)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、副議長の職を辞されました清水議員に、挨拶のため発言を許します。

清水議員 (登壇) 改めて、おはようございます。平成 29 年に副議長の大役に選ばれ、この 2 年間、いろいろなことがありましたが、議員の皆様方のご協力により大過なく終わったこと、また平成最後の副議長になったことを誇りに思います。今後は、一議員として議会に臨んでまいります。

最後に、この 2 年間、お支え、ご協力をいただきました議員の皆様々に感謝申し上げるとともに、今後も皆様のお力添えをお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではござい

すが、退任の挨拶とさせていただきます。この2年間、本当にありがとうございました。
(拍手)

村上議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、島本町議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、島本町議会副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

第2号選挙 島本町議会副議長の選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第2号選挙 朗読)

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、東田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました東田議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました東田議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました東田議員が議場におられますので、本席から、会議

規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました東田議員に、挨拶のため発言を許します。

東田副議長（登壇） 改めまして、おはようございます。副議長就任にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様のご推挙いただきまして、副議長の要職に就かさせていただくこととなりました。その責任の重さに身の引き締まる思いをいたしているところでございます。これもひとえに先輩の方々のご指導と、議員各位のご支援によるものであり、心から感謝を申し上げます。村上議長を補佐し、円滑な議会運営に取り組むとともに、町の発展、住民の皆さんのために精一杯頑張ってまいります。

議員の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

村上議長 お諮りいたします。

淀川右岸水防事務組合議会議員に選出されております村上が、その職を辞任しましたので、この際、その補欠選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

第 3 号選挙 淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙を行います。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 （第 3 号選挙朗読）

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

淀川右岸水防事務組合議会議員に、清水議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました清水議員を、淀川右岸水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水議員が、淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました清水議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

お諮りいたします。

この際、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第1号選任 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、塚田議員、平井議員、河野議員、清水議員、川嶋議員、戸田議員及び福嶋議員の以上7人を総務建設水道常任委員会委員に、大久保議員、東田議員、岡田議員、中田議員、野村議員、伊集院議員及び村上の以上7人を民生教育消防常任委員に、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員の全員から、委員を辞任したい旨申し出られましたので、この際、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第40号議案 議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第40号議案 朗読)

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員の岡田議員、東田議員、塚田議員、戸田議員、伊集院議員及び村上から申し出のあった委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、6人の方々の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員が欠員となりましたので、この際、その選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第2号選任 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、大久保議員、平井議員、川嶋議員、戸田議員、伊集院議員及び福嶋議員の、以上6名の方々を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方々を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、島本町都市計画審議会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、島本町都市計画審議会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第1号推薦 島本町都市計画審議会委員の推薦についてを議題といたします。

これを職員に朗読させます。

議会事務局長 (第1号推薦 朗読)

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

島本町都市計画審議会条例第2条第2項第2号の規定による議会推薦の委員として、大久保議員、中田議員、岡田議員及び伊集院議員の、以上4人の方々を町長に推薦したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の方々を、議会推薦の島本町都市計画審議会委員として町長に推薦することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時58分～午前11時35分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が決定いたしましたので、職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会の委員長に川嶋議員、副委員長に清水議員。

民生教育消防常任委員会の委員長に伊集院議員、副委員長に大久保議員。

続きまして、議会運営委員会の委員長に平井議員、副委員長に戸田議員。

以上のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

村上議長 お諮りいたします。

ただいま町長から、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

第 41 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
なお、「地方自治法」第 117 条の規定により、川嶋議員の退席を求めます。

(午前 11 時 36 分 川嶋議員退席)

村上議長 執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは第 41 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、監査委員を新たに選任するものでございます。

今回、選任の同意をお願いいたしますのは川嶋玲子氏で、住所は島本町東大寺三丁目、生年月日は昭和 37 年 4 月 2 日でございます。

裏面に、議案資料として略歴を記載させていただいております。

略歴といたしましては、平成 21 年 4 月 30 日から島本町議会議員をお務めでございます。この間、島本町議会議長等を歴任されております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決を行います。

第 41 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 41 号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(午前 11 時 39 分 川嶋議員出席)

日程第 4、第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第 2 号報告 島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明申し上げます。

本改正につきましては、第 198 回通常国会におきまして「地方税法等の一部を改正す

る法律」が本年3月27日に可決・成立し、同月29日に公布されたことに伴いまして、「地方自治法」第180条第1項の規定及び「町長の専決事項の指定について」に基づき、施行期日が本年4月1日となる部分について、専決処分を行ったものでございます。

今回の改正につきましては、3条立てといたしております。

第1条につきましては現行条例の改正、第2条につきましては、平成29年6月定例会議におきましてご可決いただきました「町税条例等の一部を改正する条例」の改正、第3条につきましては、平成30年6月定例会議におきましてご可決いただきました「町税条例等の一部を改正する条例」を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、「島本町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1ページから2ページにかけての附則第13条の3の2についてでございます。

これにつきましては、本年10月の消費税率の引上げに伴い、住宅にかかる需要変動の平準化のため、消費税10%が適用される住宅を取得し、本年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅貸付金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の控除期間を3年間延長するものでございます。また、個人住民税における住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に、当該控除に関する事項の記載要件が不要となったため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけての附則第15条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）についてでございます。

これにつきましては、地域決定型地方税特例措置、いわゆる「わがまち特例」について、「地方税法」の改正に伴い引用する条項の項ずれによるもの及び平成30年度末に適用期限を迎える固定資産税の軽減措置の適用期間について2年間延長することとなったため、所用の規定を整備するものでございます。

次に、3ページから5ページにかけての附則第15条の3（新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）についてでございます。

これにつきましては、高規格堤防整備事業、いわゆるスーパー堤防の実施に伴い、事業区域内の家屋の所有者が仮移転し、事業完了後に家屋を新築した場合、当該家屋の固定資産税の減額措置を創設すること及び引用する条項の項ずれにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、5ページから8ページにかけての附則第22条（軽自動車税の税率の特例）及び附則第23条（軽自動車税の賦課徴収の特例）についてでございます。

これにつきましては、燃費性能等の優れた軽自動車について、当該新車を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置——軽自動車税のグリーン化特例に

ついて、本年10月1日から軽自動車税が「軽自動車税の種別割」という名称になるため、本年度賦課分に限った措置を規定すること及び引用する条項の項ずれにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、8ページの附則第36条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）についてでございます。

これにつきましては、文言の整理等に伴い、所要の規定を整備するものでございます。次に、9ページの第2条関係についてでございます。

附則第21条の16（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）につきましては、文言の整理等に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

また、附則第22条につきましては、先ほどの第1条関係でご説明いたしました附則第22条の改正にあわせ、所要の規定を整備するものでございます。

次に、10ページの第3条関係についてでございます。

第40条につきましては、平成30年度税制改正で、資本金が1億円を超える法人については電子申告が義務化されましたが、通信回線の故障、災害、その他の理由により、電子申告を行うことが困難であると認められる場合においては、書面にて提出することができる措置等を講ずることとなったため、所要の規定の整備をするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

村上議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

伊集院議員 報告なので、2点ほど、ちょっと確認させていただきます。

まず1点目は、第1条の附則第15条の3関係ですね。高規格堤防の整備に伴う建て替え家屋にかかる固定資産税の減額措置の創設がされました。島本町で言えば、江川地域がいわゆるスーパー堤防がありますけども、高浜のほうにおいてはなかなか進んでない状況であります。この点の、この創設された部分、島本町としては、創設されたことに影響が出るものがあるのかどうかを、まずお訊きします。

もう1点が、住宅ローン控除ですね。3年間延長という部分なんですが、確認としまして、よくローン残高最大4千万円の1%の控除という部分がありますが、その辺の比率は変わらないままということなのかということを確認させていただきます。

以上、2点です。

都市創造部長 まず、1点目にございましたスーパー堤防にかかりますご質問でございます。現在のところ、国におきましては本町域内にございますスーパー堤防の改修でありますとか、新たな築造等の計画はなされておられません。

以上でございます。

総務部長 2点目の住宅ローン控除の拡充についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

今回、控除期間が3年間延長となっておりますが、控除限度額につきましては変わっ

てはおりません。具体的に申し上げますと、所得税の課税総所得金額等の7%、金額にしまして、最高13万6,500円の範囲内で個人住民税から控除されるものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 住宅ローン控除のほうはわかりました。3年延長いただいたということで理解します。

高規格堤防の整備ですね。国のほうの動きは今のところないということをお聞きしましたが、今後、やはり水害におきましてスーパー堤防というのが、江川の場合は水がちゃんと流れて逃げられるようになっておりますけど、高浜の地域においてはまだ着手も、計画もないという状況ですので、町としてはやっぱり一定、要望に行く前の段階でも、国に対してか情報収集ですね、どういった状況になるのか。要は、国交省、河川との情報交換、そういう会議とか、そういうことをされるような見込みを持っていらっしゃるのか。一度ぐらい情報を取りに行くということをされるような形を持っていただけるのかどうか、確認させていただきます。

都市創造部長 スーパー堤防にかかります再度のご質問でございます。

現在、本町におきましては、単独でそのような形での要望活動等は特段行ってはおりませんが、ただ、大阪府域におきます淀川右岸の治水促進期成同盟に属しておりますことから、関係いたします市とともに、治水の全般的な促進にかかる要望活動を行うとともに、国からは河川の改修計画等、少なくとも年に1回は報告を受けているところでございます。今後も、そのような活動に積極的に参加する中で、必要な要望等も含めて対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 すごく素朴な疑問であります。これらの条例改正のことは国の専決事項であり、明らかに10月からの消費税増税に対する駆け込み需要であるとか、あるいは反動減のための対策であるというふうに認識しておりますし、非常に危惧をしておりますが、これらが——これは専決処分ということで報告ということでもありますけれども、本来、議会で確認された後、広報、住民に対する広報はどのようになさるのかということ。

それが1点と、これは後の条例改正提案にも関わりますが、同じことをまた訊かなければいけないとは思っておりますけれども、そうは言いましても、ここ1ヵ月の間に政権与党のほうから、6月の日銀の短観等の状況を踏まえて、消費税増税の先送り、あるいは中止ということもにわかに俎上にあがってきているというふうに、一般のマスメディアから私たちは聞いております。その点も踏まえて、住民に対する広報はいつの広報に載せられるのか。そのあたりの、6月のいろいろな状況の変化に耐え得るような広報ができるのかどうか。その点をお答えください。

総務部長 今回の税条例の改正等につきましては、できるだけ早い時期に広報誌で住民の皆さんにお知らせをしたいと思っております。また、ホームページも活用して、お知ら

せをいたします。

なお、消費税の動向につきましては、タイミングが広報の記事の掲載締め切り等々、いろいろな関係ございますので、それを広報誌等でお知らせするのは非常に難しいのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第5、第37号議案 島本町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第37号議案 島本町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の37の1ページでございます。

提案理由につきましては、「地方税法」等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、3条立てといたしております。

第1条につきましては現行条例の改正、第2条につきましては第1条改正の一部改正、第3条につきましては、平成29年6月定例会議におきましてご可決いただきました「町税条例等の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、「島本町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに、1ページの第14条(個人の町民税の非課税の範囲)についてでございます。

これにつきましては、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者であって、かつ前年の合計所得金額が135万円以下の者を個人住民税の非課税措置の対象に追加することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、同じく1ページの第21条(寄附金税額控除)並びに4ページの附則第13条の4(寄附金税額控除における特例控除額の特例)、附則第14条(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)及び5ページの附則第14条の2についてでございます。

これらにつきましては、ふるさと納税制度を健全に発展させていくため、過度な返礼品等を是正するもので、具体的には「返礼品の返礼割合を3割以下とすること」や「返礼品を地場産品とすること」等で、これらの基準に適合した地方公共団体がふるさと納税の対象として総務大臣から指定されることになったことにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、1 ページから 2 ページにかけての第 23 条（町民税の申告）についてでございます。

これにつきましては、年末調整の適用を受けた者が提出する確定申告書及び住民税申告書への所得控除の額の記載について、保険料控除額等の内訳の記載を不要とする見直しが行われたことにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、2 ページから 3 ページにかけての第 24 条の 2（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）及び第 24 条の 3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）についてでございます。

これにつきましては、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者または公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとなったことにより、所要の規定を整備するものでございます。

次に、3 ページの第 25 条（町民税に係る不申告に関する過料）についてでございます。

これにつきましては、文言の整理等に伴い所要の規定を整備するものでございます。

次に、5 ページの附則第 21 条の 12（軽自動車税の環境性能割の非課税）についてでございます。

これにつきましては、本年 10 月の消費税率の引上げに伴う需要平準化対策として、本年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用の軽自動車について、軽自動車税の環境性能割の税率が 1 % の車両について、1 % 軽減し非課税とすることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、5 ページから 6 ページにかけての附則第 21 条の 12 の 2（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）についてでございます。

これにつきましては、日本赤十字社が取得する軽自動車税の環境性能割を非課税とすることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、6 ページの附則第 21 条の 12 の 3（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）についてでございます。

これにつきましては、納付すべき環境性能割の額について、偽りや不正の手段により不足額が生じた場合の賦課徴収等について、所要の規定を整備するものでございます。

次に、7 ページの附則第 21 条の 16（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）についてでございます。

これにつきましては、先ほど附則第 21 条の 12 においてご説明いたしました軽自動車税の環境性能割の税率について、税率が 2 % の車両について 1 % 分を軽減することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、7 ページから 8 ページにかけての附則第 22 条（軽自動車税の種別割の税率の特例）についてでございます。

これにつきましては、燃費性能等の優れた軽自動車について、当該新車を購入した日

の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例について、現行の特例措置を2年間延長することに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、9ページの附則第23条（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）についてでございます。

これにつきましては、納付すべき種別割の額について、偽りや不正の手段により不足額が生じた場合の賦課徴収等について、所要の規定を整備するものでございます。

次に、10ページの第2条関係についてでございます。

附則第22条（軽自動車税の種別割の税率の特例）につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、具体的には、令和3年度及び令和4年度に新規取得した軽自動車について、対象としている軽自動車税のうち、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り税額を75%軽減する特例措置を、当該車両を取得した日の属する年度の翌年度に講ずることに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、附則第23条（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）についてでございます。

これにつきましては、先ほどの附則第22条の改正に伴い文言の整備を行うもので、内容に変更はございません。

次に、11ページの第3条関係についてでございます。

附則第22条につきましては、先ほどの第1条関係でご説明いたしました附則第22条の改正にあわせ、所要の規定を整備するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、第37号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後0時01分～午後1時00分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

伊集院議員 2点ほど、お伺いします。

まず、今回の税制改正におきまして、島本町の税収の部分として影響額がお幾らぐらいなのか、お伺いいたします。

それともう1点は、ふるさと納税制度の見直しに関わってあがってきていると思いますが、基本的に返礼品を地場産品にするという一定のルールがありますが、この地場産品の定義、島本町として定義はどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

総務部長 今回の条例改正に伴う町税への影響についてでございますが、今回の改正のうち、軽自動車税のグリーン化特例につきましては、現時点で税収への影響額はある程度把握できております。過去の実績を勘案いたしまして、約110台程度、約40万円の減収になると予測をしているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 ふるさと納税にかかります返礼品に関してのご質問でございます。

「地場産品」の定義についてでございますが、まずは総務省におきまして六つ、お示しがございます。まず1点目といたしましては区域内において生産されたもの、2点目といたしまして区域内において原材料の主要な部分が生産されたもの、3点目といたしまして区域内において製造・加工されたもの、4点目といたしまして区域内において提供される役務、5点目といたしまして当該地方団体のマスコットキャラクターグッズ、6点目といたしまして近隣市町村と共同で生産・製造・加工したもの、が示されているところでございます。本町におきましても、同内容を定義いたしているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 まず、税収の40万円減ですね。この点は、国としての何らかの一定の担保的なものが示されているようには見受けられますけども、その点をどう解釈されているか、お伺いします。

それと、ふるさと納税の部分ですが、一定の枠があって、要はこういう町村レベル、市や大きなところはいいんですけど、町村で地場産というとなかなか、たくさん産品なりあるところはいいんですけど、そうではないところは一定、製造や加工という部分もおっしゃっていたので、結構、具体にはいろんなことができるということの解釈でいいかどうか。ちょっとニュースでも、今回4自治体、外れているところがありますけども、そういった状況になることはないということだけを確認させていただきます。

総務部長 町税への影響額の国からの補てんでございますけれども、今回の改正の中で軽自動車税の環境性能割について1%分を軽減するという内容がございますが、その分については全額、国から補てんされるということを聞いております。

なお、先ほど申し上げましたグリーン化特例につきましては、国からの補てんはございません。

以上でございます。

都市創造部長 再度のご質問でございます。

まず、加工品等についてでございます。やはり議員ご指摘のとおり、なかなか本町においては地域の特色を出した地場産品というのが見つかりにくいという状況ではございますが、一例をあげますと、平成30年度からですけども、サツマイモを加工されて、返礼品としてご協力をいただいている業者もございまして、町内の酒造メーカーにおきましてもソーダ水を作られているということで、地場産品という位置づけのもと、返礼品にさせていただいている部分もございまして、今後におきましても、総務省から示された一定定義を踏み外すことなく、なおかつ本町の特色を出した返礼品探しについては、引き続き努力してまいりたいと考えております。

あと、総務省の指定制度、今年度4月から行われているところでございます。本町におきましては令和元年5月14日付けで、総務省から団体として指定の通知をいただいているところでございます。

以上でございます。

河野議員 先ほどの専決処分の分と同様のことを、再度、お訊きいたします。本日、議決を得たというふうに想定した場合、広報しまもとでの掲載、月刊誌になっておりますので、いつ頃を考えておられるのかということ、ご答弁、お願いいたします。

それから、第37号議案資料の議案の概要の(1)の、「単身児童扶養者に対する非課税措置の創設により所要の規定を整備するもの」ということであげておられますけれども、一応、その「地方税法」改正の中には寡婦控除、かねてから議論になっていた部分については先送り、棚上げになってしまっているというふうに聞き及んでおります。ただし島本町内の、この税条例とは関係ありませんけれども、保育料等、そういった福祉施策の中では、すでに見なしで寡婦控除という手立てをやっていただいているというふうに思っておりますが、その点について、ちょっと現状を確認したいと思います。答弁を求めます。

総務部長 今回の条例改正の内容につきましては、その改正内容に応じて、それぞれ施行期日が異なってまいりますので、それぞれの施行期日にあわせまして、適切な時期に広報誌及びホームページに掲載させていただきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 保育料算定の際の見なし控除の適用現状等でございますが、未婚のひとり親を寡婦等と見なし、市町村税の所得割額を算定する特例などを利用しての保育料の算定については、平成28年度当初から本町では独自にすでに運用を行っております。平成29年度には未婚のひとり親というのは2世帯ありましたが、いずれの世帯も税法上の非課税世帯に該当したため、実際に見なし寡婦の規定を適用した例は現時点までおられません。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第37号議案 島本町税条例等の一部改正について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

もちろん、今回の税条例の改正については島本町独自の判断を求められるものではなく、前の国会において「地方税法」の改正を受けたものであり、島本町長が提案する

ということに至るということについては、やむを得ないものだという事は十分に認識しております。また島本町議会に対しても、約この1年余り、10月の消費税増税中止を求める様々な個人・団体からの意見書採択の要望などが出ておりましたが、この島本町議会の意思としては議会上程に至っていないということでは、島本町民の意思を代表する町議会の意思としても、この2019年10月以降の消費税10%増税については、そのような認識でいるというふうに理解もしているところではあります。このたびの税条例改正については、もうすべてが消費税増税への経済対策ということで聞き及んでおります。

さらに、現政府において、消費税増税が経済に与える影響を緩和するために、結局は5.7兆円の増税をするために、歳出と減税合わせて、結局6兆円規模の対策をばらまくという本末転倒に至っているというふうに言わざるを得ません。

しかも、過去の消費税増税の時期においては、景気が多少上方、上向きをしているという状況においての増税であったにも関わらず、その後、景気が低落しているということを考えますと、今回は前の様々なマスメディアを通じての報道においては、景気が低迷しているということが繰り返し報道されている中で、非常に、この消費税増税に対する、特に低所得者に対する大きな影響については大いなる懸念を持っております。

2017年度の税制改革大綱では、島本町財政においても懸念がございます。地方法人課税の偏在是正措置へと方針変更があり、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関して法律で地方税を国税化、譲与税化の仕組みを恒久化されています。これは東京都が一番大きな影響があると聞いておりますが、続いて愛知県、大阪府が減収となるというふうに聞いております。これは本条例の提案の中には含まれておりませんが、そういった流れの中で本対策が打たれているということについては、やはり私、日本共産党の河野として意思表示をさせていただくべく反対するものです。

さらに申し上げますと、税制改革大綱は膨大なものですから、ここで述べることは差し控えますけれども、島本町一般会計当初予算においても様々な第6次行財政改革を提案されています。その中には長年やってきた福祉施策を打ち切るということもあります。この流れにおいて、やはり町長としては、こういった条例を提案する、一定の軽減策にもなろうとは思いますが、その後に控える住民の皆さんの生活実態を見て、国において間に合わない場合は、島本町において独自の福祉施策を打たなければならない。そういった時期にもぶち当たるのではないかとというふうに懸念しておりますし、もちろん、そういうことが起こったときには迅速な対応をしていただきたい。

このことを申し上げまして、本条例改正に対しましては反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第37号議案 島本町税条例等の一部改正について、賛成の討論をいたします。

このたびの島本町税条例等の一部改正について特に大きな疑義はなく、反対するもの

ではありませんが、1点、第14条関係、個人の町民税の非課税の範囲における単身児童扶養者に対する非課税措置の創設について申し上げます。

前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除いて、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に加えて、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税の範囲に入れるものです。親の婚姻関係の有無と、その解消の理由、すなわち死別なのか離別なのかによって法的に序列が付けられることは大変問題であり、子どもの権利保障という点から見ても、全く合理性がありません。この点、一定の改善がなされたものと認識しますが、寡婦・寡夫控除については、今なお課題として残されたままです。国において、さらなる抜本的な改正が行われるよう求めるものです。

以上をもって、私の賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第37号議案 島本町税条例等の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回、税制改正によりまして、この条例提案がされております。島本町におきましては、東京都と違い不交付団体ではなく、交付団体であるという存在の自治体であるという根幹におきまして、一定の改正は必要不可欠であろうとは理解しております。

先ほども種々課題もありました個人住民税の非課税の措置の部分、この点においては一定の、先ほどの討論と同様な思いもありますが、やはり死別との、ここの区分分けというのはよろしくないであろうとは思いますが、ただ、現状の社会においては、やはり架空の離婚とか、そういう問題も課題があがっているという部分もありますので、この点も現状の実態と、これからの税制改正の事務手続きとの整合性に、さらに努めていくべきであろうというふうに考えております。

それと、先ほどありましたふるさと納税の見直し、また軽自動車の環境性能割ですね。本町にとってもマイナスになる部分に、税収が今の見込みでは40万円ほどの減という部分においては、国の補てんを一定見据えているという部分もあります。

こういった中、島本町としても一定の課題の現状と、そして法改正の中のできる範疇に今回は提案をされていると、妥当であるという解釈において賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 37 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第 37 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6、第 38 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第 38 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 38 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、プレミアム付商品券事業の実施にかかる経費及び中学校家庭科室他改修工事などについて、補正させていただくものでございます。

第 1 条は、平成 31 年度島本町一般会計予算全体における元号の表示について、「令和」に統一することを明示するものでございます。

第 2 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5,772 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 115 億 8,672 万 8 千円とするもので、款項別の内容は、38 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

38 の 5 ページをお開き願います。「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

L GWAN 府域ネットワーク事業について追加設定を行うもので、事業内容等につきましては、議案参考資料のとおりでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

38 の 8 ページからの「歳入」でございます。

第 15 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 4 目 商工費国庫補助金 5,654 万 3 千円の増額につきましては、プレミアム付商品券事業にかかる国からの補助金でございます。

第 19 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 118 万 5 千円の増額につきましては、財源調整のため補正するものでございます。

続きまして、38 の 9 ページからの「歳出」でございます。

第 6 款 商工費、第 1 項 商工費、第 3 目 プレミアム付商品券事業費 4,494 万 2 千円の増額につきましては、10 月から販売を開始するプレミアム付商品券事業の実施に伴い補正するものでございます。

38 の 10 ページ、第 9 款 教育費、第 3 項 中学校費、第 1 目 学校管理費 1,251 万 9 千円の増額につきましては、ふれあいセンター内に町立第四保育所分室を整備するに

あたり、町立中学校の家庭科室等を利用するため改修するものでございます。

38の11ページ、第5項 社会教育費、第7目 図書館費 26万7千円の増額につきましては、町内のブックポストに返却された図書等の回収・運搬業務を委託するため、補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第38号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員 ちょっと数点、質問させていただきます。

まず、プレミアム商品券についてでございますが、できるだけ手続きの簡素化が必要ではないかなというふうに思っております。そこでお尋ねしたいのが、スケジュールを見せていただきましたら、9月に郵便で配送というようなことになっておりますが、例えば子どもの生年月日がわかれば、行政のほうも、この子どもさんは対象かどうかということがわかるのではないかと思います。そのことによって申請を不要にすることも可能かと思うんですが、この辺は町としてはどのような形を取っていらっしゃるかと、ということが1点と、もう一つ、プレミアムのことですが、これは分割ができるということをお聞きしております。購入中に転居した場合ですね。転居先でも、このプレミアムが購入できるというようなことで、内閣府のほうは全国の統一プレミアムを検討しているということをお聞きしていますが、島本町のほうでは、どのように考えていらっしゃるかということをお聞かせいただきたいことです。

もう1点は図書館費について、議案の説明も受けておりますが、ちょっと突然出てきました委託料ですので、この点もちょっとお訊きしたいと思います。全く反対でお訊きするわけではございませんので、その点は了解していただきたいんです。

この図書館費の中のブックポストですね。これは今現在が人権文化センターのほうと歴史文化資料館のほうと、2ヵ所にできていると思うんですね。人権文化センターのほうは古くって、平成23年の2月から人権文化のほうにブックポストが設置されております。もう8年ぐらい前ですね。歴史文化資料館のほうは平成26年の4月からですので、5年ですね。この間は人権文化センターの職員さんが回収されて、図書館のほうに返却されていたというような形にはなっていたと思うんですけども、これを今年から人権文化センターの職員の人数が5人から4人で、1名減ったという形もございまして、そこで、こういう仕事をするのが不可能ということでシルバーさんのほうにお願いをするという、そういうことから今回の委託料があがってきたというような形かと思うんですけども、委託料が6月から来年の3月までであがってきておりますが、254日分が26万7千円かと思うんですが、これは1時間の時間給は町独自の時間給になっているんですか。それか、シルバーさんが設定されてる時間給というのとはまた、町独自で設定された時間給になるんでしょうか。

その辺がまず1点、お訊きしたいことと、それとシルバーさんというと、ほぼ高齢者の方が多く団体かと思うんですが、車で回収をするということもお聞きしておりますが、例えば、過去に教育委員会のほうの事業で学校の通学路のメロディーパトロールという、今ちょっと廃止になっておりますが、このメロディーパトロールに関しましては、定年があつて、定年の方はもう辞めなければならないという基準があつたんですよ。その整合性が、もう一つ、私にはわからないんですけども、何歳でメロディーパトロールを教育委員会は交代をするという、たぶん年齢を掲げていらっしゃいましたが、シルバーさんの年齢がほぼそういうような年齢と同じような年齢になるのではないかと思うんですけどね。運転のための適性検査等もして、シルバーさんをお願いするというような説明もありましたが、ここら辺の整合性が、ちょっと私にはわからないんですね。

その辺と、教育委員会に関しては2点、お願いいたします。以上です。1回目の質問です。

健康福祉部長 まず、子育て世帯を対象としたプレミアムつき商品券の手続き、購入引換券の申請に関するご質問でございますが、2019年度の住民税非課税者を対象としたプレミアムつき商品券につきましては、一定、購入引換券をご希望される旨のご申請を必要としますが、子育て世帯を対象としたものにつきましては、事前のご申請はいただかず、健康福祉部福祉推進課のほうから購入引換券を直接対象となる方に送付いたしますので、そういった意味では手続きの簡素化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

都市創造部長 プレミアム商品券にかかります、分割購入が可能となっておりますが、転入転出された場合の取り扱いについてでございますが、転入元の市町村から交付された購入引換券を転入先の市町村に提出していただきまして、残りの券が買えるような手続きで、これは全国共通の制度として国のほうから示されているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 図書館資料回収等業務の委託料についての2点のお尋ねでございます。

まず、1点目でございますが、今回、予算計上させていただいた時間単価でございますが、これは現在、委託を予定しておりますシルバー人材センターのほうの時間単価でございます。単価1時間962円。それに対して9月までは消費税が8%、10月からは10%ということで計算をさせていただきますと、9月までは1,038円、10月以降は1,058円ということを根拠に計算をしたものでございます。

もう1点でございますが、安全パトロール、過去、教育委員会で行ってございました巡回員の年齢制限でございますが、こちらにつきましては、今、ご紹介いただきましたように安全パトロール巡回員は町が直接任用しております、満75歳の上限を設けておりました。

今回はあくまでも委託事業でございますので、業務を委託する際の運転者の年齢制限

につきましては委託事業者の判断になるものと考えておりますが、事故のない業務の履行確保にあたっていただけるよう、一定の基準を設けて、その基準を満たされた方についてのみ対象業務に従事いただくなど最大限の配慮をお願いしていきたくて考えておりますが、委託先には、一定の基準という部分について教育委員会として考えているのは、運転適性検査の実施を義務づけて、運転業務の実績等確認することなどにより安全性の確保に努めてまいりたいと考えておりますが、聞き及んでいるところによりますと、委託を予定しているシルバー人材センターにおかれましては、すでに独自に運転適性検査を実施されておられまして、それらの適性検査をクリアされ、現在、運転で登録されている方が25名おられるということでございますので、現時点では、その25名の中から選抜いただけるものと考えております。

教育委員会といたしましては、シルバー人材センターに対しましては小・中学校の夜間巡回など、現在も21時以降の、シルバー人材センターの車で運転して適正に業務が行われておりますことも、あわせてご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。プレミアムのほうですが、他府県でも、転居先でも買えるということ、今、お聞きしましたが、残りがどれぐらいという、島本町ではこれだけ購入した、あと残りはこれだけだというような、そういう証明書というのは発効されるということでもよろしいんですかね。それ1点、お訊きしますね。あとは、わかりました。

それと、メロディーパトロールの件もわかりました。例えばね、歴史文化資料館の場合というのは土日が開いている状態ですので、祝日も含めて土日というのが入ると思うんですね。人権文化の場合は月曜日がお休みですので、火曜日から金曜日までということ、言え普通の平日の日ですね。これは時間給なんです、土日と同じ時間給ということの考え方でよろしいんですか。平日と土日との考え方というのは同じでいいんですよね、時間給だからいいということの理解でよろしいんですよね。

それと、私自体の考え方としてはね、人権文化で5人が4人になって、1人職員が少なくなったから、こういうような状態にしなければならないという、その理由はすごくわかるんですが、できましたら、人権文化の職員ではなくてもね、本庁の職員の方であっても再任用の方もいらっしゃると思いますので、1時間ぐらいの本の回収であれば、できる方もあるのかなというような、素人考えなんです、そういう考えを持っておりますが、そういうことなんかもすべて話し合いをして、こういう結論を出されたのかなというふうには思いますが、基本的な考え方としてね、島本町の財政が大変厳しい中で、少しでも経費削減をということで、今、各部署とも必死になっていらっしゃると思うんですよ。そういうときにね、こういう新しい、金額的にはわずかと言えわずかかも知れませんが、そこはしっかりと私たちも住民に説明する立場ですので、1人、人権文化の職員の数が少なくなったということで、こういう新しいものが、言ってみれば約30万と

いう予算を毎年出していかなければならない予算になるんですね。今年1年間だけで終わるといふ予算ではないと思いますので。そこら辺を、私も中身をしっかりとお聞きしてなかったら説明ができないということもありますので、しつこく訊いておるんですが、そういう考え方はなかったんですかね。1人、人権文化の方が、職員さんが少なくなったから、こういうシルバーさんをお願いしなければならないような結論になったという考え方でよろしいんでしょうかね。

大体、1日平均どれぐらいのブックポスト、あるんでしょうかね。図書館の貸出は、年々減ってるのが現状だと思うんですよ、事務事業報告書を見ましたらね。その中でこういうブックポスト、特に歴史文化資料館は駅前ですので、たぶん、ご利用される住民の方が多いかとは思いますが、1日平均、どれぐらいの本を回収されるということをお聞かせいただけますか。

都市創造部長 プレミアム商品券にかかります再度のご質問でございます。

当該プレミアム商品券につきましては、プレミアム商品券の購入引換券というものを、例えば本町でしたら本町から発効させていただき、それをお持ちいただいて、商品券を購入していただく流れとなります。そのときに、その購入引換券に購入した分の、要は幾ら分購入されたかというのを押印させていただきますので、ですから、転居された場合は、その購入券を転居先にお持ちいただき、まだ購入されていない部分、押印されていない部分の券が購入できるという仕組みになっておりますので、新たに何らかの証明書を発行するような手続きではなく、プレミアム商品券の購入引換券をお持ちいただくことによって、スムーズにほかの市町村でも購入していただくことができるという仕組みになってございます。

以上でございます。

教育こども部長 図書館資料回収等業務の委託料の、再度のお尋ねでございます。

まず、土日については時間単価は同じかということでございますが、これは同じ額でございます。

そして、人権文化センターの職員が減っての対応ということについてのご意見でございますが、実態としては本年4月人事異動によりましてセンター職員が1名減員となったことから、実際、やはりブックポストの管理というのは教育委員会で行っておりますので、教育委員会が行うべきところを人権文化センター職員の配慮によりまして、ご協力をお願いしていたという、これまでの経緯がございます。その中で、火曜日から金曜日のセンターと歴史文化資料館を巡回してブックポストの返却図書回収は、やはり困難という報告をいただきました。

当然、本来、教育委員会ですべきことですので、教育委員会が対応すべきということで、4月から教育委員会が対応しようということであたってまいりました。ただ、人権文化センター、そして歴史文化資料館、回っていく中では、図書館の職員の中で自

動車を運転できる職員がおりません。ということで、本庁の職員が行ったりもしておったのも事実でございますが、やはり本庁の職員も限られておりますので、行けない日も出てくるということがございます。そうすると、センターで返された本が、その日に図書館に返ってこない。となると、本来、住民の皆さんにすぐタイムラグなく貸し出せるものが、貸出ができないという事態も発生しておったのも事実でございますので、その辺の住民の皆さんへの利便性、そして効率性も含めた住民サービスの維持向上を含めて考えていきますと、やはり必要であろうという考えがございます。

また、今回、委託することによりまして、今までは、先ほどご紹介いただきました土日、人権文化センターに返されたものは回収できませんが、歴史文化資料館に返されたものというのは、当然、回収に行こうと思ったら行けるんです。ただ、今までは図書館の職員が晴れの日だけ、歩いて取りに行っておったのが実情でございます。そうすると、天候によって取りに行ける日と取りに行けない日があったというのが事実でございます。今回、シルバーのご協力——委託先の予定ですが、シルバーにお力添えいただくことによって、天候に左右されることなく資料館に返却された土日の図書を直ちに返却、図書館に持ってきて、借りたいという方にすぐに対応できるというような意味では、住民サービスの向上に繋がっているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、ブックポストの利用でございますが、1日の利用冊数といたしましては、あくまでも平均でございますが、平成30年度の実態といたしましては、人権文化センターで1日につき約12点、そして歴史文化資料館においては約36点の返却があるところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 人権文化センターにつきましては、今、教育子ども部長のほうからご答弁をさせていただきましたけれども、全庁的な対応ということで、これまでも協力をしながらやってきておりましたので、4月は努力してやってきたんですが、必ずしもすべての職員が執務室にいるわけではなくて、人権文化センターでは様々な人権課題に関する教室もやっておりますし、事業も実施をしております。職員の休暇も当然ありますし、出張というのもあります。そういった中で、やはり毎日、こちらのほうまで持ってくるというのには支障が出てきたという現実が出てまいりました。

それと、先ほど教育子ども部長からもございましたように、図書館の職員が、人権文化センターがお休みの日には、直接、歴史文化資料館のほうに取りに行くというような、そういうことも生じていたということで、例えば取りに行くのに往復して歩いていけば30分ぐらいかかると思うんですけども、それを時間給で換算すると、今回、シルバー人材センターへ委託する費用、1時間当たり962円ですか、それとそんなに変わらない金額になってくるということであれば、総合的に判断したときに、職員の1時間当たりの

超過勤務の単価とか、臨時職員さんの費用なんかも勘案しますと、やはりシルバーさんのほうに委託をして、毎日、きっちりと図書が返ってきて、お待ちいただいている方に少しでも早く、次にお借りいただける体制が取れるということで協議をさせていただいて、今回、補正予算を計上させていただいたということでございますので、ご理解いただきたく存じます。

中田議員 中学校家庭科室他改修工事 1,198 万 8 千円について、幾つか問います。

まず、配食サービスについてですが、これはふれあいセンターで、1 から 4 地区に分かれて今まで行っていたと思うんですが、中学校に移動することの影響で、配食サービスの質や回数に影響があったのかどうかのお尋ねが、まず 1 点です。

それから、そうなったときに、中学校当たり月にすると何回ぐらい、こういう配食サービスの関係で住民の方が出入りすることになるのかという、中学校に対する影響のことを、二つ目にお尋ねします。

それから三つ目に、学校、特に一中のことに関して問いますが、通常、学校に来る車は一中のどこに駐車をされるのか。そして、今回、配食サービスを中学校を利用してするにあたって、どこで積み下ろしをする予定なのか。それから、お弁当を作ると思うんですが、そのお弁当なり材料なりを運ぶときに、車から調理室、一中の家庭科室まで、どういう手段で運ぶのか。それから、配食サービス 1 回につき何台の車が中学校に出入りするのか。

以上の点を、お尋ねします。

教育こども部長 複数点いただきまして、ちょっと漏れ落ちがあったら、またご指摘いただきたいと思いますが、まず、配食サービスの回数・質が落ちないのかという点につきましては、四つの地区においては、これを機に、お弁当での対応を考えておられる地区もあるというふうには聞いておりますが、当然のことながら、お弁当に替えられても、それを自前で、自炊で作られても、同様の目的、見守り、安否確認等、地域との繋がりを行っていくという目的は変わらないものと考えております。

そして配食サービス、何日ぐらい学校に出入りされるのかという点につきましては、第一中学校につきましては月 2 日程度、第二中学校については 1 ヶ月 1 日程度になると思います。

そして、どこで積み下ろしをするのか、外部へ運ぶ際の手段等につきましては、当然、駐車場がありますので、その駐車場での対応になりますが、そのあたりにつきましては、今後、学校長も含めて対応を検討してまいりたいと考えております。

あと、車の台数でございますが、台数につきましても、当然のことながら必要最少限ということをお願いをしていくつもりでおりますが、その辺の点につきましては、今後、学校長も含めて地区福祉委員の皆さんと話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 わかりました。配食サービスの車の件ですが、特に一中に関しては、この議案とともに来た資料の図面を見ると、校舎と体育館を繋ぐ通路を車が通過する可能性があると思うんです。今、ご答弁では、またそのあたりに関しては相談をしていくということだったんですが、例えば給食の、一中は二中から給食を運んでいると思うんですが、給食の車はその駐車場に置くのではなく、今回、使用される家庭科室のそばまで車が、生徒がよく通る通路を横断する形で入ってきている状態です。今回の社協さんの配食サービスに関しても、その可能性があると思うのですが、月に一中に関しては2日とは言え、車の事故も全国各地で多く起こっていることですし、生徒の安心・安全のために、車の乗り入れに関しては、ぜひ住民の方に、ちょっと配慮をお願いしますということをお伝えいただきたいと思いますが、いかがですか。

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、おっしゃっているとおり、当然、授業等で教室、体育館を行き来する場合もございますので、その点につきましては先ほどご答弁させていただきましたように、実際の運用面につきましては学校、校長、各福祉委員さん、そして必要に応じ教育委員会も入って、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 一般会計補正予算に対して、質疑させていただきます。

先ほど図書館費のことでも質疑が相当細部で問われていましたので、重ならないようにとは思いますが、資料請求をさせていただいております。また、かつて民生教育消防常任委員会の際に、私の記憶では他の市町村の図書館のそういったポスト、あるいは学校や学童保育室への図書貸し出し・返本についての課題については質疑をした経緯があります。中核市や大きな自治体であれば、校園文書管理の通送便みたいなものが独立してあって、日常的に官公庁や各公共施設を回って、そういった通送便も含めて文書、書籍も含めて巡回していただいているというのがあるんですが、島本町においては、それは望むべくもないと。ですが、今、ちょっと質疑を聞いておりました改めしてお訊きしたいのが、図書館を所管している教育委員会及び人権文化センターを所管している総合政策部で、日常的に部長なり所管の判断で使える公用車はなかったのではないかと思います。いかがでしょうか。

ですから、免許を所有していたとしても、町全体の公用車を利用する場合、そう頻繁にブックポストの回収に使うことはできなかったのではないかと思いますので、人権文化センターの人員の問題だけではなく、今後の課題としては、やはりこういった対策を——委託にするのか直営にするのかは別としまして——取るべきではなかったのかなと思っております。先ほどの、歩いて取りに行っておられたということは、私、ちょっと調査不足で全く知らなかったんですけども、36冊を持って上がるという、そういったことを日常的にやっていたら——交代で行かれますから、1人が毎日ではなかったとは思いますが

ども、ただでさえ重い、重量のある図書なんかを扱っておられますと、頸肩腕症候群とか様々そういった職業病もありますのでね、遅きに失したのかなと思っております。これは私の反省ですが、公用車のそれぞれの部の所有状況を、改めてお示してください。

とは言え、委託ということで図書館司書ではない、図書館業務に特に精通されているわけではないシルバー人材センターの方に運搬をお願いするというので、そこは軽易な作業という位置づけだと思うんですが、移送される時の、ブックポストから出した書籍を収めて運ぶような箱というんですかね、そういったケース。そういったものは、今まで徒歩で運んでおられたのでなかったと思うんですけども、そういった備品については特に示されておりませんが、そういうものをきちっと用意して、搬送の際にはそういった箱に保管のうえ移送していただく。図書の傷みを防ぐということでは、そういった対応もする必要があるのではないかなというふうに思いますが、その点は十分視野に入れておられるのか、答弁を求めます。

取りあえず、それでお願いします。

総合政策部長 まず、公用車についてでございますが、人権文化センターには1台、人権文化センター専用の公用車がございますので、それを活用して、これまで運んでおりました。ちょっと歴史文化資料館のほうについては、先ほどもご答弁申し上げましたように、人権文化センターがお休みの日に図書館の職員の方が取りに行かれているということなんで、それ以外の日については人権文化センターの車で巡回をして、歴史文化資料館の本も運んでますので、当然、本を入れる箱もすべて用意をされているということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

戸田議員 引き続き、図書館資料回収等業務についてです。図書館に関わる事務事業を人権文化センターの職員が長く担っていた。しかも毎日、常にある仕事を担っていたことに関して、職務分担上、財政上、それぞれに問題があったと思えます。一定、ご答弁の中にも含まれていましたけれども、このことが問題であると認識できなかったということではないでしょうか。このことが課題であると認識できていましたかという、ご答弁、お願いいたします。

学校教育費、中学校費・工事請負費の中学校家庭科室他改修工事についてです。人権文化センターの調理室は長く住民が使用するには課題があると認識しておりまして、今回の約1千万円という予算規模は、この際、同センターの調理室の改修に充てて、配食サービスのお弁当はここで調理し、より広く住民にも活用していただけるようにできたのではないかと私は思っておりますが、検討されましたでしょうか。また、水無瀬川緑地公園町営住宅集会所にも調理室があります。ここでの調理は不可能と判断されてのこのたびの予算計上でしょうか。確認します。

教育こども部長 まず、図書館のほうでございますが、図書の運搬についてでございます

が、今まで、先ほどもご答弁させていただきましたように人権文化センターが毎日本庁に来るにあたって、センターのブックポスト、そして歴史文化資料館を巡回して図書を運んでいただいていた。この点については、問題という認識ではなくて、やはり一定少ない人材の中で本町の行政運営を行っていくうえでは、当時の判断としてはやむを得なかったものであろうというふうに考えております。

しかしながら、今回、センターとしても1名の職員が減員されたということを踏まえ、人権文化センターにこれ以上お願いすることは当然困難であろうというふうに教育委員会としても考えまして、そしてまた先ほども申しました土日、天候によっては取りに行ける日と取りに行けない日があって、住民の皆さんへの貸出が遅れる場合があるというようなことも解消するために、予算計上させていただいたという点をご理解賜りたいと思います。

また、先ほどありました人権文化センターや緑地公園住宅の集会所、他施設の活用の検討でございますが、町有の調理可能な施設としては、先ほどご紹介いただいた人権文化センターの料理教室、緑地公園住宅の集会所がございます。これらの施設については、地区福祉委員の皆さんにも当然ご提案をさせていただいたところでございます。しかしながら、人権文化センターの料理教室については、排水設備において一部支障が生じていること。また、これらの整備のため現在補助金申請がなされていて、これが認められた際には、予定では9月以降に工事が予定されておる。その際は使用できないことなどを考えると、センターの利用はかなり厳しいであろうという判断に至りました。また緑地公園住宅につきましても、厨房が非常に狭く、今までの配食数を作って、その分を分けるということとしては、使用するには手狭であるということで、使用は困難という判断に至りました。

他施設の提案ということで、今回、学校とも協議をして、学校長との協議の中で両中学校の家庭科室の提案をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

戸田議員 図書館の本の回収についてです。行財政改革というか、行財政を見るとときに、どこにどれだけのお金がかかっているかというのは非常に重要な視点で、やはり、今回のようなことは本来ならば望ましくなかったと思います。また、人権文化センターの職員が毎日日々、これははたして自分達の仕事だろうかと思いつつながら、この業務を行うということ。こういったことは、思いの外、日常業務に影響があると私は考えております。改善されてしかるべきであったと思います。質問はございません。

調理室です。やはり、先ほどの質疑でもわかったように、月1回、あるいは2回という調理のために、学校教育の現場で大きな工事がなされる。その予算規模が1千万円を超えると。そこで質問します。原状復帰に関する費用は、この中に含まれていますか。原状復帰の必要性があるかどうかも含めて、教育・福祉・災害対応の視点から、総合的

な検討が必要と考えています。いかがでしょうか。

教育こども部長 中学校家庭科室他改修工事の再度のお尋ねでございますが、まず、原状復帰にかかる費用というものは含まれておりません。

また、原状復帰の必要性があるのかどうか、教育・福祉・災害対応の視点からということでございますが、第一中学校は家庭科室、第二中学校につきましては調理室とその準備室を改修し、利用していくということでございます。大きな4升炊きの釜を3台、そして収納棚の設置、その大釜が洗えるシンクなどの設置などで、当然のことながら、生徒の授業に使う部屋が手狭になることは言うまでもございません。しかしながら、一方で、高齢者をはじめとする安否確認・見守り活動として、地域の方々がお弁当を作って配食するという福祉活動の現状を見てもらうのも、教育、授業のよい教材になるのではないかという考えもございます。

また、第二中学校も避難所となっていることから、大規模災害の炊き出し等対応のために、改修後、設置していくべきとの声があるのも私どもも承知をいたしておりますが、いずれにいたしましても、実際事業を実施していく中で、学校長ともこれらの点を十分踏まえて協議して、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 すでに総合的に一定検討され、議論もあったというご答弁だったと思いますが、重複しますが、3点目、問います。

中学校の家庭科教室・調理室を地域ボランティアに開放して福祉事業を行うことが、学校教育にプラスに働くように努めていただきたいと私は思っております。これについては、もうすでにご答弁をいただきました。また、大災害時の中長期的避難拠点として学校調理室が果たす役割を思うと、原状に復帰する必要がない改修工事が望ましいと考えます。これも、ご答弁で一定、その見解を述べてくださっています。従って、仕様段階から、そのことを考慮して、この予算を有効に使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。最後に見解を問います。

教育こども部長 今、現時点では原状復旧するのか、そのまま今後も活用していくのかということは決まっておりますが、当然ながら工事をするにあたっては、改修にあたっては、必要最少限の中での対応を考えております。

以上でございます。

河野議員 失礼いたしました。議事進行を円滑にしなければとは思っております。

一般会計補正予算の先ほどの質問に続いて、図書館の件については答弁で不明な点は理解したつもりですが、先ほど戸田議員がおっしゃったとおり、今までのやり方が本来の形ではなかったというふうな認識に、しっかり立つ必要があるのかなというふうに思っております。その点はまた、今後の議論ということではあると思いますが、ただ、図書館費ということで今回あげておられて、本来の形であるというふうに思いますけれど

も、であれば、従前も人権文化センターにこの回収業務を協力をいただいていたことについては、当然、現場のほうからも、この回収業務は図書館司書、あるいは図書館職員の本来の業務であるということ言えば、それに見合う人員配置というものが求められてきたのではないかと思います。その点が、どこまで議論されていたのかなということですね。その辺の反省というか、総括が要ったんじゃないかというふうな質問が先ほどあったんだと思うので、本来はそういうものであるというふうなところは部長として認識はお持ちでしょうか。答弁を求めます。この資料回収は図書館職員の本来業務であるということについて、改めてお訊きいたします。

それから、学校管理費です。資料請求をさせていただいております。十分に説明もいただいたとはおもいますが、やはり、これはいろんな意味で、できあがった後に、いろんな事態が起こったときにプラス思考で考えるということは非常に大事で、そのことが、かえって積極的に関わることが危険を回避できるというふうにも私は思っておりますが、やはり、これは緊急事態における学校の施設を使っただけということでは双方に相当負担のかかる、また事業が一時期移行する前後において、当然、事故が発生する可能性があるというふうに思っていたかなければいけないと思っております。

消耗品の詳細がわかるものを、河1で請求させていただきました。これはあくまで今、ふれあいセンターの調理室で活動されてる社協のボランティアの皆さん方が、家庭科の調理実習室を使うときに改めて必要になる備品であるということですが、備品台帳上は学校の管理下にあるというものになるのですか、ということが1点と、では、これが一定、当面の期間を終えた場合、この中学校の給食調理室を使ってやる必要がなくなった場合は、社協のボランティアさんの備品として引き上げて行かれるのかということですね。ちょっと、おかしな質問でもあるんですが、その点の備品についての分担について、お示しください。説明を求めます。

あと、第一中学校、第二中学校は燃料がそれぞれ違いまして、第二中学校はL Pガス、第一中学校もL Pガスを今回導入されて、このボランティアさんの活動に対応するというのですが、先ほど揃えられた消耗品の範囲で、あと、この供給する燃料について、L Pガス仕様で、すべてこれは万全な対応ができるのかということですね。今、持っておられる機器と、この燃料のL Pガスというものが十分に対応できることになっているのか。これが最終なのかということについて、お尋ねをいたします。

それから、これは要望みたいな形になってしまいますが、学校には用務兼学校警備の方を島本町は特別に置いていただいています。大阪府から補助金がなくなりましたが、廃止せずやっただいていただいていると。そういう警備員さんが門前におられるということが安心の一つにもなっていると思うんですが、月数回とは言えども、先ほどの議員の言われているような動線や、あるいは元気で活発な中学生が行き来される、そういった学校施設、教育の現場において、その動線に対して、今の現時点での学校警備・用務の方の

配置で間に合うとお考えなのか。答弁を求めます。

教育こども部長 補正予算に関して4点ほどの質問だと思いますが、まず、図書館資料の収集については、本来業務は教育委員会の本来業務であるかということにつきましては、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、教育委員会としての本来業務を人権文化センターのお力添えをお願いしてやってきたと。4月以降は、それは困難であるということがあって、教育委員会としても、当然、それは教育委員会で対応すべきということで対応してきたということのご答弁をさせていただいたとおりでございます。

また、2点目の中で、資料でもお示しさせていただいてます消耗品でございますが、今回、ふれあいセンターの調理実習室では保育所の子どもの給食を作ることになりま。備え付けの鍋等、使用できるものにつきましては、そのまま使用する予定ですが、使用する予定のない消耗品については、今回、各中学校を改修し、利用する際に持って行って、利用できるものは利用していきたい。それでも不足するものについて、今回、購入するものがございますので、あくまでも町として購入するものがございますので、今後、調理実習室がまたふれあいセンター使えるようになったときに、そのものが、地区福祉委員会の皆さんが持っていかれるということとはございません。

そして、LPガス仕様の対応の消耗品になっているかということにつきましては、一中、二中、今回は様々な検討の中で、両方LPガス対応といたしておりますので、ガス釜等につきましても、LPガス対応等ですでに検討した予算計上をしております。

そして、学校警備員についてでございますが、当然のことながら、学校警備員が配置されておりますし、今後、私どもとしては、先ほどからご答弁させていただいておりますように、安全確保については学校長とも十分協議をして対応していく所存でございますので、現在の警備員の人数の対応で対応可能であるというふうに判断をいたしております。

以上でございます。

河野議員 わかりました。細々とした、でも、大きな変動を余儀なくされるという状況です。ほんとにボランティアの方々の皆さんにも非常に負担がかかるということにはなりますし、その点で、最後もう一つ、細かい点ではありますけども、ふれあいセンターでの場合は明確に、配食のボランティアさんがお使いになる様々なものは、炊飯器とか、そういうものは別として、独立して食器棚をお持ちやったというふうに記憶しております。その管理、一切、外部の一般利用者はそれは触ってはいけないとなっております。

その点が、中学校の家庭科調理室、実習室を使う場合、例えば使った後の備品のチェックとか、あるいは逆に子ども達の授業で調理などされた後の備品の点検というものは、今までだったらふれあいセンターの職員が一括して、大新東の職員が一般の利用者の後には相当厳密に、生ごみも含めて点検をされて、個数が合っているとかね、いろんな

危険なものがありますので、点検をなさっていて、利用者としては非常に緊張する一瞬でもあるんですが、それがあってはじめて、いろんな備品管理や安全点検がされていたと思います。そういったことについては現場の、特に家庭科の教諭の方がそれを担うことになるのか。その点検管理、現場の教職員にも、その点はまた余力を持って担っていただくことになるのか。その辺、ものすごく堅い話ではあるんですが、ある意味、ここは二重行政的に、それぞれが担当するぐらいのことをしておかないと、何らかの形でまた問題が生じないかなというふうな心配をしております。

今までのふれあいセンターで、そういう意味で体制が十分にできていたということがあるのですね、この変わり目のときには、そういった対応も、多少、二重三重に重なるぐらいの人員配置というものが要るのではないかと思います、その点について、再度、説明と答弁を求めます。

教育子ども部長 消耗品等で購入した管理というものでございますが、学校と、今回、地区福祉委員の皆さんが使われるものというのは明確に分けて保管をするつもりでありますので、その部分について、地区福祉委員の皆さんが利用するものについては、地区福祉委員の皆さんで管理をされるというところでございます。

以上でございます。

中田議員 先ほどと同様、中学校の家庭科室の改修工事についてですが、河野議員のされた資料請求の河2の中に、学校管理費の工事請負費の内訳の資料がありました。それを見ると、一中は324万円、二中が874万8千円となっていて、二中がかなり比重を占めているということなんですが、これは、例えば二中は2部屋あるからとか、調理室・家庭科室が2階にあったりとか、どういう理由で、二中のほうがこのように額が、数値が多くなっているのかということの理由をお示してください。

教育子ども部長 お尋ねの件でございますが、詳細については、今後、進めていく工事でございますので、お示しはできませんが、当然、複数の部屋の設置でありますとかいう部分も影響をしておりますし、ガス等の部分の設置も含めて、そのような金額になっておるとというのが実情でございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第38号議案 2019年度島本町一般会計補正予算(第1号)に対しまして、賛

成の討論を行います。

まず初めに委託料、今回、資料請求でも出されていますプレミアムつき商品券の総合的な歳入歳出というものを、質疑はいたしませんでしたが、先般の補正予算並びに今回の補正予算を通じて、どのような歳入歳出になっているのかということについて明らかにされています。これの大半は税金であります。先ほどの税条例でも申し上げましたように、明らかに消費税増税が様々、特に、今回対象とされた子育て世代及び低所得者、非課税の高齢者世帯に対するダメージを回避する、緩和するために、政府が設けたというものでありますが、税金によって行われるものであるということ。それから、独自のシステムを設けなければいけないという負担が、現場のほうにも生じるということがわかっております。

それ以上に、消費税増税のマイナス面が今後の皆さんの暮らし、特に低所得者に対して及んでいくということが、もう十分に想像できる中で、本来であれば、この1点において賛成しかねるところであります。後の学校管理費、図書館費においては差し迫った第四保育所の仮移転、それに伴う調理、社会福祉協議会のボランティアさんの、ほんとに貴重な高齢者の見守り事業を支えるための緊急かつ必要な予算が組まれているという点及び図書館費においては、今回、様々な人事異動において問題点が明らかになりましたが、図書館を所管する教育こども部については公用車を専用としてはお持ちになっていないということと、図書館司書の、昨年度もいろいろありましたけれども、本当に職員配置について困難が多岐にわたり生じてきた中で、この資料回収等業務どころではなかったという点について、今回、改めて見直しをされ、図書館費として計上されたということについては必要不可欠な予算として認めるものであり、賛成するものです。

ただし、図書館費については、まだまだ今後、学童保育室などと、もっと多量な図書についての移動というものが伴っております。これも実は学校図書館の司書さん、あるいは学校長の方の負担において、図書館への返本、資料の戻しということをされているということも、私は日常的に目にしております。そういったことも含めて図書館として、図書館同士の相互の図書の共有という点については、やはり校園文書の递送という形で、今後も今回の事業を見る中で再検討、再度の改善を強く求めるものです。

また、学校管理費については正直申し上げて、この本会議場だけでは十分にわからなかった点が多々ございます。質問し、答弁をいただきましたが、やはり従前のふれあいセンターで行われていたに足る社協のボランティアさんの備品の管理や、あるいは使用後の点検、あるいは次の使用についての、原状に復するという点について、今まではふれあいセンターの職員さんが責任を持ってやっていただいたものが、今回は社会福祉協議会のボランティアさんが自ら、あるいは学校の家庭科の教諭の方が中心になって、その備品の点検を留意していただかなければならないという点では、そういったことにも、やはり安全の問題、職員への負担というものが想像できますので、これが開始され

る当初においては十分な職員配置、もちろん、教育こども部の事務局のほうでも見守り、様々な現場に行くということはされると思いますが、それはそれで含めて負担ということになりますので、町長及び教育長におかれては、その点について十分な体制を取っていただきますように、この点については強く申し上げまして、賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第38号議案 令和元年度一般会計補正予算（第1号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

プレミアム商品券に関わる歳出入については、町財政からの負担はないというものの、費用対効果という点で大いに疑問です。質疑では述べませんでした。資料を提供いただき、ありがとうございます。限られた条件の住民のみを対象にしていることから、事務がなお複雑になり、職員の事務負担はいかばかりかと気が滅入ります。前回の発行では大変な混乱が生じ、結果として公平性を欠いていました。今回は、その反省から、ふれあいセンターでの発券など改善と工夫も見られますが、基本的に、全く納得できない税金の使い道です。

中学校の家庭科室・調理室の改修についてです。ふれあいセンターの調理室が保育所の子どもの給食調理に使用されることにより、福祉配食サービスのお弁当調理を行うためのものです。社会福祉協議会において行われている配食サービスは、地域高齢者福祉の原点とも言えるもので、多くのボランティア活動によって成り立っています。よって、必要不可欠な予算計上と考えますが、1千万円規模の改修工事を暫定的な措置とせず、教育・福祉・災害対応の視点から総合的な検討を行い、それぞれに価値あるものとなるよう求めておきます。特に、大災害時の中長期的避難拠点としての学校の調理室が果たす役割は大きく、仕様段階から、このことを配慮して予算を有効に使っていただきたい。

最後に、図書館の図書回収ボックスにかかる事務事業の見直しは、もっと早くに行われるべきものでした。議員として、この点、認識不足であったことも反省しつつ、このたびの課題解決の視点を評価します。

以上をもって、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第38号議案 令和元年度の島本町一般会計補正予算（第1号）について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

5,772万8千円を追加されまして――歳入歳出両方ですね、総額115億8,672万8千円となります。今回のプレミアムつき商品券におきましては、国庫補助が5,654万3千円に對しまして、大枠ではありますけれども、歳出としては4,494万2千円という形になっております。一定、すべてが国庫補助と言われつつも事務負担という部分は出てく

るかと思いますが、皆様のご努力をお願いしたいと思います。

今回は前回の経験を持たれまして、ふれあいセンターでの販売となられ、申請においては福祉推進課窓口でされると。こういった割り振りをしながらの委託料もあがっております。この努力におきましては評価したいと思うところではありますが、それぞれの委託先が違う部分もありますので、ご努力願いたい。また郵便料におきまして、国からは二重取りにならないように、再発行はできないという形になっていることにおいて、簡易書留ということで郵送料が高い分がありますが、この点はやはり周知されることにおいては、再発行ができないということを、やっぱり必ず大きく記載をいただきたいと思っております。

それと、学校に関わる部分でございますが、これは平成30年度の第6号補正で我々は、要は第四保育所の建て替えにおいてふれあいセンターの整備、保育所整備。そこにおきまして、社協さんとかのこういう福祉ボランティアの給食の部分のご努力をいただきたいということで申しましたが、今回、この補正予算にあがってきたところでもあります。いろんなところの提案があった中、いろいろと当たりながらも最終的な妥協点というんでしょうか、一定の部分を持ってこられたということは大変評価したいと思っております。この苦心において、職員の皆様もご努力いただいたかと思いますが、今後もこれをバネにして頑張っていたきたいと思っております。最終的には、この費用をかけましてやりますけども、災害拠点の避難所でもある学校でありますので、この給食室、家庭科室、もしくは施設管理・消耗品において、一定、今後も使えるという方法も、また検討していただきたいと思っております。

その点におきまして、一定、この第1号補正においては評価する部分も持って、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第38号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第1号）に関しまして、賛成の討論をさせていただきます。

まず最初に、工事費の中で中学校の家庭科教室の改修工事の補正予算が出ておりました。ここまで来るのは、相当ご苦勞があったかと思っております。本当に担当者の皆様、ご苦勞様でございました。大変、評価したいと思います。

そして、地方消費税率10%の引き上げにおきまして、低所得者の皆さん、そして3歳未満の子どもを持つ世帯などに発効されるプレミアムつき商品券の事業がございました。これも手続きの簡素化が大切かと思っておりますので、ぜひ、この点もよろしく願いいたします。

最後になりますが、図書館費の資料回収等業務に関しましては、シルバーさんへ委託されるということで、適性検査をされるというようなことも答弁にございました。ぜひ、この点に関しましては十分注意を払っていただきたいことを要望させていただき、今回

の補正予算は賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 38 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 38 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、これをもちまして令和元年島本町議会 5 月臨時議会を閉じまして、散会いたします。

次会は、6 月 24 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦労様でした。

(午後 2 時 2 6 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第36号議案	島本町議会議長の辞職について
第1号選挙	島本町議会議長の選挙
第39号議案	島本町議会副議長の辞職について
第2号選挙	島本町議会副議長の選挙
第3号選挙	淀川右岸水防事務組合議会議員1人の補欠選挙
第1号選任	常任委員会委員の選任について
第40号議案	議会運営委員会委員の辞任について
第2号選任	議会運営委員会委員の選任について
第1号推薦	島本町都市計画審議会委員の推薦について
第41号議案	監査委員の選任につき同意を求めることについて
第2号報告	島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
第37号議案	島本町税条例等の一部改正について
第38号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第1号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 5 月 1 6 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（3 番）

署名議員（1 3 番）

令和元年島本町議会 5月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 3 6 号 議 案	島本町議会議長の辞職について	5 月 1 6 日 許 可
第 1 号 選 挙	島本町議会議長の選挙	村 上 毅 議 員 当 選
第 3 9 号 議 案	島本町議会副議長の辞職について	許 可
第 2 号 選 挙	島本町議会副議長の選挙	東 田 正 樹 議 員 当 選
第 3 号 選 挙	淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙	清 水 貞 治 議 員 当 選
第 1 号 選 任	常任委員会委員の選任について	各 々 選 任
第 4 0 号 議 案	議会運営委員会委員の辞任について	許 可
第 2 号 選 任	議会運営委員会委員の選任について	6 人 選 任
第 1 号 推 薦	島本町都市計画審議会委員の推薦について	4 人 推 薦
第 4 1 号 議 案	監査委員の選任につき同意を求めることについて	原 案 同 意
第 2 号 報 告	島本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分 について	報 告 を 承 る
第 3 7 号 議 案	島本町税条例等の一部改正について	原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 1 号)	原 案 可 決

令和元年

島本町議会 6月定例会議 会議録

令和元年 6月24日 開議

令和元年 6月26日 散会

令和元年 6月24日 (第1号)

令和元年 6月25日 (第2号)

令和元年 6月26日 (第3号)

令和元年島本町議会 6月定例会議会議録目次

第 1 号 (6 月 2 4 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○議長の常任委員辞任について	4
○一般質問	4
・福嶋議員	4
・岡田議員	16
・大久保議員	24
・河野議員	33
・東田議員	46
・野村議員	54
・平井議員	65
・清水議員	69
・塚田議員	79
○延会の報告	84

第 2 号 (6 月 2 5 日)

○出席議員	87
○議事日程	88
○開議の宣告	90
○一般質問	90
・戸田議員	90
・伊集院議員	101
・中田議員	114
○第 3 号報告 平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告 について	126
○第 4 号報告 平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費	

	繰越計算書の報告について……………	1 2 6
○第 5 号報告	平成 3 0 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について……………	1 2 6
○第 6 号報告	平成 3 0 年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について……………	1 2 6
○第 7 号報告	平成 3 0 年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について…………	1 4 7
○第 4 2 号議案	工事請負契約の締結について……………	1 5 0
○第 4 3 号議案	工事委託協定の締結について……………	1 5 8
○延会の報告……………		1 7 1

第 3 号 (6 月 2 6 日)

○出席議員……………		1 7 3
○議事日程……………		1 7 5
○開議の宣告……………		1 7 6
○第 4 4 号議案	島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について……………	1 7 6
○第 4 5 号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について……………	1 7 7
○第 4 6 号議案	島本町火災予防条例の一部改正について……………	1 8 6
○第 4 7 号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算 (第 2 号) ……………	1 8 7
○第 4 8 号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 8 7
○第 4 9 号議案	島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部改正について……………	2 5 0
○散会の宣告……………		2 5 2
※付議事件の議決結果……………		2 5 6

令和 元 年

島 本 町 議 会 6 月 定 例 会 議 会 議 録

第 1 号

令 和 元 年 6 月 2 4 日 (月)

島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 1 号）

年 月 日 令和元年 6 月 24 日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	に ぎ わ い 創 造 課 長	馬 場 田 耕 平

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

令和元年島本町議会 6 月定例会議議事日程

議事日程第 1 号

令和元年 6 月 24 日（月）午前 10 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議長の常任委員辞任について

日程第 3 一般質問

- 福嶋議員 1. 町営緑地公園住宅のあり方
2. 幼児教育・幼児保育の待機児童対策
- 岡田議員 1. 島本町の森林災害について
2. 通学路安全対策について
- 大久保議員 1. 島本町のごみ出し、高齢者ごみ出し支援の現状と課題について
2. 通学路の安全確保見直しについて
- 河野議員 1. 地下水 100% の水道へ一国の水道広域化推進プラン策定を問う
2. 島本町都市計画—総合計画・百山地区用途変更・西側駅前広場整備との関連について
3. 消費税 10% 増税方針の影響と同時進行の島本町第 6 次行財政改革を問う
4. 手話言語及び補聴器使用者への配慮を
- 東田議員 JR 島本駅西側開発、未来志向のまちづくりについて
- 野村議員 1. にぎわい創造の長期的な視点について
2. 地方創生に向けた自治体 SDGs の推進状況について
- 平井議員 災害時・非常時の電源確保の重要性
- 清水議員 雨水水路の整備について
- 塚田議員 ごみ処理行政について
- 戸田議員 1. 百山・上空通路の道路占用許可の妥当性を問う
2. 保育所入所審査要件
多胎児保育世帯にさらなる配慮を！
3. JR 島本駅西地区まちづくりへの思い
～これまでとこれから～
- 伊集院議員 1. 震災・災害の爪痕について
～山間部から暮らしを守る！及び、避難所でもある体

育館にエアコン設置～

2. 本町のテロ対策について

- 中 田 議 員
1. 待機児童解消には保育士処遇改善で対応を
 2. 駅西の計画案は再検討が必要
 3. 重要な生きものの保全について

- 日程第4 第3号報告 平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第4号報告 平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第5号報告 平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第6号報告 平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 第7号報告 平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 第42号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第7 第43号議案 工事委託協定の締結について
- 日程第8 第44号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 第45号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 第46号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第48号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 第49号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様です。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和元年島本町議会6月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から6月26日までの3日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 平井議員及び7番 岡田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

副議長と交代いたしますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前10時01分～午前10時02分まで休憩)

東田副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

なお、「地方自治法」第117条の規定により、村上議長の退席を求めます。

(午前10時02分 村上議長退席)

東田副議長 お諮りいたします。

村上議長から、職務を行う都合上、民生教育消防常任委員を辞任したい旨、願い出ておられますので、やむを得ないものと認め、特に同意したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田副議長 ご異議なしと認めます。

よって、村上議長の民生教育消防常任委員の辞任に同意することに決定いたしました。

(午前10時03分 村上議長出席)

議長と交代いたしますので、この際、暫時休憩いたします。

(午前10時03分～午前10時04分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、岡田議員、大久保議員、河野議員、東田議員、野村議員、平井議員、清水議員、塚田議員、戸田議員、伊集院議員、中田議員の順で行います。

それでは最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） 改めまして、おはようございます。令和元年、新元号では最初の、一般質問ですので、元号を間違えたりしないようにと思い、ずっと緊張しておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、令和元年6月定例会議での福嶋保雄からの一般質問を、通告に従って行いたいと思ひます。

質問の1点目として、「町営緑地住宅のあり方」について、お尋ねいたします。

平成29年12月議会にて、福祉施策としての町営緑地公園住宅のあり方等をお尋ねいたしました。「募集内容及び頻度の変更等を必要に応じ検討する」とのご答弁をいただいておりますので、検討内容、検討結果について、お尋ねいたします。

都市創造部長 おはようございます。それでは、福嶋議員の一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、町営緑地公園住宅の「募集方法の検討状況について」でございます。

町といたしましては、空き家待ち募集の頻度及び申し込み資格の項目等について検討を行ってまいりました。まず、空き家待ち募集の頻度につきましては、現状は2年に1回としているため、毎年実施することとし、応募の機会をより増やすことや、当選後に即入居可能な空き家募集の実施など、近隣自治体の事例を調査のうえ、種々検討を行ったところでございます。

しかしながら、本町と同じ規模の自治体で134戸の管理戸数を直営で維持管理している自治体の事例は少なく、町営緑地公園住宅における退去状況等の現状を踏まえると、空き家待ち入居者募集については、入居希望者の利便性を一定考慮したうえで、これまでどおり2年に1回の頻度で実施することが、最も効率的な事務運営に繋がるものと考えているところでございます。

次に、申し込み資格の項目について、これまでの町営緑地公園住宅の空き家待ち募集にかかる募集要項においては、持ち家の方は「原則として申し込むことはできない」旨の記載をしている一方で、運用として、持ち家の方でも家屋の所有権移転等、処分について口頭で確認できている場合は抽選会に参加いただいております。今までのこのような運用のあり方を改善すべく、次回の空き家待ち募集からは、近隣自治体の募集要項等を参考にしながら、持ち家の方について、家屋の処分など例外を適用する場合の運用を募集要項に明記し、加えて入居申込書に家屋の処分時期を記載いただくなど見直したうえで、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 持ち家の方は原則として申し込むことはできないとの旨を記載されていることに加え、例外適用運用を募集要項に明記されるとのことですが、この内容で、近隣自治体の事例と比べて遜色のない内容になっているのかどうか、もう少し、ご説明をお願いいたします。

都市創造部長 新規入居者募集時の持ち家の方の取り扱いについて、近隣自治体の状況を調査したところ、大阪府をはじめ、概ね持ち家の方は原則として申し込むことはできないとする内容となっており、本町も近隣自治体での取り扱いにならない募集要項を作成し、運用してまいりたいと考えております。

福嶋議員 理解しやすい運用となるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

優先入居の方法について、住宅困窮事情に配慮を要する必要がある高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯など、福祉世帯の区分として、公開抽選の際、抽選回数を2回付与する倍率優遇方式を採用しているとのことでしたが、町営住宅は手すりの設置や通路幅を拡げるなど様々な配慮をされていることから、その利用が実際に必要な方には随時入居が可能となるような募集方法への変更が必要と思ひますが、それに対してのお考え、お尋ねいたします。

都市創造部長 続きまして、町営緑地公園住宅における「優先入居の見直しについて」でございます。

ご指摘のとおり、本町におきましては募集要項において、高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯などを福祉世帯として捉え、公開抽選の際に、抽選回数を2回付与する倍率優遇方式を採用しているところでございます。これに対し、福祉世帯に該当する入居希望者について、住宅困窮度は一律ではなく、個々に緊急度に差異があるため、これらを加味した募集方法を実施すべきとの考え方もございます。

つきましては、ご指摘のとおり、町営緑地公園住宅はバリアフリーに配慮した仕様としていることを踏まえ、令和3年度の募集までには、こうした施設等を必要とされている方を対象とした優先入居のあり方について、福祉部局をまじえ調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 町が実施している町営住宅の取り組みですので、ぜひとも緊急に必要となった方への配慮等も含め、町営住宅のあり方等、ご検討、導入推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次、質問の2番目としまして、「幼児教育・幼児保育の待機児童対策」について、質問いたします

まずは現状を共有化したいので、以下の3点について状況はいかがか、お尋ねいたします。

1)点目. 幼児教育・幼児保育の歳児ごとの園児数を、町内・町外の園・所に分けてお教えください。

2)点目. 町外園・所の本町の配置基準に基づく保育士数をお教えください。

3)点目. 現在の待機児童数について、お教えください。

よろしくお願ひします。

教育こども部長 おはようございます。それでは、「幼児教育・幼児保育の待機児童対策」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「幼児教育・幼児保育の歳児ごとの園児数について」でございます。

町内の幼稚園2カ所、保育所4カ所、小規模保育事業所2カ所での歳児ごとの在籍児童数につきましては、令和元年5月1日現在、0歳児が32人、1歳児が103人、2歳児が131人、3歳児が208人、4歳児が253人、5歳児が308人、全体で1,035人となっております。

また、町外の幼稚園・保育所等での歳児ごとの在籍児童数につきましては、補助金請求のある幼稚園利用者しか把握はできておりませんが、令和元年5月1日現在、0歳児・1歳児とも0人、2歳児が5人、3歳児が25人、4歳児が16人、5歳児が21人、全体で67人となっております。

次に、町内にある保育所4カ所、小規模保育事業所2カ所における「保育士配置基準に基づく保育士数について」でございます。

令和元年5月1日現在、町内保育所等の在籍児童数687人に対する本町の保育士配置基準に基づく保育士数につきましては、84人となっております。

次に、「現在の待機児童数について」でございます。

本町の待機児童数につきましては、令和元年5月1日現在、0歳児が8人、1歳児が52人、2歳児が9人、3歳児が14人でございます。4歳児、5歳児につきましては待機児童はおりませんので、待機児童数全体では83人となっております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。待機児童は主に0～3歳児で発生しており、本年度の場合は、特に1歳児で多くの待機児童がおられるということです。待機児童は、年度末に向けて年度内に増加するという話をよく聞くのですが、島本町の状況はいかが、お尋ねいたします。

教育こども部長 次に、「待機児童が年度末に向けて増加する状況について」でございます。

平成30年度の状況といたしましては、4月の36人から徐々に増加いたしまして、年度末の3月で96人となり、当該年度中に60人の増となったところでございます。歳児別では、0歳児を除く各歳児では年度当初と年度末を比較して大きな変化はなく、0歳児が4月の2人から3月の67人へと65人増加となっており、当該年度中の待機児童数の増加の大半を占めていたものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町の待機児童は、平成30年度の状況では、年度初めに36人が年度末では96人と大きく増加。そして、その増加は主に0歳児で、年度初めが2名、年度末にはそれが67名と、年度内で65名の増加ということですね。

平成 30 年度、0 歳児の年度中の待機児童の増加は、主に育児休暇明けによる申請に対して受け入れができなかったものという理解でよろしいでしょうか。また、平成 31 年度初めの 1 歳児の待機児童 52 名は、前年度の 0 歳児で待機児童であった方たちが継続して待機になってしまったとの理解でよろしいでしょうか。

教育こども部長 議員ご指摘のとおりでございます。

福嶋議員 ありがとうございます。0 歳児の年度中の保育申請は、主に育児休暇明けで仕事に復職するための申請として考えられるということでございます。平成 30 年度年度初め 4 月に 2 名の待機児童がおられて、4 月以降の申込者はほぼ全員が入所できなかった、申込者全員が待機児童になったという理解になります。そういう理解でよろしいでしょうか。

教育こども部長 平成 30 年度 4 月以降の申込者全員が待機児童になったのか、とのお尋ねでございます。

4 月以降の申込者におかれましても、保育士の確保が進んだことや一部在籍児童が退所したことにより受け入れできているケースもある一方で、全員ではありませんが、相当数の方が待機児童になられておるものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町が今、「加速化方針」で取り組みを行っておられますが、その取り組みの目的としては、年度途中の申請であってもスムーズな入園・入所ができるための取り組みであるという理解でいいか、念のため、お尋ねいたします。

教育こども部長 現在、本町において取り組んでおります様々な施策につきましては、議員ご指摘のとおり、年度当初のみならず年度途中からの入所申し込みにも対応して、待機児童を発生させないことを目標としているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 児童の年齢ごと、例えば 0～3 歳児はいるが 4 歳・5 歳はいない、待機児童の発生状況が歳児ごとに大きく異なっているという状況の中から、待機児童の発生要因の一つは園・所の歳児ごとの定員と保育ニーズの乖離と考えられますが、現状の施設定員はどのような設計になっているのか、お尋ねいたします。

教育こども部長 次に、「保育所等の歳児定員設計について」でございます。

本町の保育所 4 ヲ所及び小規模保育事業所の 2 ヲ所を合わせた歳児ごとの定員につきましては、令和元年 5 月 1 日現在ですが、0 歳児が 80 人、1 歳児が 90 人、2 歳児が 101 人、3 歳児が 121 人、4 歳児が 126 人、5 歳児が 126 人、全体で 644 人となっております。

福嶋議員 待機児童が発生している 0 歳～3 歳児の保育所定員が、待機児童の発生していない 4 歳～5 歳より少ない設定となっているんですね。

待機児童の発生要因の一つは、園・所の歳児定員と保育ニーズとの乖離という理解で

よろしいかどうか、お尋ねいたします。

教育こども部長 待機児童の発生要因の一つは園・所の歳児定員と保育ニーズの乖離ということか、というお尋ねでございます。

本町といたしましては、現在、待機児童を解消するための方策の一つとして、各施設の認可定員の弾力化を図っているところでございます。このことから、各施設での認可上の歳児ごとの定員と保育ニーズとの乖離につきましては、待機児童の発生要因の一つではあるものの、その影響は限定的なものと考えております。

しかしながら、本町といたしましては、待機児童の解消が達成されるなど、将来的に環境が整った暁には認可定員での運営に移行してまいりたいと考えておりますので、その際には、議員ご指摘の園・所の歳児ごと定員と保育ニーズとの乖離が顕在化してくるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 保育基盤である施設整備を前倒しで行うとのことで、今回、「加速化方針」が出されております。「加速化方針」では平成33年度初、令和3年度初に定員1,020人の基盤を整備し、待機児童をゼロにするとのことです。定員としてはトータル人員数しか出ておりませんが、待機児童をゼロとするための歳児ごとの定員の計画値をお尋ねいたします。

教育こども部長 次に、「待機児童をゼロとするための歳児ごとの計画値」でございますが、「島本町保育基盤整備加速化方針」における受け入れ定員の拡充につきましては、令和3年度に合計1,020人として設定しており、ご指摘の歳児ごとの定員につきましては、設定をいたしておりません。

以上でございます。

福嶋議員 現在発生している待機児童は、主に0～3歳の保育園児であり、待機児童発生要因の一つは保育ニーズの高まりと考えられております。島本町で幼稚園に通園されている方の中には、保育所に入れないから、やむなく仕事を辞め幼稚園に通わず方もおられます。待機児童をゼロにするために、まず、保育ニーズをしっかりと把握することが必要と考えます。

繰り返しになるかも知れませんが、本町における幼稚園・保育所等の歳児ごとの保育ニーズについて、お尋ねいたします。

教育こども部長 本町における幼稚園・保育所等の歳児ごとの保育ニーズについてのお尋ねでございます。

令和元年5月1日現在の町内在住児童の幼稚園・保育所等での歳児ごとの在籍児童数に、待機児童数及び保留児童数を加えた人数といたしましては、0歳児が55人、1歳児が159人、2歳児が158人、3歳児が248人、4歳児が269人、5歳児が334人、全体で1,223人となっております。それぞれの年齢別人口に占める割合を本町の保育ニーズ

と考えると、0歳児が約20%、1歳児が50%、2歳児が約60%、3歳児が約90%、4歳児と5歳児がいずれも概ね100%となるものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 今、ご答弁いただきました内容は、町内在住児童の幼稚園・保育所等の保育ニーズでしたので、保育所等のみの保育ニーズについて、お教えてください。

教育こども部長 本町における保育所等の、歳児ごとの保育ニーズについてのお尋ねでございます。

令和元年5月1日現在の、町内在住児童の保育所等での歳児ごとの在籍児童数に待機児童・保留児童数を加えた人数でございますが、0歳児が55人、1歳児が159人、2歳児が153人、3歳児が152人、4歳児が135人、5歳児が154人、全体で808人となっております。それぞれの年齢別人口に占める割合を本町の保育ニーズと考えると、0歳児が20%、1歳児～5歳児がいずれも約50%となるものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 待機児童を出さないために、都度変化するニーズを的確に把握しながら、しっかりと定員設計・運用の中で、定員のバッファを取るなどの施策が必要と考えますが、いかがですか。

教育こども部長 待機児童を出さないための、しっかりと定員の設計についてのお尋ねでございます。

本町における待機児童を解消するためには、議員ご指摘のとおり、今後の本町における保育ニーズの変化を適切に把握・予測し、歳児ごとの定員設定を行うなど、きめ細やかな対応が必要であるものと認識をいたしております。いずれにいたしましても、既存の施設における歳児ごとの定員を変更することは困難でございますが、今後、本町において整備が予定されております各保育施設につきましては、保育ニーズの動向を踏まえた設定となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 1歳児～5歳児については、年度当初と年度末で保育ニーズはほとんど変わらないとのこと。そこでお訊きいたしますが、先ほど示された令和元年5月現在の保育ニーズに、0歳児の保育ニーズの伸びを加味した年度末の保育ニーズはどの程度と見込まれているのか、お尋ねいたします。

教育こども部長 令和元年5月1日現在の保育ニーズは、先ほどもお示ししたとおり、全体で808人となっております。それに、昨年度の0歳児の保育ニーズの増加分を加味した今年度末の保育ニーズは、0歳児が110人程度増加するものと見込まれますので、全体では920人程度まで増加するものと見込んでおります。

以上でございます。

福嶋議員 1歳児以上の児童の町内保育所保育ニーズが現状50%であること、ご説明いた

だきました。そして、0歳児の本年度末の保育ニーズは110名程度増加とのことで、歳児人口比率で言えば年度初10%~20%のものが、年度末には50%ぐらいになる。年度内で40ポイントもの変動があるとのこと。各歳児ごとの人口は約280名前後ですので、1歳~5歳児定員を140名としての施設整備、0歳児も年度末にはほぼ同様の施設ニーズがあると思いますが、年度内の変動が大きいことから、容積率の緩和などの施策を採用しながら整備が必要と考えます。

また、定員枠を決めるうえで、兄弟枠や転入者対応など考慮したバラつき許容値を設け、上方25%までに設定するなど定量的な目標値を上昇性を持たせるなど、町民に寄り添った歳児ごとの施設整備を行っていただくよう、お願いいたします。

先ほど示された本町における幼稚園・保育所等の歳児ごとの保育ニーズを満たすために、必要な児童数の保育を実現するための保育士数について、お尋ねいたします。

教育こども部長 次に、「先ほど示された児童数の保育を実現するための保育士数について」でございます。

先ほどお示しいたしました保育ニーズ児童数を、本町の保育士配置基準に基づき必要となる保育士数を算出いたしますと、年度末の時点では、全体で140人程度が必要と考えております。

以上でございます。

福嶋議員 年度末、全体で140名程度とのこと。現状、保育士さんが84名ということですから、年度内で56名もの増員ということになります。どのようにして、それほど多くの保育士を確保される予定なのか、お尋ねいたします。

教育こども部長 保育士確保策についてのお尋ねでございます。

全国的に保育士不足が社会問題となる中、本町におきましても、平成28年度以降、町内の保育士確保に鋭意取り組んでいるところでございます。町内の民間保育園に正職員として新規採用された保育士等に対し給付金を交付する新規採用保育士等臨時給付金につきましては、平成30年度におきましては5人の採用がございました。町内の民間保育園が労働者派遣事業者から保育士の派遣を受けるのに要した経費に対する補助金を交付する民間保育園保育士確保促進補助金につきましては、平成30年度におきましては毎月6人から8人、延べ83人の派遣を受けることができました。

また、大阪府社会福祉協議会において平成28年度から実施されております保育士修学資金貸付制度につきましては、指定保育士養成施設で学ばれた方が、卒業後、大阪府内の保育所等に就職し、5年間従事された場合の貸付金の返還が免除となるものであり、平成29年度には本町内の保育所等に2名の就職があった旨、聞き及んでおります。本制度につきましては、本町主体のものではございませんが、本町内における保育士確保に一定の成果が得られているところであり、今後のさらなる実績増に期待したいと考えております。

今後につきましても、引き続きこれらの制度により保育士確保に取り組んでまいりたいと考えておりますが、現時点におきましては、年度末に向かって増加する保育ニーズに対応できるだけの保育士を確実に確保する方策をお示しすることはなかなか困難な状況にございますので、何とぞご理解いただきたく存じます。

以上でございます。

福嶋議員 現在、83名もの待機児童がおられる状況とのことですが、島本町には定員を満たしていない保育所もあり、入園できない理由は保育士が確保できないから、とお聞きしております。

令和3年度待機児童ゼロに向けた取り組みを行うとともに、今日、今、1人でも2人でも保育士を確保する取り組みを別途行い、待機児童が少しでも早く入園いただける取り組みを積極的に行っていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほどご紹介いただいた保育士修学資金貸付制度は、各都道府県知事、各指定都市市長宛て厚生労働省事務次官通知でされた「保育士奨学金資金の貸し付け等について」に基づき行われているものだと思います。島本町は、大阪府と京都府の府境に位置することから、現状の運用では、京都府下の在住者や通学者は、島本町にある施設を就職先を選ぶことは困難な状況と考えられます。そのため、保育士ニーズは高いにも関わらず、同制度を活用した人材応募が大阪府下からの応募のみとなり、島本町にある施設に就職された方が2名しかおられないものと推測されます。

待機児童を含めた保育を希望する児童数に応じた保育士が確保できていない島本町では、様々な壁を打ち破って待機児童をなくすんだ、という行動を行わないといけないと思います。例えば、厚労省の保育士修学資金の貸付等については、京都府の貸付を受けた学生が島本町にある施設で就職する場合には、制度本来の趣旨を実現するためにも大阪府で貸付を引き継ぐなど、ルールの足らずの部分を補完するお願いを府・国に行っていくことや、極端な事例としての考え方では、島本町で類似目的の予算として執行しきれない予算を保育士修学資金の貸付肩代わりにも使えるように、数名分でも採用の枠取りをされるなど、新たな取り組みを行っていく必要があると思いますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

教育こども部長 先ほどご紹介させていただいた、本町が単独で実施する二つの保育士確保策のうち、町内民間保育園が労働者派遣事業者から保育士の派遣を受けるのに要した経費に対する補助金を交付する民間保育園保育士確保促進補助金について、これが対象となる保育士人材確保支援事業が、大阪府において平成31年度から制度化されたところでございます。本事業につきましても、民間保育園等が保育士不足により定員を満たしていないときに実施する保育士人材確保のための事業に対して市町村が補助金を交付する事業について、その補助を要する費用が交付されるものでございます。対象となる事業には複数の種類が示されておりますことから、本町において導入することが効果的な

事業が他にないか、現在、研究を進めておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き近隣自治体の取り組みや、ただいま福嶋議員からご紹介のあった取り組みも踏まえ、調査・研究し、より効果的な保育士確保策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。保育士を確保することは多くの困難があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

保育士関連で、もう1点、お尋ねいたします。「0歳児の保育士人材確保について」でございます。

0歳児については、年度初は生後7週目から56週目の46週間に生まれた児童が、年度末には生後7週目から99週目の93週間分に生まれた児童の保育が必要となり、年度中の保育人数が2倍以上になる特徴があります。このことは、必要な保育士さんが年度初に比べ年度末には2倍以上の人数、つまりは年度内で常時10数名もの増員が必要となり、年度初にはまた元の人数に戻すことになると思ひますが、どのように対応される予定か、お尋ねいたします。

教育こども部長 0歳児が、年度当初から年度末にかけて増加することへの対応予定についてでございます。

本町におきましては、現在、0歳児のみ、10月に年度途中入所の予約枠を設けているところでございます。これは、3月生まれの0歳児が4月入所を希望できなくなるケースがあることや、生後間もない状態で育児休業を切り上げて入所せざるを得ない状況となる可能性もあることから、各施設において、10月入所を希望される場合に限定して3名程度の予約枠を設ける配慮を行っているものでございます。このように、可能な範囲で一定の配慮を行っているところではございますか、議員ご指摘の増加状況につきましては、保育所制度の構造上の課題として認識しているところでございます。

なお、保育士確保が困難な背景のもと、年度当初から当該年度中における児童の増加を見込んで、それに応じた保育士数の雇用はなかなかできないものと考えております。

いずれにいたしましても、現時点におきましては予算上の制約もある中、大きな課題であるものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 現状、10月入所希望者限定で、各施設3名程度の予約枠を設ける配慮をいただいているとのこと、理解いたしました。令和3年、待機児童ゼロを通年で実現するためには、申請ごとの毎月入園する受け入れ体制の整備も必要と思ひますので、ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。

以上で、保育所等に関する待機児童対策等についての質問は終わろうと思ひますが、概ね町在住の1歳～5歳児の50%は保育所等に入所を希望されており、今後、より高い

割合になっていくものと推定されます。また、0歳児は育休明けの年度内申請が多く、0歳児月例に依存するものの、年度初めの約10%から、年度末には50%の方が保育を望まれる状況です。年度内すべての期間での待機児童ゼロ化、兄弟姉妹の同一施設通園、過密改善には、保育ニーズの把握・適切な施設定員設定・保育士確保の来年度、令和2年度中の実現が必須と考えますが、いかがお考えでしょうか。

教育こども部長 今、議員ご指摘の様々な課題につきましても、いずれも早急に解決すべきものと認識をいたしております。いずれにいたしましても、現在、「島本町保育基盤整備加速化方針」においてお示ししております目標の達成に向けまして、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 保育所関連について、概ねお尋ねさせていただきましたので、引き続き、「加速化方針」の中では考慮から外す前提条件であった幼児教育・保育無償化関連で、幼稚園に関することをお尋ねしたいと思います。

幼児教育・幼児保育無償化が本年10月より始まります。2年保育である町立幼稚園に4歳から通わせようと考えられていたご家庭では、幼児教育無償化が始まる10月から、枠組みがあるのならば、できることなら満3歳から行かせたいと思われるご家庭があることもお聞きしております。

3歳児で保育所に通われている約50%の方、私立幼稚園に通われている約30%の方以外の約20%の方、つまりは4歳から町立幼稚園に通われる予定の方全員が町立幼稚園で3年保育をしてもらいたいと思われる潜在ニーズとっておりますが、「町立幼稚園での3年保育の実施、満3歳児の受け入れ」について、お考えをお尋ねいたします。

教育こども部長 「町立幼稚園での3年保育実施、満3歳児の受け入れについて」でございます。

町立第一幼稚園につきましても、現在、4歳児と5歳児の2年保育を実施しているところであり、三島地域4市の状況といたしましては、4市のいずれの公立幼稚園におきましても、本町と同様、2年保育を実施されているところでございます。

町立第一幼稚園における3年保育や満3歳児の受け入れの実施にあたりましては、本年度から町立園を1園に集約し入園率が上昇していること、これまで私立園が3歳児の保育を担ってきた歴史があることなどに加え、施設及び人員をはじめとする様々な課題がございますことから、現時点におきましては、直ちにこれを実施することは困難なものと認識しておりますが、近隣自治体の動向等も踏まえまして、慎重に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 町立幼稚園の入園児数は定員207名に対して、5歳児90名、4歳児66名の156名であり、定員に対して51名の欠員がある状況です。先ほどのニーズを分析すると、満

3歳、3歳児の町立幼稚園通園ニーズは50名程度あるものと推定されます。

本年10月より満3歳児からの幼児教育無償化が開始されること、町立幼稚園の欠員数、保護者の思いを考えると、島本町は早急に満3歳児からの受け入れができるよう体制整備を行う義務があると考えますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 第一幼稚園における満3歳児からの受け入れについて、再度のお尋ねでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、現時点におきましては、直ちにこれを実施することは困難なものと認識をいたしておりますが、現在、第二幼稚園跡地におきまして開設に向けて事務を進めております幼保連携型認定こども園につきましては、3歳児を含む幼稚園としての利用者35人程度の受け入れを予定しており、また保育所としての利用者にあわせて、ご指摘のニーズの受け皿の一つとして機能するものと考えております。

いずれにいたしましても、今後、本町において整備が予定されております各保育施設につきましては、保育ニーズの動向を踏まえた設定となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

福嶋議員 まずは、現在、家庭内保育をされている3歳児の保育ニーズをしっかりと把握いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それに加え、幼稚園を選ぶうえで、給食の有無が大きな要因を占めていたとのお話も多くお聞きしております。島本町の多くの方が通われている私立幼稚園では、すべて給食がある状況です。「町立幼稚園での給食の提供」について、どんなお考えか、お尋ねいたします。

教育こども部長 次に、「町立幼稚園での給食の提供について」でございます。

町立第一幼稚園につきましては、現在、給食は実施しておりません。三島地域4市のいずれの公立幼稚園におきましても、本町と同様、給食は実施されておられないような状況でございます。町立第一幼稚園における給食の実施にあたりましては、相応な広さを持つ調理室の確保など、施設及び人員をはじめとする様々な課題がございますことから、現時点では、これを実施することは困難なものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 町立第一幼稚園での自園調理による給食実施が困難なことは理解いたしました。ただ、本年10月から幼児教育・保育無償化が行われますので、満3歳からの幼児教育などの利用者のニーズをしっかりと把握し、対応を行う必要があると思います。ぜひとも早急に、前向きなご検討をお願いいたします。

質問2点目全体を通して、島本町の待機児童対策として、今日現在、多くの待機児童がおられる状況の中で、一日でも早く保育できる保育所を確保する。現状の施策の継続で保育士確保が困難であるならば、新たな施策の検討・実施で保育に当たられる保育士

を1人でも確保し、少しの期間でも加速して待機児童を減らしてください。府境に位置するために発生する国施策の運営上の課題に対して、府・国に改善の要望を行うとともに、緊急避難的に町施策として実施するなど、取り組みが必要ではないでしょうか。

また、幼児教育無償化対応ですが、島本町では町立幼稚園が2年保育のため、満3歳児からの入園を望む方のニーズ把握が困難かと思えます。すでに多くの方から、満3歳からの町立幼稚園に通園させたいとお声もいただいております。

ぜひ、積極的なニーズ把握、施策へ反映いただき、未就学児全員が、望む施設で保育される環境の早急な整備をお願いし、福嶋保雄の令和元年6月定例会議の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員(質問者席へ) おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

まず初めに、18日の夜、新潟、山形など各地を襲った激しい地震に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

1. 「島本町の森林災害」について。

島本町の山林面積は971ha、うち957haは民有地です。平成30年9月4日、台風21号の暴風雨により、広大な面積の山林が甚大な倒木被害にあいました。膨大な量の倒木は、今も手つかずのまま放置されています。島本町と同様、台風21号で甚大な倒木被害を受けた高槻市では、国から激甚災害の指定を受け、森林組合に事業を委託され、着々と復旧が進んでいると聞いています。

島本町の森林災害の状況、また森林内の風倒木の被害面積、復旧に向けての取り組みをお伺いいたします。

都市創造部長 それでは、岡田議員の一般質問のうち、「島本町の森林災害」について、ご説明させていただきます。

昨年9月の台風21号で発生した風倒木被害につきましては、大阪府が調査用のヘリコプターを使用し調査した結果、本町の人工林被害面積は約61haとされ、その多くは大沢地区・尺代地区・山崎地区となっております。

なお、国が定める激甚災害指定の面積割合は、人工林総面積に対して被害面積が25%以上となっておりますが、今回の本町の被害面積は人工林総面積346haに対し17.6%となっており、激甚災害指定は受けられないこととなりました。この被害状況を受け、平成30年第4号補正予算にて専決処分させていただいた災害復旧事業により、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理を実施し、森林の整備に当たられる方が林道や町道を利用できる状況にまで復旧したものと認識しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、奥地の人工林などの倒木処理については手つかずの状況となっていることから、大阪府が指定する保安林の整備の中で復旧ができない

かなど、昨年度から協議を進めてまいりました。これまでの協議の結果、本年度は尺代地区での復旧治山事業・奥地保安林事業、大沢地区では防災林造成事業を実施していただけたこととなりました。あわせて、サントリー天然水の森事業においても同様に山崎地区での作業道を昨年度復旧していただき、本年度も引き続き、サントリー天然水の森事業内で復旧ができないかなどをサントリーの担当者とも協議を進めているところでございます。

今後の森林整備につきましても、大阪府、サントリーと連携を密にし、計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 今、発言がございましたが、被害について大阪府のほうから調査用のヘリコプターを使用できるという情報は、何月何日にございましたか。

都市創造部長 ちょっと詳細に何月何日かというところまでは、今、資料のほうございませんで、まことに申しわけございません。ただ、9月20日に大阪府北部農と緑の総合事務所に対して、第2回目の打ち合わせといいますか、報告をさせていただく中で、本町としてはなかなか林道等が倒木によって通行ができない、また本格的に、専門的に測定技術もないため被害面積の算出が困難な状況であります。ですから、大阪府さんのほうでヘリコプターを飛ばす予定と20日の時点ではお伺いしておりましたので、そのときに本町の森林被害についても、あわせて調査のほうをお願いしたいということで、連絡をさせていただいております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。私、事前に調査しております。10月26日にヘリコプターは飛んでおりますね。

私は、高槻市の職員からお聞きしております。激甚災害の指定のためには、1ヵ月間の期間がございました。1回目、2回目、3回目が報告できるような形になっていたということです。高槻市も現場に駆けつけた。そうすると、すごい倒木がひどくて、山林の中へ入ることすらできない状況であり、目視での判断は無理であったということです。そのために、大阪府のほうに1回目の報告のときも、2回目の報告のときも、ヘリコプターを飛ばして欲しいと頼んだそうですが、2回とも断られたということです。それで3回目で、一生懸命、高槻の職員は国交省のほうから高槻市に出向いている職員がいらっしゃいますので、その方を通じて林野庁のヘリコプターを飛ばすことができたということです。このヘリコプターには森林組合の方も同乗してもらい、また市の職員と、3人で被害面積を測定されたということをお聞きしております。

私は、この同乗された職員の方とお話をさせていただいております。目視するということは、ほんとにヘリコプターで上から見るのと全く違って、3倍ぐらい広範囲であったと聞いております。高槻市の場合は613haの広大な被害で、甲子園球場の160個ぐら

いに相当するぐらいの、すごい広大な被害だったそうです。そして、市のほうは3回目に国のほうに、この激甚災害の報告をされ、その後に大阪府のほうからヘリコプターの依頼があったということです。ですから、高槻市のほうはすでにもう国のほうに報告した後だったので、府から飛ぶヘリコプターは断ったということです。

島本町は、この間、いつ、誰が、この台風21号の現場に立ち入って確認をされたのでしょうか。職員の人数と、確認された日にちを教えてくださいませんか。

都市創造部長 本町の森林被害の確認にあたっての日付と、確認に従事した職員の数でございます。

まず、9月4日に台風21号が最接近した後に、その翌日でございます。5日には大沢地区、尺代地区の現場を職員のほうで確認いたしております。また、翌6日には山崎地区の現場を確認いたしております。ただ人数については、まことに申しわけございません、写真等で記録のほうは残っておるんですけども、ちょっと当時、相当混乱していたということもございまして、1名以上は行っているということで、ご理解賜りたく存じます。

また、議員から先ほどご指摘いただきましたとおり、さすがに下道を通っての目視により被害状況の確認を試みたわけでございますが、やはり倒木等、多数ございまして、可能な限りは確認すべく奥地のほうには進んでいったんですけども、正式な被害面積の算定については非常に困難であったという認識でございます。

以上でございます。

岡田議員 府のヘリコプターで町の被害面積を調査していただいたところ、61haというふうにお聞きいたしておりますが、激甚災害指定は総人工林面積の4分の1以上ですから、この61haというのは激甚災害指定には無理というようなことではございますが、職員が5日、6日に現場に足を踏み入れられた。そのときに、お帰りになって、目視でどれぐらいの被害状況だったかということ、部長は職員から報告を受けていらっしゃることをお聞かせください。

都市創造部長 先ほどご答弁申し上げました、5日、6日、両日にわたりまして職員が被害状況の確認に森林のほうに入らせていただいたところではございます。その報告的な分については、写真等の内容も含めて、一定、承知はいたしております。しかしながら、具体的な被害の面積という分については、相当数というような、ちょっと漠然としたような報告でございまして、具体的に何haとか、約何haであるとかいうところまでは、なかなか把握はし切れなかったという報告を受けております。

以上でございます。

岡田議員 職員が台風の後、現場に駆けつけられて、職員は大沢・尺代地域の山林等の倒木被害が相当発生しているということで、この30年度に補正予算を組まれて議会のほうに提出されていらっしゃるんですね。

この補正予算の使い道というのは、町が管理する町道や林道のみ整備されて、奥地の人工林など倒木がすごく大変な、山積みになっているところというのは放置されたままの状態になっていたというような理解でよろしいですか。要するに、この補正予算を使って、肝心の奥地のほうは残したまま、町が管理する部分だけを工事したというような理解でよろしいですか。

都市創造部長 先ほど議員からご紹介いただきましたとおり、昨年度、実施いたしました工事につきましては、町道、林道、もしくは河川に倒木ございましたので、それらの撤去というところを一義的に、重点的に実施をさせていただいたところであり、人工林のうち民有林にある分について、町道、林道等に影響なければそのまま、言い方悪いんですけど、放置の状態という状況でございます。

以上でございます。

岡田議員 結局ね、この奥地の放ってあった手つかずの場所がですよ、今回、4月22日の夕方4時ぐらいに火災が発生しているんですよ。山火事が発生しました、22日に。この火災で、島本町は49haが焼けてしまったわけなんですよ。この49haというのは、例えばJR西地区の面積に直しましたら約4倍ぐらいになる、この広大な山林が焼けているわけなんですよ。そして、ポンポン山に入るハイキング道も焼けただけ、広大な面積が消失してしまったのです。

それでは消防長にお聞きしますが、この消火においては高槻市の消防の応援もあったかと思えます。大沢には災害のための貯水槽、約40tが入る、こういう貯水槽があると聞いております。今回、高槻市のタンク車の協力で水を運んでいただいたと聞いておりますが、間違いないでしょうか。

消防長 4月22日に発生いたしました大沢地区の火災でございますが、今、ご指摘ありましたように、本町のみならず高槻消防本部、それから隣接する反対側の乙訓消防本部にもご協力いただいております。

それから、今、防火水槽のお話がありましたけども、大沢地区に40tの防火水槽がございまして、それで地上ホースを約1,000m延ばして、地上からも放水いたしましたけども、ヘリコプター、大阪市消防局、それから兵庫県の防災ヘリ、それから京都市の消防局、3機を要請いたしまして、上空からの放水もしたというところでございます。

高槻市には水槽車ということで、水を溜めた車がございまして、それも要請に基づいて来ていただきまして、それも活用しながら消火活動したところでございます。

以上でございます。

岡田議員 消防長、ちょっと確認があるんですけどね。この貯水槽というのが大沢にあると聞いておりますがね、島本町はタンク車はないですよ。そうしますと、この貯水槽に入れる水というのは、高槻市の協力が今後必要であるという理解でよろしいんですか。

消防長 大沢に設置しております防火水槽につきましては、隣接の河川の水を流入という形でございます。今回につきましては、先ほども申し上げましたようにかなりの規模でございましたので、放水量が追いつかない状況で、高槻市さんの水槽車というんですけども、それを利用してピストンで水を運んでいただいたという状況でございます。本町にはタンク車というのがございまして、タンク車には常時2 tの水が入っております、一般的な住宅火災でありましたら、まず、その水を初期消火で利用して、後は消火栓でありますとか防火水槽にポンプ車からまた繋げて、そこから水を出すという状況でございます。

ただ、今回の林野火災につきましては、先ほども申し上げましたように上空からの消火、それから地上からの消火ということで、当初49haといたしますのは、概ね消防ヘリから見た大まかな区域でございまして、実際の焼失面積は約5haという形でございます。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。そういうわけで台風21号、手つかずのまま放ってあって、手つかずの木が今回、相当広範囲に燃え広がったということなんですね。結局、倒木の放置というのは、原因は未だ町のほうからは正式な報告はいただいておりませんが、自然発火で山火事の原因にもなると言われております。

木というのは、大雨が降りましたら、倒木は濁流とともに川に流れ出してくるんですよ。ということは、下流域の水害を誘発するおそれがございます。そういうことを考えますと、この倒木を放置したままであるということは二次災害のおそれもありますので、早急に処理をしていかなければならないと思います。住民の生命、財産を守る、このことから考えますと、これは行政に与えられた最優先課題であるのではないかと、このように私は思っております。今後、どのようにされるのでしょうか。

高槻市はすでに昨年の12月より復旧作業に入って、もう着手されていらっしゃると思います。島本町は今後、この倒木に関してどのようにされますか。第2の被害が出るおそれがある。この梅雨時、ほんとに恐ろしいことだと思いますよ、このまま放置すると。どのようにされますか。お聞かせください。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、民家や人命に影響がある箇所から、責任持って積極的に実施していくということが基本であるというふうと考えております。実際、今、大阪府の保安林事業、積極的に推進していただいておりますので、そのような部分についても、本町からもしっかりと要望のほうをしてまいりたいと考えております。

なお、具体的に復旧に向けた事業等でございますが、尺代での復旧治山事業につきましては、治山ダム3基の設置及び崩壊山腹斜面地の復旧が3ヵ所、人工林の本数調査伐、倒木の整理など、事業区域内の森林整備を実施し、令和元年8月下旬の着工を予定し、令和2年2月下旬には工事が完了する予定となっております。また同じく尺代地区の奥地保安林事業につきましては、治山ダム3基の設置及び人工林の本数調査伐、広葉樹林

の整理伐、風倒被害地等の整理など、事業区域内の整備を予定いたしており、令和元年10月下旬の着工を予定いたしております。

また、大沢地区の防災林造成事業につきましては、風倒木処理や植栽、流木捕捉工の実施を予定しており、令和元年9月下旬に被害状況の調査が完了した後、本年11月下旬頃の工事着工を予定しており、こちらは相当面積が広いことから、令和4年度中の完了を予定しているところでございます。特に大沢地域におきましては、相当広大な面積に風倒木被害が出ております。今回、大阪府において保安林事業、大沢地区にも相当入っていただくことになっておるんですけども、その前処理として、昨年度、その地域に登っていくための林道等の整備を本町、いの一番にやらせたいただいたというところもご理解賜れればと思っております。

以上でございます。

岡田議員 だんだん時間がないので。島本町としましては、民有林が957ha、町有林が14haで、サントリーの天然水の森事業ですか、353あるかと思うんですけども、今回、大阪府のほうからの事業で保安林事業ということで、これは大阪府の事業と言うより国からほぼ100%、お金が下りてくるというような事業かと思いますが、これは保安林事業の面積は、島本町はどれぐらいの予定をされていらっしゃるでしょうか。この予定の面積の中には、大沢地区の、今、放置されている場所とか、尺代の荒れている地域とかあるんですけども、この保安林事業の中に、どれぐらいのスペースで組み込んでいらっしゃるでしょうか。最終的にはサントリーさんの天然水の森というのも入るかと思うんですけども、サントリーさんのほうは山崎地区のほうをできるだけ手を入れていただくというようなこともお聞きしておりますが、この保安林事業の中でどれぐらい修復工事にかかれる予定になっておりますか。

都市創造部長 今回の保安林事業での修復される面積についてのお問い合わせかと思えます。

まず、尺代地域におきます復旧治山事業については、面積的な部分のお示しはなくて、ただ図面上には落とされてまして、ここの範囲で実施するという状況になっております。あと、また同じく尺代の奥地保安林保全緊急対策事業という名称なんですけども、こちらも尺代地域における各種対応、先ほど私、ご説明申しました内容等進めるんですけども、こちらについても図面上には落とされておるんですけども、具体的な面積という分についてのお示しというのは、ちょっと府のほうからはいただいております。

あと、大沢地区におきます防災林造成事業でございます。これについては、最大として面積については40haということで、ただ、どこまでやっつけられるかというのは今後、より細かな協議を行うこととしております。あと、同じく大沢地区の保安林改良事業もございまして、これについては荒廃林の整備ということで、これについては1.41haということで聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、本町としましても、どの地域でどれだけ被害があつて、どれだけ復旧が進んだというのは、やはり詳細に、今後も引き続きまして把握に努めるとともに、大阪府、サントリーはじめ関係機関と連携する中で、しっかりと対応のほう、してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。40haの保安林事業に取りかかり、5年ぐらいの年数で完了するというところでございます。特にね、先ほども言いましたように、民家であるとか人命に影響のある箇所の整備を早急にしていただきたいと思います。どうしても財政的に手つかずの場所も残されるかと思いますが、お聞きしましたら、木は50年たてば腐るといふのか、ということをお聞きしてますので、できるだけ第二次災害が起こらないような復旧を早急に進めていただきたいと思います、そのように要望させていただきます。

最後になりますが、森林を大切にすること、また木を植えるということは、命を植えることであると、私はそのように理解しております。美しい島本町の山々を取り戻す、このような努力をぜひ強く要望をさせていただきたい、このように思います。

また、残念でございましたが、高槻市がヘリコプターを飛ばすときにも、島本町に声を一言かけていただけなかったこと。これがすごく悔いが残っておりますし、本当に仲がいい、何でも声かけられる、そのような関係が大事ではないかというように思います。最後に、高槻市と広域連携をしていく、この中にしっかりと信頼を拡げていっていただきたい、このように要望をさせていただきまして、1点目の質問は終わらせていただきます。

2点目の質問に入らせていただきます。「通学路交通安全対策」について。

日本は、先進国の中で歩行者が死亡する交通事故の割合が多く、内閣府の交通安全白書によると、2016年の交通事故死者数のうち歩行者が占める割合は、アメリカ、フランス、ドイツなどが15%なのに対し、日本は35%と、高い数字です。

通学路の総点検運動では、子どもの目線で現場を歩き、危険箇所や課題を洗い出していかれたことと思いますが、法律で義務づけられた「学校安全計画」の策定はされていますか。

教育こども部長 次に、「学校安全計画の策定」について、ご答弁申し上げます。

「学校安全計画」につきましては、「学校保健安全法」第27条において、同計画の策定及び実施が義務付けられております。また、「島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第13条において、同計画については、毎年、学年初めに校長から教育長に報告することになっており、今年度もすでに報告を受けております。

なお、通学路の安全点検及び対策につきましては、平成28年4月に策定した「交通安全プログラム」に基づきまして、各小学校において通学路の危険箇所点検を行い、教育委員会において取りまとめを行ったうえで、その結果を、道路整備を所管する都市創造

部に報告いたしております。その後、国土交通省や大阪府、警察署等の関係機関と連携、協議し、適宜対策を講じているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 私、今、少しだけ所々、拝読させていただきたいと思いますが、子どもの通学路に関して、住民の方からメールをいただきました。「子どもの通学路を結構なスピードで通行する大型トラックやミキサー車を通行規制するなど、どうにかしてもらえないか、お願いするためにルールを送りました。」ということで、該当のトラックなどは「ナルックスの方面から北に直進して、サントリー前の踏切を通り、左折してユニハイムの前を直進し、セブンイレブンの前の十字路を右折し、二中の向かい側の採石場に出入りしています。朝早くから夕方まで、1日に何回も往復されており、例えば15分の間に4台ぐらいの割合です。これはセブンイレブンの前の十字路の警備員さんの情報です。」と。「サントリー前の踏切の踏切待ちでは渋滞を引き起こし、踏切の遮断機が降りかかっているにもかかわらず、スピードを上げて渡ったり、ときには踏切を渡る歩行者にクラクションを鳴らしたりします。サントリー側から逆にナルックスの側に右折するとき、踏切の横断待ちをしているときも、幼稚園バスや一般車両の通行の妨げになったり、停まっているミキサー車や大型トラックの陰から歩行者が現れたりもしております。巻き込まれ事故に繋がるように思います。」、そして「線路沿いやセブンイレブン、右折した町道の道幅の割に結構なスピードで走るので、小・中学校の子どもに登下校も危ないし、それ以外の歩行者も危険な状態です。昨年冬ぐらいからだったと思います。」ということで、この保護者の方は、第二小学校にはすでに連絡をしております。生活指導の担当の先生が現状を視察されるということのお返事をいただいております。

このメールをいただいておりますが、第二小学校のほうから教育委員会のほうに連絡はございましたか。

教育こども部長 ただいまご紹介のあった内容につきましては、住民の方から第二小学校のほうへ情報提供がございました。これを受けまして、5月末に教諭がセブンイレブンの前で、トラック通行状況を確認をいたしておると聞いております。そのときは30分程度の確認の中で、トラックなど大型車両の運行は2台程度であり、また危険運転と思われるような状況は、そのときは確認できなかったというふうに聞いております。

しかしながら、通学路になる道路での危険運転にかかる情報提供でもありますことから、教育委員会といたしましては、第二小学校から報告を受けまして、直ちに道路を所管する都市創造部に対し、関係機関と連携しての対応をお願いしたところでございます。

以上でございます。

岡田議員 それでは都市創造部になるかと思いますが、危険箇所の中で、教育委員会のほうから何らかの形で報告があったと思いますが、これに対して都市創造部のほうで改善された箇所というのは何ヶ所ぐらいございますか。

都市創造部長 今回、ご紹介いただきました、結構な速度で走るトラック、ダンプについての分でございますが、当該路線における危険な運転の対応につきまして、当部といたしましても当然重要であると認識いたしております。

議員ご指摘の当該路線の危険運転につきまして、地域からもご心配の声をいただいておりますことから、当該路線における速度超過などの危険運転に対する対応については、すでに交通管理者であります高槻警察署に現地の確認も含め、事故抑制に繋がる対応策の申し入れを行っているところでございます。今後も引き続きまして、未然に事故が防止できるよう、高槻警察署と連携し、本格的な対策について協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

岡田議員 この二中の向かい側の採石場、ここに碎石を運ぶミキサー車というのか車は、今、お手紙いただいたのはナルックスのほうからサントリーの踏切という形になってますが、過去においては若山台を猛スピードで走ってこられて、この採石場に碎石を運んでたというような経過がございます。そのときも若山台の住民の方から、相当ご意見がありまして、それで改善はなかなか難しいということでしたが、今、部長は高槻警察としっかり連携を……。

村上議長 時間が……。

岡田議員 はい、時間ですね。高槻警察としっかり連携するとおっしゃっておられます。これはもちろんそうしていただきたい、このように思っておりますが、大事なことは、この採石場の場所というのは大阪府の管理だと思うんですよ。ということは、2ヵ月に1回ぐらい大阪府と町の職員が立ち入り検査と言うんですか、立ち入りをされているということも聞いておりますのでね。ぜひ、このミキサー車を運転する会社、そういうところもぜひ……（質問時間終了のベル音）……お願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 一定、今回、ご心配にあがっております車両の、どちらに出入りされているかという部分については把握、承知もしておりますことから、今回、種々、本定例会でいただいたご意見も含めまして、事業所等には私どももしっかりと伝えていくとともに、必要に応じて高槻警察と、より一層連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（岡田議員・質問者席から「ありがとうございました。」と発言）

村上議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時20分～午前11時30分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員（質問者席へ） それでは、通告どおりに質問に入ります。

1点目、「島本町のごみ出し、高齢者ごみ出し支援の現状と課題」について。

国内の全家庭（約5千万世帯）のうち、65歳以上の高齢者世帯数は4分の1を占め、その半分近くは高齢の単身者とされており。また、平成31年2月時点の島本町の高齢化率は27.5%、後期高齢化率は12.8%と、高い数値を示しております。生活意欲や筋力の低下、認知症などに伴って、自力でごみ出しができなくなり、自宅にごみが溜まる「ゴミ屋敷」が社会問題となっている現状があります。

自宅のごみを集積場まで運ぶのが難しい高齢者をサポートするために、環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いて回収を行う「ゴミ出し支援」制度の拡充に乗り出す方針を決めました。こうした支援制度のある自治体は2割程度に止まっており、環境省は全体の支援状況を調査したうえで、自治体向けのガイドラインを作成、ごみ出し支援のあり方や、先進自治体の事例を全国の自治体に周知し、制度作りを促すということです。

以上のことを踏まえまして、質問をしてみたいです。

まず、町内のごみ出しに関する「問題点、課題について、本町の認識」をお伺いします。

都市創造部長 それでは、大久保議員からの一般質問のうち、「町内のごみ出し、高齢者ごみ出し支援」について、ご答弁申し上げます。

まず、「ごみ出しに関する問題点や課題についての認識」とのご質問でございますが、日常のごみ収集におきましては、住民の皆様のご協力によりまして、分別され、概ね適正に処理できているものと考えております。また、個々のごみ置き場での課題ではございますが、一部の心ない住民の方による不適正な分別に関するご相談や、集積所の利用に関するトラブルをお聞きすることがございます。

以上でございます。

大久保議員 大きな課題はないものの不適切なごみ分別があるということですが、その具体的内容と、どのような対策を講じられたか、お伺いします。

都市創造部長 不適正な分別への対応策について、でございます。

まず、通常の収集日に分別されていないごみや、当日の収集品目でないごみが出されていた場合には、委託業者の収集員によりまして、当日、収集できない旨のメモを貼ったうえで残置することにより、当該廃棄物の排出者に適正分別を促しております。

また、毎年、3月と9月に全戸配布しておりますごみ収集日程表には、詳細な分別品目を明示しているほか、昨年からごみ分別アプリを運用し、より分別しやすい環境整備に努めているところでございます。そのほか、町内自治会から廃棄物減量等推進員をご推薦いただき、ごみ収集処理の現状や適正な分別に関する研修を受講していただき、地域で共有していただけるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

大久保議員 各自治会から廃棄物減量等推進員を推薦していただいているということですが、町内に何人おられて、現状はどのような研修をされているのでしょうか。

都市創造部長 廃棄物減量等推進員に関するお尋ねでございます。

廃棄物減量等推進員につきましては、各自治会から1名、大きな自治会からは複数名選出いただいております、平成30年度につきましては62人の方を選任いたしております。また、研修内容につきましては、ごみに関する座学に加え、清掃工場や他の自治体のごみ処理施設の見学等を実施しており、平成30年度におきましては災害廃棄物に関する講義の受講や、清掃工場における焼却や分別処理の現状をご見学いただいたところでございます。

以上でございます。

大久保議員 この廃棄物減量等推進員が62名おられるということですが、また、公募でも募集されていると聞いておりますけれども、今後の課題としましては、自治会のない地域、そういった対応もよろしくお願いをします。

次の質問に入ります。ごみ出しの日に町内を見ても、毎回ではないんですけども、ごみの量が多い日にはカラスよけのカラスネットが小さくて、出されたごみ全体を覆うことができず、カラス被害にあっていることがあります。今現在、町内で配られているカラスネットの網目の大きさなど、規格はどのように検討されましたか。また、カラスネットの交付についてはどのように配布し、周知されているのでしょうか。

都市創造部長 カラス被害防止のためのいわゆる「カラスネット」につきましては、網目が大き過ぎますと、その隙間からカラスによる被害が発生し、反対に網目が小さ過ぎますと糸が細くなり、破れやすくなる恐れがございます。このことから、現在、町が配布しておりますカラスネットにつきましては、カラスによる被害を減らし、かつ扱いやすさを考慮し、網目の大きさは1cm角、大きさは最小で2m×2m、最大で3m×4mの4つのサイズを採用しております。

なお、議員ご指摘のネットが小さく全体を覆えていない事象についてでございますが、これまでもごみ置き場ごとのニーズに合わせてネットをお渡ししており、最大のものでも覆いきれない場合には、繋ぎ合わせてお使いいただけるよう複数枚の配布にも対応させていただいております。

この「カラスネット」につきましては、ごみ置き場利用者からお申し出いただきましたら、環境課の窓口においてお渡ししておりますので、カラス被害にお困りの方に行き渡るよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 最大で3m×4m、この大きさですと、45ℓのごみ袋16個分程度は覆えるということなので、こういった細かいところも周知をしていただいて、なるべくカラスの被害を受けないように、よろしくお願いをします。

次の質問です。ごみ収集の時間帯は、コストの面でも検討すべきですが、本町として検討された経緯はあるのでしょうか。

都市創造部長 ごみ収集につきましては、委託業者により効率的な収集ルートが検討されており、特に可燃ごみにつきましては、近年では概ね午前中には収集が完了できていることから、特段の検討はいたしていません。

なお、福岡市などで実施されている夜間収集につきましては、交通渋滞を避けられることやカラス被害の軽減になることは認識しておりますが、本町の清掃工場が夜間運転していないこと、また夜間収集による騒音問題の発生や収集員の人件費の増加が見込まれることから、本町での実施は困難であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 本町での実施は困難であるということではありますが、それでは、本町におきましても、過去には玄関前にごみ出しをして回収する戸別方式の採用をしていたと聞きますが、今のステーション方式になった経緯をお伺いします。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、本町におきましても、過去にはごみの戸別収集を実施しておりましたが、昭和47年に、それまでの週1回の収集から週2回の収集に拡大したうえで効率的に収集を行うために、ごみ置き場の指定をするようになった経緯がございます。

以上でございます。

大久保議員 それでは、本町の人口増加も原因の一つと推察しますが、本町として戸別収集は難しいのでしょうか。

都市創造部長 先ほどご答弁いたしましたとおり、戸別収集からステーション方式に変更した昭和47年当時は、人口が約1万9千人、世帯数は約4,700世帯でございました。現在の状況で戸別収集を行いますと、世帯数も当時の2倍以上となっていることから、収集にかかる時間が増大し、午後になっても回収されないごみが残る事案が多く発生することが見込まれます。また、ごみ収集委託業者においては業務量の増加に伴う人件費の増加や、ごみ収集車の台数増が必要となった場合には、当該車両費や人件費の追加が見込まれます。

以上のことから、現段階では戸別回収への変更は困難であると認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 戸別方式への変更は、現状困難であるということです。

しかしながら、ごみ集積場までごみを出せない高齢者の方が、今後、増える懸念があります。国立環境研究所が全国の自治体に行った2015年の調査によりますと、高齢者のごみ出し支援制度がある自治体は23%に止まり、高齢化は年々進んでおり、問題は一層深刻化しております。自治体によるサポート体制は喫緊の課題であるとしております。

このことを踏まえまして、本町の認識をお伺いします。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、高齢者の単身世帯など、ごみ出しが困難となる方が増加していることから、環境省において、ごみ出し支援制度のモデル事業が実施されている旨聞き及んでおり、本町におきましても国の動向を注視するなど、検討すべき課題であると認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 課題であると認識はされているということですが、ごみ出し支援制度について、例えば千葉県の流山市では清掃業者に委託し、高齢者宅の玄関先でごみを回収しております。また、福島市では市職員が自ら高齢者宅に出向いてごみを引き取っているということです。しかしながら、支援制度のない自治体からは、人手や予算を確保することの難しさが理由として多くあがっており、仙台市のように、ごみ回収を行う町内会やボランティア団体に助成金を出す制度を採用している自治体は一握りということです。

このようなごみ出し支援制度について、今後、島本町も検討すべき内容と考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 本町では、ごみ出しや清掃等の管理が困難な高齢者がおられた場合につきましては、そのごみ置き場を利用している住民の皆様でご相談いただき、地域において解決していただくようお願いいたしております。また、当番制でごみ置き場の管理をされている地域において、その管理が困難である年長者の方が当番にあたった際は、シルバー人材センターに、その管理を個人でお願いされている状況があることも聞き及んでおります。その他、介護保険サービスの一環として、単身の高齢者の方など生活支援が必要な方に、朝のごみ出しをケアプランに位置付け、訪問介護や訪問型サービスによる支援を行うケースなどもございます。

町としてさらに支援制度を充実させる場合、内容により費用がかかることや、ニーズの増加により現在の収集効率への影響も懸念されることから、慎重に検討する必要があります。今後も他の市町村の施策を調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 すべてを税金でまかなうというのは限界があります。ですけれども、高齢者のごみ回収は、食事を届ける、在宅医療を提供することと同じくらいに生活に不可欠なことです。今一度、町内の現状をもう一回見直していただきまして、今後、ますます高齢化が進む中、シルバー人材センターの活用、それから介護保険サービスの利用を行いながら、ボランティアの活用も検討していただきたい、このように思います。今後、先手を打つべく将来を見通した本町の施策の検討をお願いします。

次の質問に入ります。2点目です。「通学路の安全確保見直し」について。

本年5月8日に大津市の滋賀県道交差点で、保育園児ら16人が死傷した事故が起きました。まずは、この事故の犠牲となられました園児、ご家族の皆様、保育園関係者の皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

この交差点に防護柵の設置がなされていれば、ここまでの大惨事には至らなかったのではないかと残念でなりません。この事件を受けまして、府内の自治体も通学路などの再点検に乗り出すということです。また、過去にも、本年6月に入りましてからも、通学中の児童の列に車が突っ込む事故が起きており、改めて通学路の安全確保が重要と考え、質問してまいります。

今回の事故を受けまして、大阪府から本町へ具体的な通学路の再点検の指示はありましたか。お伺いします。

教育こども部長 次に、「通学路の安全確保の見直し」について、ご答弁申し上げます。

まず、大阪府から「具体的な通学路の再点検の指示について」でございます。

大津市の事故を受けての通学路の再点検指示等につきましては、保育所等に関しましては令和元年5月9日付け文書にて、大阪府子育て支援課長名で「圏域活動における安全確保について」として、また学校・園に対しては5月10日付け文書にて、大阪府教育振興室長名で「児童生徒等の通学時の安全確保の徹底について」として通知を受けております。本通知内容といたしましては、危険個所の把握、必要に応じたルートの見直し、安全管理・安全確保の再徹底についての通知でございます。

教育委員会といたしましては、町内保育施設及び学校・園に対して通知文を発するとともに、校長会でも周知させていただき、順次取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

大久保議員 本町におかれましても、島本町通学路交通安全プログラムを策定され、通学路の安全の見直しをされていることと思っておりますが、その成果について、お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「島本町通学路交通安全プログラムに伴う成果」について、ご答弁申し上げます。

当該プログラムにつきましては、平成28年4月に策定し、国土交通省や大阪府、所轄警察署等の関係機関と連携し、通学路の安全対策に努めております。対策までの流れといたしましては、第一小学校から第四小学校の各小学校におきまして、通学路における危険個所の点検を行い、教育委員会を通じて事務局である都市創造部に報告をいただいております。その点検内容につきましては、各関係機関が所管する内容を振り分け、適宜対策を講じていただいております。

こうした取り組みにより、平成28年度以降、通学路の危険個所については減少傾向になっており、今後も引き続き本プログラムを通じて、さらなる安全強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 通学路の危険箇所については減少傾向にあるということではありますが、本町は非常に狭隘な道路が多いということで、本町の現状を踏まえまして、通学路に対する安全対策の留意点をお伺いします。

都市創造部長 続きまして、本町の通学路に対する「安全対策の留意点」について、ご答弁申し上げます。

本町が管理する道路につきましては、ご指摘のとおり、狭隘な路線も多くあると認識いたしております。基本的な安全対策の留意点といたしましては、各路線によって対策内容が異なりますが、主要な幹線道路においては、乱横断防止対策として横断防止柵の設置など、また狭隘な道路については、路面標示設置等による車両運転手への視認性の確保や、道路反射鏡設置による見通しの改善、水路への転落を防止するための転落防止柵の設置など、各路線の状況に応じて適宜安全対策を実施しております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。そういう対策も講じられているんですが、狭隘な道路対策として側溝や水路に蓋をすることも、可能な限り再検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

次の質問です。狭隘な通学路は危険も伴いますが、児童への心理的影響も伴います。本町はどのようにされておられますか。

教育こども部長 次に、「狭隘かつ危険な通学路における児童の心理的影響への認識について」でございます。

本町といたしましても、現在、指定されている通学路の中で、幅員が狭く狭隘な道路があることは、通学路交通安全プログラムをはじめ日常的な点検等により認識をいたしております。児童に対し心理的な影響が及ばないように、安全かつ安心な通学路の確保に向け、今後とも交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 狭隘な通学路は、子どもの目線で、一度危険な体験をしますと、その通学路を使いたくない、通学をしたくないという事例を実際作り出しております。こういった事例も、行政側もちょっと認識をしていただきたいと思いますと思います。

次の質問です。通学路の安全確保のために、現状、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、またソフト対策は、どのようにお考えでしょうか。

都市創造部長 続きまして、「通学路の安全確保」について、ご答弁申し上げます。

通学路の安全対策につきましては、先ほどご答弁申し上げました通学路交通安全プログラムに基づき、各関係機関と連携を図り、順次、安全対策を実施しております。対策内容につきましては、過去からも各小学校で点検を実施していただいた危険箇所を中心に、安全対策を実施しております。

ハード対策といたしましては、路面標示設置等による車両運転手への視認性の確保や、道路反射鏡設置による見通しの改善。またソフト対策といたしましては、各小中学校はもとより幼稚園・保育園などにおきましても、高槻警察署と連携し交通安全教室を開催するなど、交通安全意識の高揚に努めております。

今後引き続き、通学路の安全対策につきましては、本町職員による日常的な点検結果も踏まえ、各路線の状況に応じて、ハード及びソフトの両面から効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。それでは、今現在、町内で防護柵などの対策が必要な危険箇所はございますか。

都市創造部長 町域内における危険箇所について、ご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、直近では滋賀県大津市におきまして、保育所の園外活動の際に複数の児童が巻き込まれるという痛ましい事故が発生しております。こういった事故を受け、本町といたしましても通学路も含めた町域内の道路等における交通安全対策強化については、さらなる安全確保の観点から必要であると認識いたしております。

このことから、今後、速やかに緊急点検を実施し、防護柵やガードレール等が必要な箇所を把握するとともに、これらの構造物設置の必要性を判断し、適宜、道路環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

大久保議員 ぜひとも、よろしく願いをいたします。

次の質問です。通学路の安全確保のためには、安全ボランティアの存在が重要であると思いますが、本町の安全ボランティアの現状をどのように分析されておられますか。

教育こども部長 「本町における安全ボランティアの現状分析について」でございます。

子どもたちの安全を地域で見守るという観点からも、安全ボランティアの皆さんの果たす役割は大変重要なものであると認識をいたしております。長年ご尽力いただいていた安全ボランティアの方々が退会されるケースが続き、登録者数はここ数年伸び悩んでおりましたが、今年度に入り、少しずつ新規の登録があり、6月15日現在の登録者数は39名となっております。また、その他にも町内の事業者様から登録したいとの申し出をいただいております。現在、登録に向け事務を進めているところでございます。多くの方々に登録いただき、ご活躍いただいておりますが、現在、各小学校区とも通学路すべてを網羅できているわけではないため、引き続き新規登録者の確保に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、通学路の安全は、安全ボランティアの方だけで担うものではなく、保護者・地域・学校がともに連携しながら、安全を確保していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 他市町村の事例をあげますと、泉南市におきましては、通学路で地元の高校生と市内の会社員が、住民らと連携をして、児童の登校を見守っているということです。本町も、来年には新しい高校が開校をいたします。ぜひとも行政としてお声がけをしていただいて、通学路の安心安全に参加をしていただければなと思います。よろしくご検

討、お願いします。

次の質問です。本町の安全ボランティアの募集内容について、お伺いします。

教育こども部長 「安全ボランティアの募集内容について」でございます。

安全ボランティアの募集については、まず活動の内容を知っていただくために、活動マニュアルを作成いたしております。その中で、活動目的や基本的な考え方、内容や留意事項等をお示しいたしております。本活動は、ご自身の都合にあわせて、お住まいの校区で活動いただける日時、場所で、無理なく見守り活動をしていただくものであり、本内容にご賛同いただき登録された方には、活動中の事故やケガに備えて、本町の負担で傷害保険に加入いただくことも募集時点でお伝えいたしております。

いずれにいたしましても、先ほどもご答弁させていただきましたが、各小学校区とも通学路すべてを網羅できているわけではないため、引き続き新規登録者の確保に努めてまいりたいと考えております。今後も「広報」や「ホームページ」、各学校の「学校だより」を活用するとともに、自治会長連絡協議会総会や民生委員児童委員協議会等の会議でのご案内など、新規登録者の増加に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 地域によりましては、民生委員の方が通学路の見守りをされております。現状、安全ボランティアの人数は少ないと推察をしますけれども、幼稚園・保育所の安全ボランティアの募集についてのお考えはありませんか。

教育こども部長 「幼稚園・保育所の安全ボランティアの募集について」でございます。

子どもたちの安全を地域で見守るという観点からも、安全ボランティアの皆さんの果たす役割は、先ほど来ご答弁させていただいておりますように大変重要なものであることは言うまでもございません。

安全ボランティアのお力添えを活用することが可能であるなら、児童の安全確保に大きく寄与するものと考えられますが、幼稚園及び保育所につきましては、幼稚園バスの運行を除きますと、いずれも保護者による送迎を原則といたしております。また小学校とは異なり校区の設定がなく、送迎経路も町内全域に渡りますことから、現時点では通園・通所時に安全ボランティアの皆さんのお力添えをいただくことは想定しておりませんが、これまでも行事などでお力添えをいただくこともありましたことから、各園・所におきまして、個々の状況に応じて、可能な範囲でお力添えをいただきたく考えております。

一方、天津市の痛ましい事故を受けまして、改めて各園・所における散歩等園外活動の行き先ごとに、各経路上における危険個所の再確認を行いました。これらの調査結果につきましては道路整備担当部署に提供するとともに、各園・所において共有し、日々の保育での活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 確かに、送迎経路が町内全域にわたることや、親御さんの送迎が原則であることは理解できます。しかしながら、朝の幼稚園や保育所の施設前でのごみ出しの入りは煩雑であり、安全ボランティアさんの必要性は検討すべきと考えます。また、今後、どのような事態が起こるかも知れません。そのために、「まさか」ではなく、「もしかして」の視点が必要と考えます。通学路における子どもさんの安心・安全をさらに向上させるための施策をお願いします。

また、この場におられます議員の皆様も、安全ボランティアに参加できる方は、ぜひとも募集に参加をお願いします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時02分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員 (質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。4題、ございます。例のごとく、ちょっと早口になりますが、よろしく願いいたします。質問は流れの関係上、1、4、2、3の順番で行わせていただきます。よろしく願いいたします。

1点目です。「地下水100%の水道へ——国の水道広域化推進プラン策定」について、伺います。

まず、①点目。2018年、昨年6月18日の大阪北部地震の際、広域水道企業団の水道が24時間断水したことの原因究明については、2019年2月28日に技術研究発表会、報告会の場で、「大阪北部の地震における管路破損原因調査報告」というのが出されております。広域水道企業団においても、布設後50年を経過する管の腐食が進行しているからだと示されています。

本報告について及び島本町の管の老朽化、腐食の度合いについて、見解を伺います。

上下水道部長 それでは、河野議員の一般質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、「大阪府北部の地震における管路破損原因調査報告に関する本町の見解について」でございます。

同調査報告につきましては、「大阪広域水道企業団が維持管理している水道管路のうち、約3割強が布設後40年を超える老朽管路で、とりわけ被災した管路については布設後50年以上が経過したダクタイル鋳鉄管で、昭和40年以前の製造技術、製造方法と、老朽化による腐食が相まって、地震動による管内の水圧変化に耐えられなかったことが原因で破損した」との報告内容であったものと認識をしております。

本町水道事業が維持管理している水道管路において、被災したものと同種の管路はご

ざいませんが、現時点で、布設後 40 年を超える管路が約 38%を、布設後 50 年を超える管路が約 16%を占めている状況でございます。

なお、大阪広域水道企業団におかれましては、今後、既設管路の更新及び耐震化を計画的に実施されるとのことであり、本町水道事業におきましては、現在、平成 25 年度に策定いたしました計画期間を 10 年間とする「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な老朽配水管路の更新及び耐震化に努めているところでございます。

以上でございます。

河野議員 去年のちょうど 1 年前ですね、広域水道企業団のほうで 24 時間の断水を余儀なくされ、島本町の水道が、隣接する高槻市への給水活動を行ったということは記憶に新しいものがあります。

先般、5 月に上下水道部のほうからホームページに、この府域一水道、広域水道の方向性で、今、大阪府や広域水道企業団が動いているだということがホームページに記載をされておりますが、私自身は、考え方は違っており、「大きいことがいいことだ」ではないというふうに思っております。ただし、今、国や大阪府においては法律改正などもあり、動きがスピードアップするということに対して懸念をし、この質問に至っております。

次にいきますが、「水道広域化推進プラン」は都道府県により策定されるということです。まさに改正「水道法」に関わるテーマです。今後、大阪府の取り組み、そして広域化のパターンやシミュレーションについても検討材料として取り扱われるということを知っておりますが、この策定時において、島本町の上下水道部をはじめ町長、総合政策部の関与はいかがでしょうか。市町村の意見聴取、町議会、住民への経過報告等はそのように行われるのか。答弁を求めます。

上下水道部長 次に、「水道広域化推進プランの策定について」でございます。

現在、大阪府におかれましては、持続可能な府域水道事業の構築に向け、平成 30 年 8 月に府域全水道事業者が参加する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」を設置され、同年 12 月公布の改正「水道法」において水道事業の広域連携を推進する立場から、府域一水道の実現に向けた取り組みを進めようとしておられる状況でございます。

議員ご指摘のとおり、「水道広域化推進プラン」の策定につきましては、平成 31 年 1 月 25 日付けで、総務省及び厚生労働省から各都道府県知事宛てに通知が出され、大阪府では、「水道広域化推進プラン」の策定に向け検討中であると聞き及んでおります。

本町水道事業といたしましては、大阪府における「水道広域化推進プラン」策定に向けての今後の取り組みに対し、北大阪上水道協議会の構成団体の動向に注視するとともに、町長や町議会の皆様と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。また、大阪府における取り組み状況につきましては、本町水道事業といたしましても、今後、町ホームページ等を通じて、住民の皆様へ適宜情報提供に努めていく必要が

あるものと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

河野議員 今後も、私たち議員はもちろん住民の方々も、上下水道部がホームページにどのような情報を流すのか、しっかりと注視をしていく必要があると思います。また大阪府も知事さんが代わられましたし、広域水道企業団の企業長となる堺市長も先日、選挙によって代わられております。

私の今、手元に、議会の図書室に、議会として取っています定期購読誌に『月刊 地方自治』というのがありますが、この858号に総務省自治財政局公営企業経営室課長補佐・松尾大輔さんという方が「水道広域化推進プランの策定について」ということで、おおよそ、この解説をされています。2020年、令和で言えば4年度末までの策定が要請されているとのこと。ただ、広域化についてのすべての検討を行い、結論を得るところまで求めているものではない、というふうにも記されております。この点、しっかりと大阪府に対しては島本町の立ち位置、そして「水のまち」島本町民、島本町議会として、しっかりと、この広域化推進プランの位置づけなどは確認しておく必要があると思ひ、今回の質問に至っております。

島本町は、市町村合併のときには住民投票条例というところにはいきませんでした、府営水導入のときには多くの住民運動のもとで、住民投票条例直接請求署名運動が起こり、当時の町長は住民投票条例を提案した、という歴史を持つ町です。

しかし一方で、2019年、2020年、この2年間で島本町は「地域水道ビジョン」を策定することになっております。すでに島本町が、今年度は「通水60周年」に取り組んでおられることは大変心強く感じておりますが、さらに「おいしい水」の努力や苦勞を、住民と共有することが大切であると考えております。まずは、島本町水道の歴史から周知、理解をしてもらうなど、さらなるPRを求めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

また、今、発行されている水道事業年報や水質年報など貴重な資料がありますので、ホームページや広報しまもとなどを使って、その歴史やデータのダイジェスト版などを掲載する。あるいは浄水場周辺にも水道の広報板などを設置して、例えば浄水場の中央監視センターの壁面などに今、掲載されています子どもの書道展——水に関わる書道展ですね、こういったお知らせをもっとオープンにすることなど、身近なところで住民と水道にまつわることを共有することからスタートすることが大事ではないかと思ひておりますが、その点について、見解を求めます。

上下水道部長 それでは、本町水道事業のPRについてのお尋ねでございます。

現在、ご紹介がありましたとおり、本町では水道事業年報を毎年作成してありまして、議員の皆様にも適宜情報提供させていただいているところでございますが、こういう事業年報を通じて、今後、町のホームページとか広報誌を通じ、今、議員からもご指摘がございましたが、本町の水道事業のPRにつきましては、今後とも積極的に進めていき

たいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

河野議員 ちょっと短い質問にはなりましたが、今後も目を離さず、この点については質問などを重ねていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

4点目——2番目に回させていただきます。「手話言語及び補聴器使用者への配慮」を求めて、質問をさせていただきます。

2014年6月25日、この島本町議会本会議場において、全会一致で「手話言語法制定を求める意見書」が採択されました。すでに大阪府では条例化をされています。関連事業も開始をされています。島本町としても、まずは手話の普及、手話奉仕員養成研修事業の着手、そして、その後に条例化が必要だと私は考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長 それでは、4点目の「手話言語及び補聴器使用者への配慮を」のうち、「手話の普及、奉仕員養成研修、条例化」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、本町における「手話通訳の普及」及び「手話奉仕員養成研修事業について」でございます。

本町では、島本町社会福祉協議会のボランティアセンターにおきまして、「手話ボランティア養成講座」を毎年開催しており、平成30年度につきましては、年2回、手話ボランティア養成講座【初級編】を開催し、上半期には2人、下半期に3人の計5人の方が講座を修了しておられます。しかしながら、本町で実施しております手話ボランティア養成講座につきましては、1回当たり2時間・全6回の講座であり、国が示しております手話奉仕員養成のカリキュラムに沿った講座ではございません。

実地で手話通訳を行うためには、手話サークルグループや障害者施設などで手話の技術を習得する都道府県認定の手話通訳者、または手話通訳技能認定試験を受験する厚生労働省認定の公的資格である手話通訳士の資格を取得するといった方法で、知識や技術を習得されていると聞き及んでおります。

また福祉推進課に、平日の午前9時から午後4時45分まで臨時的任用職員として手話通訳者1名を配置し、窓口に来庁された聴覚障害者の方々に手話通訳を行うとともに、他部署への来庁者につきましても必要に応じ対応しております。

なお、本町の手話通訳者が対応困難な場合や、医療機関の受診や公的機関への相談など、専門性が必要となる手話通訳の案件が生じた際には、意思疎通支援者派遣事業の委託契約に基づき、公益社団法人大阪聴力障害者協会から手話通訳者を派遣いただくなどの対応をしております。

なお、手話言語にかかる条例の制定につきましては、引き続き国や府、他自治体の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 この件については一般質問、あるいは過去においては民生教育消防常任委員会などで質問を重ねております。

先ほど部長から答弁がありましたように、島本町の役場の窓口にはほぼフルタイム、登録というスキルを持つ手話通訳を配置されているということは、小さい町であれば相当努力をされ、実現に至ったものということは十分に、府内の状況を見ても認めているところではあります。また派遣事業についても滞りなくやっていたいただいている。

しかしながら、その手話通訳を養成するというものが、島本町には今現時点では十分にされていない。先日、第二中学校の体育祭にお招きをいただき、お邪魔をした際に、あるPTAの方から手話を勉強したいと思うが、どこに行けば習えますか、とお尋ねをいただきました。もちろん、社協主催で手話ボランティア講座があることは十分に知っておりますが、現役世代の保護者、あるいは学生などが受講しようと思うと、当然、夜間や休日が求められるということでは、残念ながら私としては、今、島本町であなたが手話を公的に学ぶ場所はありませんと、お答えするしかできませんでした。30年ほど前には、教育委員会主催で夜間に手話講習会をやっておられましたし、私もそれを受講して、未だに初級という程度であります。一定、手話を身につけるというチャンスをいただいた記憶があります。

その点で、聴力障害者協会や手話サークルの協力のもとで手話講習会を実施すべきと思っております。その点について、国の財源などを活用した内容ができるのではないかとありますが、いかがですか。答弁を求めます。

もう1点は、補聴器の使用者に関わる問題、「聞こえ」に関わる問題として、もう1点、質問させていただきます。

高齢者の補聴器使用者に対する配慮、特に新庁舎に向けて求められると考えております。費用面での比較検討など、どこまで進んでいるのか。答弁を求めます。

健康福祉部長 手話奉仕員養成研修の経費に関わるご質問でございます。

国の示した手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラムを基本といたしまして、手話奉仕員養成研修事業として実施した場合には、地域支援事業の対象となり、経費負担につきましては国2分の1、府4分の1、町4分の1でございます。

以上でございます。

総務部長 続きまして、「新庁舎整備にあたっての高齢者の補聴器使用者に対する配慮」について、ご答弁申し上げます。

補聴器使用者への支援に資する機器類につきましては、備品での対応も可能でございますので、庁舎整備の有無に関わらず、必要性や費用対効果等を踏まえ検討すべきものと考えております。

なお、「島本町新庁舎建設基本計画」ではユニバーサルデザインの取り組みを進めるとともに、構造・設備面での配慮として、用途・機能の変更に対応可能な施設計画とす

ることをうたっており、新たに補聴器使用者への支援に資する機器を設置する必要が生じた場合などには、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 先ほど部長から答弁ありました手話講習会については、今後、障がい者関係の計画策定への明記及び予算化に向けて精一杯努力を求めて、この質問は終わります。

総務部長からのご答弁についても、今、部長がおっしゃったとおり、これは新たに工事改修を伴うものではなく、一定可搬型、移動する備品であると、磁気ループなどは備品として扱うことができると私も認識しておりますので、新庁舎建設を待たなくても、現在のこの役場庁舎、あるいはふれあいセンターなどで、可搬型の磁気ループ、そういったものを買収することによって、補聴器使用者の方の「聞こえ」を支えるものは十分実現可能だと思っておりますので、鋭意、この点についても努力を求めておきます。

2点目に移ります。「島本町都市計画——総合計画・百山地区用途変更、西側駅前広場との関連」について、質問をいたします。

①点目です。駅前広場・接続道路等の整備及び駅ホーム可動柵について、伺います。

活用できる国・府の制度や、鉄道事業者の努力・負担についての可能性を探り、事業費収入を図るための検討を私は求め続けてまいりました。現時点での「島本町の要望、進捗」について、説明を求めます。

②点目です。百山地区の準工業地区への用途変更、地区計画にかかる危険物の量の規制について、住民の不安が増していると私は思っております。用途変更の背景として、企業に求められる新たな機能や法律、企業側のニーズについて、改めて、この場で説明を求めます。

③点目です。JR島本駅西地区の市街化編入、用途地域について、検討の余地はまだ残っているものと考えています。今後、市街化編入後の生産緑地指定への運びなど、現時点での見解を伺います。

都市創造部長 それでは、「駅前広場・接続道路等の整備及び駅ホーム可動柵」について、ご答弁申し上げます。

まず、駅前広場や接続道路等のインフラ整備につきましては、JR島本駅西土地区画整理準備組合において、土地区画整理事業として実施するよう検討されているところであります。現時点におきましては、本町でこれらの整備にかかる費用負担は行わず、当該準備組合で実施していただく旨の協議を進めているところでございます。

なお、町の財政的負担が伴わない場合、接続道路等の整備を進めるにあたっては国や府の補助制度の対象とはならないため、また都市計画道路の計画決定を伴わないため、駅前広場の整備にあたっては、鉄道事業者が費用を負担する対象にはならないとの見解をいただいております。

また、駅ホーム可動柵につきましては、駅前の土地区画整理事業や中高一貫校の開校

に伴い島本駅利用者の増加が見込まれることから、J R西日本株式会社に早期設置に向け検討していただくよう要望書を提出いたしました。しかしながら、現時点におきましては、島本駅の1日当たりの乗降客数が国の定める可動柵設置にかかる補助金の交付要件を満たさないことから、早期な対応は難しい旨の説明を受けておりますが、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、「百山地区の準工業地域への用途地域変更」に関するご質問でございます。

今回、用途地域を変更する百山地区を含む役場周辺地域については、「島本町都市計画マスタープラン」におきまして産業系地区と位置付け、「居住環境と調和した研究機能の集積を誘導する」こととしておりますが、現在、百山地区につきましては、企業活動向きではない用途地域である第二種住居地域となっております。

このため、百山地区に所在する企業に対して企業活動に関する意向調査を実施しましたところ、数社の企業が、発電設備用の燃料や研究用の溶媒などの危険物の貯蔵量等に関する規制などによって、企業活動の継続・拡大をするうえで大きな制約を感じられている状況であり、用途地域の変更について要望がございましたことから、今回、用途地域の変更を行うこととしたものでございます。

今回、危険物に関する規制につきましては一定量緩和いたしますが、町といたしましては、「地区計画」の設定により、環境緑地や壁面の位置の制限、建築物の用途・形態等の制限を行うことにより、周辺の住宅の安全性と良好な居住環境を担保してまいりたいと考えております。

また、消防本部による立ち入り検査等により危険物の維持管理状況を把握し、適切に指導していくことや、当該地区で開発許可申請があった際には安全性に配慮した施設配置を検討いただくなど、協議を行うことで、住民の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「市街化区域編入後の生産緑地地区指定」についてのご質問でございます。

生産緑地地区につきましては、指定対象が市街化区域内の農地とされていることから、J R島本駅西地区は、本年9月頃に予定している市街化区域編入後に指定対象になるものと考えております。一方、J R島本駅西地区においては市街化区域編入後に土地区画整理事業が実施される予定となっており、事業の中で、従前の土地の収益を停止させ、新たな土地で使用収益を得ることになる仮換地指定や、土地の造成工事等が実施されることとなります。仮換地指定の後に造成工事が実施されることより、当該土地における収益が停止されるため、換地処分までの間、営農がなされないことに加え、昨年度策定いたしました「島本町生産緑地地区指定基準」で定めている土地登記簿謄本等の提出ができない等の課題があることから、それらの課題が解消される換地処分後に、改めて農

地所有者向け説明会を実施し、指定のための事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、指定面積の最低限度の引き下げや、ファミリー農園の制度の見直しを検討しており、その事務の進捗に応じて、生産緑地地区の追加指定にかかる事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 まず、駅前広場にかかる接続道路及び駅ホームの可動柵について、再質問させていただきます。

今までにも何度か、総合交付金、様々な国の交付金などについての採択についての可能性を訊いてまいりましたが、仮に、この駅前広場を町施行というふうに考えた場合に、様々な交付金を受けるべく計画を策定しなければいけないというふうに思っておりますが、どの程度の交付金メニューなどを今のところ、町としては、今の現時点では組合施行ですので、あり得ないということかも知れませんが、仮に私が申し上げているとおりに進めた場合ということで申し上げますが、そういった交付金メニューで考えられる種類が、今現時点でわかっておられるようでしたら、お示してください。

また、ホーム可動柵については先ほど部長からの答弁のとおりで、国の交付要件を満たしていないことは十分知っております。ただし、大阪府の交付要件で行くと、島本駅の乗降客数はクリアできているという意味では、引き続き、私たち議員も努力しなければいけません。国のこの交付要件をやはり引き下げ、すべての駅にホーム可動柵がつくような方向性に進めていただくということを強く求めていただきたい。これは要望に止めます。

まずは、その交付金のメニューについての現時点で認識されていることについて、お答えください。

それから、百山の準工業地域への用途変更に関しては、やはり私たちが都市計画説明会、住民と一緒に聞き、議員もいろいろ説明を何度も聞いておりますが、変更についての用途には火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理施設のランク分けが、「量が非常に少ないもの」から「量が多いもの」というふうなランク分けになっておりますが、これでは、一般の市民にはわかりづらい。その点の量的な問題、区別について、おわかりの範囲でお答えいただきたい。

それから、この危険物というものは何を指すのか。今回の都市計画に関して、お答えできる範囲でお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 まず初めに、駅前広場や駅前道路等を仮に町が施行する場合に使用できる可能性のある補助金について、でございます。

駅前広場や駅前道路等におきましては、新設道路事業やバリアフリー特定道路に該当することから、社会資本総合整備交付金のうち、道路事業での交付金が該当すると認識いたしております。現段階におきましては、JR島本駅西土地地区画整理準備組合での施

行を予定しておりますが、仮に本町において施行する場合には社会資本総合整備交付金交付要綱に基づき、社会資本総合整備計画を策定のうえ、事業を実施していくことになるものと認識いたしております。

続きまして、百山地域の用途地域変更にかかります危険物等の取り扱いについてのご質問でございます。

今回の用途地域の変更におきまして、第二種住居地域から準工業地域への変更により、危険物の貯蔵または処理に関する制限が、議員ご指摘のとおり、「量の非常に少ないもの」から「量のやや多いもの」に緩和することといたしております。詳細につきましては、「建築基準法施行令」第130条の9に規定されており、例えば軽油や灯油の場合、現在の第二種住居地域では5千ℓまで貯蔵することが可能でございますが、準工業地域になれば5万ℓまで貯蔵することが可能となります。また、アルコール類につきましては、現在は400ℓまで貯蔵可能ですが、準工業地域になれば8千ℓまで貯蔵することが可能となります。

なお、そのほか火薬類やガス類、石油類等の危険物の貯蔵または処理につきましても、用途地域ごとに数量の制限が設けられております。

以上でございます。

河野議員 ホームや駅広の国や府の補助金について、私、これ、しつこく申し上げますのは、現在、「総合計画基本構想」の案がパブリックコメントに付されておりますが、この中で将来人口の目標の中には、やはり、この西側を開発した後、高層マンションが建つだろうと思われるような人口推計も見受けられるということでありまして、また、その構想の中に示された各種のゾーニングにおいても、すでにJR島本駅西地区が市街化されたということを前提に表記がされていると私は読んでおります。

そういう中で、やはり第三小学校から見たときに、あるいは既存の青葉ハイツなどから見たときに、北摂山系の景観が大きく崩されるということはぜひとも避けていただきたい。このことにおいて、私はやはり別途収入の途を見つけながら、全体としては高さを抑えるということに町は真剣に取り組んでいただきたいということを申し上げているわけですが、その点については要望ということにさせていただきますが、そのために申し上げているということは、改めてご理解いただきたい。

それから、百山に関しましては、やっぱり準工業地域になることによって、相当数、貯蔵できる量が大幅に増えるということがよくわかりました。ただし、一方では島本町の消防署のほうで年1回の立ち入り調査、あるいは貯蔵施設を立ち上げるときの許認可などに関わっておられますので、この点について、今、消防本部で掴んでおられる範囲で結構です。この貯蔵施設を原因とする発火や火災などの発生件数、概ね、この10年間で結構ですから、ご答弁を求めておきます。

消 防 長 過去10年間で、危険物施設で発生いたしました火災につきましては、ござい

せん。

以上でございます。

河野議員 2問目、都市計画についてはもう終わりますが、生産緑地に関しては、やはり現時点で市街化されている農地の方々、また貸し農園をやろうと思っているの方々、それから、これから生産緑地、田園住居地域への用途変更も含めまして、丁寧な説明をぜひやっていただきたい。このことを求めて、2番目を終わります。

最後の質問です。「消費税10%増税方針の影響と同時進行の島本町第6次行財政改革を問う」ということです。

①点目。就学援助の再検討について、現時点での検討経過と詳細な説明を求めます。

教育子ども部長 次に、「島本町第6次行財政改革」について、ご答弁申し上げます。

まず、「就学援助制度の再検討について」でございます。

就学援助は、「学校教育法」第19条において、「経済的によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされており、本町においても実施しているところでございます。

本町においては、就学援助の認定にあたり、島本町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱第5条第2項において、「原則として児童又は生徒と生計を一にする世帯の当該年度の前年の所得が、生活保護法第8条第1項の規定に基づく生活扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額の1.5倍以下とする。」と規定しており、この基準に基づき、認否決定を行っているところでございます。4人家族をモデルケースとした場合、近隣自治体と比較すると高い認定基準となっていることや、本町の財政状況等を踏まえ、平成30年8月策定の「第6次島本町行財政改革プラン」に基づき認定基準の見直しを検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き持続可能な制度となるよう、調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

河野議員 すでに、この就学援助に関しては、今年度の申請期間を終えておられます。6月3日から20日にかけて、2019年度分の申請手続きを受け付けておられますが、どのくらいの世帯があったのか、答弁を求めます。

教育子ども部長 令和元年度として6月20日時点の申請件数は248件でございます。なお、平成28年度が311世帯、29年度が300世帯、平成30年度が288世帯で令和元年度が248件でございますので、減少傾向にはございます。

以上でございます。

河野議員 これは先日の民生教育消防常任委員会で私、尋ねておりますが、この基準をだんだんに見直すと、どのくらいの世帯が外れるのか。例えば「基準額の1.5倍」ということで基準ですが、これを1.4にしたときや1.3、1.2に下げていったときに、どのくら

いの世帯が対象となるのか。答弁を求めます。

教育子ども部長 平成 29 年度実績でお答えさせていただくと、244 世帯の方に支給しております。これが先ほどご答弁いたしました基準額の 1.5 倍の係数を 1.4 倍にしたときは、228 世帯となります。そして、1.3 にしたときは 209 世帯、1.2 にしたときは 188 世帯となります。

以上でございます。

河野議員 1.2 よりはやげないであろうと私は思いたい。隣の高槻市がそうでしたので、ですが、こういったことで結局 50 から 60 の方々が、対象の方が外されていく。外されても、今日日、賃金が上がっていたり、ほかの福祉制度などによって大きく生活が変わることがないということが確認できているのでしょうか。そういった認定基準について、検討している範囲で、外されるという可能性のある方、この実態把握や意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

教育子ども部長 現時点では、それらのお声は聞いておりませんが、先ほどご答弁をさせていただきましたように、現在、認定基準につきましては見直しを検討しているところでございまして、見直し内容が決まりましたら、速やかに周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 見直しが決まってからでは遅いということを申し上げております。すでに就学援助制度の保護者の皆さんのお便りを見ていますと、私はこの「みづまる君」の台詞として言わせるのは非常に不本意なんですけどね。「みづまる君」がしゃべってます、「現在、認定基準の見直しを検討しています。詳細については、決まり次第、学校を通じてお知らせを配付いたします。」、決まったときには、もう外されているんですよ、50～60 世帯の方がね。やはり、その前段階として、外された後も今と同等の生活水準が保てるのか、新たな貧困を生み出さないのかということをおぼろげに行政だと思っています。再度、答弁を求めます。

教育子ども部長 繰り返しになりますが、今現時点では検討しているところでございまして、内容が決まり次第、速やかにお伝えをしていきたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 ただ、見なし支給が始まりますので、たぶん年内には意思決定をしないと、翌年度の小・中学校の見なし支給には間に合わないということですが、まだ若干時間があると私は思っています。また別のところで議論をし、住民の声を届けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いての、行革に関して「保育士配置基準と確保策」について。

現在、島本町の独自配置基準は、民間保育園運営費要綱及び認定子ども園の募集要項及び町の補助額の前条件になっています。2019 年度内に、突如変更されることがある

のか、伺います。

続いて、保育・教育の無償化に関わってお尋ねいたします。国ではもう示されておりますが、保育所の給食代について、従前の島本町としての考え方、そして運営費での主食費補助、意味、位置づけについて、伺います。

教育こども部長 それでは、まず②点目の「島本町独自の配置基準について本年度内に変更することがあり得るのか」について、でございます。

本町では、人口増加に伴う保育ニーズの増大、受け入れる施設の不足、また全国的に深刻化する保育士不足により、多くの待機児童が発生しております。また町内の一部民間園では、施設定員に余裕はあるものの、保育士不足を理由に定員まで児童を受け入れることができない状況でございます。

このような本町の状況を少しでも解消するためには、昨年 11 月にお示しをいたしました「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、施設整備を計画的に推進するとともに、保育士確保に向けたさらなる取り組みが必要であるものと考えております。

また、待機児童対策として、保育士の配置基準を町基準から国基準へ見直し、その差として生じた保育士を活用することにより、少しでも多くの児童を受け入れることができるのではないかというご意見を、3月の定例会議や予算委員会において多数いただきました。この配置基準の見直しには、町基準を前提として保育内容を構築してきた背景や、定員を超えた児童を受け入れて保育を行っている現状があること、すでに今年度における各保育室担当の保育士を選任していること、また配置基準が民間園への補助の根拠の一つとなっていることなど、実施にあたっては諸課題がございます。

しかしながら、大阪府内の多くの自治体が年齢の高い児童を中心に国基準の配置とし、質も考慮されたうえで保育を提供されている中、保育士不足を理由に本町で待機が発生している現状においては、見直しについての検討は避けられないものと考えております。

そして、「給食代について、従前の島本町としての考え方及び運営費での主食費補助の意味・位置付けについて」でございます。

国におきましては、かねてより3歳以上児の主食費につきましては、保育料とは別に保護者から実費徴収すべきものとされておりますが、本町におきましては、保育所を利用する世帯に対する負担軽減の考えから、町立保育所についてはこれを徴収せずに公費負担とし、民間保育園については本町から園に対して補助金を交付することで、園が保護者から主食費を徴収しない対応を行ってきたところでございます。

以上でございます。

河野議員 前後しますが、保育所の給食代については島本町は徴収しないという方針を、もう30年以上やってきておられますし、民間保育園に対しても、それに該当する主食費補助を運営要綱に位置づけておられるということですので、島本町の保育所の保護者は給食代を取られるという経験をされておられません、ここ30年以上。ですので、今、国の

話どおり施行されれば、低所得者ほど負担感の強い給食代——給食代は皆さん一緒です—ので、そういったこととなりますが、この件については後の一般会計など、いろいろなシステム改修などに出てきますので、これ以上踏み込みませんが、今までの島本町の考え方というのを踏襲する、それをまた国に伝えていくということをやっていただきたいと要望に止めておきます。

もう一方、保育士配置基準を見直すのではなく、今、島本町としては一定保育士の確保ができています。その点についてはずいぶん、5年以上前から緊急の保育施設として、公立で小規模保育事業所を設置するべきではないかと私は思っております。いかがでしょうか。

教育こども部長 本町における小規模保育事業所につきましては、本年5月に開設された2園を合わせて計4園となり、本町における待機児童の解消に向けて大きな役割を果たしております。また、本町では現在、水無瀬神宮境内において建設中であり、本年10月に開設予定の民間保育園や、第二幼稚園跡地において来年12月に開設予定の幼保連携型認定こども園など、複数の施設整備を併行して推し進めているところでございます。保育所等施設の整備につきましては、昨年11月に「保育基盤整備加速化方針」を公表し、まず、同方針に基づく各種施設の整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

河野議員 ただ、先ほどの質問にもありましたように、相当な待機児童の方が出ておられます。今、育児休業を本来であれば3歳まで取得できる、いろんな制度改正はできているんですが、なかなか小規模な事業所などでは取れない、辞めざるを得ない。あるいはいったん正職員を退職した形にして、パート扱いにするというようなことで、女性の社会進出を阻害するようなことか起こりかねない状況です。

そういった点の、今、待機児童の方がこのまま入れない状況が続いたときに、どのような状況に陥っていかれるのかということ、一定、全体の状況としては把握されているのでしょうか。答弁を求めます。

村上議長 残り時間が……。

教育こども部長 待機児童の保護者が育児休業を延長できずに、正職員を退職せざるを得ないような事例についてのお尋ねでございます。

本町におきましては、個別に実態調査など行っていないところでございますが、待機児童となった保護者の皆様には、議員ご指摘の事例はもちろん様々な形でご不便等をおかけしているものと認識をいたしております。市町村の責務として、繰り返しになりますが、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、すべての保育ニーズを満たすことができるよう、定員拡充に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 時間ありませんが、私たちもたぶん5年ぐらい前に、共産党としては高槻市が

造られた緊急保育施設、法務局跡地に造られた施設を視察し、当時、緊急的な保育施設を造れということをお願いしてまいりました。あくまで認可保育所、他の認可保育所を申し込んで入れなかった人という前提のもとで、緊急保育施設を小規模で造る。小規模で造れば、意思決定してから概ね半年くらいで開設ができます。また、役割を終えたときには廃止にする。やっぱり民間、民業圧迫ということもありますので。そういったことで小規模を、公立であと2ヵ所造るべきではないかと思っておりますが、再度答弁を求めます……（質問時間終了のベル音）……。

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、繰り返しになりますが、今は11月にお示しさせていただいた「保育基盤整備加速化方針」に基づいて整備を進める、これを推し進めていくという気持ちで事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

（河野議員・質問者席から「終わります。」と発言）

村上議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ） それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

「JR島本駅西側開発、未来志向のまちづくりとは」について、お伺いいたします。

現在、都市計画の手続き中である島本駅西側の開発については、町長は就任以来、「未来志向のまちづくりを進める」とおっしゃっていますが、具体的にはどのようなまちづくりを進めるつもりなのか、お伺いをします。

山田町長 それでは、東田議員の一般質問にご答弁申し上げます。「JR島本駅西地区についての具体的なまちづくり」にかかるご質問でございます。

JR島本駅西地区については、住民の皆様が暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集約されたまちづくりを行うためのポテンシャルを兼ね備えているため、近隣型の商業施設や医療施設等の立地を目指し、駅前の高度利用を図ることにより、駅前を活性化し、町内だけでなく町外からも多くの方が転入してこられるなど、町全体の活性化に繋がられるようなまちづくりとなるよう誘導してまいりたいと考えております。

また、「地区計画」において、地区内で20%以上の緑化率となるルールを定めるとともに、第三小学校の児童のほか、地域にお住いの皆様に親しみをさせていただくことのできる公園を位置づけるなど、自然と調和したまちづくりを進めてまいります。

なお、町内外にお住いの方々から、駅前から見える田園風景を残してほしいといったご意見等も、これまで様々な機会でもいただいているところです。町といたしましては、いただいたご意見の中で、よりよいまちづくりを実施するために必要があると判断したものについては事業に反映していただけるよう、景観や環境への配慮や、インフラ施設の整備に関する要望書をJR島本駅西土地区画整理準備組合に提出するなど、協議を行っているところでございます。

以上でございます。

東田議員 本町地内においても様々な課題があり、財政の状況などを考えると、独自で解決することが難しいものもあるというのが現状であると思います。

そのような状況の中で、島本駅西側開発をきっかけに課題の解決に繋がるチャンスと捉えて取り組むべきであるというものに対して質問するということと、そしてまた全体像といたしましては、土地区画整理準備組合の皆さんのご意向を汲んだまちづくりを進めていくのは当然だと思うんですけども、その後、町に移管されることになる公園であるとか町道であるとか、そのような部分に関しては、やっぱり、その後のことを考えると、町の意向等も一定反映すべきであるというふうな考えで質問をさせていただきます。

昨年2月の定例会の一般質問の中で、島本駅西側の緑地ゾーンの中にジャブジャブ池の設置をお願いしてはどうかと質問をいたしました。「公園や緑地のような公共性の高い施設に関しましては、設置により得られる効果が、事業区域内だけではなく町全体に及ぶものであることから、JR島本駅西土地区画整理準備組合との具体的な協議の中で検討してまいりたい」とのご答弁をいただきましたが、現在、協議の状況はどうなっているのか、お伺いします。

都市創造部長 「当該土地区画整理事業におけるジャブジャブ池設置」について、ご答弁申し上げます。

現在、公園等の遊戯施設につきましては、当該土地区画整理事業準備組合と協議を進めております。議員ご指摘のジャブジャブ池等、いわゆる水系施設を設置するためには、本町から当該土地区画整理事業準備組合に対し設置依頼を行うことが想定されますが、現時点では設置を予定していないことから計画を大幅に変更する必要があり、また事業費の増加により地権者の方々の減歩にも影響してくることから、本町の財政的負担についても検討が必要になってくるものと考えております。このことから、現時点においてジャブジャブ池の設置につきましては、多額の設置費用をはじめ設置後のランニングコスト、安全面、衛生面への対策など、本町の財政状況や維持管理面を勘案いたしますと、設置については課題が多いものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、当該土地区画整理事業に伴い公共性の高い公園施設のあり方について検討することは、本町といたしましても非常に重要であると認識しておりますことから、準備組合はもとより日常的な地域からのご意見も十分に踏まえ、地域の方々にとって親しみのある、公共性の高い公園施設にできるよう、当該土地区画整理事業準備組合と慎重に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 前回の一般質問を行いましたのが昨年の2月ですけど、そのときのお答えいただいたのと、今のお答えいただいたのと、何かえらくテンションが違うなというのが率直な感想なんですけども。前回、行った際には「準備組合との具体的な協議の中で検討

してまいりたい」とのご答弁をいただいておりますが、ジャブジャブ池設置の協議の状況というのは、現在、行っているのか行っていないのか、お伺いします。

都市創造部長 当該土地区画整理事業におけるインフラ施設関係の協議につきましては、今後、行う予定であり、現時点におきましては公園計画の具体的な内容につきましても、今後、協議を進める予定としております。

以上でございます。

東田議員 現在、ジャブジャブ池について協議を行っていないのであれば、まず具体的な内容について協議を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 ジャブジャブ池の具体的な協議について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町といたしましても、当該土地区画整理事業における公園計画の協議については、今後、進める予定といたしておりますが、地域からの公園に対する様々なご意見を踏まえた公園整備が必要であると考えております。今後、協議を進めるにあたりましては、本町といたしましても、お子様から高齢者の方々まで、様々な年齢層の公園利用者のニーズに対応できるよう協議を進める必要があると認識しておりますことから、現在、地域からもご意見をいただき、課題となっているボール遊びの場や、議員ご指摘のジャブジャブ池の整備につきましても、様々な視点から当該土地区画整理事業準備組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

東田議員 公園につきましては、この桜井の地域だけではなくて、町全体の皆さん、年齢層もそうですし、喜んでいただけるような公園にできたらいいなと思いますので、協議のほう、よろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。青葉から桜井に抜けるJR下のマンボですけども、この場所の冠水については設置以来の課題となっていると思います。数十年もの間、解決できなかった課題であると認識していますが、島本駅西側開発の際には貯水池が設置されると聞き及んでいます。これを利用することにより、課題の改善を図るチャンスではないかと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

都市創造部長 「JR高架下マンボの浸水対策」について、ご答弁申し上げます。

当該箇所につきましては、地形的に周辺地盤面より低く、浸水しやすい箇所となっていることから、過去から逆流防止弁を設置するなど対策を講じてまいりました。しかしながら、抜本的な対策には至っておらず、昨今、頻発する集中豪雨の際には一時通行止めの規制を行うなど、状況に応じて対応しているところでございます。

ご指摘のありました、JR島本駅西土地区画整理事業で実施する調整池を活用して課題の改善を図ることにつきましては、本町といたしましても、計画されている調整池は地下式であり、当該マンボ地盤面より低く計画されていることから、当該マンボに集水した雨水をいったん調整池に貯留し、下流域への影響を軽減することで、当該箇所の浸水対策を図る改善案の一つであると認識しております。今後、本町といたしましては抜

本的な浸水被害軽減に向けた効果的な対策について十分検討し、この対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 JRの軌道敷により、事実上、青葉地域と桜井地域は分断されており、児童の登下校時や災害時の避難の際には、このマンボを通らざるを得ないのが現実的な問題であります。昨今の異常気象を考えると、これまで以上に事態は深刻化していると考えていますとともに、先ほどの答弁もございましたように一時通行止めの規制等行うような、このような事態になった場合は、ものすごく遠回りをしていかなければならない。避難所に避難する方が、そういう迂回路というか、遠回りをするというのは、あんまり考えられるような状況ではないと思います。

このチャンスを逃すと、この先も同様の年月、何十年の年月が流れてしまうのではないかと危惧をしていますが、抜本的な浸水対策の検討ではなくて、もう課題の解決をはっきり目指すべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

都市創造部長 当該マンボにおける抜本的な浸水対策につきましては、先ほどご答弁させていただきました当該土地区画整理事業で計画されている調整池の活用、あるいは他の抜本的な対策については様々な手法があり、現時点において具体的な対応策については決定いたしておりません。しかしながら、当該マンボについては過去からの浸水被害を鑑みますと、対策すべき浸水箇所であり、町立第三小学校の通学路にも指定されていることから、浸水対策が必要であると十分認識いたしており、今後、具体的な手法を決定したうえで抜本的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 このチャンスを逃すとね、それこそほんとに何十年かかるかわからないので、お願いしておきたいと思います。下流域の箇所の高さを変えるわけにいかないんで、今、このタイミングじゃなかったら、水路全部触っていったら、それこそいつになるかわからないでね。この調整池を活用するか、ポンプアップするかぐらいしか、もう方法はないと思うんですよ。どちらにしても、このタイミングで何とか取りかかっていたら、課題の解決に繋げていっていただきたいと思います。

そこについては、もうお願いしておいて、次の質問に移ります。宅地開発の際には、一定の緑化率をクリアする必要があり、緑地や街路樹等の設置をされると思いますが、開発の完了後は公園や道路などは町に移管されることとなり、その後の維持管理は町が行うこととなります。

植樹についてですけども、高木などについては成長に伴い根の部分も成長し、歩道を押し上げる等の問題が心配され、剪定の際の費用についても割高になってしまうと思います。また落葉樹については、落ち葉や花びらが道路上や宅地内に落ちることにより、ごみとなってしまいます。高木・低木の配置や樹木の種類などについては、町に移管さ

れ、管理することを前提とした協議をされるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

都市創造部長 「緑地や街路樹等の維持管理」について、ご答弁申し上げます。

当地区につきましては、「島本町都市計画マスタープラン」におきまして、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進することとしており、JR島本駅西土地地区画整理事業では、駅前広場から広がる緑道、公園、幹線道路、駅前道路に沿って緑化し、緑のネットワークの形成を計画されております。

ご指摘のとおり、公共施設に配置された樹木等については本町に帰属され、将来的に維持管理を行う必要があることから、高木・低木の配置や樹木の種類等の緑化計画については、景観上の観点だけでなく維持管理面も十分考慮したうえで、当該準備組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

東田議員 特に高木なんかは、伸びていくと剪定なり何なりの手間がかかりますし、私自身も島本駅の設置のときに楠公さん、あのクスノキ、切ったことがありますけども、とんでもない手間がかかりますから、そのあたりについては先のことを見越した、維持管理がしやすいようなものを考えて協議を進めていただきたいと思います。

また、本町地内にも多くの公園があり、その中には雑草が生い茂っている場所も多く見受けられます。地元自治会や子ども会などで草刈りや草むしりをしている地域もあると思いますが、追いついていないのが現状であると思います。行政としても、なかなか除草作業が追いついていない、これもまた現状であると思います。

雑草の抑制などについても考慮した公園の維持管理についても検討すべきじゃないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

都市創造部長 公園内の維持管理について、ご答弁申し上げます。

現在、本町が管理する公園の維持管理につきましては、遊具等の公園施設の点検をはじめ樹木剪定や草刈りの業務についても、点検結果に基づき実施いたしております。町域内の他地域における公園管理の中で、夏場の草刈りについては、ご利用状況を踏まえ順次実施いたしておりますが、スケジュールを含め苦慮している現状がございます。

このことから、本町といたしましても、今後、当該土地地区画整理事業準備組合と公園計画の協議を進めるにあたり、区域内の緑化率を確保しつつ、雑草が生えないような抑制方法についても、維持管理コスト縮減の観点から、様々な管理方法について検討し、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 この公園の雑草ですね、使用頻度が高い公園とそうでもない公園によっても差が出ると思うんですけども、私、毎朝、子どもの安全パトロール、広瀬公園の前も通りかかっていくんですけど、子ども達が集団登校で集まる場所でもボウボウなんですよ。それも、年に1回程度は草むしりしてますけども、そんなので、とてもじゃないけど追

いつくような状況でもない。こういうのが本町地内であつちやこつちやであると思うんですね。この雑草もなかなか抑えるのも難しいんですけど、真砂土舗装であつたり、人が歩かないところであつたら、クローバーなんかで代表されるようなグラウンドカバーとかいう、そういう手法もございまして、そのあたりについても協議の中で、ちょっと検討していただきたいなと思います。あと大変というのが、なかなか、どんどんどんどん残っちゃうんですから、最初にできるときに、一定方向性を決めて進めていったほうがええかなというふうに思うんで、これもお願いをしておきます。

次の質問に移ります。町に移管されることとなる町道の、特に歩道部分のユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化について、お伺いをします。

楠公道路の水無瀬駅周辺から島本駅へ向かう約 300mの区間の歩道が石張りとなっております。これは結構あらい粗面となっておりますけども、ここを使用されている高齢者の方などからは歩きにくいとの声を、よく聞いています。また車いす使用の方からは、マウンドアップ式の歩道が通行しづらいとの声も聞いています。昨今は、電動車いすの普及もあり、車いすを利用される方も増加傾向にあると思います。しかしながら、本町地内の歩道は十分な幅員はなく、マウンドアップ式の歩道も多く、結果として車道を通行されている方を見かけ、安全であるとは言いがたい状況であると思います。若年層や健常者にとっては気にならない程度のことでも、年齢や障害の有無によっては大きな障壁となります。

これを解消するのがバリアフリーですが、本町における「バリアフリー基本構想」が策定されたのが平成 20 年 3 月ですので、この 10 年間の間で新しい考え方、先進事例等も出てきていると思います。「未来志向のまちづくり」を標榜しているのですから、本町のまちづくりの指標となるようなバリアフリーの対策にも取り組むべきであると思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「町道の歩道部分等におけるバリアフリー化」についてのご質問でございます。

現在、国におきましては、平成 31 年 4 月 1 日付けで「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる改正「バリアフリー法」が施行され、ソフト面、ハード面ともに、バリアフリー化に関するより一層の取り組みが求められているところでございます。

本町といたしましては、これまでも平成 20 年 3 月に「島本町バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化への取り組みを実施しているところではございますが、JR 島本駅西地区のまちづくりにおきましてもバリアフリー化を進めるべく、事業主体の JR 島本駅西土地区画整理準備組合と協議を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、JR 島本駅とふれあいセンターを繋ぐ主要な道路におきましては、横断歩道と歩道の接続する段差を 2 センチとすること。また、歩道幅員を 3.5

m確保することや、島本駅からふれあいセンターまでの間に視覚障害者誘導用ブロックを設置することなどについて、各種関係機関と協議を行っております。そのほかの道路に関する整備予定につきましても、各種法令等に基づいて、JR島本駅西土地地区画整理準備組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 歩道と車道との段差は、視覚障害者の方の安全な通行を考慮して、2センチを標準とするのが現在の一般的な考え方であるのは承知をしています。また外渠ですので、溝を設ける必要があるのも現実的な課題ですが、この2センチが不自由に感じる方も存在をいたします。視覚障害者の方への歩車道境界の明示や、歩車道乗り入れについても、現在、二次製品等でも様々なものがあるので、一定検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えか、お伺いします。

また、マウンドアップ式の歩道についても、車いすの方などは登って降りてを繰り返すこととなり、不自由ではないかと思えます。歩車道がフラットに近く、勾配の少ない歩道の設置も検討すべきではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。あわせてお伺いをします。

都市創造部長 歩車道の段差にかかるご質問でございます。

「高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」におきましては、横断歩道と歩道の接続する段差を2センチと定めております。本件につきましては、目のご不自由な方は、車道と歩道に段差がないと境目がわからず命の危険にも繋がることから、白杖で確認できる段差かつ車いすでの上り下りができる段差が2センチとされているのでございます。

現在、当該土地地区画整理事業準備組合と道路整備に関する協議を行っているところであり、歩車道の境界に設置される構造物につきましても、段差による躓き等が生じないような対策を講じるとともに、目のご不自由な方々も安全に通行していただける対策について、引き続き各種関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、マウンドアップ式の歩道整備にかかるご質問でございますが、当該法律におきましては、歩道の横断勾配・縦断勾配等が細かく定められており、当該基準に基づき、高齢者、障害者、車いすなど、すべての方々が安心して利用できる歩道を計画するよう、各種関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 この2センチの段差なんですけど、私、もともと工事屋ですので、歩道もいっぱい造りましたが、歩道ですから、自転車、ほんまは入ったらいけないんですけども、そうは言っても入る方もおられて、斜めから入って、この2センチで転倒されるという方をよく見ました。場所によって、交通量多いところで、あまりにも多かつたんで、その当時の——島本町の中じゃないですけど——担当の方と協議して、その2センチ削っ

たこともございますので、原則的に2センチですけど、それが実際、ほんまにいいのかというのは考えていただけたらなと思います。また車いすの方なんかも、この2センチというのが結構苦しいところもあると思いますので、ちょっと、現実には即したような対策というか、協議をしていただきたいなというふうに思います。

それと、歩道3.5mということですけども、この3.5mの歩道というのは、自転車の通行することは可能なのかというのを伺います。

都市創造部長 幅員3.5mの歩道における自転車の通行についてのお尋ねでございます。

「島本町道路の構造の技術的基準を定める条例」におきましては、自転車・歩行者道は、歩行者の交通量が多い道路にあたっては4メートル以上と規定されており、当該区間については沿道に商業施設等を予定されている駅前道路であるため、歩行者の交通量が多い道路として判断し、自転車を通行していただくためには幅員4.0m以上の確保が必要と考えております。

しかしながら、当該区間は3.5mの幅員として計画されておりますことから、自転車は原則車道の左側を通行いただき、当該歩道は歩行者・車いす等の通行のみとして検討いたしているところでございます。

以上でございます。

東田議員 3.5mの歩道ですけども、町道広瀬桜井幹線の歩道の幅員は3.5mというのを確保できるのでしょうか。

都市創造部長 続きまして、町道広瀬桜井幹線の歩道幅員についてのご質問でございます。

現状において、町道広瀬桜井幹線は片側に歩道が設置された道路であり、当該土地区画整理事業において、現状、歩道が設置されていない当該土地区画整理事業区域側に幅員2.5mの歩道を設置する予定とされておりますが、3.5mの歩道幅員は確保できない計画とされております。

なお、「島本町道路の構造の技術的基準を定める条例」では、歩道の幅員は2.0m以上とされていることから、計画されている歩道につきましては、必要としている幅員は確保されているものと判断いたしております。

以上でございます。

東田議員 関係法令に則って歩道の幅員を確保するというのは理解をいたしました。自転車で車道を走るといのが怖いと感じたことが、多くの方が経験しているんだと思います。当然、私もです。また車を運転していても、狭隘な道路では、追い抜きの際やすれ違いの際に同様なことを感じると思います。

3.5mの歩道の幅員、これ、結構広い歩道になると思うんですけども、この歩道の幅員がある中で、自転車で広い歩道を通行してはいけないと言っても、これを抑制するのも難しいのではないのかなというふうに考えておるんですけども、3.5mもの歩道の幅員が取れるなら、逆に車道に自転車通行帯を設置して色分けするなどの工夫も可能ではない

のかなというふうに思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

都市創造部長 自転車通行帯設置にかかるご質問でございます。

関係法令に基づき車道や歩道の有効幅員を確保する必要があると思いますが、議員ご指摘のとおり、歩行者の方々だけでなく、自転車をご利用される方々にとっても安全に通行できる動線を検討する必要があると認識いたしております。このことから、交通管理者である高槻警察署をはじめ当該土地地区画整理事業準備組合と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 いろいろ質問させていただきましたけども、公園の活用についても、島本町全体の方に喜んでいただけるような公園、何とか考えていただく。それで、マンボにつきましても、このチャンスを活かそうよということです。チャンスを逃すと、この先何十年、一緒のことになるかわかりませんので。それと公園の維持管理、樹木にしても雑草にしても、できる限り維持管理に手がかからない、この先もずっと管理していかなければならないので、手のかからない公園、また考えていっていただきたいと思います。

そして、バリアフリーですけども、本町、立地条件もいろいろあるんで、全部が全部、バリアフリー完璧というわけにはいかないんですけどね。せっかく新しいまちづくりやるんですから、ここでちょっと未来志向というか、標榜しているんですから、ここで新しいバリアフリーなり、手の行き届いたようなことをやって、またそれが島本町全体に広がっていくようなまちづくりにしていくというのが、それが「未来志向のまちづくり」じゃないかなと思いますので、今後とも協議していただきますよう、よろしく願いをいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

村上議長 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時13分～午後2時25分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員 (質問者席へ) 自由民主クラブ・野村篤です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「島本町のにぎわいと魅力づくりの観点と、持続可能な開発目標(通称SDGs)への取り組み」について、質問をさせていただきます。

1. 「にぎわい創造の長期的な視点」について。

水無瀬駅前の商店街をはじめ、丁寧に現場の声を集めるタウンミーティング(商店街サミット)の開催を通じ、横の連携ができつつありますが、商業団体を中心とした活性化策とサポート体制について、まだまだ不十分であると考えます。行政の役割として、

意見交換や創業支援、情報発信を行ううえで、長期的な視点、人を呼び込む具体的な施策の検討状況はいかがでしょうか。

また、2020年東京オリンピックに端を発した2025年大阪万博に向けての国内外の来町者迎え入れ体制及び誘引策は、いかがでしょうか。

生産緑地地区決定がなされましたが、商業団体と農業団体の情報交換と、地域資源活用についての現状と検討状況はいかがでしょうか。

以上、1点目に関して、まずは質問させていただきます。

都市創造部長 それでは、野村議員の一般質問の1点目、「にぎわい創造の長期的な視点」について、ご答弁申し上げます。

昨年度、実施させていただきました「商店街元気づくり・タウンミーティング」の後、「商店街サミット」と題して、概ね月1回、商店街の代表者、商工会、役場などが参画する継続的な意見交換の場が生まれており、フリーペーパーの発刊や、企業と商店街とのコラボレーションなど、具体的な取り組みが進められております。また、今年度から商業団体支援補助金を創設し、本町としても具体的に商業団体の支援に取り組んでいるところであり、商業の活性化から町全体のにぎわいが生まれるよう、関係者とも連携を密にし、長期的な視点に立ったうえで、にぎわいづくりを進めてまいりたいと考えております。

加えて、観光・商業関係団体や水無瀬駒の普及を推進されている団体など、町の魅力発信やおもてなしを行っている様々な団体との意見交換の場を、今年度中に設定したいと考えております。本年2月の高槻市との観光に関する協定の締結により広域的な連携を進めていく中で、本町の身の丈に合ったアイデアなどのご意見をいただきながら、ご指摘いただいております東京オリンピックや大阪万博を見据えた誘引策などについても検討していきたいと考えております。

次に、「農業団体との連携」については、農業振興団体協議会が町内におけるにぎわいづくりのイベントに参画されるなど、商工会などと連携を図りながら取り組んでいる状況でございます。現在、行っております生産緑地の指定などの農業振興に関する諸施策により、農業を続けやすい環境づくりに努めるとともに、まちのにぎわいづくりにも寄与することができる取り組みにつきましても、関係団体と連携しながら、引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 では、回答いただきました中身に関して詳細を、確認も含めて質問させていただきます。

先ほど、商店街元気づくり・タウンミーティングの後に、商店街サミットをしておりますが、そこでフリーペーパーの発刊、そういった企業と商店街とのコラボレーションといった施策に関する回答をいただいております。その詳細に関して、お伺いいたし

ます。

都市創造部長 フリーペーパーにつきましては、にぎわい創造事業補助金を活用され、この5月から発刊されております『しまっち』というフリーペーパーがございます。また、企業とのコラボレーションにつきましては、トヨタの販売店におきまして開催されておりますイベントに、商店街のブースが出店いたしまして商店街のPRをされているほか、商店街に係るポスターやチラシなどを店舗内に配架していただいているなど、地域の商店街活動のPRにご協力いただいているところでございます。

野村議員 先ほど、フリーペーパーでは『しまっち』というもののご紹介と、また企業とのコラボレーションに関してはトヨタの販売店様とのことで、回答をいただいております。

先ほどのコラボレーションでは、今、トヨタの販売店様の名前をあげられましたけども、例えば他の団体様との検討状況に関してはいかがでしょうか。

都市創造部長 大手企業と商店街のコラボレーションにつきましては、トヨタ以外にも、まだ実現されてはおりませんが、水無瀬病院——これは清仁会でございますが——が運営されているデイサービスの利用者の作品を商店街で展示販売することや、資金集めに関して京都銀行を通じてクラウドファンディングをしてはどうかといった話もあり、今後、様々な企業と商店街との連携についても支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 承知しました。先ほどの1点目の再質問にご答弁いただいた中で出ていた商業団体への支援補助金の創設というお話もございましたけれども、今までもにぎわい創造事業補助金、ほかの補助金制度もございますが、そういったものとの、この商業団体支援補助金の棲み分けに関してはどういったものがあるのか、まず、お伺いいたします。

都市創造部長 にぎわい創造事業補助金をはじめとする本町の他の補助金につきましては、営利を目的とするものについては対象外としておりますが、商業団体支援補助金につきましては、商業団体及び複数の店舗の集合体を対象としており、営利を目的とした事業に対しても交付することを想定いたしております。商業団体支援補助金は、対象を商店街もしくは複数の店舗の集合体と限定し、商業的な支援ができる補助金としましては新しい試みだと考えております。

なお、にぎわい創造事業補助金につきましては、行財政改革の取り組みの一環として、目的が類似する他の補助金との統合等についても検討する予定となっております。

以上でございます。

野村議員 にぎわい創造事業補助金や、先ほどの商業団体支援補助金に関してのご回答をいただいておりますが、他市では、例えば空き店舗の解消にあたりまして、その空き店舗を活用して創業もしくは新しく飲食店を開業されたときに、例えば改装費を50万円まで出しますといったことが、かなり好評を博しているようなことも耳にしております。

島本町で、そういった各空き店舗の解消のために、個別のそういう事業者に、新しく創業する方への補助金の検討に関しては、状況としてはいかがでしょうか。

都市創造部長 議員からご紹介ございました創業者への支援制度につきましては、昨年度の商店街タウンミーティングにおきましても、そのような制度を希望するご意見をいただいております。他市町村でも導入されている事例がございます。本町におきましても、財政状況や費用対効果の視点で検討をさせていただいた結果、まずは、より公共性の高い団体支援制度を導入することとなりましたことから、今回の創業支援制度の導入につきましては見送りをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

野村議員 一定の検討はしているが見送っているという形で、まずは、その商業団体への包括的な支援と、そこから生まれてくる種まきの段階かということと理解をさせていただきました。

先ほど、私の質問で空き店舗の解消ということの視点もありましたが、昨年度の常任委員会の中でも、私のほうで質問をさせていただきました空き家の解消にあたっての予算計上、それが空き店舗にも活用できないかということで一定の質問をさせていただいたと記憶しておりますけれども、この商業団体との商店街サミット等での、そういった活用に関しては、あげられた予算に関してはいかがでしょうか。検討はされている状況でしょうか。

都市創造部長 昨年度の常任委員会で委員のほうから、空き店舗対策も「空家等計画」に入れてみてはどうかというご意見のほう、頂戴いたしております。本町におきましても、一定種々検討は加えてみたんですけども、やはり空き家等の対策計画につきましては、あくまでも「空家等対策の推進に関する法律」に基づき策定するものとなっておりますことから、すでに所有者が管理を行っておられる、またテナントを募集している空き店舗等については、現時点におきましては当該計画の対象とはいたしておりません。

なお、空き店舗対策につきましては、商店街サミットなどを通じて、引き続き積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 承知しました。空き家対策の一環としては、空き店舗というのは、さすがにちよつと重複がなかなか難しいという話の回答をいただいております。承知いたしました。

では、次の再質問に移らせていただきます。

先ほどの、観光や商業関係団体、他の団体等と意見交換の場を今年度、設定をしてみたいというお話もありました。また、2月には高槻市との観光に関する協定も結ばれたということで、その中で回答いただいた中では、「2020年の東京オリンピックや大阪万博を見据えた誘引策についても検討してまいりたい」というふうにいただいております。2020年の東京オリンピックが開催されるにあたりましては、島本町として何らか

の取り組みに参画するかどうかの検討に関してはされましたでしょうか。

総合政策部長 東京オリンピックの開催にあたりましては、海外からの選手団の練習場所や合宿場所等を提供する自治体もあることは承知しておりますが、本町におきましては受け入れ環境が整っていないことや、財政面での負担が大きいことから、参画はいたしていません。しかしながら、観光面では観光客を呼び込めるよう、連携協定に基づき、高槻市とも連携をして取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

野村議員 2020年の東京オリンピックに関しては、特に何もしていなかったということで確認はさせていただきました。

では、もっと身近な、もちろん、まだ距離的にもそうですし、今、決定したばかりということもありますが、2025年の大阪万博に関しては、島本町として何らかの取り組みに参画するかどうか、また高槻市との連携も含めて、どういった検討をされているかどうか、確認させていただきます。

都市創造部長 大阪万博には様々な国の方が来阪されるものと認識いたしており、本町にも足を運んでいただける施策を検討していく必要があると考えております。議員からご紹介ございましたとおり、本年2月に締結いたしました高槻市との観光に関する連携協定の目的にもございますので、今後、具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 全国的な動きとしての万博ですので、特に国外からの方の動きというのも誘引策としては検討する材料があるかと思いますが、その際、よく一般的に言われていることとしましては、無料のWi-Fi設備、そして多言語化への対応、そして現金を使わないキャッシュレス決済と、その3点に関して検討すべきだということは、一般的によく言われることではありますが、何か、例えば先ほどの商店街サミットであったり、そういった海外の方からのインバウンド需要に対して何か推進、もしくは誘引するような動き、意見等がありますでしょうか。

都市創造部長 外国からの観光客等の誘引策として、一定商店街サミットとか、そういうところでの検討状況でございますが、まだ具体的な部分には踏み込めてはおりません。しかしながら、行政が直接インフラ等整備する部分もあれば、そういう商業団体がインフラ等整備するにあたっての補助制度等も、一定、多々あるかというふうには認識いたしておりますので、まずは、そういう使える施策、制度という部分を、しっかりと本町としましても検証していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

野村議員 承知いたしました。

では、先ほど万博の話に戻させていただくというのもあれですけども、万博ですが、過去に大阪では万博として、もちろんエキスポの1970年の万博のイメージが強いわけで

すけども、過去の万博では島本町して何か、こういった取り組みをされたのか。もし、ありましたら、ご提示いただければと思います。

総合政策部長 昭和45年に開催された大阪万国博覧会の際には、町としての取り組みは特にありませんでしたが、住民向けに観覧の手引きなどの広報記事を数回、掲載をいたしております。また、平成2年に鶴見緑地で開催された「国際花と緑の博覧会」、花博の際には、期間中に地元自治体を紹介する日が設けられ、本町においても「島本の日」に会場でビデオ上映やパネル写真展、水の試飲と配布、パレードやブラスバンド、和太鼓演奏などを行いました。

野村議員 昭和45年の万博並びに平成2年の国際花と緑の博覧会に関しての情報提供をいただきました。昭和45年の万博のときは広報として万博の、住民の皆さんが参加される、その広報をされたというふうなことで回答をいただきましたが、今回、大阪万博、5年後で、まだ大阪府からの情報等々も下りてないかと思えますけども、最低限、こういった参加を促すような形の広報があるという認識でいてよろしいのでしょうか。

総合政策部長 大阪万博については、これからということでございますけども、何らかの形で、当然、大阪府にある島本町ですから、参画をしていきたいなというふうには思いますが、費用面のこととか、そういったことが全くまだ白紙ですので、その辺も十分検討したうえで参画をしていきたいなというふうに考えております。

野村議員 これから予算も含めて、お金も費用もかかるものですので、ということで回答いただいておりますので、まだ5年間の時間がございますので、ぜひ長期視点に立った検討事項の一つとして、高槻市、また近隣の自治体様と一体となつての検討をよろしくお願いします。

質問の1点目のほうへ、また戻らせていただきまして、先ほど回答いただいた中で農業団体との連携に関して、質問を再度させていただきます。

先ほど、農業振興団体協議会のほうで町内のにぎわいづくりイベントに参画される商工会などと連携を図りながら、ということで回答をいただいておりますが、その具体的な取り組み内容をいただければと思います。

都市創造部長 当協議会は、毎週、火・木・土曜日の朝9時から、歴史文化資料館前で「やさい朝市」を実施しており、地域で採れた新鮮な野菜を提供されております。また、7月には水無瀬川緑地公園内原っぱ広場においても「やさい夕市」を試行的に開催される予定で、農業振興を積極的に推進されている団体であると認識いたしております。

本町といたしましても、広報しまもとや公式フェイスブック、ケーブルテレビなどで広くPRしており、今後も、この活動について広く周知していく予定でございます。

以上でございます。

野村議員 先ほど、農業振興団体協議会様がやさい夕市、今は朝市されているものとして、夕市を計画されていて、7月に水無瀬川緑地公園の原っぱ広場でされるということで答

弁はいただいたんですが、この原っぱ広場というのはどの辺りに当たるのか、ちょっと詳細に教えていただきたいのと、もう1点が、今、この緑地公園にどういった方々、例えば緑地公園でしたら、サントリー山崎蒸溜所に行かれる観光の方なんかを誘引する形で、この農業振興団体協議会の方が企画されているのか。どういった趣旨でこれを、やさい夕市を開催されるに至ったのか、ご存じでしたら、お願いいたします。

都市創造部長 2点、大きくご質問いただいております。

まず、原っぱ広場の位置でございますが、ちょうど、すでに建っております既存のマンションと緑地公園住宅の間にある広場でございます。グリーンが敷き詰められている広場を「原っぱ広場」と申しているところでございます。

また、今回の夕市の対象でございますが、ちょっとまだ一足飛びにサントリーを訪問される数多くの来客者をターゲットにしているわけではなくて、まずは水無瀬川左岸地域において、そのような活動をご理解していただくのと、新鮮の野菜をお届けするという事で、試行的にさせていただくということで、私どものほう認識いたしております。場合によっては、保育園が近所でございますので、そこに送迎される方もご利用していただけるんじゃないかなという期待はいたしておるところでございます。

以上でございます。

野村議員 かなり奥まったところで開催されるんだなということで、私の印象としては受けました。特に、近くに保育園もございますので、地産地消という観点でも地域の方に食べていただける機会を、ぜひ作っていただければと思いますので、引き続き支援体制も含めまして、よろしく申し上げます。

先ほど、1点目の答弁の中でいただいております「生産緑地の指定」に関する再質問に入らせていただきます。

生産緑地の指定、本年4月に行いましたけれども、先ほど他の議員からありましたけれども、追加指定の方針など、今後に関してはどのようにお考えでしょうか。

都市創造部長 続きまして、「生産緑地地区指定」についてのご質問でございます。

現在、生産緑地地区の指定面積の最低限度の引き下げや、ファミリー農園の制度の見直しを検討いたしており、その事務の進捗に応じて、農地所有者向け説明会を実施するなど、生産緑地地区の追加指定にかかる事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 承知いたしました。追加指定に関しては、今後のスケジュール感も含めて、検討状況ということで理解をしております。

私自身が生産緑地の指定に関して懸念していることのうちの一つに、30年後というふうな長期な視点になりますけれども、この生産緑地が解除されるときに、一般的には買い取り申し出というような形で行政のほうに申請されますが、それは行政のほうでは一般的に、これもまた買い取りはされないことが多いというふうな形で、今、聞いており

ます。この際に、買い取りを拒否した際に、いったん生産緑地の指定によって下がった固定資産税等々の減免に関して、金額の水準が解除で買い取りを拒否したときにはどういう形になるのかに関して、何か参考になるものがあればお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

総務部長 生産緑地指定した農地の30年後の「固定資産税の課税について」でございます。

生産緑地でなくなった農地につきましては市街化区域農地として評価をすることとなりますので、評価額は大幅に上昇することとなりますが、税額につきましては負担調整措置によりまして、原則的に緩やかに上昇することとなっております。

以上でございます。

野村議員 「緩やかな上昇」という形で回答いただいたんですけども、それは指定の前の金額に一回戻って、そこから上がるものなのか、もしくは近隣の情勢、ずっと市街化区域のままで持ち続けていらっしゃる方と同じ基準にいったんなるような、段階的にもなるのかどうか。二つの方向性があるかと思えますけれども、どちらの方向性として考えられるのかをお願いいたします

総務部長 原則的には、上昇する前の段階に戻って、そこから緩やかに上昇するというふうになると認識をいたしております。

以上でございます。

野村議員 では、一回戻るということは、生産緑地を指定せずに持ち続けた方との差は開くという認識でよろしかったでしょうか。

総務部長 現時点で私の認識では、ご指摘いただいたとおりになるものというふうに認識をいたしております。ただ、近隣市町村の状況等も十分把握する必要がありますし、また税務課と十分協議して、ご返事をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

野村議員 生産緑地の指定に関して、もちろん農地を守るということもありますが、私たち島本町民にとっての税金のこともありますので、しっかりと認識を、また30年後の検討の状況になりますので、現状の認識という形になるかと思えますけれども、検討事項の一つとして継続的に加えていただければと思っております。

では、1問目の先ほどの最後の再質問になりますけれども、農業との関係性という話になりますが、有害鳥獣対策に関してです。

現状での鹿やイノシシなどに関して捕獲、多数されておりますけれども、例えば、それを商業へ活用という意味でも、ジビエ料理に活用するといったことが昨今の流れとしてあるかと思えます。消費者に提供することによって、町の商工振興にも繋がると思えますけれども、町として何らかの支援策、ある現状でしょうか。

都市創造部長 鹿、イノシシのジビエ活用に関する支援についてのご質問でございます。

本町では有害鳥獣対策として、鹿、イノシシを捕獲しており、これらの捕獲個体は清

掃工場で焼却処分いたしております。現状、町内及び近隣に捕獲個体を食肉として処理加工できる施設がないことから、ジビエ活用の支援等は行っておりませんが、議員のおっしゃるとおり、ジビエを用いた地域活性化に取り組んでいらっしゃる自治体もありますことから、今後、近隣市町の状況等も踏まえ、ジビエ活用や、その支援についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 先ほどのご答弁いただきました中に、捕獲個体は清掃工場で焼却処分しておりますという現状が、やはりあるということで、なかなか有害鳥獣とは言え一つの生命です。私たち自身で食べさせていただいてという、そういう命の循環に関しても一つの検討状況かなと思っております。

台風や山林火災といった状況が昨今ございましたけれども、有害鳥獣に関して、台風及び山林火災によって増加した、そういう傾向は何かありましたでしょうか。

都市創造部長 山林火災や風倒木被害と、有害鳥獣の関係性についてのご質問でございます。

直接的に、明らかに増えた、減った、そういうような認識はございません。しかしながら、これら有害鳥獣におきましては、本来、山の中で暮らしておいて、山に十分な恵みがあれば、人里等には下りてこず生活できていたであろうと思われまことから、今後も荒廃した森林の状況が続くことによって、将来的には、やはり有害鳥獣は増えてくるのではないかなというふうに私自身は感じているところでございます。

以上でございます。

野村議員 実際に、その個体数の減少等々に関しては、今後、また捕獲等によって数も見えてくるのかなと思っておりますけれども、森を、もちろん、今は倒木のほうで大変な現状がございますけれども、それをまた山として復活させていくうえで、有害鳥獣に関しても一つの山の要因ではございますので、保安林も含めまして、多数また継続的に、他の議員とも連携しながら見させていただこうと思っております。

これで第1問目の大きなものを終了させていただきまして、2問目の質問のほうに移らせていただきます。

2問目です。「地方創生に向けた自治体SDGsの推進状況」について。

誰一人取り残さない社会の実現を目指し、社会、経済、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組む、包括的な17の目標であるSDGs、Sustainable Development Goalsの略称ですが、それが2015年に国連サミットで150カ国により制定されまして、約4年が経過いたしました。このSDGsは2030年までに達成すべき目標を地域に落とし込み実施するために、「私たちの町にとってのSDGs（持続可能な開発目標）——導入のためのガイドライン」として取りまとめられるなど、導入にあたる敷居が下がつつあります。政府は、平成31年度（令和元年度）予算においてもSDGs関連予算を

計上されており、今後、島本町が持続可能な開発と発展を行ううえで有用な支援策は検討の余地が十二分にあると考えます。

島本町の「SDG s に対する取り組みと検討状況」はいかがでしょうか。

総合政策部長 それでは「自治体SDG s の推進状況」について、ご答弁を申し上げます。

持続可能な開発目標、いわゆるSDG s は、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための17の目標を、国際社会全体の目標として2015年の国連サミットで採択され、2030年を期限として取り組まれております。

国では、自治体におけるSDG s の達成に向けた取り組みは地方創生の実現に資するものであり、その取り組みを推進することが重要とされております。このことから、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、地方創生SDG s 推進の理念や取り組みの進め方等を記載し、位置付けを明確化されると聞き及んでおります。また大阪府におきましても、2018年4月にSDG s 推進本部を設置され、万博の誘致と連動しての『「いのち輝く未来社会」をめざすビジョン』の策定など、取り組みを進められております。

本町におきましては、これまで、大阪府が主催するSDG s 勉強会に職員が参加するなど情報収集に努めているとともに、「持続可能なまちづくり」を目指して行政運営を進めてきたところであり、現在取り組んでおります行政施策の中には、「人権・平和」「産業・雇用」「自然・環境」「健康・福祉」「安全」「教育」など、SDG s が掲げる個別の目標と方向性を同じくするものも多数あるものと認識をいたしております。こうしたことから、今後、国・府の動向や他団体におけます先行事例などを踏まえ、各種計画への反映など、本町における具体的なSDG s 推進方策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 SDG s に関する取り組み、まだ他の市町村でも先進的な自治体のみという状況でありますけれども、少しずつ認知度も広がっているかなというふうに、昨今、感じております。

では、再質問に入らせていただきますが、この自治体SDG s の推進に関しまして、このSDG s そのものは2030年、令和ですと12年を目標とはしておりますけれども、島本町では長期の計画としまして、「総合計画」、そして「総合戦略」という形の長期、5年、10年といったスパンでの計画がございますが、そういった各計画と、このSDG s の期間目標年との関係性に関して、お伺いいたします。

総合政策部長 現在、策定作業を進めております「第五次総合計画」及び今後策定作業に着手予定の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、いずれも来年度の令和2年度から計画をスタートし、「総合計画」は令和11年度までの10年間を、「総合戦略」は令和6年度までの5年間を計画期間とする予定でございます。

野村議員 「総合計画」は令和11年度、「総合戦略」は令和6年度までということで、5年間と10年間という計画で確認をさせていただきました。いずれも、ちょうど2030年といったSDGsそのものの目標と親和性の高いような計画であるというふうに理解をしております。

先ほどの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関しましても、2期の策定、来年度の令和2年度から計画がスタートするということですが、もちろん、「総合戦略」、このSDGsを中に入れ込むような、「戦略」の策定に親和性を持たせることはできませんでしょうか。

総合政策部長 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、国におきましてもSDGsと組み合わせて推進していく方針とされており、本町の次期総合戦略の策定にあたりましても、SDGsの各目標等との紐付け等の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

野村議員 SDGsの各目標等との紐付けを「総合戦略」で検討を行っていく予定ということで、お伺いいたしました。

特に、このSDGsは幅広い分野ございますので、すべてを紐付けるというのはなかなか難しく、かつ効果も逆に薄いものになるのかなと、そういうふうに想像もいたします。次期総合戦略において、特に注力する分野に関してあれば、お伺いいたします。

総合政策部長 現行の「総合戦略」で重点的に取り組みを進めている分野としては、商業や観光の振興、安全安心なまちづくり、子育て・教育などの取り組み項目があり、これらの分野については引き続き取り組みを推進していく予定でございます。そのほか、新たな分野も含め、詳細につきましては、今後、次期計画を策定する中で検討をしてみたいと考えております。

野村議員 承知しました。先ほどの商業・観光、安全安心なまちづくり、そして子育て・教育、特にSDGs全般の中でもそういう分野と思いますので、引き続き、この「総合戦略」への親和性、取り組みも見させていただきます。

今後、このSDGs、一般的にまだ知られてないと私自身も考えておりますけれども、周知・広報の取り組みに関しては、状況はいかがでしょうか。

総合政策部長 国や大阪府におきましては、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博の開催に向け、SDGsの周知啓発を進められております。本町といたしましても、国や大阪府と連携し、今後、さらに周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 承知いたしました。大阪府、国ももちろんそうですが、連携をしながらSDGsの浸透をしていただくことは、「総合戦略」、そして島本町の「第五次総合計画」でも繋がるものという理解をしておりますので、よろしくお伺いいたします。

SDGsそのものも理解するものなかなか、これからという状況でありますけれども、

1 から 17 と、17 項目を主に大項目として扱っておりますので、一般的に、例えば私の自治体はこれが強いです、これは弱いですといった形の焦点、対外的にわかりやすいという状況がございますので、ぜひ、このSDGsを活用していただいて、他の自治体もそうですし、例えば国外、姉妹都市提携を結ばれているところと、うちはこれが強い、これに取り組んでますというコミュニケーションの場として活用できるかというふうに理解しておりますので、引き続き、このSDGs、「総合戦略」「総合計画」での策定ももちろんのこと、対外的な共通言語の一つとしても活用いただければと思います。

これで、質問を終わります。

村上議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。

「災害時・非常時の電源確保の重要性」ということで、どんなに準備をしても、予想をはるかに超える形で起こるのが災害でございます。島本町として非常災害時、最低限必要な備えとは何なのか。

また、災害により電力設備に不具合が発生し、外部電力が確保できなくなった場合、非常時の電源確保はどのようにしているのか、お伺いをいたします。

総務部長 それでは、「災害時・非常時の電源確保の重要性」について、ご答弁申し上げます。

災害時及び非常時の備えといたしましては、家庭での備えと、災害対策を行っていく行政としての備えの、二通りの備えがございます。

まず、「家庭での備えについて」でございます。

災害において最も重要なことは、本人・家族の生命、身体が守られることにあることは言うまでもございませんが、ライフラインや流通が回復するまでの間、健康面やトイレ等の衛生状態を保つことや、生活用品や医療器具の多くが電気により可動することから、水・食料・電気などは必要最低限備える必要があるとされております。また、二次的な災害に遭わないよう防災機関からの情報を入手できる携帯電話やスマートフォン、ラジオなどの予備バッテリーや乾電池などを備蓄していただくことも重要であると考えております。

町では、平成 29 年に配布した「ハザードマップ」や、今年の 3 月に N T T タウンページにより配布された「防災タウンページ」において、非常持出品・非常備蓄品のチェックリストや、食料や飲料水の保存期限が切れる前に消費し、その分を新たに補充して、常に一定量のストック状態を保つ「循環備蓄」の紹介を行うなど、家庭での備蓄を呼びかけているところでございます。

次に、「行政の備えについて」でございます。

昨年の一連の災害におきましては、幸いにして本庁舎の停電や使用不能状態に陥るよ

うな事態はございませんでしたが、そのような事態の発生に備え、平成 29 年度に「島本町業務継続計画（BCP）」を策定いたしております。この計画におきましては、災害対策本部を立ち上げるために必要な、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、水・食料・電気などの確保、安否確認や情報収集などのための多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップなどについて、あらかじめ定めております。中でも電力につきましては、防災機器やパソコンなど、災害対応には欠かせない重要なものと考えております。

次に、災害などによる「停電時の電源確保について」でございます。

本町の役場庁舎におきましては自家発電装置を備えており、災害対策本部を設置する地下第五会議室などに、その電源からの電力が使用できるコンセントを設置しております。また、本庁舎に事故あるときに代替庁舎として災害対策本部を設置するふれあいセンターにおきましても、自家発電装置を設置しております。しかしながら、燃料タンクの容量から、運転時間は本庁舎で約 10 時間、ふれあいセンターでは約 20 時間程度であるため、町内燃料事業者 2 者と燃料供給についての協定を締結しているほか、町内企業の自家発電装置から充電をさせていただき協定を締結しており、そのための可搬型の充電機を備えております。

いずれにいたしましても、不測の事態に備え、より充実した設備等の整備を実現し、災害対応業務が迅速かつ継続的に行えるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 ただいまの答弁のように、生命に対するリスクを低減するための備えを最優先しなければいけないというふうには、私は思っているところでございます。

そのために、各家庭においても食料であったり飲料水、また生命維持に直結するものや救急医療セットなどは用意している方も多いというふうには思います。しかし、災害が発生したときは、二次災害を防ぐために情報を入手できる携帯電話やスマートフォン、ラジオ等の予備バッテリーや乾電池を備蓄することも大変重要であるというふうに思いますけども、今の高齢社会の中で、十分にそういった備えができていいのかというところ、そうではないというふうに私は思っているんですが、その辺について、ご見解をお伺いしたいと思います。

総務部長 今後 30 年の間に、高確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震におきましては、西日本全体が大規模に被災するとされており、停電が発生した場合の復旧には相当の日数を要すると考えられております。非常用電源の備えにつきましては、高齢者や障害者、難病をお持ちの方など、電源を必要とする介護機器や医療機器をお使いの方がおられるご家庭では備えておられることと考えておりますが、一般家庭において非常用電源を備えておられる方は多くないものと考えております。

昨年の台風第 21 号にあつては、本町では広い範囲で停電が発生いたしました。11 日間の停電が継続した大沢地区以外にあつても、約 7 時間、夜 9 時半頃までの停電となり、電気が使えないことの不便さ、備蓄の重要性について、経験を持って浸透したことを考えております。このようなときにこそ、それぞれの家庭で必要な備蓄物品について考えていただく機会としていただけるよう、広報や出前講座などを通じて呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今の答弁でも、非常用の電源の重要性というのは十分認識をされているとのことですが、今後、一般家庭においても、その必要な備えを十分にさせていただけるよう、広報とか出前講座等を通じて幅広い住民の方々に周知をしていただくように、お願いをしておきたいというふうに思います。

そして、次の質問でございますけれども、二次災害を防ぐ重要な情報を得るためのツールであるノートパソコン、スマホやテレビ、また食料・飲料水を保有するための設備等、電気がないと動かない器具が多くあります。現在は、気がつけば、電気がないと日常生活を送れないようになっていきます。まして災害・非常時には、その重要性は普段の何倍にも拡大をいたします。

昨年、近畿地方に上陸した台風 21 号で停電した軒数は延べ約 220 万軒であり、大阪府下では約 97 万軒が停電をいたしております。これは阪神淡路大震災のときは 260 万軒程度でございましたので、それに匹敵する軒数ではございますけれども、昨年の台風の場合は、神戸のときの震災と違って広範囲にわたっている関係で、被害の大きかった地域では電力の復旧に 2 週間以上かかり、停電で不安な生活を余儀なくされた高齢者の方も多くおられたというふうに聞いているところでもございます。

このような事態が発生したとき、避難所に避難していただくというのが一番安心できるというふうには思いますが、どうしても自宅での生活を希望される方や、介護が必要な方に対しての備えは十分であるのか。また、島本町として一般家庭において電気の復旧が終わるまでの間、最低限の生活をしていただくための電源確保というのはどのようにされているのか、お伺いをいたします。

総務部長 昨年の一連の災害を受けまして、関西電力株式会社との間で、避難所や災害対策本部を置く本庁舎、ふれあいセンターなどの施設について、早期復旧を希望する施設のリストを取り交わしており、大規模な停電が発生した場合には、避難所等の電力復旧を優先して行っていただけることになっております。

災害時・非常時におきましては、各小・中学校が各地域の避難生活の要となることを想定しておりますが、住宅が大きな損傷を受けていない方などにあつては、ライフラインが途絶している状態にあつても、プライバシーの面や住みやすさを考慮して避難所に来られず、在宅避難者となられる方が相当数になるものと考えております。その際の給

水や配食にあたりましては、それらの方々に行き届くよう、自主防災会や自治会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

昨年の台風第21号により大沢地区で11日間の停電が発生した際には、全家庭にガソリン式の発電機を貸与し、対応することができましたが、停電世帯数が増えれば、このような対応を取ることは困難となってまいります。一般家庭における電源確保につきましては現時点では想定しておらず、各家庭で必要なものを備蓄していただけるよう、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今の答弁でもございましたように、非常電源と言えればポータブル発電機をはじめ充電式AC電源、また乾電池といったものがございます。それぞれメリットがあればデメリットもございます。ポータブル発電機の場合、発電能力が高いが、ガソリンや軽油などの燃料が必要でございます。また使用時の騒音が大きく、換気も問題である。充電式AC電源の場合においては、コンパクトで使用が簡単でございますけれども、常に充電が必要で、発電能力を高めれば高めるほど高額になってまいります。また内蔵の充電電池には寿命があるなど、デメリットがございます。乾電池の場合は単価が安いですが、ACの100ボルト機器は動かせない。また使用時間が短いなどのデメリットもございます。

このような中で、最近では災害時や非常時の備えとして様々な防災機器がございますが、最近では災害・非常用の発電機エイターナスが、災害時や非常時の電源として備えられています。このエイターナスは氷点下でも作動する災害・非常用の電池として開発された空気亜鉛電池ですが、この電池の特徴は、燃料発電機や蓄電池と違い、燃料補給や充電する必要がなく、また一酸化炭素など生命に関わる有害物質を出すことはなく、環境にもやさしいものでございます。また、発火や爆発の危険性もなく、安全に空気と反応するだけで発電する電池です。

要するに、必要なのは空気だけあれば簡単にどこでも発電できるといったものなのですが、またサイズについてもA4用紙の3分の2程度で、重さも2.5キロ程度と、持ち運びも用意であり、専用の保存袋から取り出して空気に触れない限り発電しないし、また封を開封しなければ最大約10年間保存が可能で、使用後は専用の保存袋に収納すれば発電がストップし、残量がある限り繰り返し使用が可能です。例えば、ノートパソコンであれば15時間程度の充電、使用が可能です。また1日8時間、LEDライト使用の場合は2週間以上、連続点灯が可能な非常用電池でございます。

参考までに、エイターナスを導入しているところを紹介しますと、現在では警視庁をはじめ札幌市、介護施設、一般企業、スポーツクラブ、ペットショップ等、幅広く普及してきており、今後、増えてくるものというふうに思っていますが、島本町としても災害時や非常時に備えて、エイターナスを含め電源確保をどのようにしていくのか、検討す

ることが重要であるというふうに思っておりますが、その辺について、最後に見解をお伺いしたいというふうに思います。

総務部長 災害時に迅速な応急対策活動を行うためには、照明の確保やOA機器の使用は不可欠であり、非常用の電源の備えは、本町の「業務継続計画（BCP）」においても対策実施計画の対象としております。庁舎の設備の都合上、自家発電の稼働時間が短いため、燃料の供給に頼らない多様な電源の確保は課題として認識しておりますので、議員にご紹介いただいた製品も含めまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 いずれにいたしましても、万が一の災害時・非常時に、住民の生命を守るために必要な備えを十分にさせていただくようお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

村上議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後3時22分～午後3時50分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ） それでは、通告に従い一般質問を行います。

「雨水排水路の整備」について。

昨年は、6月の大阪北部地震、7月の豪雨、9月の台風21号等、多くの自然災害が発生し、本町においても家屋や公共施設、道路、山林などに被害が発生し、山林においては多くの爪痕が現在も残っており、復旧には至っていません。昨年の多くの自然災害を経験し、防災・減災の備えが重要であると、多くの住民も気づかされたことと思います。

そこで、豪雨災害に対する防災・減災対策について、伺います。また、豪雨の際に一定雨水を貯留する若山台調整池についても伺います。

1) 番. 「雨水水路整備の状況」について、伺います。

上下水道部長 それでは、清水議員の一般質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、「雨水水路整備の現状について」でございます。

現在、町域内の雨水水路整備につきましては、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、過去に浸水被害が甚大であった地域の公共下水道雨水幹線整備を優先的に実施しているところでございます。

主なものとして、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点(2-10)の上流域にあたる百山・東大寺三丁目地区などを排水区域とする公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、平成29年3月に工事着手し、令和2年度の工事竣工に向け、鋭意工事を進めているところでございます。そのうち、第1期工事につきましては平成30年3

月に完了し、第2期工事につきましては、現在、約80%の工事進捗率となっております。また軌道横断部につきましては、平成30年12月27日付けで、西日本旅客鉄道株式会社と工事委託に関する「基本協定書」を締結し、本年7月工事着手に向け、現在、準備を進めているところでございます。

なお、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2-6)と上牧新川水路との接続につきましては、現在、高槻市において実施していただいております、令和2年度中の完成を目途に、鋭意工事施工中でございます。

以上でございます。

清水議員 雨水水路整備の状況については答弁あったとおりで、次、2)番、「雨水水路整備の今後の計画等」について、伺います。

上下水道部長 次に、「雨水水路整備の今後の計画等について」でございます

公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、令和2年度に未整備区間となっております第3期の整備及び除塵設備の整備を、令和2年度から令和3年度にかけて上流部に位置する既存水路(溝田水路及び中溝水路)との接続等を行う予定としております。また、山崎一丁目・二丁目地区などを排水区域とする公共下水道山崎雨水幹線の整備等におきましては、早期の工事着手に向け、具体的な検討を行うこととしております。

さらに、接続点(2-6)の上流域にあたります青葉二丁目・三丁目及び水無瀬二丁目地区などを排水区域とする公共下水道柳川雨水幹線、同八幡川雨水幹線及び同津梅原雨水幹線の整備につきましては、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2-6)への流入開始が可能となり次第、平成29年度に策定いたしました整備方針に基づく関係機関との協議など、工事着手に向けた取り組みを進めることとしております。

引き続き、「島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業計画」に基づき、国の防災・安全交付金を活用しながら、計画的な雨水水路整備に努めてまいります。

以上でございます。

清水議員 今後の計画ということで、公共下水道山崎雨水幹線については、昨年も質疑したんですが、平成30年度に実施設計、令和元年着工予定と答弁いただいていたのですが、遅延の理由と、現時点での工事着手時期、工事期間を伺います。

上下水道部長 公共下水道山崎雨水幹線整備工事の予定の変更と、今後の予定に関するお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本雨水幹線整備工事の着工につきましては、令和元年度を予定しておりましたが、昨今における交付金の配分状況から、現在整備中の事業であります公共下水道五反田雨水幹線の進捗を図ることを最優先とし、本雨水幹線の整備計画の見直しを行ったもので、工事着手につきましては令和2年度以降を予定しており、引き続き交付金の確保に努めてまいります。

なお、工事期間といたしましては10月中旬から6月中旬までの渇水期での施工となり

ますことから、4年から5年を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。公共下水道山崎雨水幹線工事の整備ということは、水無瀬川左岸地区の雨水整備ということで理解しました。

次に、公共下水道五反田雨水幹線、公共下水道山崎雨水幹線、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点(2-6)、そのすべての工事が完了した場合、雨水処理に関してどのような効果が期待できますか。また、各雨水幹線接続点の基準雨量、対応可能雨量は幾らですか。

上下水道部長 各雨水幹線等の整備後の効果についてのお尋ねでございます。

まず、公共下水道五反田雨水幹線につきましては、百山地区及び東大寺三丁目地区を含む区域における浸水防除並びに下流域に位置する阪急水無瀬駅前周辺を含む水無瀬地区や広瀬地区の浸水防除に寄与するものと考えております。次に、公共下水道山崎雨水幹線につきましては、山崎一丁目・二丁目地区を含む区域における浸水防除に寄与するものと考えており、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2-6)と上牧新川水路との接続につきましては、その上流域である水無瀬二丁目、青葉一丁目・二丁目を含む区域における浸水防除に寄与するとともに、その上流域の水路整備をするためにも必要な事業であると認識をいたしております。

なお、お尋ねの基準雨量につきましては、1時間当たり48.4ミリとしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、若山台調整池下流の水路については、1時間当たり何ミリ対応になっていますか。

上下水道部長 若山台調整池下流に関する水路についてのお尋ねでございます。

若山台調整池から淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点(2-10)までの区間につきましては、1時間当たり48.4ミリの降雨に対応できる断面を有しておると認識をいたしております。

以上でございます。

清水議員 最初の「今後の予定」ということで、平成29年度に策定した整備方針とは、どのようなものですか。また、整備期間はどの程度になるのでしょうか。

上下水道部長 平成29年度に策定した整備方針についてのお尋ねでございます。

本整備方針につきましては、島本町淀川右岸流域関連公共下水道事業における汚水整備及び雨水整備について今後の事業内容を位置づけたもので、整備期間を平成30年度から令和3年度までの期間を重点的に計画化したものでございます。

以上でございます。

清水議員 その29年度に策定した整備方針の雨水整備というのは、桜井地区から(2-6)への新バイパスも含まれているんですか。

上下水道部長 議員ご指摘のとおりでございます。

清水議員 29年度に策定されて、桜井地区、一丁目・二丁目・四丁目辺りから上牧の(2-6)へ繋げる新バイパス管が完成すれば、他の議員もマンボの件を言われてたんですが、それが完成すれば、マンボが浸水することはないでしょうか。

上下水道部長 今、議員がご指摘にございましたバイパス管の計画につきましては、新たに管路を設けるという計画でございまして、特にマンボでの浸水対策ということに対応した計画とはなっていないんですが、過去からの浸水被害を受けているマンボでの対策につきましては、都市創造部長のほうからもご答弁をさせていただいているところでございますが、本町としての浸水対策としての重要な課題になっているということで認識をしておりますので、今後も上下水道部、それから都市創造部とも協力しながら、雨水対策につきましては進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。新バイパス管、山からの雨水、全部吸い取って国道まで繋ぐということで、私はマンボの浸水はなくなるかなと考えたから訊いたんですが。

それでは次に、雨水整備の基準量が今、1時間当たり48.4ミリで水路整備はすべてされていると思うんですが、それ以上の降雨に対してはどのような対応策があるのか、上下水道部に伺います。

上下水道部長 計画降雨量以上の対応策についてのお尋ねでございます。

本町では、現在、大阪府が定めております「淀川右岸流域下水道事業計画」との整合を図り、1時間当たり48.4ミリを計画雨量(10年確率降雨)として、公共下水道雨水幹線等の雨水整備に努めているところでございます。お尋ねの超過降雨対策につきましては、雨水貯留施設の整備、増補管の設置などが考えられますが、本町の浸水対策における大きな課題の一つであると認識をいたしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。課題解決のために、できるだけ新しい手法なりを考えていただければいいかなと思います。

それでは、3)として「若山台調整池の現状及び維持管理」について、伺います。

都市創造部長 次に「若山台調整池の現状及び維持管理」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、若山台住宅開発の際に暫定的な調整池として建設され、出水期や突発的な集中豪雨など、降雨量が多い際には雨水を一定量貯留し、下流域への影響を軽減する機能を果たしているものと認識をいたしております。これらの機能を維持するため、本町職員において、当該調整池内の状況確認や敷地内の除草作業を行うなど、日常的な維持管理を行っております。

以上でございます。

清水議員 日常的な管理の中で調整池敷地内の除草作業を行っているとのことですが、具

体的にはどのような範囲を、どのような頻度で行っているのですか。

都市創造部長 若山台調整池内の除草範囲及び頻度について、ご答弁申し上げます。

除草の範囲でございますが、周辺道路と当該調整池敷地境界から、敷地内側 2 m 程度となっております。除草の頻度につきましては、年 2 回程度、実施いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは次、日常的な維持管理の中で、本町職員による調整池内の状況確認はどのような内容を確認しているのですか。また、確認頻度を伺います。

都市創造部長 当該調整池の状況確認の内容と頻度について、でございます。

日常的な状況確認につきましては、降雨の際、1 時間当たり 10.5 ミリ以上の雨量を観測した場合に、目視ではございますが、現地確認を行っております。また、夏場の突発的な集中豪雨や台風が発生した際にも現地の水位確認を行い、異常の可否について点検をいたしております。

以上でございます。

清水議員 調整池の周りはすべてフェンスで囲まれていると思うのですが、間違いはありませんか。また管理上、人が入らないところで何が起こってもおかしくないと思うのですが、不法投棄、枯れ草の火災等については、どうお考えですか。

都市創造部長 当該調整池の外周には、議員ご承知のとおり、第三者の侵入防止を目的としたフェンスを設置いたしております。また防犯対策につきましては、当該調整池が本町に移管された後、不法投棄や火災等、大きな事象は起こっておりませんが、今後もそういった事象が生じないよう、侵入防止フェンスの適切な管理を行うとともに、除草作業についても定期的にも実施し、施設の適正な防犯対策にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 日常の管理ということで、草の除草が年 2 回、あとは降雨のときに点検に入るということなんですが、降雨と草刈り以外のときに点検というのは行っておるんですか。

都市創造部長 現在のところ、降雨と草刈り以外の点検は行っておりません。

なお、以前にはでございますが、オリフェスが正常に機能しているかどうかの点検をさせていただき、ちょっと水の流れをよくするために手を加えたということは確認いたしております。

以上でございます。

清水議員 雨の降った日、草刈りはいいですが、あそこの調整池、B 調整池なんかはこっちから向こうまで見通しがきかない場所なんで、平素、晴れた日は知らん顔というのは、ちょっとおかしいと思うんで、その辺の点検は今後、行っていただきたいと思います。

次に、調整池内には 10 メーター以上の大きな木や雑草が多く生えているのですが、調整池としての機能上の問題はないのですか。

都市創造部長 当該調整池につきましては多くの樹木や雑草が生えており、議員ご指摘のとおり、中には 10m 程度の大きな樹木があることも認識いたしております。当該調整池の機能上の問題でございますが、突発的な集中豪雨や大型台風による猛烈な降雨の際にも、余水吐けからの排水により、機能上、問題がないことは確認いたしております。

このことから、当該樹木等の伐採や、広範囲にわたる雑草処理については、近々では予定等も含めて考えてはおりませんが、調整池としての機能に支障が生じないよう、適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、若山台調整池は調整池なんですけど、農業用水のため池のような用水機能は持っているのですか。

都市創造部長 当該調整池における農業用用水の機能についてでございます。

当該調整池につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、農業用水を目的とした調整池ではなく、若山台住宅開発の際に暫定的な調整池として建設され、出水期や突発的な集中豪雨など、降雨量が多い際には雨水を一定量貯留し、下流域への影響を軽減する機能を持った調整池となっております。

以上でございます。

清水議員 農業用のため池の機能は持っていないということで、調整池の目的自身は大雨の際に一時的に雨水を貯留し、雨水の流下を抑制するものですが、若山台調整池は梅雨や台風シーズンに備え、貯留量の調整等は行っているのですか。

都市創造部長 当該調整池の貯留量調整についてのお尋ねでございます。

出水期や突発的な集中豪雨など、降雨量が多い際の雨水を一定量貯留した際、流出する箇所に設置しておりますオリフェスにより、降雨状況による当該調整池内の水位に応じて下流域への雨水流出量を抑制いたしております。このことから、調整池は大雨に備えるため基本的にはほぼ貯水を行わないよう設計されており、日常的な貯留量調整は必要ないことから、ポンプ排水などによる貯留量調整の実施はいたしておりません。

今後も引き続き、貯留機能に支障がないよう、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 貯留量の調整等については行っていないとのことですが、昨年も質疑したんですが、答弁では、今後、一定検討していくとの答弁がありました。調整池の目的を最大限に活用するためにも、雨期前には調整池を干し、貯留量を最大限に確保する必要があると考えるのですが、調整池を完全に干すと問題があるのでしょうか。

都市創造部長 再度の当該調整池における貯留量調整について、ご答弁申し上げます。

当該調整池には余水吐けを設置しておりますことから、万が一、当該調整池の水位が上昇したとしても、当該余水吐けから主要な水路へ排水されることから、浸水すること

はないものと認識いたしております。また、先ほど申し上げましたとおり、基本的にはほぼ貯水を行わないよう設計されており、調整池内を干すことについては、現時点においては不要であるものと考えているところでございます。

以上でございます。

清水議員 調整池ということで豪雨のときに流量を調整するということなんですが、普通のため池等では雨期の後、使用、用水として使った後、冬場には池を干して、要は貯留量の底、乾かして、流量を増やすというようなことをやっているんですが、あその調整池、干したことは1回もないので、底にヘドロとかは溜まってないのでしょうか。

都市創造部長 調整池の底にヘドロ等溜まって、本来の機能が損なわれているのではないかとというようなお問い合わせというふうに私、感じました。

まず、過去には、平成24年度でございますが、土砂等の堆積にかかる調査のほうを実施いたしております、A調整池につきましては約1万6千立方メートルの貯留量ある中で、約580立方メートルの堆積、またB調整池につきましては約3万9千立方メートルの容量のところ、約1,860立方メートルの堆積が認められたという報告があがっております。この調査・測量が平成24年度でございますので、それから約6年、7年経っておりますので、これよりも——確認はいたしておりませんが、増えていることは当然のことながら想定はされます。しかしながら、直ちに今、調整池の機能そのものが阻害されているかどうかと言いますと、そうではないのかなというふうな、今現時点におきましては私、認識でございます。

しかしながら、今後もより適切に、本来の調整池の機能を最大限有効に活用するためには、議員からもご指摘ございました、いったん干してみるであるとか、干した結果、土砂等あれば、その堆積土砂を浚渫する工事の検討等も含めて、今後も——直ちではないにしても、一定、しっかりと調整池、維持管理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。有効に使うということで、そういう手段もあるということなので、ぜひとも今後、考えていただけたらいいかなと思います。

それでは、4)として「若山台調整池の役割と必要性」について、伺います。

都市創造部長 続きまして、「当該調整池の役割と必要性」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、現状における当該調整池の役割といたしましては、突発的かつ継続的に降り続く降雨などの際、雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量を抑制する施設となっております。ここ近年においては、毎年発生する台風の大型化や、突発的な記録的豪雨の多発化等、極端な気象変動により、本町域内におきましても被害が発生いたしております。

地球温暖化の影響などにより、今後も大雨による被害が懸念される中、現時点におき

ましては具体的な方針などをお示しできる状況ではなく、下流域の安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行ったうえで、今後のあり方を適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。それでは、平成 25 年 7 月の若山台調整池雨水調整機能検証業務委託の報告から、もう約 6 年が経ちます。その後の進捗状況は。

また B 調整池、上流部に位置する 1 万 4,200 平米の調整池ですが、若山台調整池雨水調整機能検証業務委託の報告書では、A・B 調整池を統合するにしても、B 調整池の面積を 6 千平米に縮小できると検証されています。A 調整池を残したまま B 調整池を縮小した場合でも、貯留量は相当安全が担えると考えますが、町のお考えは。

都市創造部長 当該調整池における現在までの進捗及び両調整池の統合等について、ご答弁申し上げます。

平成 25 年 7 月、若山台調整池雨水調整機能検証業務の報告書におきまして、2 ヶ所の暫定調整池を統合・縮小することと仮定した際の検証結果につきまして、ご提示させていただいた経過がございます。これまでも、現時点における本町の基本的な考え方につきましては、過去からお示しさせていただいておりますが、当該報告書の結果といたしましては、一定の降雨条件において統合・縮小可能な結果が出ております。

しかしながら、本町といたしましては、平成 24 年 8 月 14 日の時間当たり雨量が 100 ミリを超過する集中豪雨を受け、その結果、本町域内におきましても甚大な被害が発生いたしており、その後も毎年発生する台風の大型化や、近年の極端な気象変動、さらには当該調整池が一定下流域への流出を抑制し、効果的な被害軽減策であることも踏まえ、当該調整池のあり方については慎重に判断していく必要があると考え、現在に至っております。

このことから、現時点におきましては、具体的な方針などをお示しできる状況ではなく、本暫定調整池の今後のあり方については、安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行ったうえで適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは次に、現状の水路整備の基準が 1 時間当たり雨量 48.4 ミリとなっている以上、今後、総合的な検証を行うときには、48.4 mm を超える降雨については調整池に貯留する必要があると考えるのですが、町所有の大切な財産である若山台調整池の雨水調整機能検証について、今後、検討するつもりはあるのでしょうか。

都市創造部長 当該調整池における雨水調整機能の再度の検証について、でございます。

ご指摘いただいております平成 25 年 7 月に報告させていただきました若山台調整池

雨水調整機能検証業務につきましては、平成 24 年 8 月の時間当たり 100 ミリを超過する降雨量をはじめ様々な降雨確率や降雨強度などの諸条件をもとに検証いたしております。

このことから、現時点の考え方といたしましては、再度、新たな雨水調整機能の検証を行うのではなく、今後は内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策を踏まえた検討や、大阪府等の関係機関との協議を実施したうえで、当該調整池のあり方を検討する必要があると考えており、このような条件が調い、仮に当該調整池のあり方の検討を行うに際しましても、具体的な実測データを用いた詳細な検証も実施のうえで、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 慎重に判断していきたいということなのですが、検討を開始してから成果が出るまで、どのぐらいの期間が必要ですか。また、どの時点で着手するのですか。

都市創造部長 当該調整池における雨水調整機能検証期間及び着手時期について、ご答弁申し上げます。

現在、平成 25 年 7 月に報告させていただいております若山台調整池雨水調整機能検証業務で申しますと、約 2 年程度の期間を要しております。新たな検証作業の期間や着手時期につきましては、今は未定でございます。

以上でございます。

清水議員 それでは、上下水道部にも確認したのですが、雨水整備の基準雨量が 1 時間当たり 48.4 ミリとのことですが、それ以上の降雨に対しては、町全体として、どのような対応策があるのか、都市創造部に伺います。

都市創造部長 「公共下水道計画」に基づく雨水整備計画、1 時間当たり 48.4 ミリ以上の降雨に対する対策内容について、でございます。

雨水整備計画である 1 時間当たり 48.4 ミリを超える対策内容でございますが、基本的には調整池や沈砂池など、既存ストックの活用が基本的な対策であると考えております。また財政負担は伴いますが、他事例といたしましては、グラウンドや公園などの地下に設ける地下式貯留槽など、集中豪雨の際にいったん貯留し、雨水を抑制しながら排水することで、下流域への影響を軽減するといった対策があるものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 豪雨に対する対応ということで、既存の水路は 48.4 ミリということで、あとは調整池、グラウンド等の地下にピット造るのだということも、都市創造部、上下水道部とも言っていたんですが、それでは町所有の大切な財産である若山台調整池を有効に活用することについての町長のお考えを伺います。

山田町長 当該調整池における有効活用について、ご答弁を申し上げます。

現時点におきましては、雨水の調整機能を十分に果たす調整池として活用しておりま

す。それに代わる具体的な方針などをお示しできる状況ではないと考えております。

清水議員 今までの答弁と同じになると思うんですが、A・B調整池合わせて1万8千平米。大雨のときの貯留に関しては十分な貯留量を今の状態で取れていると思うんですが、具体的にどれぐらいのボリュームのものが取れるか、それを見て調整池の活用というのを考えていただきたいと思うのですが、即答はできないと思うんですが、町長、そのようなことに関してはどう思われますか。

山田町長 これまでの都市創造部長からのご答弁にもありましたとおり、今後、検証、もし必要な場合はしていくということでございますし、その際に、本当に今の状況で、他に活用することが可能であるのであれば、そのときには、そういうふうな検討はしたいと思っておりますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、現在においては大雨のときの対策として調整機能を十分に果たしております。それに代わる方針というのは、今現在においては、なかなかお示しすることができないというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。その時期ができれば有効活用、広い土地でありますので、安全面で要るのであれば、きっちり数値を出して置いておくというのも一つの手段やと思います。

それでは最後に、今回、「雨水水路の整備」ということで質問しているんですが、町全体の雨水整備について、町長に伺います。

雨水整備の基準雨量が1時間当たり48.4ミリとのこと。それ以上の降雨に対しては、町全体としてどのような対応策があるのか。上下水道部、都市創造部に確認しましたが、町全体の大雨に対する雨水整備に関しては、いろんな部署が関係すると考えるのですが、どの部署が主になって、どのような体制で大雨対策を進めていくものとお考えですか。

山田町長 「今後の大雨対策に伴う本町の体制について」でございます。

大雨の対策につきましては、「公共下水道計画」に基づいた雨水水路整備の実施、また大型台風や突発的な集中豪雨に伴う浸水対策については、既存のストックの活用をはじめ24時間体制で雨水除塵機やスクリーンの維持管理等を行い、浸水被害が生じないように、過去から継続的に対応しております。今後も引き続き、総合的な視点から大雨の対策を徹底し、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。

清水議員 今、町長からお答えいただいたのは、既存のストックなりを維持管理し、対処するということなんですが、調整池が必要であるという話は、48.4じゃ駄目やという話で、あちこち大阪府なり何か、そこらから言われていると思うんですが、あそこの調整池とは別に他の水系もあるんで、新たな大雨対策ということで、何か手法があるときには都市創造部、上下水道部、例えばさっき言われてたような学校のグラウンドの下の地下ピットなどという教育委員会も絡むので、そういう面で、今後の大きな大雨対策に

対して、どの部署が主になるか、お伺いしたのですが、改めてお伺いします。

山田町長 もちろん、それぞれの計画に基づいて作業をしていくにあたっては、それぞれの担当、所管の部署が担当していきます。全町的なことになりましたら、総合政策部中心に、私を筆頭にやっていくつもりでございます。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも島本町で大きな災害が起こらないように、先手管理でやっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

村上議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

それでは、引き続き塚田議員の発言を許します。

塚田議員（質問者席へ） 通告に基づき、一般質問を行います。

島本町の清掃工場については従前より質問をさせていただいておりますが、稼働後 28 年が経過し、この間、今後のあり方については広域化、包括民営委託などの検討、議論が行われてきました。現在は、具体的な解決策が見つかるまでの間、長寿命化を図り、稼働中の清掃工場をできる限り長く使用するという方針であります。

そこで、まず平成 30 年度に実施されました精密機能検査の結果について、お尋ねをいたします。

都市創造部長 それでは、塚田議員の一般質問の「清掃工場の精密機能検査の結果を踏まえた今後の運営」につきまして、ご答弁申し上げます。

平成 30 年度に実施いたしました精密機能検査では、「現状では十分な処理機能能力を發揮しているが、経年劣化等により補修等が必要な設備・装置等も認められるため、適切な時期に改修を行うとともに、引き続き安定した運転に努める必要がある」との結果でございました。

以上でございます。

塚田議員 現状では十分な処理能力を發揮できているということで、一つ、安心をいたしました。毎年の保守点検に加えて、3年に一度の精密機能検査の結果に対して、必要な改修が適切に行われている結果だと理解をしています。

一方で、「経年劣化などにより補修が必要な設備・装置等も認められた」とのことでした。この経年劣化により補修が必要と認められた設備・装置は、前回と同じでしょうか。お答えください。

都市創造部長 精密機能検査の結果について、でございます。

今回の精密機能検査での更新または補修等の整備が必要と判断される箇所につきましては、前回の精密機能検査での整備指摘箇所のうち、ごみクレーン送電ケーブルの取り替えや、1号空気予熱器の補修など、すでに改修工事を終えている項目を除いて、引き続き整備が必要な箇所として記載されております。また、今回の精密機能検査で新たに

整備が必要な箇所として判明した項目につきましても、あわせて記載させていただいております。

以上でございます。

塚田議員 過去に補修が必要であるとされた箇所のうち、補修が未だに済んでいない箇所と、今回の検査で新たに認められた箇所ということでした。

毎年の改修の予算で補いきれなかった箇所が、前回から引き継がれている項目になるという認識でよろしいでしょうか。

都市創造部長 改修工事項目につきましては、予算の範囲内で優先順位の高いものから選定をいたしておりますことから、当該年度で施工できなかった項目につきましては、議員ご指摘のとおり、次年度以降の改修工事項目として引き継がれることといたしております。

以上でございます。

塚田議員 つまり、毎年、多額の費用をかけて改修をしている清掃工場でありますけれども、まだまだ改修が残ってしまう状況にあるということだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、「施設改修工事にかかる今後の費用の見通し」について、お答えください。

都市創造部長 改修工事の費用につきまして、現時点において整備しなければならない項目を一度にすべて実施いたしますと、突発的な不具合などを除き、一定期間、工事費は抑えられるものと認識しております。しかしながら、建物をはじめ機器の使用劣化もあり、毎年、新たに補修しなければならない項目も発生いたしますことから、毎年、予算枠を設けたうえで、その時点での優先順位を受け工事実施しているところでございます。

従いまして、今後の費用の見通しにつきましても、突発的な不具合などが発生しない限り、極端な増減はなく推移するものと認識いたしております。

以上でございます。

塚田議員 一度に大がかりな改修を行えば、一定期間、改修費用を抑えることができるということでしたが、今の予算額での改修ペースでは、今後においても費用は同様にかかってくるということでした。また、この分に関しては「突発的な不具合などが発生しない限り」ということで、おそらく突発的な不具合が出れば、さらに費用はかかってしまうということだというふうに思います。

一般的には、設備や機器が古くなるにつれて、経年劣化によって要改修箇所や、根幹に関わる設備の不具合が起こってくるものだと思うのですが、清掃工場の設備・機器についても同様の傾向、考え方でよろしいか、お尋ねをいたします。

都市創造部長 清掃工場の設備・機器等にかかるお尋ねでございます。

清掃工場におきましても、一般的な設備・機器と同様に、機器の補修や更新を行わず長年使用し続けますと、当然、不具合等は起こりやすくなってまいります。しかしなが

ら、日常点検や毎年の保守点検等により、ごみ処理に滞りが発生しないよう、施設の安定した運転に努めているところでございます。

以上でございます。

塚田議員 車なんかで、僕、よくイメージするんですけども、最初買ってから、新しい車は車検のときでもあまり不具合とか出ないと思うんですが、やっぱり古くなるにつれて不具合が出てきたり、毎回、やるたびに修理箇所が出てくるという、そういったものだと思うんですが、先ほど改修工事にかかる今後の費用の見通しについては、極端な増減はなく推移するものということをお答えいただいているんですけども、一般的に考えれば増えていくのではなかろうかなというふうに、ちょっと危惧をしております。

また、今回の精密機能検査の結果で、ガス反応塔、またろ過式集塵機が、要改修、要更新の、いわゆるA判定の結果が出ているかと思うんですが、このガス反応塔とろ過式集塵機の更新の費用というのが結構多額な費用を要して、例年の予算規模で改修を行えば、他の要改修の設備の更新が大きく制限されるのではないかなということも危惧しているんですけども、その辺、いかがでしょうか。

都市創造部長 精密機能検査報告書でも、整備が必要な項目としてあげさせていただいておりますが、ガス反応塔とろ過式集塵機の整備は、工事項目の中でも特に費用がかかるものでございます。従いまして、議員ご指摘のとおり、例年の予算規模で施工しよういたしますと、他の改修工事は制限されるものと認識いたしております。

以上でございます。

塚田議員 ちょっと参考までに、このガス反応塔・ろ過式集塵機というのは、1号炉、2号炉、どちらもあると思うんですけども、あわせて4カ所を更新するという工事になるかと思うんですが、全部で幾らぐらい費用がかかってくるようなものなのかなというのは、なかなか、難しいですか……。

質問の意図としては、修繕するのに対して、これをやれば他の改修工事が制限されるということですので、改修が必要な項目の工事が遅れていって、長寿命化を目指していくにあたり何か不具合とか、他の箇所が壊れていって、炉が使いにくくなっていくようなことがないかなということで、ちょっと、その辺を危惧して、どれぐらい、例年予算で工事をすれば圧迫されるものなのかなというのが知りたかったんですが、先に質問を進めさせていただきましても、清掃工場の改修工事にかかる直近5年間の費用について、お答えをいただけますでしょうか。

都市創造部長 清掃工場改修工事にかかる費用のお尋ねでございます。

緊急的な補修工事を除く直近5カ年の清掃工場施設改修工事にかかる決算額につきましては、平成26年度では8,667万4,017円、平成27年度は2億431万383円、平成28年度は9,936万円、平成29年度は1億9,499万9,400円、平成30年度は1億4,271万1,200円となっております。

なお、先ほどご質問いただいておりますガス反応塔・ろ過式集塵機でございます。まず、ガス反応塔につきましては1号炉、2号炉ございまして、2基で約1億円。続きまして、ろ過式集塵機でございます。これも1号炉、2号炉についてございまして、それぞれ約1億円ずつでございます。

大変失礼いたしました。以上でございます。

塚田議員 ろ過式集塵機がそれぞれ1億円ということでしたので、今の予算規模でいうと、ほぼほぼ足りなくなる、毎年の耐火材とかの必要であるものを入れれば、今の予算規模ではちょっと足りなくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、今、お答えいただいた直近5年間の費用と別に、それより遡ってさらに5年間の修繕にかかる費用、5年間分の決算額というのを、ちょっと私のほうで申し上げますと、平成21年は1億2,635万1,949円、平成22年度は8,941万8,546円、平成23年度が9,797万9,700円、平成24年度で1億1,048万1,000円、そして平成25年度で9,998万9,400円という額になっているんですけども、先ほどいただいた直近の5年間の決算額の平均額というのは1億4,500万円ですね。今、私が申し上げた5年間の平均額というのは1億400万円と。

ここ10年間で、5年、5年の区切りになるんですけども、4,000万ぐらい、修繕にかかる費用というのが膨らんできているという状況にあるのが今の清掃工場ということで、これが今後またメンテナンスして使っていくにしても、やはり経年劣化ということがありますので、費用が膨らんでいくんじゃないかなということを思うわけなんですけど、改修費用が膨らんでも、当面は改修をして行かざるを得ない状況であるということかどうなのかというのを、お尋ねをいたします。

都市創造部長 本町の清掃工場につきましては、建設後すでに28年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年、多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないように、適切な維持管理に努めているところでございます。今後も、やはり安定した施設運営を行っていくためには、仮に、今まで以上費用が膨らんだといたしましても、改修工事は必要不可欠であるものと、担当としては認識いたしております。

以上でございます。

塚田議員 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

長寿命化、私も必要だと思ってますし、やるべきだという考えではあるんですけども、この長寿命化なんですけど、施設である以上、いつか使えなくなるということを考えれば、いつぐらいまで長寿命化をしていくべきだということも、一定、考えてもいいのかなと。つまり、使えなくなるまで修繕をするということも一つですが、使えなくなるであろう年度を決めることによって、後半の修繕費とかいうのは抑えていけるとか、そういったことで計画性を持って、いついつまでに、どうあればどうすると——非常にザックリした話になるんですけども、ということも考えながら運営していてもいいのかなというふうに思うんですけども、この長寿命化についても、その施設をあと何年

使用しようというような目標年数があるのか、お尋ねをいたします。

都市創造部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本町の清掃工場は建設後、すでに28年が経過いたしておりますが、現時点におきましては、施設の運営に関し、明確に目標年数を定めているわけではございません。

以上でございます。

塚田議員 ありがとうございます。なかなか目標年数を定めるというのは難しいであろうということも承知はしたうえで質問だったんですけれども、そうすると、やはり今後費用がかかってきそうだと、またいつかは使えなくなるということを考えれば、広域化ということをもともと方針として掲げられておりますので、どうやって進めていくかということも踏まえて検討をしていただきたいなというふうに思うんですが、広域化について、これまでにどういった取り組みを行ってこられたかということについて、お尋ねをいたします。

都市創造部長 ごみ処理施設の広域化に向けた取り組みにつきましては、北摂地域7市3町で構成する、ごみ処理広域化北大阪ブロック会議に参画し、意見交換や情報共有を行っているところでございます。また大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」が更新される予定であることから、大阪府をはじめ近隣自治体の動向を注視しながら検討を進める必要があると考えております。

本町といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないように、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 ありがとうございます。ごみ処理広域化北大阪ブロック会議や、大阪府の更新される予定の「大阪府ごみ処理広域化計画」ですか、こういったことに注視されるということでしたが、やはり広域化を実現しようとするれば、当該自治体の対話というのが必要不可欠であろうというふうに思います。

そうした観点からも、今後、どういった形で広域連携に取り組んでいかれるご予定か、最後、町長にお尋ねいたします。

山田町長 本町のような小規模自治体にとりましては、広域連携による効率的な行政運営の推進は重要な課題であると認識をしております。引き続き、様々な形での連携を目指してまいりたいと考えております。とりわけ、お隣の高槻市とはパスポート発給事務、し尿処理事務の委託、観光連携協定の締結などの面で連携させていただいているところでございますが、先般、広域連携のさらなる推進に向けて、行政の様々な分野において意見交換を行っていきたい旨のご相談をさせていただいており、今後、様々な課題について議論をさせていただければと考えているところでございます。

塚田議員 ありがとうございます。

ご相談をされたということで、清掃工場に関わらず、高槻市さんとのいろいろな広域ということでの話だったんだろうというふうに思います。

今後においても、ぜひ積極的に話をしていただきまして広域化進めていただけるように、よろしく要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

村上議長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月25日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月25日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時50分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

議長の常任委員辞任について

一般質問

- 福嶋議員 1. 町営緑地公園住宅のあり方
2. 幼児教育・幼児保育の待機児童対策
- 岡田議員 1. 島本町の森林災害について
2. 通学路安全対策について
- 大久保議員 1. 島本町のごみ出し、高齢者ごみ出し支援の現状と課題について
2. 通学路の安全確保見直しについて
- 河野議員 1. 地下水100%の水道へ一国の水道広域化推進プラン策定を問う
2. 島本町都市計画—総合計画・百山地区用途変更・西側駅前広場整備との関連について
3. 消費税10%増税方針の影響と同時進行の島本町第6次行財政改革を問う
4. 手話言語及び補聴器使用者への配慮を
- 東田議員 JR島本駅西側開発、未来志向のまちづくりについて
- 野村議員 1. にぎわい創造の長期的な視点について
2. 地方創生に向けた自治体SDGsの推進状況について
- 平井議員 災害時・非常時の電源確保の重要性
- 清水議員 雨水水路の整備について
- 塚田議員 ごみ処理行政について

令和 元 年

島 本 町 議 会 6 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

令 和 元 年 6 月 2 5 日 (火)

島本町議会 6 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 令和元年 6 月 25 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢	危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男
都 市 整 備 課 長	橋本 祐一	に ぎ わ い 創 造 課 長	馬 場 田 耕 平		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

令和元年島本町議会 6 月定例会議議事日程

議事日程第 2 号

令和元年 6 月 25 日（火）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

- 戸田議員 1. 百山・上空通路の道路占用許可の妥当性を問う
2. 保育所入所審査要件
多胎児保育世帯にさらなる配慮を！
3. JR 島本駅西地区まちづくりへの思い
～これまでとこれから～

- 伊集院議員 1. 震災・災害の爪痕について
～山間部から暮らしを守る！及び、避難所でもある体育館にエアコン設置～
2. 本町のテロ対策について

- 中田議員 1. 待機児童解消には保育士処遇改善で対応を
2. 駅西の計画案は再検討が必要
3. 重要な生きものの保全について

日程第 2 第 3 号報告 平成 30 年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 号報告 平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 号報告 平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 6 号報告 平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 第 7 号報告 平成 30 年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 第 4 2 号議案 工事請負契約の締結について

日程第 5 第 4 3 号議案 工事委託協定の締結について

日程第 6 第 4 4 号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 7 第 4 5 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第8 第46号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第9 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）
第48号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第10 第49号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部改正について

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 皆様、おはようございます。2019年(令和元年)6月定例会議、私、戸田より三つのテーマで一般質問を行います。

(I) 「百山上空通路の道路占用許可の妥当性」を問う。

積水化学工業株式会社さんは、2018年12月20日、文書で町長に道路占用許可の検討を依頼されました。2019年6月5日、島本町から高槻警察署へ道路使用許可申請について警察協議書を提出されている。つまり、島本町としては道路占用を許可するに値するという判断を、この時点でされている。こういうことになるかと思えます。

1) 道路占用許可申請が積水化学工業株式会社から島本町に行われて以来、工事着工に至るまでの経過、概略説明を求めます。

都市創造部長 おはようございます。それでは、戸田議員からの一般質問の「百山地区の上空通路」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、道路占用許可申請につきましては、平成30年12月20日に申請を受けてから、申請者において合計3回の地元説明会の開催などを経て、約半年後の令和元年6月17日に許可書をお渡しいたしました。

一般的な道路占用許可は、申請から通常2週間から3週間ほどで道路占用許可書をお渡ししておりますが、当該申請につきましては、構造上の安全性に関する詳細確認を行ったことや、周辺住民への十分な説明を行うよう指導させていただいたことにより、許可まで多くの日数を要したものでございます。

以上でございます。

戸田議員 すでに工事は始まっておりますが、3月、総務建設水道常任委員会において「島本町としてどのような根拠で許可するか」という質問に、「設置の必要性の判断、上空通路の安全性の確保、周辺住民等利害関係者へ十分な説明が行われているとの判断、主に、この三つの根拠が申請者により明確に提示されていることが必要」とのご答弁でした。

二つ目、周辺住民から、納得できない、上空通路は造らないで欲しいという声が少なくない中、許可に値すると判断されるまでに、どのような議論がありましたか。「申請者より十分な説明が行われた」と判断された根拠をお示してください。

都市創造部長 続きまして、「申請者より十分な説明が行われたと判断した根拠」に関するご質問でございます。

本件につきましては、平成30年2月に開発にかかる事前協議の際に、申請者から周辺自治会長へ計画の説明を実施されております。また、新しく結成された南百山自治会、アーバン島本シティ管理組合につきましても、令和元年5月、6月にそれぞれ自治会長、管理組合代行者へ計画の説明を申請者が行われたとの報告を受けております。

また、説明が行われた自治会の中で、平成31年1月に、東大寺三丁目自治会より上空通路設置に関する反対のご意見をいただいたため、平成31年4月、令和元年5月に申請者が計3回の説明会を開催されたとの報告を受けております。説明会を通して、住民の皆様から当該占用物の設置に関する様々なご意向を頂戴しており、これらのご意向を踏まえたうえで、各種法令等に基づき、当該占用物設置に関する判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 申請者は、設置の必要性の根拠を主に「交通」としておられましたが、交通調査は行われていません。すなわち交通渋滞や交通事故の懸念性は、印象と憶測に過ぎず、設置の可否の根拠が不明確と言わざるを得ないところがある、私はこのように感じています。時間帯や天候による検証も行われていません。

発生リスクが明確に示されてこそ、交通事故の予防や対策が可能になると思います。設置の必要性は、交通量調査に基づいて根拠が示されなければならないと思いますが、いかがですか。

都市創造部長 続きまして、「設置の必要性は、交通量調査に基づいて根拠を示されなければならない」というご質問について、でございます。

町といたしましては、当該申請を許可するにあたり、交通の安全性を最も重要な事項として審査しておりますことから、申請者に交通量調査を求めずとも、設置の可否に関する判断は可能としたものでございます。

具体的に申しあげますと、申請者より、百山イノベーションセンターの建設に伴い、昼食時間帯約300人、朝夕の出勤時間帯約150人などをはじめ、日中には、前面道路である百山2号線を社員が往来する予定であるとの報告がございました。また、当該申請地付近の広瀬桜井幹線と百山2号線が交差する三叉路においては、以前から車両や自転車等と歩行者との接触事故の危険性があるのご指摘を住民の方から複数回いただいております。本町といたしましては看板の設置やカーブミラーの設置など、可能な限りの対策を取っているところでございます。

当該箇所につきましては、今後とも安全性の確保に努めなければならない箇所と認識しているところであり、今般、申請者より、新社屋と既存社屋の間において数百人規模の往来が生じるとの報告を受け、町といたしましては、交通の安全性に一定の影響があ

り、上空通路設置の必要性につきましては、交通量調査の結果によらず判断可能とし、交通量調査の義務付けを不要といたしたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 この問題は、百山イノベーションセンターの建設に遡って考えなければならない。新棟建設によって、周辺の交通環境が変化するのです。どのように変化し、どのような問題が生じるのか、上空通路がないとどうなるのか、通路を設けることで、それがどのように緩和されるのかを、本来、検証しておく必要がある、私はそう思います。

次に、上空通路の構造について概略説明を求めます。

都市創造部長 続きまして、「上空通路の構造について概略説明」に関するご質問でございます。

当該占用物に関する設計につきましては、申請者より委託を受けたプラス株式会社が行っており、上空通路の基礎形式は独立基礎とし、構造形式は長さ約 17.3m、幅 3.0m、道路面からの高さ約 5.5m の、柱及び梁で構成される純ラーメン構造で、構造種別は鉄骨造とする構造物であると報告を受けております。

また、当該占用物に関する構造計算につきましては、平成 30 年 5 月 15 日に開催いたしました島本町開発等審査会において構造計算書の提出を求めるよう意見があり、申請者へ構造計算書の提出を求め、構造に関する審査を行ったものでございます。

具体的に申し上げますと、構造計算は株式会社北條建築構造研究所が行い、地震力の算定における標準せん断力係数 C_o について、通常鉄骨構造物の計算に用いられる数値 $C_o = 0.2$ の 1.5 倍である $C_o = 0.3$ を用いて構造設計がなされております。

なお、 $C_o = 0.3$ の数値を用いて構造設計を行うことは、震度 6 強の大地震時において、強度と変形能力を確保していることを意味しております。

以上でございます。

戸田議員 そのあたりのところは、私は情報公開請求により書類を入手しまして、また他市の事例を調査・研究したり、担当職員とヒアリングを重ねたりして、この問題に取り組んでまいりました。

しかしながら、地元住民への説明会が行われていない。以下、4 点問います。構造について懸念するということも含まれています。

周辺住民からの意見は、どういったものだったのでしょうか、①点目。②点目。落下物による事故の危険性や、薬剤運搬時の安全性については、具体的にどのような対策が講じられるのでしょうか。③点目。本来ならば屋根付きの建築物とするのが妥当であったと思うのですが、なぜ、そうされなかったのか。④点目。いわゆる歩道橋のような位置づけになると認識しますが、設計や構造にかかる文書は、いつの段階で、どのように町に提出されるのですか。

都市創造部長 続きまして、地域の住民の皆様のご意見に関するご質問と、落下物や薬剤

の運搬時の安全性について、まず、ご答弁いたします。

まず、上空通路のデザイン面につきましては、地域住民の皆様から、「上空に通路がかかることにより景観上圧迫感がある」との意見や、「近隣の住宅にお住まいの方のプライバシーに配慮すべき」とのご指摘をいただいたため、手すりの位置や、手すり壁の構造などを、いただいたご意見を踏まえ、申請者において見直しを進められているとのご報告を受けております。

また、「落下物の対策」につきましては、当該占用物の通路面から高さ 2.4m にステンレスメッシュを張り、傘等の落下を防ぐ措置を取られるなどの対応がなされるものとお聞きしております。

なお、薬剤等の運搬時の安全性につきましては、薬品を運ぶ際は、仮に転倒しても、薬品が当該占用物の通路上や通路下の道路までこぼれ落ちない特殊な代車を手配し、運搬するとの報告を受けております。

次に、「なぜ建築物とされなかったのか」、また「土木工作物の位置づけの場合、設計や構造にかかる文書の提出はいつの段階で行われるのか」というご質問について、でございます。

屋根付きの建築物とされなかったことにつきましては、申請者が大阪府との協議を経て、屋根をつけない土木工作物として計画を立てるとの報告を受けており、計画に関する背景等の報告は受けておりません。設計や構造に関する文書につきましては、土木工作物の場合、道路占用許可申請の手続きに則って許可を行うため、申請者が許可申請書を町に提出する段階で、設計や構造に関する書面の提出が必要となるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 通告の 5) 点目になります。「建築基準法」に該当しない、このような土木構造物が、消防に関する安全性の基準を満たしていると判断する根拠は、どこにあるのでしょうか。耐火構造、防火措置、緊急車両の通行などについて、問題がないと判断されている根拠をお示してください。

都市創造部長 続きまして、「消防に関する協議について」のご質問でございます。

当該占用物は屋根・柱がなく、建築物には該当しない土木工作物に該当するため、設置するにあたり、「消防法」は適用されないものでございます。

なお、当該占用物の設置に関する基準は、国土交通省近畿地方整備局が定める立体横断施設の基準を参考にしており、当該基準には特段防火基準等の定めがないため、特別な防火基準を設けておりません。

なお、当該占用に関する協議にあたり、消防車等の緊急車両の通行を妨げることのないよう、道路面から約 5.5m の高さを確保するよう指導を行っております。

以上でございます。

戸田議員 国土交通省近畿地方整備局が定める立体横断施設の基準を参考にしており、と

というようなご答弁だったと思います。

では、6)点目、各種通信ケーブルについて、訊きます。関西電力株式会社、NTT、JCOM等と行われた協議、措置について、説明を求めます。たくさんケーブルが現場にありました。これについては、どのようになっていますか。

都市創造部長 続きまして、「各種通信ケーブルについて」に関するご質問でございます。

各種通信ケーブルにつきましては、平成29年12月27日に関係者立会いのもと協議が行われ、申請者と各社における協議の結果、各種通信線等に関して、NTTは路面から4.5m、ジェイコムは路面から4.8m、オプテージ及び関電通信は路面から5.3m付近に、それぞれ移設を行うことになったとの報告を受けております。

なお、設置に伴い、各種通信ケーブルにおいては特段の支障はないものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 つまり、通路よりも下にケーブルが並ぶということになると思います。

通告の7)点目に移ります。総務建設水道常任委員会での私の質問に答えて、適切な許可条件を文書で求めておく必要性が共有できていると思います。この「適切な許可条件」の作成については、どのように検討されていますか。

都市創造部長 続きまして、「許可条件に関する根拠について」のご質問でございます。

当該申請に関する許可条件を作成するにあたり、平成30年7月11日付け国土交通省住宅局建築指導課長及び市街地建築課長の連名にて「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」を参考にいたしました。当該技術的助言につきましては、「建築基準法」に該当する建築物に対して示された助言ではございますが、上空に設ける通路に関する助言であるため、建築物に該当する助言の内容は除いたうえで、当該占用物に適用可能な助言を参考とし、許可の条件を作成したところでございます。

具体的に申し上げますと、消防活動の妨げにならないようにすることや、通行・運搬以外の用途に供しないこと、広告物・装飾物等の添架を行わないこと、などがございます。また設置後の点検に関する条件につきましては、国土交通省道路局が定めている横断歩道定期点検要領を基準とし、供用後2年以内に初回点検の実施、2回目以降は5年以内の頻度で点検を行うよう、条件を作成いたしております。

以上でございます。

戸田議員 点検等も条件に示しておられるということがわかりました。

非常にこの問題は難しかった、専門性が必要で、なかなか理解することが難しい点です。電柱などとは異なって、「占用料徴収条例」のみを根拠にするのではなく、要綱を定めておくなど、特別な措置が必要と私は考えていますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 続きまして、「上空通路の占用に関する特別な措置」に関するご質問でござ

ざいます。

上空通路にかかる許可に関しましては「道路法」、占用料に関しては「島本町道占用料徴収条例」を根拠とし、各種助言等を参考に、許可の判断を行っております。

なお、「島本町道占用料徴収条例」別表において、上空または地下に設ける道・通路の占用料を、1年間につき1平米当たり3,150円と定めており、当該占用物である上空通路は道路占用として審査する案件であり、これは各種法令等にも抵触しないと判断できるため、要綱でなく、各種法令及び条例を根拠として許可を行うべき事案であると認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 ご答弁によりますと、大きくは「道路法」、そして「町道占用料徴収条例」が根拠、許可条例も別途示したということだったと思います。

しかしながら、今回のことで痛感いたしましたのは、住民説明会の開催の努力義務化を含め、開発指導要綱の条例化に向けて、引き続き検討をすることの重要性です。3月の委員会で私が説明会を開くよう求めていなければ、説明会が開かれていなかったかも知れない。この点、鋭意検討改善を求めるものです。また、引き続き申請者におかれましては、地元自治会に継続した説明・協議の場を設けていただきますよう、よろしく指導いただきたいと思っております。

(I) 点目の質問は、ここまでにしておきます。

テーマ(II)、「保育所入所審査要件 多胎児保育世帯にさらなる配慮を！」

1) 子ども子育て支援新制度が始まって以来、入所審査にかかる調整要件項目と加点数につき、島本町はどのように見直しを行ってきましたか。また、それはどういった理由によるものでしたか。

教育こども部長 続きまして、「保育所入所審査要件」について、ご答弁申し上げます。

まず、「入所審査にかかる調整要件項目と加点数の見直しについて」でございます。

保育所入所審査基準表につきましては、主に入所要件と調整要件に関する点数表で構成しており、各項目の点数を合計し、点数の高い世帯を保育の必要性が高い世帯であると判断をいたしております。

入所要件の項目につきましては、就労などの「子ども・子育て支援法」施行規則第1条各号に掲げる保育の必要性にかかる事由に基づいて区分し、その区分ごとに、保育の必要性の度合いに応じた配点をしております。次に調整要件の項目につきましては、国が示す「保育所等の優先利用に関する基本的考え方」を参考に、ひとり親家庭や生活保護世帯であることなど、入所要件における保育の優先度は同じであっても、なお優先的に保育所等を利用させる必要があると考える世帯の状況を項目化し、その優先度に応じた配点をしております。

本町の審査基準表の見直しにつきましては、本町の入所事務における課題や、仕事と

家庭の両立を取り巻く社会情勢、近隣自治体の傾向などを踏まえて毎年度行っているところであり、例えば平成30年度入所にかかる見直しといたしましては、保育所における支援保育を利用している、またはその予定である児童のきょうだいについては、そのきょうだいが待機となったことによって、支援保育対象児童も入所を諦めざるを得なくなったということにできる限りならないよう、2点を加える調整項目の追加を行っております。

以上でございます。

戸田議員 大変、待機児童問題が深刻になっている中、なかなか厳しいことがあります、子どもの育ちの視点から見て欲しい、これが一番の願いです。

通告の2)点目です。島本町は、多胎児の入所申請世帯に1点の加点を行っていますが、いささか厳し過ぎるように思えてなりません。もっと点数が要ると思います。保育の必要性の認定に、多胎児へのさらなる配慮が必要と感じています、切実に感じています。

来年度からの加点につき見直しを求めるものですが、このことへの見解、ご説明をお願いいたします。

教育こども部長 「多胎児の入所申請世帯への加点数見直しについて」でございます。

現在、本町におきましては、多胎児で同時入所を希望する世帯につきましては、国が示す「優先利用に関する基本的考え方」を参考に、保育所入所審査基準表の調整要件における項目の一つとして設定をいたしております。また、入所の優先度を計る指数につきましては、各自治体において任意に定めており、本町におきましては、多胎児の同時入所を希望する世帯に対し1点を加えることといたしております。

調整要件の各項目の配点につきましては、その項目にかかる世帯の、なお優先的に保育所等を利用させる必要があると考える度合いを念頭に、できる限り世帯間で公平な入所事務となりますよう、調整要件の項目同士の配点バランスにも留意しながら設定をいたしております。

近隣自治体におきましては、多胎児で同時入所を希望する世帯の調整点数を本町と同等の配点としているところもあれば、加点対象としていないところもございますことから、本町の多胎児の入所にかかる点数の設定につきましては、現状としましては、特別の課題はないものと認識はいたしております。しかしながら、保育所等の入所事務に関わって、保育所等への入所を希望する世帯の状況は多種多様でありますことから、できる限り各世帯の状況に配慮しつつ、公平性について、他の世帯の方々からもご理解を得られるものとなりますよう、今後も引き続き、仕事と家庭の両立を取り巻く社会情勢や近隣自治体の傾向などを注視し、本町の審査基準表にかかる課題を整理したうえで、適宜、見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 近隣自治体の事例をおっしゃいましたけど、こぼれているんです。だから、ど

こでもこぼれていると、そういう認識を持っていただきたいと思います。私の経験から、双子を育てていらっしゃる方、身近に2世帯、見てきました。大変だったと思います。今、ここで加点をお願いしたいということで、手が差し伸べられなかったその思いを、何とか制度を変えていくことで達成していきたいというふうに個人的には思っています。

さて、愛知県豊田市で、母親が三つ子の次男を死なせてしまった事件に対する同市の児童虐待事例外部検証委員会は、この6月18日に報告を発表されました。多胎児支援の重要性が認識されていなかったと市の対応を指摘、支援の充実、取り組みの強化を提言しておられます。多胎児を育てる核家族の困難は想像を絶するものです。仕事と家庭の両立を決して否定するわけではありませんが、子どもの育ちと母体保護、保護者の心身の健康面から、保育所入所審査調整要件の加点数の見直しを強く求めるものです。こぼれている人に手を差し伸べていただきたいと思います。

(Ⅲ) 点目の質問に移ります。「JR島本駅西地区まちづくりへの思い ～これまでとこれから～」。

都市に人口が集中し、住宅需要に急ぎ応える必要があった高度成長期時代、島本町はベッドタウンとして、都市の機能を強化し発展してきました。しかし、これからは都市の美しさが問われる時代。景観形成の推進こそが持続可能な活力を生むと、私は一貫して主張してまいりました。また、財産権・公共の福祉・「景観法」を均等に考慮した街区形成の必要性、景観条例、景観計画により、目指すべき「島本らしさ」をまず定義しておく必要性を訴えてまいりました。駅に近いという地理的条件や、地権者の皆さんの資産運用だけを理由に開発するのではなく、島本町が総合的な政策課題として取り組む必要性を、今、ここで改めて訴えます。

1) . SDG sにおける持続可能なまちづくりについて、認識を問います。

都市創造部長 続きまして、「SDG sにおける持続可能なまちづくりについての認識」についてのご質問でございます。

持続可能な開発目標、いわゆるSDG sは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の国際社会全体の目標として、2015年の国連サミットで採択され、2030年を期限として取り組まれております。

国では、自治体におけるSDG sの達成に向けた取り組みは地方創生の実現に資するものであり、その取り組みを推進することが重要とされております。このことから、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、地方創生SDG s推進の理念や取り組みの進め方等を記載し、位置付けを明確化する予定となっております。

本町では、これまで大阪府が主催するSDG s勉強会に職員が参加するなど情報収集に努めるとともに、「持続可能なまちづくり」を目指して行政運営を進めてきたところでございます。今後は、SDG s達成に向けた取り組みについて、まずは島本町の各種

計画等への反映について検討を行うことから始め、J R 島本駅西地区のまちづくりへは、その検討状況を随時踏まえながら、具体的に対応を進めていく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

戸田議員 「各種計画等への反映について検討」とおっしゃいますが、策定中の「第五次総合計画基本構想（案）」に、この文言は含まれていないのです。地域の文化遺産や自然遺産の保護・保全を伴う都市開発、地域の歴史文化を活かした個性あるまちづくりは、住民の誇りや愛着を生み、まちの持続性に貢献します。こういったことが、SDGsにおける「持続可能なまちづくり」の考え方、ここが重要と私は考えています。

通告の2)点目です。土地区画整理事業による開発が行われることになれば、対話を通じて街区の姿を描いていくことができるかが最大の課題になると考えています。保留地以外のエリアがどのように開発されるのか、それはすでに決まってしまうことなのでしょう。土地所有者、住民、島本町の対話の機会を得るために、何かよい方法はないのでしょうか。

都市創造部長 続きまして、「対話の機会を得るためのよい方法」に関するご質問でございます。

町といたしましては、これまで各種計画におけるパブリックコメントでのご意見などを鑑みると、多方面において住民参画によるまちづくりの機運が高まっていると認識いたしているところでございます。またJ R 島本駅西地区におけるまちづくりにおきましても、これまで以上に住民意見を反映させるため、説明会及び公聴会のほか、「都市計画法」に基づかない説明会、意見募集、タウンミーティングなどを開催してきたところでございます。

なお、J R 島本駅西土地区画整理事業における事業計画については、現在、J R 島本駅西土地区画整理準備組合で検討を行っているところであり、地区内における保留地以外のエリアの計画については未確定であると聞いております。

このような状況の中、J R 島本駅西地区においては、本年夏から秋にかけて、都市計画の決定及び変更を目指しているところではございますが、これまでいただいたご意見等について、よりよいまちづくりを実現するために必要があると判断したものについては事業に反映していただけるよう、この6月4日にJ R 島本駅西土地区画整理準備組合に対し要望書を提出し、協議を行っているところであり、今後につきましても協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 6月4日に、町から準備組合に出された要望書について、簡単にご説明ください。

都市創造部長 町から準備組合に提出した要望書に関するご質問でございます。

J R 島本駅西土地区画整理準備組合に対して提出した要望書の項目といたしましては、土地区画整理事業によるより良いまちづくりの計画的な推進を目的に、景観形成のルール作り、環境への配慮、都市農地の活用、インフラ施設の整備、住民への説明責任、保育環境の充実の、合計6項目について要望いたしております。

以上でございます。

戸田議員 街区成形、まちづくりに、そのようなことが反映されるよう願ってやみません。

しかし、まだ、すべてが決まったわけではない。人と人、人とまちの関係性をデザインし、徒歩を中心としたインフラ整備を行うことが、これからのまちづくりの発展に繋がる、そのように私は考えています。よって、庁舎を駅前に移転することが得策であると考えてもおりました。開発によって公共・公益性をいかに高めるか、徹底的に考えなければならない。開発しないこと含めて、徹底的な対話が必要でした。

政策的な街区形成について市民的議論が行えるよう、島本町として最大限力を尽くしていただきたい。経済重視から環境重視への転換が叫ばれて久しく、これは言い換えれば、土地所有権の重視から政策重視への転換ということになります。財産権、公共の福祉、「景観法」、この三つの大きな柱を立てた対話の場と機会が必要です。

例えば、保育施設を中心に街区をデザインすると、子どもを軸に「持続可能なまちづくり」ができると考えますが、町から準備組合に出された要望書には、区域内の保育施設の立地等が具体的に含まれていますか。

教育こども部長 6月4日付けで提出された要望書の中でございますが、その中に、区域内への保育施設などの立地について検討いただくよう、1項目として掲げさせていただいております。

以上でございます。

戸田議員 かつては、小学校の校区単位でコミュニティ形成が行われていました。これからは未就学児の保育施設を核に、子どもの育ちを主軸にした都市計画を行うことが自治体の強みになると考えます。その理由は、未就学児の子育て世代の繋がり強さです。

こういった保育所等の件は、もし、入り口で市民的議論が行われていたら、当然、出てくる意見であったと思います。なぜ、市民的議論がなされなかったのか。次に、問題点を指摘していきます。

①点目。島本駅西地区まちづくりは2009年(平成21年)12月24日、当時の川口町長名で府知事に区域区分の変更について素案を提出されておりました。このとき、土地区画整理事業が実施されることが確実な区域として、市街化区域への編入構想が示されています。しかし、このとき、このことをほとんどの土地所有者は知らされていません。地権者のご意向が尊重されるべきと主張しながら、地権者に知らせることなく手続きを水面下で進め、その事実はいざら報告もされなかった。すべては、ここから始まりました。

②点目．開発の妥当性の根拠とされる「島本町都市計画マスタープラン」ですが、J R島本駅西地区においては、「学術研究、医療、健康など、公共公益機能の導入について検討します。」という記述は、当初、都市計画審議会で示された素案にはありませんでした。町の都市計画審議会における審議が一定終わってから、府の指摘を受けて追加したものです。府から、「今後の土地利用の方向性についての現在の動向を踏まえた具体的な記述がない」という指摘を受けて、パブリックコメント募集の際に修正したのです。具体的な計画がない、白紙の段階と、繰り返し私たちに説明しながら、府には事業実施の見込みが確実と告げていました。

さて、副町長は、この②点目の問題につき、経緯等、ご存じでしょうか。

小田副町長 ご指摘のありました経緯等につきましては、担当者より報告を受けております。

戸田議員 島本町のこういったところ、本当に直していきたいと思っています。

③点目です。「第四次総合計画」は、島本駅の開業を踏まえて、「第三次総合計画」の目標年次を待たずに見直したものです。2010年（平成22年）4月26日に開かれた審議会部会において、「市街化調整区域を変更するに該当する内容は含まれていないと考えたらよいのか」という委員の質問に、「区域区分の変更、線引きの見直しについては、例えば市街化区域に変更する場合であれば、その地域の土地利用の成熟がある程度固まった段階ではじめてできるものですので、現時点では、そのような市街化調整区域の中で明確に位置づけされ、熟度の高い地域はありません。」と、事務局は答えています。嘘ではないが、真実は隠されました。すでに前年12月、J R島本駅西地区を保留区域に設定するための協議に入っているにも関わらず、そのことを説明されることはなく、「第四次総合計画」は策定されました。

山田町長、こういった経緯をご存じですか。

山田町長 はい、ご指摘のありました、そういった経緯につきましては、私も担当者から報告を受けております。

戸田議員 このことにより、私は、山田町長は大変ご苦労されていると思いますよ。しかしながら、こういったことを変えていっていただくというのが、山田町長に課せられた最大の使命と私は思っています。すぐにでは無理かも知れない、しかし、変わらなければならない。

④点目．2011年（平成23年）1月20日、平成22年度第1回都市計画審議会において、「セミ・パブリック」という言葉を会長が使われ、そして、条例によるまちづくり協議会の位置づけについて、「制度的にきっちりやっていく必要がやはりある。このメンバー次第でいろんなことが変わってくる」とおっしゃっています。しかし、島本町はこの重要な指摘をスルーし、条例も要綱も定めることなく、まちづくり支援金を繰り返し予算化してきました……。

村上議長 時間がもう……。

戸田議員 こういった町の姿勢は、議会での質疑や議論を手続き論に止め、熟議を遠ざけた。

最後に、一地権者であるという方の発言を引用します。「いろいろ一般の人から、また専門の方からもお聞きして、地権者が決めるものじゃない、みんなの思いで我々の島本町がよくなるような、そういうことにしていきたい。おそらく他の地権者も自分達だけでどうこう決めるということは一切思うていない」……（質問時間終了のベル音）……

村上議長 時間です。

戸田議員 はい、最後、締めさせていただきます。「仮に自分達がお金を出して、それで駅を誘致したということであれば、私らの思うようにするわ、ということになるんですけども、みんなのお知恵を拝見したい」とおっしゃっています。

以上です。ご静聴、ありがとうございました。

村上議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは、他議員の皆様の質疑等、重なっている点多々あるかと思いますが、通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

まず、1点目「震災・災害の爪痕について ～山間部から暮らしを守る！及び避難所でもある体育館にエアコン設置～」。

昨年の「大阪府北部地震」から18日で1年が経ち、その後、「平成30年7月豪雨」や、島本町内で大きな被害が出ました「平成30年台風21号」などから、1年が経とうとしています。また、震災で倒れた木などの乾燥が要因かどうかは定かではありませんが、先般、大沢地区にて林野火災もあったところです。

震災においては、第一に住民の皆様の生命や財産を守るためにご尽力いただくことが急務であり、事務等も含めまして落ち着きました、この時期に伺っていききたいと存じます。

まず、大沢地区における林野火災において、詳細なご答弁を伺います。

それとあわせまして、冒頭に述べました各震災・災害において、随時のご報告や最終報告的なものをいただいておりますが、地震、台風等、これら震災を経験し、島本町としてどう総括をされ、どのような課題があるか、その点を考えておられますか。お伺いをいたします。

消防長 それでは、伊集院議員からの一般質問の「震災・災害の爪痕」に関するご質問のうち、「大沢地区による林野火災」につきまして、ご答弁申し上げます。

本件火災につきましては、平成31年4月22日月曜日の15時30分頃発生いたしました。場所につきましては、大沢集会所から北へ約1,000mの山林で発生し、約5haを延

焼拡大したものでございます。

消火活動につきましては、本町消防本部と消防団はもとより、高槻市消防本部と乙訓消防組合消防本部に応援出動を要請し、地上からの消火活動を行いました。延焼範囲が拡大したため、大阪市消防局ヘリコプターを要請するとともに、翌日には京都市消防局ヘリコプター及び兵庫県消防防災ヘリコプターの応援要請を行い、地上からの消火活動とともに、ヘリコプター3機を活用した上空からの消火活動によりまして、4月24日水曜日の11時43分に鎮火をいたしました。

3日間の延べ活動人員につきましては、本町消防本部63名、本町消防団65名、高槻市消防本部26名、乙訓消防組合消防本部37名、大阪市消防局ヘリコプター15名、京都市消防局ヘリコプター8名、兵庫県消防防災ヘリコプター12名の、合計226名による活動を行ったところでございます。

なお、現在、火災調査報告書を作成中ではございますが、火災の原因につきましては、人為的によるものでございます。

以上でございます。

総務部長 続きまして、2点目の「昨年の災害の総括と課題」について、ご答弁申し上げます。

平成30年度は、6月の大阪府北部を震源とする地震、7月豪雨、9月の台風第21号と大きな災害に立て続けに襲われ、大きな被害を受けました。このことにつきましては、本年3月に『災害の記録』を作成し、被害状況や対応状況、課題等を取りまとめたところでございます。

この中で、大きな課題といたしましては、平成29年度に策定いたしました「島本町業務継続計画（BCP）」では、災害対策業務と優先的に実施すべき業務をあらかじめ選定し、災害発生後の混乱により行政が機能不全になることを回避することや、早期により多くの業務が実施できるようにすることを定めておりましたが、BCP発動の明確な基準がなく、災害業務と通常業務を並行して行った結果、時間の経過とともに災害対応に多くの人員が必要となること、災害対応が長期化したことによる交代要員を含めたマンパワーの不足があげられます。

本町では幸いにして避難所運営が長期化することはございませんでしたが、近隣市での避難所運営の状況などをお聞きいたしますと、やはり地元自治会、自主防災会組織の皆様にご協力をいただくことが不可欠であると再認識したところでございます。このほか、大阪北部地震による本町で初めての対応となる出勤・帰宅困難者への対応といたしまして、鉄道事業者、府・国と協力して対応できるよう、関係を構築してまいりたいと考えております。

また、平成30年7月豪雨におきましては、町が発令した避難情報に対する実際の避難率が低く止まりました。このことは、報道にもございますとおり全国的な傾向でありま

したので、内閣府を中心として、気象庁、消防庁が対策を講じ、この出水期から取り組まれております気象情報と住民が取るべき行動を段階ごとに示した「警戒レベル」の導入に繋がっており、本町においても、運用にあたり、6月号の広報誌で周知したところでございます。

また、台風第21号におきましては、町内で6件の半壊を含め200件以上の家屋被害が発生したほか、街路樹などの倒木被害、各家庭における災害ごみの回収など、職員の配備は最も長くなったものです。この間、森林ボランティア団体の皆様のご協力もいただきながら、可能な範囲で倒木処理を行ったところでございます。

課題といたしましては、山間部において、集落が倒木による道路閉鎖で孤立状態となったことでございます。停電・断水・通信の途絶状態が、11日間にわたり継続いたしました。早期の避難対応について、今後も地元の方と協議し、対策を進めてまいりたいと考えております。

重ねてになりますが、災害においては、発生時に安全な場所への避難が完了していれば人的な被害は発生しないという認識のもと、空振りを恐れない避難情報の発出、避難所の早期開設など、実際の避難行動に繋がる災害対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 各一つずつお伺いしたいところですが、時間の関係上、まず山間部以外の大きな点について、先にさせていただきます。

先ほど、ご答弁いただいております中の点では、災害ごみ、災害廃棄物処理について、当時、町民の皆様の御声で、我が会派でも要望を出させていただきましたが、町内8カ所に臨時ごみ置き場も延長されての受け入れ体制をされましたが、状況や、判明した課題など、お伺いいたします。

都市創造部長 災害廃棄物にかかりますご質問でございます。

昨年9月に接近いたしました台風21号の影響により発生した災害廃棄物の処理につきましては、道路上の支障物など、発災日当日に緊急対応を開始いたしました。また住民の皆様には、災害で発生したごみであっても、可能な限り通常の収集日に出していただくようお願いをするとともに、議員からご紹介ございましたとおり、翌日から約1週間、役場中庭を含む8カ所に各家庭で発生した災害廃棄物の仮置き場を設置いたしました。また、自力でその運搬が不可能なご家庭への戸別回収も実施したところでございます。その後、また後日接近しました台風24号の影響により発生しました災害廃棄物とあわせて、廃棄物については処分をさせていただいたところでございます。

なお、詳細な部分で申しますと、器物については約47t、金属物等混合物が約5t、廃プラスチックその他不燃系粉砕物が約24t、コンクリートがらが約6t、家電リサイクル対象品目が18台等々でございました。

また、課題でございます。課題といたしましては、やはり町内の公園等に設置いたしました災害廃棄物の仮置き場が住民の皆様の廃棄物処理を円滑化した一方で、各仮置き場に常時人員を配置することが困難な状況であったため、災害に起因しないと思われる粗大ごみの他、通常収集日に出していただくべき一般ごみが混ざったり、分別が徹底されないゴミが出される等、苦慮したところでございます。

あとは、今後なんですけども、今回は役場中庭を集積場といたしましたが、仮置き場と同様の事象がございましたことから、やはり分別や搬入がしやすいスペースの確保とあわせて、警備員の配置とか、夜間に施錠できる仮置き場の確保等、そのような部分が課題であるという認識でございます。

以上でございます。

伊集院議員 次に、国や大阪府要望等、行政も努力はされたと思いますけども、出勤・帰宅困難時の対策について、中間報告的なものが府のほうであったような気もしますが、その後、どういう議論になっていますか。お伺いいたします。

総務部長 出勤・帰宅困難者の対策についての進捗状況について、ご答弁申し上げます。

大阪府では、大阪府防災会議の部会として、南海トラフ地震対応強化策検討委員会を昨年7月に設置し、帰宅困難者及び通勤・通学困難者対策の検討を開始され、本年1月に提言として取りまとめをされております。

また、地震発生時の鉄道の運行再開に関する情報発信のあり方等につきましては、大阪府北部を震源とする地震の事例を踏まえ、現在、国の「大阪府北部地震における運転再開等にかかる対応に関する連絡会議」において、鉄道の運行再開に関する情報提供等について、鉄道事業者の対応状況の情報共有や検証等が行われているところであり、国の連絡会議等の議論を踏まえつつ、利用者の視点に立った運行再開に関する情報発信がなされるよう、引き続き国や鉄道事業者と連携、情報共有を図り、災害時の踏切通行についても、連絡会議等の議論を踏まえつつ関係者と協議をしていくものとされているところであり、南海トラフ地震対応強化策検討委員会の提言内容や、今後の検討結果を踏まえ、大阪府や国と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。情報発信のあり方ですね、今、検証等もされている最中であるという部分でありますし、踏切の通行、この点が遮断されてしまった部分ですね。大阪府とももちろん連携も取られながら協議されていると思いますが、一定、国との連携もこの点の部分は必要不可欠と。随時、今後の要望体制も続けていただきたいと思っております。

それと、危険なコンクリートブロック塀とか瓦、この点の問題も起きましたが、一定整備です。その後の進捗状況等をお伺いいたします。

都市創造部長 まず、コンクリートブロック塀に関する部分について、ご答弁申し上げます。

コンクリートブロック塀につきましては、平成 30 年 6 月 18 日に発生しました大阪北部地震を機に、全国的に危険なコンクリートブロック塀等に対する意識が高まり、本町といたしましても、平成 30 年 8 月 14 日にコンクリートブロック塀等撤去補助制度を策定いたしました。平成 30 年度につきましては、17 件の申請を受け、すでに 17 件すべての撤去が完了していることを確認いたしております。令和元年度につきましては、現在、9 件の申請を受けております。

町内の危険なブロック塀等の状況につきましては、平成 30 年 6 月 19 日から平成 30 年 6 月 28 日まで、住民の皆様からの依頼に対応した応急危険度判定を実施し、また平成 30 年 7 月 3 日から 7 月 9 日には通学路の安全点検を実施し、15 件の危険なコンクリートブロック塀等の確認をいたしております。町内に残存する危険なコンクリートブロック塀等については、平成 30 年 12 月 25 日に危険なコンクリートブロック塀等を所有されている家屋に、制度に関するご案内をポスティングさせていただき、撤去に関して、現在 5 件、対応いただいております。

今後につきましては、制度に関する一層の周知徹底に努め、制度のご利用を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、町内における危険な瓦について、でございます。

昨年度発生しました大阪府北部地震及び台風 21 号における被害を受け、町内においては家屋の瓦が道路上に落下する危険性があるとのお問い合わせを、数件いただきました。町といたしましては、現地確認のうえ、瓦が道路上に落下する危険性があると判断した家屋については、早急に対策が必要な旨を道路管理者の立場から所有者の方にお伝えさせていただき、応急処置としてブルーシートの配布や、早急に危険な瓦を除却いただきたい旨の指導を行っております。

なお、このような瓦に被害を受けられた家屋につきましては、実績として耐震補助にかかる除却補助を用いて除却されました事例や、町の指導を受け、所有者において危険な部分の瓦を除却いただいた事例がございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。コンクリートブロックのほうは、実際、昨年度は 17 件の申請が完了されていると。この中には、先ほどの応急危険度判定をされているもの以外も入っているんだろうとは思いますが、制度の中で。となると、実際 15 件、通学路の安全点検をされた中が 15 件ほどありますが、先ほどの答弁だと、5 件、対応されている。単純にあと残り 10 件でいいのかどうかを確認させてもらうのと、瓦におきましては、瓦がなかなか手に入らないというような状況で、なかなか整備が進まない。ブルーシートがまだ多少なりとも残っているところもありますが、先ほどの答弁では、実績としては除却補助を用いている部分と、そうでない部分がありますが、この除却補助は日頃、要は予防のために国のほうも補助も出しているでしょうけど、災害時における補助ではなくて、

日頃ある施策の部分なのかどうか。この2点、ちょっと確認させていただきます。

都市創造部長 まず、コンクリートブロック塀等に関する再度のご質問でございます。議員ご指摘のとおり、まだ10件残っているという認識でございます。

続きまして、危険な瓦にかかりましての除却に対するご質問でございます。当該除却制度につきましては、元来、耐震にかかります制度として、すでに活用していたものであり、今回、地震や台風等にも活用していただいたという状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。その耐震制度、日頃あるので、また改めてでも通知等していただき、ブルーシートがなくなるような形でご努力を願いたいと思います。

それともう1点、ちょっと確認をさせていただきます。冒頭にありました林野火災、大沢地区の部分です。約5haということをお伺いしましたが、現在、火災調査報告書の作成中であるということですので、最終的な数字なのか。それと、報道等に出ている数字との差がちょっと大きいので、この差異は何で出るのかということを一くまでも報道はそのときに飛びついた部分なのでね、正しいとは思わないんですけど、その点をご答弁できるようでしたら、お伺いいたします。

消防長 大沢地区の火災でございますけども、先ほどご答弁申し上げましたように、当初、ヘリコプターを要請いたしまして、上空のヘリから確認した大まかな焼損面積が、当初、「約49haの範囲内で延焼中」という、そういう情報がありましたので、本町としても、それを当初活用しておりました。先ほど申し上げましたように、現在、火災調査報告書を作成しておりまして、現地の損傷面積を正確に把握したところ約5haという形で、先ほどご答弁させていただいたような状況でございますので、どちらも、当初の状況としては数値的には正確でございますけども、最終的には焼損面積は約5haという形でございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。約49ha、ヘリから見られて、その部分で判断された部分であろうと思います。となると、やはり、その前にありました災害、震災、そこで倒木がされてた状況でありますので、全体で見ると範囲が大きく見えたのであろうというふうに感じ取れます。

そこで、「山間部から暮らしを守る！」という部分の質疑に入っていきたいと思いません。

まず、「激甚災害法」について伺っていきますが、「激甚災害法」の説明を、お伺いいたします。

総務部長 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」、いわゆる「激甚災害法」の概要について、ご答弁申し上げます。

この法律は、自然災害により著しい被害が発生したときに、国が被災者や被災地域に

特別の助成や財政援助・復興支援を行うことを定めているもので、被災した地方公共団体の財政規模や被害額などを勘案し、災害を「激甚災害」として政令により指定するものでございます。

なお、激甚災害には、激甚災害指定基準により、地域を特定せず災害そのものを指定する「本激」と、市町村単位で局地激甚災害指定基準により指定を行う「局激」があります。手続きといたしましては、市町村長から都道府県知事を通じて内閣総理大臣に被害状況等を報告し、内閣総理大臣は指定の可否を中央防災会議に諮り、その答申を得て、閣議により政令の公布をもって指定するものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 いわゆる本激と局激の2種類の説明もいただきましたが、この中で、局激的な部分が今回にもなってくる部分であろうと思いますが、島本町域の約7割を占めます山間部であります。この経験した各震災害、それぞれの被害面積や状況というのを伺いたいと思います。

都市創造部長 被害面積についてでございます。約でございますが、61haという認識でございます。

以上でございます。

伊集院議員 その約61haというのは、島本町として判断された被害、これはどうやって判断されたのか、要は測られたのか、伺いたいと思います。

都市創造部長 61ha、ちょっと言葉が足らなかった部分がございます。人工林で61haでございます。また、その範囲等の把握につきましては、大阪府が被害面積の確認のためにヘリコプターを飛ばされましたので、本町からお願いをいたし、測定等、データ等入手いたしましたものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 昨日もありましたように、高槻市さんでも大阪府にお願いして2回断られたということでありましたが、本町としては大阪府のヘリコプターで測られた面積が約61haということになります。その大阪府のヘリの同乗者というのはどういう方がいらっしまったのか、伺いたいと思います。それと、島本町職員は乗っているかどうか、伺いたいと思います。

都市創造部長 大阪府が飛ばされましたヘリコプターの乗員について、でございます。

まず、本町の職員は同乗いたしておりません。また、大阪府に確認いたしましたところ、大阪府の職員も同乗はしておらず、完全に委託で飛んでいただいたということを確認しております。

以上でございます。

伊集院議員 要は、その委託業者までは、せめてどういった内容の委託業者かとか、そういうのはわかるのかどうか。それと、例えば昨日もありましたように森林組合さんとか、

そういう方が乗っているのかどうか。その点はどうでしょう。わかるようでしたら、ご答弁いただきたいと思います。

都市創造部長 まず、委託業者でございますが、本町におきましては、承知はいたしておりません。また本町職員、大阪府職員が同乗していないという部分については確認できておりますが、そのほか議員からご指摘ございました、森林組合等の職員がそのへりに同乗したかどうか等については確認できておりません。

以上でございます。

伊集院議員 では、前に冒頭の答弁、山間部の被害ですね、お聞きした中でありました激甚災害指定は受けられないと、島本町としては受けられないという判断された根拠は何でしょうか。お伺いいたします。

都市創造部長 激甚災害指定を受けられないと判断に至った根拠でございます。

激甚災害指定、局激を受けるにあたりましては、国が定める人工林の面積割合で申しますと、被害面積が25%以上と定められております。今回の本町の被害面積につきましては、人工林総面積346haに対しまして、61haでございますので、17.6%となっており、激甚災害指定は受けられないという部分でございます。

また、期日的な部分もございまして、発災後1ヵ月以内に申請をしないといけないというような条件もございまして、結局、台風21号については、9月4日に最接近した後の翌日の5日に尺代地区、大沢地区の現場を確認、また6日には山崎地区の現場を職員のほうが確認をさせていただいたところではございますが、被害の全容の把握までは至りませんでした。その後、大阪府が10月26日にヘリコプターを飛ばされるという情報がございましたので、被害面積のほうの確認のために本町部分についての調査も、お願いをいたしました。

ですから、本町といたしましては、1ヵ月以内に全体の被害状況を把握することが困難であったというのも、一つ、激甚災害の指定ができなかった、面積の要件はございますが、期日的な部分についても困難であったものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 要件が定められています部分、重ねてご答弁いただきました。

要件を満たしていないということで受けられないという判断のところと、発災後から1ヵ月でしたか、決められた期限があるという部分の答弁であります。これは確かに震災が起きているときというのは、それぞれの担当部署がほんとに目一杯やっていたている。マンパワーが足りない課題もありましたので、一定、それは重々わかります。しかし、やっぱりここまでになると、各部署だけではなくて、これは町長にも動いていただかなければならない点であったと思います。

この点において、そのまえに、まずちょっと保安林の部分もありますので、一定の答弁いただく中で、保安林の整備の中で復旧できないかと、倒木の処理ですね。その点に

において、昨年度から協議を進めてきたという部分もありましたが、これはどなたと協議されて、どれぐらいされたのか、お伺いいたします。

都市創造部長 復旧に向けての協議等の内容について、でございます。

9月の台風21号の被害を受け、大阪府北部農と緑の総合事務所の担当者及びサントリー天然水の森の担当者と、複数回、協議を行い、その中で大阪府からは本町域内の被害状況の報告を受け、今後の事業内容に対する協議を行い、またサントリーの担当者とも現場視察を行い、実際の被害状況を確認するなど協議を重ねてまいりました。

その後、昨年12月17日に大阪北部農と緑の総合事務所にて、サントリー、大阪府、本町との三者会議を行い、大阪府が実施する保安林整備事業については大沢・尺代地区を重点的にを行い、サントリー天然水の森の事業に関しては山崎地区を主に施業していくという大きな方向性を確認したところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。その部分で、メモ取っていきますけど、尺代地区復旧治山事業、奥地保安林事業、また大沢では防災林造成事業ということをされますが、この詳細をお伺いいたします。

都市創造部長 まず、尺代での復旧治山事業及び奥地保安林保全緊急対策事業につきましては、長谷林道沿いの山腹工や、斜面の森林整備、乙女の滝までの森林整備や、現在、通行止めとなっております大沢に上がる環状自然歩道沿いの森林整備を実施する予定でございます。また、大沢地区の防災林造成事業につきましては、平成30年度からすでに事業を行っており、大沢の集落から見て北東部に位置する約40haの保安林を、令和4年度まで5年間かけ、倒木処理など、森林整備を実施する予定となっております。

なお、本年度以降の事業については、改めまして9月上旬までを目途に被害の調査を進め、11月以降の着工を目指しているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 スケジュール等は昨日お聞きしましたので、ちょっと、答弁のほうの時間がなくなりますが、先ほどありましたように復旧治山事業、それぞれ大沢地区、あります。尺代のほうにおいてはダムが3基ほど、治山ダム作成と、新たな3基を予定されている状況でもありますが、こういった中、大沢の中の防災林造成事業、ここは災害におきましても大きな被害があった場所であろうと思います。

こういった中、まず、この保安林においては、補助金は――要は費用ですね、費用においては国の国庫補助、すべて国庫補助でいいのかどうかを確認させていただきます。

都市創造部長 本町で実施していただきます保安林事業につきましては、事業の実施主体が大阪府となっており、その費用については全額国費でございます。

以上でございます。

伊集院議員 全額国費となるということになります。要は保安林という指定をしていただ

くことにおいてメリット、デメリット、地権者さんにもあろうかと思いますが、これにおいては、あくまでも補助金があると。ただ、やっぱり民間の方々の土地、山においては、なかなか手をつけられない状況であります。

先ほど激甚災害においては発生後の申請が間に合わない、面積が決められない、こういった大きな課題がありますが、町長、やはり一定定められておりましても、災害においては結構臨機応変に対応していただく、こういったことをしてもらわなければならないと。国も一定、耳を貸すことも出てくるだろうと思いますが、要は大阪府を介してという部分もあるんでしょうけども、大阪府さんと国に対して再度要望を、足を運んでいくということは考えられませんか。その点をお伺いいたします。

山田町長 現段階において、これからまた国等々への要望をしていくべきだというご指摘かと思えます。確かに、そういったことも必要な部分がございます。ただ、今現在におきましては、要件が全く合わないというような状況でございますので、要件の緩和等々含めまして、お話をさせていただくということは可能であるかなというふうに思っております。

以上でございます。

伊集院議員 その要件を満たさないというのは、本町として結局測量できてない状況でありますし、大阪府のへりも委託業者、こういった業者かがわかりませんが、一定へりの、上空から見ただけですのでね、詳細な測量ができていないわけではなかろうと思えます。その点自体も訴えていながら、要は小さな自治体として測量すること自体が困難である。こういった中の部分もあるということは、できれば、これは政治背景もどんどん活用してもらおう、使うものは使っていたパイプの中で、申請等、間に合わなかった部分の事情も知っていただいて、お願いしたいと思います。

残り時間がなくなりましたので、最後に町長の決意のお声だけをお聞かせいただきまして、2に入っていきたいと思えます。後ほど、決意をお伺いします。

2. 「本町のテロ対策について」でございます。

世界中が震撼したアメリカで発生した同時多発テロ・9.11事件。公安調査庁がテロ等発生状況を随時あげていますが、世界の至る所に、日々、テロ事件が頻発しており、何の罪もない多くの人々の生命が失われております。

フランス首都パリ中心部のレストランや劇場、競技場などで発生した同時多発テロ事件では約350人の負傷。そして130人もの一般市民が犠牲になり、この4月にもスリランカ最大都市コロンボなど、3都市のホテル等で計6カ所、ほぼ同時に自爆テロが発生し、日本人1人を含む250人以上の死亡、約500人の負傷。これらのテロは、同じISIL名、いわゆるイスラム国の犯行声明がありました。

自分達の目的のために対象と手段を選ばない、このようなテロ行為を断じて許すわけにはいきません。しかし、今や、この日本でも起こる可能性も否定できず、私たちの身

近なところでテロの脅威も現実味を帯びてきています。

こういった世界情勢の中、この27・28・29日にかけてG20大阪サミット、首脳会議。9月20日開幕・11月2日閉幕のラグビーワールドカップ、9月22日には東大阪の花園ラグビー場が会場になっておりますが、来年にはオリンピックにパラリンピック、また令和6年に大阪万博と、国をあげての歴史的イベントが目白押しです。市内と多少離れている本町としましても、大阪と京都を繋ぐ本町の交通網や地理的なことも含め、テロ対策については検討していく必要は当然と考えています。

島本町では、これまでにテロ対策としての取り組みをされてきましたか、お伺いいたします。

総務部長 それでは、2点目の「本町のテロ対策」について、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、町域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救護、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的として、平成24年3月に「島本町国民保護計画」を策定いたしております。

これまでの対応といたしましては、国と連携した定期的なJアラートの動作確認を実施しておりますが、最近では、本年、大阪府においてラグビーワールドカップやG20大阪サミットが予定されていることから、大阪府などの主催による大規模な国民保護共同実動訓練が開催されており、本町におきましては、これら訓練の参観のため職員を派遣し、情報収集等に当たっているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 過去に大阪市及び北摂7市2町でNBCテロ対策訓練等されていたということも憶えておりますけども、そのほか、実際的なテロ対策訓練というのはどういったことをされたか、専門部署になるのかも知れませんが、その点のご紹介をいただきたいと思っております。

消防長 消防本部におきましては、直近で言いますと平成30年1月26日に、吹田市のパナソニックスタジアム吹田で、吹田市大量殺傷型テロ対処実動訓練いうのを実施いたしております。参加機関につきましては、大阪府、吹田市、それから消防機関といたしましては大阪市消防局、大阪府下消防相互応援協定に基づく応援といたしまして、北摂地区7市1町消防本部、それから警察、自衛隊、医療機関、民間団体で実施をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。各分野、テロ的な部分となると専門性があるので、消防のほうがされておると思いますが、これは自治体消防のみなんですかね。例えば、危機管理さんのところから派遣されるということはあるんでしょうか、お伺いします。

総務部長 ただいまの訓練に、危機管理部局から職員の参加はございません。

以上でございます。

伊集院議員 福祉においても、ほぼ毎年、医師会の方々がリーダーになられて災害医療救護訓練とか、そういったこともしていただいていますし、消防においてもそれぞれの専門、実質努力をいただいている部分があるんですが、それぞれの専門に危機管理としては専門に投げかける部分がありますが、その土台のところ、例えば先般、吹田市で実弾が入った拳銃が奪われたという事件がありましたが、本町も防災行政無線などで注意喚起をされていました。実際、このときの動きというのはどのようにされたのか、お伺いいたします。

総務部長 先般の吹田市内で発生した拳銃強奪事件での本町の対応について、でございます。

本町では、高槻警察署と防災行政無線を活用した「犯罪発生情報の提供に関する覚書」を、本年3月1日付けで締結をいたしております。本事案につきましては、この覚書に基づき、高槻警察署から住民への注意喚起について要請があり、防災行政無線で放送し、対応したものでございます。

本覚書による対象事案といたしましては、地域住民の生命、身体、財産に危害が及ぶ重大かつ緊急的な事案として、「通り魔的な殺傷事件・殺人・強盗のうち、連続発生する恐れがあるもの、凶器を携帯する不審者の目撃、また地域住民の安全安心を図るため必要と認める事案が発生したとき」としており、テロ行為につきましても該当するものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 ご答弁にありましたように、確かにテロなのかどうなのかというのは、実はなかなか、後から犯行声明とかになりますし、事件なのか。事件であれば防犯ですね、防犯なのかテロなのか、このラインというのがなかなか即座につくものではないので、やはり、今ありました覚書等でされていかれると。その中で、それぞれの情報をいただく。その覚書で最初に情報をいただくのは、危機管理室がもらうということによろしいですか。それぞれの事情によって違うのかどうか、その点だけお伺いします。

総務部長 先ほど申し上げました覚書に基づく第一報については、危機管理部局に入ります。

以上でございます。

伊集院議員 では、第一次は危機管理に入ってくるということでもあります。今回の例えば拳銃におきましても、要は学校、子ども達に対しての連絡、学校等への連絡は教育委員会と危機管理がやりとりされるのか。その点をお伺いいたします。

教育こども部長 吹田市内の警察官殺人未遂事件が6月16日発生いたしまして、そのときの学校等の対応でございますが、総務部長のほうから私も連絡をいただいております。

5時36分、事件発生後、直ちに教育推進課長が情報収集にまず当たりました。その中で、近隣自治体の一定の方向性がわかってまいりましたので、教育長、私、担当次長、そして教育推進課長と電話連絡で連絡を取りあいまして、2時頃ですが、教育委員会及びボランティアによる見守り強化によって、17日の授業は通常どおり実施するという方向をまず決めまして、学校長に連絡し、メール配信を行いました。その後、ずっと情報収集を近隣にしておりました中で、変更が出てまいりましたので、5時頃にまた情報収集について行った結果で、方向性を改めさせていただいたところでございます。

また、保育所・幼稚園などについても、うちのほうとしては情報収集にあたって、教育委員会として方向性を決めて、保護者の皆さんに情報伝達をさせていただいた。この内容については、危機管理部局である総務部長、そして総合政策部長、町長のほうにも、ご連絡をさせていただいて対応してきたというところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。各連絡を取っていただきながら、随時、お願いをしたいと思います。

すいません、1点、通告をしているのに飛んでいるものがありましたので、通告の部分を漏れなくさせていただきます。

先ほどの1点目の「災害」の中の、「避難所となる公立学校の体育館へのエアコンの設置」ですね。この点というのは、確か国庫補助等が出ているのに、島本町としてはどうしてされないのかということ、1点、お伺いいたします。

総務部長 「避難所となる公立学校体育館へのエアコンの設置」について、ご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、公立学校体育館等の避難所における空調設備の設置につきましては、国の地方債事業として緊急防災・減災事業がございまして、避難所の生活環境の整備につきましては、避難生活の長期化や酷暑・酷寒時の対応として、空調設備の導入が望まれるところでございます。しかしながら、本町の山積する課題及び財政状況等を勘案いたしますと、早期に公立学校の体育館への空調設備の設置は厳しい状況にあるため、学校内の他の施設の利用や備品の配置など、多様な方法を検討し、対応をまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。ただいまご答弁いただいたのは、やはり起債が認められている部分であるということでもあります。

もう一つのほうの補助金の国庫補助ですね。国庫補助のほうは、島本町としては前理科室、特別教室等において活用されたのは理解しておりますが、一定総務省からの通達もあるという部分は聞き及んでおります。しかし、この内容においてはエアコン設置のほうに補助金が活用できるのかどうか。我々も要望等の活動もしてまいりたいと思

ますし、島本町としても、その努力をいただきたいと思いますが、また今後、国・府の要望に出していられるかどうか。せめて、それぐらいはご答弁いただきたいと存じます。

教育こども部長 屋内運動場のエアコン設置につきましては、教育委員会としては、やはり昨今の猛暑を受け、熱中症予防の観点からも整備を望むところではございますが、導入にあたりましては財政担当とも十分協議し、予算の整合性を図りながら慎重に検討していかなければならないと考えております。特別教室の、今、空調整備にあっておりますが、この部分については屋内運動場、体育館については対象外となっておりますので、今後については、当然、要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。またPTAの方々も要望を出されているというふうに聞き及びます。大変暑い状況になりますし、ただ現在、実際に三小の問題等、たくさん、役場庁舎、費用もかかってくる部分でもありますので、一定の理解はしますが、やはり鋭意努力、財源、そういうものを確保できるようなことはお願いしたいと思います。

最後に町長、森林関係、激甚災害、間に合わなかったとしても再度、こういうちっちゃな町ではなかなか測量、町職員が手一杯だということを含めて、大阪府、そしてまた国への要望をお願いしたいと思います。その点の決意をいただきたいところでございますが、40秒でできるでしょうか。いただけるようでしたら、よろしく願いいたします。

山田町長 今、伊集院議員からお言葉をいただきましたので、ご協力もいただけたらと思っておりますので、ぜひ、国への本要望には一緒に行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊集院議員 ありがとうございます。精一杯、我々も一緒に、ともにさせていただこうと思っておりますので、鋭意努力をお願いしたいと思っております。

一般質問を終わらせていただきます。

村上議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時33分～午前11時40分まで休憩)

村上議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2019年6月定例会の一般質問を行います。

一つ目、「待機児童解消には保育士処遇改善で対応を」です。

全国的に待機児童が問題となる中、昨年、一昨年と、2年連続で府下ワースト1だった本町の待機児童率は、今年度、さらに悪くなっています。これらを解消するために、施設整備に取り組まれていることは評価しています。一方で、待機児童問題は施設を整備するだけでは解決されません。このことは、保育園を造っても保育士確保が追いつかず、定員を減らすケースがあることから見て取れます。また待機児童問題が深刻な自

治体は、施設整備とともに大胆な保育士処遇改善による保育士確保策を講じています。つまり、整備とともに処遇改善によって保育士を確保することが重要なのです。

このことは、前の委員会でも再三述べました。そこで、島本町の保育士確保策について、お尋ねします。

今年度の施政方針では、さらなる保育士確保策の調査・研究を行うことを明言されています。その進捗状況を伺います。

教育こども部長 それでは、中田議員の一般質問のうち、「待機児童解消には保育士処遇改善で対応を」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「保育士確保策の調査・研究の進捗状況について」でございます。

これまでに、三島地域4市における保育士確保策についての情報収集を行うなど、調査・研究に取り組んでいるところでございます。一方で、これまで大阪府に対して要望してまいりました保育人材確保支援事業が、本年度から制度化されることとなったところでございます。本事業につきましては、保育士不足により定員を満たしていない民間保育園等が実施する保育人材確保事業に対して市町村が補助金を交付する場合に、その補助に要する費用が交付されるものでございます。対象となる事業には複数の種類がございますことから、次年度に向けて、本町において導入することが効果的な事業の選定を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、より効果的な保育士確保策につきまして、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

中田議員 これまで町が行ってきた保育士等臨時給付金制度と、町立保育所での派遣事業による保育士確保事業の活用実績をお示してください。

教育こども部長 「保育士等臨時給付金制度と、町立保育所での派遣業者による保育士確保事業の活用実績について」でございます。

全国的な保育士不足が社会問題となる中、本町におきましても、平成28年度以降、保育士確保に鋭意取り組んできたところでございます。町内の民間保育園に正職員として新規採用された保育士等に対し給付金を交付する「新規採用保育士等臨時給付金」につきましては、平成30年度におきましては、5人の採用がございました。また、町内の民間保育園が労働者派遣事業者から保育士の派遣を受けるのに要した経費に対する補助金を交付する「民間保育園保育士確保促進補助金」につきましては、平成30年度におきましては、毎月6人から8人、延べ83人の派遣を受けることができいております。

一方、平成30年度から予算化しております「町立保育所での派遣業者による保育士確保事業」につきましては、基本契約に基づいて派遣依頼を行ったものの、派遣業者において保育士を手配することができず、確保には至りませんでした。しかしながら、広報誌や広告を活用しての従来からの確保策を並行して講じることで、町立保育所における必要人員は採用できているものでございます。

今後も引き続き、様々な対策をあわせて行うことで、人員確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 様々な対策を行われているようですが、効果的な施策を行うことが重要です。

厚生労働省が行った「保育分野における人材不足の現状」という調査報告書によると、保育士資格を持っているにも関わらず保育士職への就業を希望しない理由のうち、働く職場の環境改善の中で最も多かった理由は、「賃金が希望と合わない」でした。つまり、本質的には保育士さんに直接投入される賃金もしくは福利厚生を手厚くすることが、確保策の肝であるということです。

先ほどのご答弁で、三島地域4市の保育士確保策について情報収集を行っておられると言われていましたが、私も、この点について近隣市町村の処遇改善を伴う保育士確保策を調べて見ました。その結果、茨木、摂津、高槻、吹田のすべてにおいて、宿舍借り上げ支援事業を行っていることがわかりました。これは、国が行う保育対策総合支援事業補助金メニューの一つで、保育士の住宅費用を補助することで保育士の人材確保・雇用促進を図る政策です。これにより月々の家賃負担を1～2割程度に削減できるケースも多く、例えば10万円の家賃であれば、保育士さんの月々の負担は2万円弱で済むそうです。とすれば、保育士さんの家賃負担にかかる費用が月当たり8万円強、年間100万円ほど軽減されるわけで、保育士になろうと思う動機付けとしては、かなり効果が高いものと思われまます。

三島4市以外、お隣の大山崎町も、今年度からの導入を予定しているようです。大山崎町は公立保育所が2カ所のところ、今年度から民間の保育園が一つできたことにあわせての導入の検討です。

これら、近隣の市町村の処遇改善を伴う保育士確保策、特に宿舍借り上げ支援事業の導入状況については、ご存じでしたか。

教育こども部長 ただいまご紹介ありました保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、先ほどご答弁させていただきましたように三島地域4市の調査を行っていますので、そのような制度が実施されていることにつきましては、すでに調査の中で聞き及んでおります。

以上でございます。

中田議員 島本町がすでに行っている新規採用保育士等臨時給付金については、先ほどのご答弁で言われたように、平成30年度も5人の活用実績があり、効果があることは評価しています。一方で、近隣市町村からの聞き取りによると、このような新規に採用された保育士等に対し給付金を交付している自治体は摂津市と島本町だけです。今は、保育士宿舍借り上げ支援制度において他市町村に後れを取っている状態ですが、もし、この支援事業を導入すれば、すでに取り入れている新規採用保育士等臨時給付金とあわせて、

島本町は近隣市町村より一步先に行くこととなります。他市町村から後れを取らないためにも、かつ一步先に行くためにも、保育士宿舎借り上げ支援事業を活用することが必要と考えますが、いかがですか。

教育こども部長 先ほど新規採用保育士等臨時給付金制度について評価いただいているということにつきましては、担当としてもうれしく感じているところでございますが、やはり保育士宿舎借り上げ支援事業をはじめとする保育士の生活を直接支える方策の必要性と有効性につきましては、すでに実施している近隣自治体の実態把握に、現在、努めておるところでございます。

いずれにいたしましても、既存制度を最大限活用しつつ新たな保育士確保策について、現在、調査・研究を進めておるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

中田議員 例えば、茨木市では新制度が始まる前の 2014 年から、吹田・高槻・摂津では 2015 年から、近隣ではもう 4～5 年も前から、この支援事業を導入しています。本町は、住宅開発に伴い、今後も子育て世代の転入が続くものと思われまます。保育士確保で、これ以上他市町村に出遅れることになれば、負け組もいいところです。近隣自治体ですで行っている保育士宿舎借り上げ支援事業の活用の検討を、早急に行ってください。

次の質問です。島本町内には、保育士さんを養成する専門学校があります。こういったところと連携し、保育の質と量の確保のために、保育士さんに対するキャリアアップ研修を提供するなど、町がまとめ役となってやってみてはいかがでしょうか。こういったフォローがあれば、潜在保育士さんに対し、ブランクがあることへの不安を払拭し、幅広い年齢層の保育士を確保することに繋がるのではないのでしょうか。充実した研修が保障されている自治体、保育所として、町内外にもアピールでき、他の自治体との差別化が図られます。

今後、町内に保育・教育施設がたくさんできます。対象となる保育士さんは、官民間問わず、保育士さんのフォローアップ研修を町がまとめ役になってやることは、保育の質と量の担保に大きな役割を果たします。保育士さんになる人自体が少なくなっているこのご時世、町内に保育士さんを養成する専門学校があるということは、島本町がすでに持っている大きなアドバンテージです。保育の量だけでなく質も確保することは、自治体の責務です。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

教育こども部長 必要とする保育士数を確保することはもちろんのこと、働いていただいている保育士の皆さんの人材育成・能力向上は、安全で安心な保育を提供するためには不可欠であることは言うまでもございません。

本町におきましては、町立保育所、町立幼稚園、学童保育室の正規職員、非常勤嘱託員、臨時職員に対しまして、新規採用職員向け研修を実施しております。そして講師につきましては豊富な実務経験を有しており、多種多様な現場における実態に精通された講師を選定しているところでございます。今後、町内の民間保育園等の職員の皆様にも

同研修に参加いただくことを検討するなど、本町の全体の保育の質の底上げを図ってまいりたいと考えております。

また、潜在保育士さんのブランクなどによる不安を払拭する取り組みにつきましては、すでに大阪府社会福祉協議会において、そのような研修メニューが用意されておりますことから、本町に対しそのような相談があった際には、これまでもご紹介させていただいているところではございます。いずれにいたしましても、必要な人材育成に繋がる施策について、可能な範囲で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 今後、町立のみならず民間保育園等の皆様にも町が主催する研修に参加していただくことを検討すること、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

一方で、他の自治体では例のない、もしくはできない、島本町が持てるアドバンテージである保育士さんの専門学校が町内にあるというメリットについても、ぜひ活かしていただきたいと思っております。この点、ご検討、よろしく願いいたします。

施設整備を行い、受け皿ができることは良いことですが、それにより潜在的な保育需要をさらに喚起するということは、全国的に見られている現象です。かつ秋には保育の無償化も始まります。住宅開発の影響以上に、保育需要はさらに高まることが予想されます。そういったときに、待機児童対策として目先の量を優先し、表面上の数値を減らすことで対応するのではなく、子ども達の育ちのために、保育の量も質も確保していただきたいのです。

子どもは命があり、人格がある主体です。保育所は、子どもにとってよりよい空間であるべきです。そのためには、まず処遇改善を伴う保育士確保策、特に近隣自治体がすでに行っている効果の高い保育士宿舍借り上げ支援事業の活用を検討を早急に行ってください。また、島本町がすでに持っている優位性、保育士さんの専門学校との連携を活かした総合的な保育の質の充実に取り組むことを検討していただきたいと思っております。

以上2点を要望して、次の質問に移ります。

「駅西の計画案は再検討が必要」です。

町長は2月議会の答弁で、「マンション建設について多くの方が関心を持たれ、反対のご意向を持っていることについては認識している」と発言されました。その後、JR島本駅西の高層マンション計画の見直しを求める署名や、子ども子育て支援事業に関するニーズ調査のアンケート結果や、都市計画変更案に対する意見書の提出があり、マンション建設を望まない声が、さらに町に寄せられたことと思っております。

そこで、駅西の都市計画の変更には、いったん時間をかけた再検討が必要との視点から質問を行います。

JR島本駅の都市計画の変更案に対し、寄せられた意見の数をお示しくください。

山田町長 続きまして、「JR島本駅西地区の都市計画の変更等に対する意見書」につい

てのご質問でございます。

町におきましては、5月27日から6月10日までの間、「都市計画法」第17条第1項の規定に基づき、「JR島本駅西地区に係る都市計画決定及び変更(案)」の縦覧を実施し、これに対する意見書を住民の皆様からいただいております。いただいた意見書につきましては、現在、内容の確認を行っておりますので、あくまで速報値ではございますが、JR島本駅西地区に関しては合計121件の意見書をいただいております。そのうち住所や氏名の未記入があるなどの意見書も一部あり、現時点において有効となる意見書数は114件となっております。

引き続き意見書の内容については確認作業を行い、町にいただいた意見に対しては町の見解を示したうえで、島本町都市計画審議会で説明させていただく予定でございます。

中田議員 意見内容の内訳も、お示してください。

山田町長 次に、意見書の内容についてのご質問でございます。

JR島本駅西地区に対する意見書の内容等としては様々なご意見がございますが、傾向といたしましては、当該地区の現在の田園風景を残して欲しいというご意見、マンションの建設に反対するご意見や、待機児童がさらに増加するのではないかとご意見を多くいただいております。一方で、現在のままでは駅前の無秩序な開発が行われる可能性があるため、土地区画整理事業によるまちづくりを進めて欲しいというご意見や、利便性の高い駅前整備や、JR島本駅前へのアクセス道路や駅周辺における商業施設の立地を望むご意見について、いただいております。

中田議員 都市計画案に異論がある意見が多かったということです。まちづくりを進めて欲しいという意見もあったとは思いますが、その中でマンション建設をやめて欲しいという意見はありましたか。

山田町長 まちづくりを進めて欲しいというご意見の中で、マンション建設をやめて欲しいというご意見をいただいているか否かについて、でございます。

現時点において、まちづくりを進めて欲しいというご意見の中で、直接的にマンション建設に反対するご意見の件数については確認をできておりませんが、まちづくりを進めるうえで景観に配慮したマンションにして欲しいというご意見や、山が見えるぐらいの高さにして欲しいといったご意見はいただいております。

中田議員 まちづくりを進めて欲しいという意見の中でも、マンション建設に関しては異論があるということです。また、今回、地権者の方からも意見が出ているのではないかと思います。出ていたとして、その中ですべての方が都市計画案に納得しているという内容でしたか。

山田町長 次に、地権者からの意見書の内容についてのご質問でございます。

今回、いただいた地権者からのご意見については、まちづくりに反対するご意見をいただいておりますが、概ね賛成意見をいただいております。

中田議員 地権者の意見の中にも、反対する意見があるとのことでした。

次です。府に寄せられた意見書の数、意見書の内容の内訳もお示しください。

山田町長 大阪府におかれましても、同じく5月27日から6月10日までの間、当該地区の区域区分の変更にかかる「北部大阪都市計画変更（案）」の縦覧を実施され、これに対する意見書を住民の皆様より寄せられているとお聞きしております。大阪府への意見書の内容につきましては、現在、確認中であり、JR島本駅西地区に関するご意見は50件ほど寄せられているとお聞きしております。

なお、大阪府に寄せられたご意見に対しましては、府の見解を示されたうえで、大阪府都市計画審議会において説明される予定であるとお聞きをしております。

中田議員 府に寄せられた意見書は50通ということでした。この10年間に、大阪府は区域区分の変更を20件、行っています。その際の意見書の平均件数は1.25通でした。ほとんどが0～2通の間です。今回の50通という意見の数が、過去と比較して多いという認識はありますか、町長。

山田町長 今回のJR島本駅西地区にかかる区域区分の変更に対する意見書の数について、過去に行われた区域区分の変更時における意見書の数に比べ、多いと認識しております。

中田議員 2月に行われた口述でも同じです。過去の平均公述人数は――府ですね、0.55名なのに対し、今回の島本町の案件は府において14名、なんと25倍です。今回の意見書と公述の件数は群を抜いて多く、これまでとは違うレベルの住民の関心の強さが表れています。決して無視してはなりません。

質問です。冒頭にも述べましたが、2月の議会以降、駅西に対する住民意見がさらに増えました。署名は5月25日時点で4,825筆です、今も増えています。子ども子育てニーズ調査では、トピックを指定をしてもいないのに、自由記入欄に、これ以上のマンション開発を望まない声が多数寄せられていました。わざわざ「開発」という項目立てがされているほどです。

そして、先日行われた意見書です。先ほどのご答弁では、計121件、田園風景を残して欲しい、またマンションの建設に反対するご意見が多かったということがわかりました。つまり、現在の都市計画案に反対する町民の意向が多いと判断するための材料は、より多くなっていると思うのですが、その認識はありますか。

山田町長 マンション建設に反対される住民の皆様のご意向に関するご質問でございます。

これまでもマンションの建設につきましては多くのご意見をいただいておりますが、高層マンション開発計画見直しを求める署名や、今回のJR島本駅西地区にかかる都市計画案に対する意見書等とあわせて、多くのご意見をいただいていることから、マンション建設に反対する町民の意向が多いと判断するための材料は、より多くなってい

ることは認識をしております。

中田議員 町民からの意見の中で、都市計画案に対する反対意見をどれくらい聞いていますか。賛成のエビデンスを、意見書や公述など、公式なものの中から数値でお示してください。

山田町長 都市計画案に対する賛成意見に関するご質問でございます。

昨年1月16日から1月29日までの間に行いましたJR島本駅西地区における都市計画概略案にかかる意見募集においては、明らかに賛成と判別できるご意見は6件、確認いたしております。また、本年2月14日に行いました都市計画公聴会における公述意見においては、明らかに賛成であると判別できるご意見は2件、確認いたしております。

中田議員 6件と2件。では、意見募集、公聴会における公述、意見の数はそれぞれ何件ありますか、総計は。

山田町長 意見の総数に関するご質問でございます。

昨年1月に実施いたしました意見募集においては、合計147名の方から合計167件の意見をいただいております。本年2月に実施いたしました公聴会においては合計19件の公述意見をいただいております。

中田議員 つまり、167件のうちの6件、19件のうちの2件と、賛成が住民意見の中で極めて少ないことがわかります。民意は明らかです。ほとんどの住民が、現在の都市計画案に何らかの問題を見出しています。つまり、現行の都市計画案の推進は住民の福祉の増進になりませんし、住民自治の原則を損なうものです。

質問です。「都市計画マスタープラン」について問います。これまで多くの議員が指摘していることですが、改めて問います。「都市マス」には様々な方針が示されていますが、そのすべてが実現されていますか。

山田町長 「都市計画マスタープラン」の記載内容がすべて実現されているか、のご質問です。

本町の「都市計画マスタープラン」につきましては、平成24年に計画の見直しを行い、その後10年間で取り組む都市計画の方針を示したものであり、平成33年度を目標年次として策定したものでございます。現時点においては、ご指摘のJR島本駅西地区におけるまちづくりなど現在進行形のものもあれば、予算面や人員面、社会情勢など、様々な要因により実現されていないものもあり、すべてが計画どおりには実現されていない状況であることは認識をしております。

中田議員 すべてが計画どおりには実現されていない状況であるということです。この点、「総合計画」についても同じ認識でよろしいでしょうか。

山田町長 「総合計画」につきましても、「都市計画マスタープラン」と同様、様々な情勢、状況の変化がございますので、実現されていないものもございます。

中田議員 「都市マス」「総計」、示された方針の中で実現されていないものがあること

について、それを問題だと考えていますか。

山田町長 「都市計画マスタープラン」、また「総合計画」の内容すべてが実現されていないことが問題か否かということでございますけれども、現行計画のまちづくりにおける課題を踏まえ、より良好で魅力的な地域の実現に向けて、まちづくりを進めたいと考えておりますが、様々な要因がある中で、現行計画のすべての事柄が実現できないこと自体が直ちに問題であるという認識はございません。

中田議員 「都市マス」に書かれた内容が——「総計」もですね、実現されていないけれども問題はないわけです。

では、お尋ねします。都市計画案の中身について、例えば、もう1年時間をかけて再度考えることは、「都市計画マスタープラン」に反しますか、反しませんか。

山田町長 都市計画案について時間をかけて考えることが、「都市計画マスタープラン」に反するか否かのご質問でございます。

1年間かけて都市計画案を再検討するという事は当該土地区画整理事業をいったん中断させる事態を招くこととなり、「都市計画マスタープラン」に即した事業を円滑に進めることが望ましいと考えておりますが、時間をかけて都市計画案を再考すること自体は、「都市計画マスタープラン」に直ちに反することではないものと考えております。

中田議員 「都市マス」にも直ちに反するものではないということです。「総合計画」や「都市マス」には具体的な事業の内容やスケジュールが書かれているわけではありません。ですから、今、言われたように都市計画案を再考することには何の問題もないわけです。民意は計画案に反対であることが明らかですから、望ましい駅前の方を改めて検討するための時間が、今こそ必要です。

島本町のまちづくり最高法規でもある「まちづくり基本条例」2項には「町は住民の参画に基づきまちづくりを行うこと」、5項には「住民、議会、町は信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること」とあります。

今、行政に求められていることは、改めて住民の参加に基づいたまちづくりを行うこと、そして住民との対話を行い、損なわれた信頼関係を回復することです。行政の皆さんの仕事は、住民の願いをかなえることです。住民の希望を押しつぶし、心を踏みにじり、絶望の淵に押しやることは、皆さんがすべきことではありません。駅西の計画案は再検討が必要です。都市計画審議会に付議できる段階ではありません。

このことを強く主張し、次の質問に移ります。

「重要な生きものの保全について」です。

島本町は「環境基本計画」において、「生物多様性を維持保全し、自然の恵みを楽しむまち」を目標としています。そのために重要種の保全が必要と考えているかどうかについて、伺います。

都市創造部長 続きまして、「重要な生きものの保全」につきまして、ご答弁申し上げます。

す。

「島本町環境基本計画」では、自然共生社会の項目中の生物多様性の保全に関する目標として、議員ご指摘の目標を掲げております。この項目の町の取り組みとして「重要な野生生物の保護」を掲げており、「重要な野生動植物の分布、棲息・生育環境などに関する各種調査や情報の収集を行い、野生生物の保護等を検討します。」としております。現在、町が各種の事務事業を行ううえで、生物多様性のあり方や配慮すべき事項を記載する「生物多様性保全・創出ガイドライン」の策定を進めており、このガイドラインに基づき、希少な動植物の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 「動植物の保全に努めてまいる」と、つまり重要種の保全が必要と考えていることと理解しました。

重要種の中には、ホタルが含まれています。そこで質問です。昨年、他の議員の一般質問で照明のLED化について質問があり、ホタルの生息環境に対する光害についての指摘があり、環境に配慮した照明の置き換えが要望されました。そこで触れられた環境省の「光害対策ガイドライン」では、ホタル保護のため、誘引特性の小さい波長の光の使用があげられています。昆虫は赤い光が見えません。つまり、誘引特性の小さい波長とは、赤い光を意味しているのですが、そのような認識はお持ちですか。

都市創造部長 議員ご指摘の件につきましては、現在、認識はございません。

以上でございます。

中田議員 この点、光害について、昆虫は赤い光が見えない、誘引特性の小さい波長というのは赤い光だということを、ぜひ認識してください。

ホタルに対する光害については幼虫にも生じます。特にLEDライトについて、白・青・緑の光については、かなり低い照度でも忌避する一方、赤色であれば、多少明るくても忌避しないことを示す研究が行われています。この論文では、ホタルについては幼虫の期間も含め、四季を通じた光害対策が必要であること、赤い光が有効であることが示されています。

ゲンジボタルの生息する水無瀬川の照明のLED化にあたっては、この点の考慮が必要であると考えますが、いかがですか。

都市創造部長 照明器具の設置等の際は、ホタル等への光害が発生しないよう、一定の配慮が必要であると考えております。

なお、LED化の際は、照明による周辺環境に及ぼす影響の最少化を図りつつ、照明の目的・効果が期待どおり効率的に達成できるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

中田議員 同じく重要種であるヒメボタルについてはどうでしょうか。昨年、ヒメボタルの光害について配慮を求める要望書が住民により提出されました。町は防犯ライトの向き

を変えることで対応したようですが、効果はあまりなかったようです。町の重要種であるヒメボタルが、光害により、かなり数を減らしている可能性がある中、先ほどのホタル類への光害対策の質問を踏まえ、役場周辺のヒメボタルを保全するために必要な方策は何だと考えますか。

都市創造部長 ヒメボタルを保存するにあたり必要な方策につきましては、でき得る限り照明設備等の光量を抑制し、また適切な波長のものとするかと考えております。

中田議員 ぜひ、必要な方策を講じていただきたいと思います。

次の質問です。LEDは光量のコントロールができ、省エネにもなるからいいと言われていましたが、普及するにつれ、光害が深刻化しているという研究報告がなされています。このことをご存じでしたか。

都市創造部長 過去に、ほかの議員からもご指摘がございましたが、LED化による光害については認識いたしております。

中田議員 LED化の光害を一般的にということではなく、今回のものは、特に深刻化しているという事態が報告されているということです。LED化については、慎重にお願いいたします。光害が解消されるように——前の議員の指摘にもありましたが、ホタル類を含む生物多様性への配慮については、私からも重ねてお願い申し上げます。

ホタルについては、光量の抑制、赤色の使用、不必要な光の漏れ出し防止など、対策を複合的に取ることが有効です。島本町のシンボルのホタルの棲息環境の保全のため、今後、策定される「生物多様性保全・創出ガイドライン」とともに、有効な対策をお願いいたします。

次の質問です。「島本町環境基本計画」にあるように、生き物の保全には棲息状況の把握が重要です。すべての重要種で行うことは難しいかも知れませんが、ホタルは町のシンボルとされていることからわかるように、多くの住民が親しみをもち、毎年、その観察を楽しみにしている特別な存在です。そこで、ホタルの棲息状況の把握について問います。

過去に、町がホタルの放流をしていた頃は、棲息状況を役場の職員さんが確認されていたようですが、今も行われていますか。

都市創造部長 ホタルの放流につきましては平成26年度まで行っており、その際は棲息状況を確認しておりましたが、現在は行っておりません。

中田議員 放流が行われなくなり、水無瀬川のホタルの数は減ったのだと思ってましたが、実は、今でもたくさんのホタルが水無瀬川で観察されています。このことをご存じでしたか。今後も、ホタルが町のシンボルとして維持されるためにも、まずは棲息状況の確認を復活させてはいかがでしょうか。

都市創造部長 事業廃止後、ホタルが自生していることは確認しておりましたが、その数の増減については把握いたしておりません。

また、棲息状況の確認の復活でございますが、ホタルを含めた重要種の棲息状況の把握のあり方につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 重要種の棲息状況を把握することは、保全の第一歩です。水質検査だけでは見つかからない川の状況の把握にも繋がります。行政だけでなく、住民参加などの手法も踏まえ、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問です。ホタルの保全に関しては、光以外の棲息環境の改善も重要です。先月、島本町は「プラスチックスマート宣言」を出しました。水無瀬川のプラスチックごみを減らす取り組みの展望を伺います。

都市創造部長 本町では、適正に処理されないごみがゼロとなるよう、令和元年5月30日に「島本プラスチックスマート宣言」を行いました。水無瀬川でプラスチックごみ等の不法投棄がなされないよう、4Rのさらなる推進、ポイ捨ての未然防止や、マイバッグ持参によるレジ袋の削減などの取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

中田議員 水無瀬川のプラごみ対策については、有効な対策のために、プラごみの発生源を特定・把握することが必要と考えますが、いかがですか。

都市創造部長 プラスチックごみの発生源につきましては、ポイ捨て等の不法投棄がされやすい環境であると考えられることから、未然に防止するためにも、その場所の特定・把握は必要であると認識いたしております。

中田議員 例えば、ある1ヵ月間、毎日川沿いを精査するなどして、どの部分でゴミが流入しているのか特定するなどの手法も考えられます。ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問です。生物多様性調査における桜井地区の取り扱いについて。重要種としてヒメボタル、ドジョウ、ケリが見つかっています。以前行われた生物総調査報告書では、桜井地区はどのような配慮が必要だとされていますか。

都市創造部長 平成23年度に行いました島本町自然環境調査等業務の報告書では、桜井地区はヒメボタルの棲息地及びケリの繁殖地としており、重要な環境であるとともに、今後、配慮が必要な場所としております。

中田議員 その生物学的に重要な環境であり、配慮が必要な場所の水路には、準絶滅危惧種であり、町の重要種であるドジョウがいます。水路は、どこの管理ですか。

都市創造部長 町内の水路管理につきましては、都市創造部都市整備課が所管となります。

中田議員 本年度の予算で、水路付け替えが検討されています。重要な種であるドジョウの対応はどうされるのですか。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、本年度予算におきまして、津梅原水路ほか付け替え実施設計業務を予定いたしております。水路付け替えにあたりましては、重要種の保全

を目的とした特別の施工が困難な場合がございます。当該地域における施工方法といたしましては、新たな水路を先行して設置し、一定期間、既存の水路と結合した後に既存の水路を撤去することにより、重要種も含めた、現存する生物が移動しやすい環境を造ることといたしております。

以上でございます。

中田議員 その付け替えが行われる水路は、暗渠ですよ。蓋がされ、水が流れるだけの水路です。その場所に水路を繋ぐだけで、準絶滅危惧種であるドジョウが——日の当たらない暗渠水路ですよ、生きていけると思われていますか。

都市創造部長 当該水路暗渠部での生存が困難になる可能性があるものと考えますが、施工により、貴重種が移動し、水路上流部・下流部につきましては、一定生存する可能性はあるものと認識いたしております。

中田議員 町内でも、ドジョウが棲息する場所はかなり少ないです。そのような状態でドジョウが生きていけるのであれば、準絶滅危惧種などに指定されはしません。

私は、趣味で生き物が好きだから、このような質問をし、保全を訴えているわけではありません。私たち人間は、地球上の生物の営みのバランスのうえで生かされています。近年、地球環境問題、気候変動による災害の多発、島本町で言うと今年の豪雨、猛暑、台風の猛威からもわかります。そのバランスが大きく崩れつつあり、私たちの生活の安定が揺るがされています。人によっては、たかがドジョウ、ケリ、ホタルでいいかも知れませんが、それらの生物の多様性が少しずつ損なわれることは、私たち人間の生息環境の悪化も意味しているのです。目先のお金のことだけを考えた結果、実は自分達の生息基盤を自分達で損なっていることに気がつくべきです。

「生物多様性保全・創出ガイドライン」は、それを作ること自体が目的ではなく、それを用いて町が事業を行ううえで、いかに島本町の生物多様性を保全するか、創出するかが目的なはずで。

今回のドジョウへの対応は納得できません。行政だけで大変だと言うのであれば、協力する住民はたくさんいると思います。ドジョウの対応について、移植も含めて、今後、真摯に対応されることを求めて、質問を終わらせていただきます。

以上です。

村上議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時18分～午後1時20分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第3号報告 平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてから、第6号報告 平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰

越計算書の報告についてまでの4件を、一括議題とします。

なお、本報告4件は一括説明、一括質疑としたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第3号報告 平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の3の1ページでございます。今回、ご報告いたします事業は36件で、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

それでは、内容につきまして、議案書の次に添付させていただいております第3号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

まず、今回の事業のうち、元号対応にかかるシステム改修業務によるものが21件ございます。これらの事業につきましては、新元号の公表時期が翌年度となったことから、年度内に完了しないため繰り越したものでございます。

次に、元号対応以外の事業について、ご説明申し上げます。

まず、1ページ上段の「新庁舎建設基本計画策定等業務」でございます。本事業は、基本計画の策定にあたり、パブリックコメントの実施や内容の精査等に時間を要し、年度内に業務が完了しないため繰り越したものでございます。

次に、同ページ中段の「地域防災計画修正事業」でございます。本事業は、昨年度の災害にかかる課題等を整理し、計画に反映させるため、年度内に業務が完了しないことから繰り越したものでございます。

次に、4ページ上段の「大阪府知事選挙ポスター掲示場作製等業務」でございます。本事業は、本年4月7日に執行された大阪府知事選挙にかかる本委託業務のうち、撤去等は選挙後になるため繰り越したものでございます。

次に、6ページ下段の「認定こども園整備運営事業者選定事業」でございます。本事業は、第二幼稚園跡地での認定こども園の整備にあたり事業者を再募集することとなったことから、年度内に業務が完了しないため繰り越したものでございます。

次に、7ページ上段の「民間保育所施設整備事業補助」でございます。本事業は、施設整備にかかる協議等に遅れが生じ、年度内に業務が完了しないため繰り越したものでございます。

次に、同ページ中段の「小規模保育事業所整備補助」、同ページ下段の「ふれあいセンター改修工事設計業務」及び8ページ上段の「第四保育所新築工事設計業務」でございます。これらの事業につきましては、早期の竣工を目指し、年度内に着手し、本年度にかけて実施するため繰り越したものでございます。

次に、8ページ中段の「第二保育所本館便所改修工事」でございます。本事業は、請負業者からの契約解除の申し出により、改めて入札を執行する必要が生じたため繰り越

したものでございます。

次に、10 ページ中段の「プレミアム付き商品券事業」でございます。本事業は、国の平成 30 年度補正予算第 2 号の活用により早期に事業を進めるため、年度内に予算措置し、繰り越したものでございます。

次に、同ページ下段の「民間建築物耐震補助事業」でございます。本事業は、大阪府北部地震の発生により申請者が耐震診断を行ったところ、大規模な耐震改修工事が必要になり、年度内に業務が完了しないため繰り越したものでございます。

次に、11 ページ中段の「消防庁舎改修工事設計業務」でございます。本事業は、女性消防職員の採用に伴い、早期の竣工を目指し、年度内に予算措置し、繰り越したものでございます。

次に、12 ページ上段の「第三小学校整備設計等業務」でございます。本事業は、第三小学校 A 棟建て替え工事において、仮設校舎の設置にかかる基本設計並びに確認申請等が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

次に、同ページ中段の「第三小学校 A 棟建替工事」でございます。本事業は、国の平成 30 年度補正予算第 2 号を活用し、早期に事業を実施するため、年度内に予算措置し、繰り越したものでございます。

最後に、同ページ下段の「町立中学校空調機整備事業」でございます。本事業は、国の補正予算第 1 号を活用し、早期に事業を実施するため、年度内に予算措置し、繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 3 号報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

健康福祉部長（登壇） それでは、第 4 号報告 平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書 4 の 1 ページでございます。今回、ご報告いたします事業は 2 件で、それぞれ繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

それでは内容につきまして、議案書 4 の 3 の次に添付させていただいております第 4 号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

「国保システム元号対応業務」 113 万 4 千円及び「健康管理システム元号対応業務」 86 万 4 千円につきましては、いずれも新元号の公表時期が翌年度となったことから、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 4 号報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第 5 号報告 平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書5の1ページでございます。今回、ご報告いたします事業は1件で、繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

内容につきまして、議案書5の3の次に添付させていただいております第5号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

「後期高齢者医療システム元号対応業務」59万4千円につきましては、新元号の公表時期が翌年度となったことから、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、第5号報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、第6号報告 平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書6の1ページでございます。今回、ご報告いたします事業は1件で、繰越額が確定いたしましたので、ご報告させていただくものでございます。

内容につきまして、議案書6の3の次に添付させていただいております第6号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

「介護保険システム元号対応業務」75万6千円につきましては、新元号の公表時期が翌年度となったことから、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため、繰り越したものでございます。

以上、簡単ではございますが、第6号報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

村上議長 これより、本報告4件に対する質疑を行います。

河野議員 繰越計算書について、大半は元号改正に関わるシステム改修及び2月会議においても一定説明などいただいたものがあり、認識できているもの、理解できているものについては質疑をいたしません。ただ、この間、年度をまたがっての間にいろいろと変更を生じたなど思える点について、お尋ねいたします。

資料を請求しております。河1、「島本町庁舎整備検討委員会・防災機能ワーキング部会のアンケート」という資料を出していただいております。内容については、新庁舎の、先日、パブリックコメントを終わられまして、一定結果も示されておられますけれども、「新庁舎建設基本計画策定等業務」、続いて「地域防災計画修正事業」というのもありますので、その関連で、ご質問させていただきます。

私の質問としては、ヘリポートが、先日のこの基本計画に検討の必要があるということが明記されたということです。今までもご説明いただいておりますが、ヘリポートについて、あまり明確に打ち出されていたり、私自身が認識したというタイミングがなかったものですので、お訊きしたいんですが、このヘリポート、今、防災計画修正事業が同時に行われている中で、このワーキングチームのアンケートとしては「地域防災計画

上、新庁舎に必要な機能等について」ということには一切記入がされていません——これは職員間のアンケートであると思っております。「その他必要な機能について」というところに、「ヘリポート 関電グラウンド廃止により新庁舎屋上へ設置」ということが示されています。この点の関係性、防災計画修正の経緯と、この「その他必要な機能について」というふうに分けて書かれている中での、ちょっと説明を求めたいと思います。

それから、では、今、この修正事業の中には、このヘリポートの位置づけというものが新たに明記をされる、場所の変更がされるということになるのでしょうか、ということが2点目。

それから、そのヘリポートの種類ですけれども、実際には着陸できる、着陸できない、2種類ですね。RとHという、それぞれがあると聞いております。お隣の高槻市の庁舎に、高層の庁舎を造られたときに、私が当時、現職の議員として過去の高槻市政を教えていただいたときには、屋上のヘリポート、立派なものを造られたけれども、例えば人を運ぶ場合、担架を使って庁舎の中を移動してヘリポートまで搬送するという、その余力のない、スペースを設けていなかったということを、ちょっと当時、お聞きした記憶があります。

そういったことを考えますと、ヘリポートを造るということは、そのヘリポートのレベルによって庁舎の中身も変わっていくということになるかと思っておりますので、この点、今の段階で明らかにしておきたいと思っております。どちらの仕様を想定されているのか、それも検討中なのか、答弁を求めます。

総務部長 ヘリポートについてのお尋ねでございますが、まず、「防災計画」の修正との関係でございますが、特に、これについては関係するものではございません。新庁舎建設にあたってヘリポートの設置について要望があったものでございまして、と言いますのは、旧の関電グラウンドと淀川の河川敷公園2カ所をヘリポートとして指定をいたしておりましたが、現在、1カ所のみとなっておりますので、複数必要であろうということで検討の要望が出たものでございます。今後は、この設置基準等でございますので、そういった基準に基づいて、設置できるのか否か、検討していく必要があると思っております。また庁舎以外にでも、庁舎が無理な場合、庁舎以外にもヘリポートを設けて、設置できる場所というのは、今後も引き続き検討する必要があると思っております。

ただ、どちらの仕様かという部分でございますが、どちらの仕様という部分に対して、私、深く理解ができておりませんが、災害対応のヘリポートでございますので、ドクターヘリとか消防ヘリ、防災ヘリ等が、離着陸できるようなヘリポートにする必要があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 「新庁舎建設基本計画」については、案から、今、パブリックコメントを経て

「案」が取れるという段階に至っておられますけれども、いよいよ今度、基本設計などの流れにいくときにあたっては、そこによって工期及び費用、建設費用に大きく作用するものと思います。

その点は、議員の各皆さんからもいろいろ疑問が寄せられている段階であると思えますけれども、参考までに申し上げますと、お隣の高槻市は、阪神大震災より以前であったと思いますが、あの高層庁舎を設けられて、阪神大震災の際であったと思います、あるいはその後の大震災の際に、あそこは火葬場を持っておられますのでね。お聞きするところによると、例えば遺体などの火葬が広域連携によって求められた際には、ほぼ、庁舎に備えられているヘリポートは、今まで一度も使われたという経緯がないように聞いております、実績がないと。逆に、隣接される桃園小学校のグラウンドを使って、そういったヘリポートとされている、実質的なヘリポートとされているというようなことも聞いてますので、その点は、今の島本町の身の丈と現状を考えたときに、ここは十分精査される必要がありますし、かといって、それに替わる、関電グラウンドに替わるものも用意しなければいけないという点では、十分に専門家の知見を得られて、また住民、議会にも、その点はわかりやすく情報を知らせていただきたいなというふうに思っております。いざというときには、本当に必要な拠点になる場所でもありますので、その点については、引き続き情報提供、精査をお願いして、質問としては終わります。何かございましたら、どうぞ、ということで。

総務部長 具体的なヘリポートの設置については、今後、検討していくこととなりますので、その検討経過等につきましては、逐次、情報提供させていただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 第3号報告 平成30年度一般会計予算繰越明許につき、数点のテーマで質問いたします。考えていますのは、「新庁舎建設基本計画」、「地域防災計画」修正事業、第二幼稚園跡地の認定こども園整備運営にかかること、さらに第四保育所新築工事設計業務、最後に保育にかかるふれあいセンター改修工事設計業務にかかることです。

まず、「新庁舎設計基本計画」です。現在の進捗状況と、今後の予定をお示してください。

「地域防災計画」修正事業についてです。昨年度の災害にかかる課題整理、大雨による避難警戒レベルの新たな運用など、たくさんのご意見を反映させるため、年度内に業務が完了しなかったと理解しています。計画案は、今後、パブリックコメントを経て防災会議で示され、本年度中に策定されるものと認識しています。日頃の私の課題意識から、まず人為的な要因による災害、震災によるアスベストリスク回避、桂川の水防予防対策の3点につき、修正の必要性について問います。

一つ目、人為的な原因による災害です。現在の「地域防災計画」は、人為的な原因に

よる災害としての記述が相対的に少ないと私は感じています。大規模火災、危険物事故、突発性重大事故発生の可能性が高まっていると思われる中、さらに町内には複数の大規模研究所があり、計画されている都市計画用途地域変更により、研究所機能の拡充も予想されます。その他の災害応急対策、とりわけ危険物等災害応急対策につき、記述内容をさらに充実させる必要がありますか。また、住民への周知についても明記が重要と考えますが、どのようにお考えですか。

2点目、災害廃棄物等の処理、震災によるアスベストリスク回避についてです。災害廃棄物からのアスベストの飛散による環境汚染に備えて、あらかじめ「モニタリング体制を整備しておく」と現行の計画では記述されていますが、これ、できていますか。

次に、第二幼稚園跡地の認定こども園です。町が提示した事業者募集要項について、応募を考える事業者から補助金の交付要綱をもらいたい、という質問がありました。ホームページに公開されています。本来ならば、認定こども園用の補助金要綱を策定し、お示しする必要があったと思いますが、現在のところ、認定こども園用の補助金要綱ができていないため、参考として保育所運営費等補助金交付要綱を提示して、それをもって回答されていました。保育所運営費等補助金交付要綱を参考にお示ししたということは、保育士の配置については、別表に掲げる基準以上であることが原則という理解でよろしいでしょうか。補助金要綱にある定員の75%以上の入所条件については、どのように考えておられますか……（「繰越明許の質問か」と呼ぶ者あり）……。

第四保育所新築工事設計業務です。早期竣工を目指して、去年度に補正予算計上をされたものです。すでに業務を委託する設計事業者は競争入札によって決まっているとのこと。選定結果について、ご説明ください。また、今後のスケジュールをご説明ください。なぜ、公募型プロポーザルにより選定しなかったのかも含めて、お願いいたします。

ふれあいセンター改修工事です。ふれあいセンターは、車での送迎は1階、徒歩や自転車の送迎は地階からという構造です。これらについては、すでに議会で質問しましたが、繰り越されるということで、その後、どうなったか、確認しておきたいと思います。送迎方法によって利用しやすい入り口が異なることが想定され、セキュリティ面と利便性の観点から、受付機能についてはどのように検討されたのでしょうか。朝7時半から8時半、8時半から午後7時まで、3カ所に分かれて警備員を配置される計画ですが、何かあったときに備えて、各警備員が互いに連絡を取り合えるようにしていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

避難経路についてです。「大阪府児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき——これは質疑でも指摘していたことですが、屋内のみで対応可能とは考えていません。設計の段階で法的な部分をクリアできるよう、どのような対策を取られますか。自動式消火装置について、既存のものに加えて、保育施設として利用するに

は新たな対策が必要なのか否か、このあたりの検討結果についてもお示してください。

CAPのプログラム導入を提言していましたが、保育士への研修に加えていただけませんでしょうか。

これらのことは、繰り越しされるということの是非と、繰越に至った過程で、どのように改善されていくかということ、特に後者の質問になります。お答えください。

(「繰越なのに」「どこからあかんのか」他、議場内私語多し)

村上議長 静粛に。

総務部長 「庁舎建設基本計画」策定等業務にかかって、進捗状況と今後の予定について、ご答弁させていただきます。

本業務につきましては、本年4月から5月にかけて、島本町新庁舎建設基本計画案にかかる意見公募を実施し、先般、その意見に対する町の考え方を公表させていただいたところでございます。今月中に当該業務の成果品が納品される予定となっております。納品された後の予定につきましては、本町の財政状況や、他の事務事業の実施状況などを踏まえまして、適切な時期に、新庁舎建設工事に向けた事務を進めていく予定としております。

続きまして、「地域防災計画」修正業務繰越に関わりまして、「人的な原因による災害」について、ご答弁申し上げます。

「地域防災計画」における地震・風水害以外の災害につきましては、危険物等災害として記述をいたしております。「第2編 予防編」にて、危険物施設災害、高圧ガス災害、火薬類災害、毒物・劇物災害、放射線災害として、それぞれの施設の把握と災害予防措置について、大阪府など関係機関と協力して当たることを規定いたしております。これらの施設につきましては、法令による規制が別途定められており、安全対策や、消防本部による定期的な立ち入り調査を実施し、事故や災害に繋がらないよう、日頃から対策を講じているところでございます。また災害発生の際には「第5編 その他」の災害応急対策、「第2章 その他災害」として、関係機関と連携し、主に被害の拡大防止、住民の避難、広報について対処することを定めております。

現在、「地域防災計画」修正業務にあたっては、上位計画である国の「防災基本計画」、大阪府の「地域防災計画」の改定を反映させる作業を行っており、今後、庁舎内の照会を経て、パブリックコメントを行うことを予定いたしております。今後も、さらに情報収集に努め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 同じく「地域防災計画」修正業務の繰越にかかりまして、アスベストのモニタリング体制の整備状況についてでございます。

議員ご指摘の災害廃棄物に含まれるアスベストのモニタリング体制につきましては、本町にアスベスト濃度を測定する機器等がなく、専門的な知識を有する職員の配置も困

難であることから、災害廃棄物にアスベストが含まれていることが判明した際には、専門業者に委託し、計測するものと想定しております。

なお、今年度策定予定でございます「災害廃棄物処理計画」におきまして、アスベスト飛散防止対策についての記載も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 複数のお尋ねでございますが、まず、認定こども園の整備運営事業者選定事業の繰越にかかっているお尋ねでございます。

公募の際に補助要綱ができておらずに、民間保育所運営費等補助金交付要綱をお示しをさせていただいたということは事実でございます。その中で、別表に掲げる基準以上であるということが原則という理解でいいか、ということでございますが、保育士の配置については、ご指摘のとおりでございます。島本町民間保育所運営費等補助金交付要綱に規定している運営助成にあたっては、保育の実施児童が概ね定員の75%以上入所していることを条件としておりますが、全国的な保育士不足の中、保育士が確保できていないことにより当該条件を満たさないこともございます。そのような場合については、事業所における保育士確保のための対策等について聴取し、やむを得ないと認める場合につきましては、補助金は交付いたしております。

そして、次は第四保育所の新築工事設計業務の繰越にかかっているお尋ねでございますが、第四保育所新築設計業務にかかる業者の選定結果と今後のスケジュールでございますが、第四保育所新築工事設計業務にかかる委託業者の選定経過・結果につきましては、本年5月10日に入札を執行いたしました。指名した7社すべてから応札があって、株式会社林設計事務所が消費税及び地方消費税を含め1,285万2千円で落札され、同月22日付けで契約を締結いたしております。今後のスケジュールにつきましては、本設計業務の契約期間が令和2年2月28日までとなっており、設計完了後、速やかに工事を実施するため、本年12月定例会議において、工事にかかる補正予算を計上させていただく予定といたしております。「保育基盤整備加速化方針」でお示しした令和3年4月の開所を目指して、事務を進めてまいりたいと考えております。

そしてもう1点、同じ繰越の中で公募型プロポーザルをしなかった理由ということでございますが、「保育基盤整備加速化方針」の円滑かつ迅速な推進を図るため、今、全力をあげて業務遂行に取り組んでおるところでございますが、よりスピード感を持って本業務を進めていくため、設計業者の選定にあたりましては、一定の時間を要するプロポーザル方式ではなく、指名競争入札を採用させていただいたところでございます。それぞれの方式にはメリットやデメリットがあることは認識しておりますが、魅力のある保育を行う環境を整備するため、保育士等の意見を十分に聴取し、関係者が一体となり、ご利用いただく児童や保護者の皆様等が、安全に安心して過ごせる保育環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

そして、ふれあいセンター改修工事設計業務にかかっている数点のお尋ねでございます。

まず、1点目が、送迎方法によつての利用しやすい入り口が異なるという面でございますが、ふれあいセンターについては、1階及び地階にそれぞれ入り口が設置されておりますが、児童の送迎にあたっては、ご利用しやすい方法をお選びいただければというふうにご考えております。その際、特にふれあいセンターが通常開場される午前8時30分以前については、それぞれの入り口に警備員を配置し、関係者以外は立ち入れないようにし、児童等の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。有事の際に備えて、警備員が相互に連絡が取れるよう、契約にあつての仕様に加えるよう検討してまいります。

登所及び退所の管理でございますが、その部分につきましては、これまで玄関に、今までの保育所でしたら管理簿を設置して、登所と退所の際に時間等を手書きでご記入をいただいておりますが、ふれあいセンターでは入り口が複数になり、管理簿を設置することができないので、児童の保育を行う各室にタブレット端末を設置いたしまして、登・退所の情報を入力いただくことにより、職員室で一元管理するシステムの導入を予定いたしております。

そして、避難経路でございますが、避難経路につきましては、1階から4階のエレベーター前の扉を防火戸に更新を行い、3階には避難器具を新たに設置するなど、必要な改修を実施する予定でございます。

そして3点目が、消火装置等につきましては、既存のものに加え新たに設置する必要はないということで、消防立ち会いのもと、確認いたしております。

CAPの導入について、保育士研修に加えられないのかということでございますが、本年2月定例会議において教育長よりご答弁申し上げましたとおり、CAPプログラムの導入を含めた保育士の人材育成にかかる研修等につきましては、現場保育士と十分話をさせていただきながら、必要な研修を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 多岐にわたつてご答弁いただきました。

新庁舎基本設計についてです。耐震性の確保について、私は過去に免震構造が望ましいと主張しておりました。そのときの質問に答えて、「免震構造を採用いたしますと、建築確認申請の手続きや建設期間が長くなる場合」がある、新庁舎の建設にあつては、その財源については国の市町村役場機能緊急保全事業を――特定財源ですね――活用した起債により資金を調達したい、時限性のある事業である、「免震構造を採用することについては課題がある」と、今考えていると、総務部長はおっしゃいました。しかし、今回、同緊急保全事業は令和2年度、2020年度までに新庁舎建設の実設計に着手して建て替えを実施すれば適用できると、時限的条件が緩和されています。時限性が緩和されたのですから、免震構造の採用も視野に入れ、純粋に危機管理の面から新庁舎に免震、耐震、どちらが望ましいのか、検討することが可能になったのではありませんか。1点

目です。

二つ目、基本実施設計の事業者選定の検討についてです。パブリックコメントに設計についての記述があり、「理念が実現されるための様々なアイデアを取り入れるために、複数の設計士から意見を集められる工夫をお願いします。これからの50年を担っていく庁舎なので、十分な検討を重ねて進めていただくことを強く希望します。」と書かれています。これに対する町の考え方は、「最も適した選定方法を検討してまいります。」でした。

過去に、私はプロポーザルで行うべきと、平成30年9月定例会の一般質問において、「建築設計者の選定はプロポーザル方式で 国交省の見解と国際基準」と題して質問を行いました。ここでは繰り返すべませんが、2月定例会の総務建設水道委員会でも、「基本計画策定後に実施する設計業務の発注業者選定方法について検討し、最も適した選定方法を採用してまいりたい」と答弁されています。今、どのようにお考えですか。どのように検討されていますか。

「地域防災計画」修正業務です。「防災計画」には、アスベスト対策の記述が欠かさないと考えています。見解を問います。阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震の教訓を踏まえて、対策改善が徐々に行われてきたものの、震災後の瓦れき処理に潜むアスベストリスクに変わりはありません。瓦れき処理に従事した自治体職員が公務災害申請をした事例もごぞいますようで、こういったことは絶対に避けなければならない。地域住民、特に子どもを震災時のアスベスト飛散から守りたい。地域における災害時のアスベスト対策、危機管理意識が重要です。関係機関との連携、解体現場への散水車の貸与、アスベスト含有建材の回収など、考え得る対策について、計画に明記しておく必要があるのではないか。見解を問います。

先ほど、人的な災害については、大規模火災、危険物事故などを含む災害時の緊急措置や活動について、町域内の一定規模の研究所に常日頃からどのように指導していくかを考えると、府との連携や識者のアドバイスが得られる体制が必要と考えますので、それについては、要望というか、意見に止めておきたいと思います。

アスベストに戻りますと、2017年に環境省が「建設物等の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策にかかるリスクコミュニケーションガイドライン」というものを作っています。これに基づき、リスクコミュニケーションについても必要最少減の記述を求めるものです。認識を問うておきます。

新しく、川の水防予防対策についてです。災害に強いまちづくりとして、浸水対策・水害減災対策にあるのは、淀川、水無瀬川の記述のみで、桂川の記述が見られません。これ、非常に重要です。

村上議長 繰越明許費について、質問をお願いします。

戸田議員 今現在、策定中、修正中で、私、何か間違った発言しましたか。修正しておら

れるので、この桂川の記述が見られない。これについて、山崎・江川地区は三川合流の手前、桂川洪水の際の浸水想定区域になっておりまして、改善が必要だと思います。新たな「地域防災計画」においては、この点、どのように修正されるのでしょうか。

また、広域行政が実現したし尿処理の記述についてです。高槻市に処理をお願いしている今、「防災計画」に、このことをどのように反映させるのでしょうか。高槻市との連携、情報の提供と共有についての記述が要ると思いますが、高槻市と、このことについて協議はされていますか。

村上議長 提案されている中身と、ちょっとズレているような感じがします。

暫時休憩します。

(午後1時59分～午後2時04分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けてください。

戸田議員 「地域防災計画」について、河川の水防予防対策について問います。

淀川、水無瀬川の記述のみで、桂川についての記述が見られません。山崎・江川地区は三川合流の手前、桂川洪水の際の浸水想定区域であり、改善が必要です。新たな「地域防災計画」においては、この点、どのように修正されるのでしょうか。

広域行政が実現した、し尿処理についての記述も変更されますか。高槻市に処理をお願いしている今、「防災計画」に、このことをどのように反映させるのか、確認しておきたい。高槻市との連携、情報の提供と共有についての記述が要ると思いますが、高槻市とこのことについて、現在、協議はされていますか。

二幼の跡地です。認定こども園です。募集に際して示した保育士配置基準、補助金交付にかかる内容を、施設整備前、まだ運営も始まっていないのに変えてしまうというのは、社会通念上、著しく問題ではないかと私は考えます。関係機関から大きく信頼を失いかねないと思いますが、いかがですか、見解を問います。まだ要綱を作っておられないようなので、確認しておきます。島本町がルールを頻繁に、あるいは個別に変更するようなことがあっては、これから複数の民間事業者が島本町の保育を担っていく中、互いの信頼関係と、島本町の指導的立場が揺らぐのではないのでしょうか。この点、認識を問うておきます。

第四保育所の設計業務です。設計業務は、請負工事のように決まった図面、仕様に基づき、価格で競争させることで、より安い価格で担っていただくことが、品質を確保できるという保障がありません。これについては、ここでもう多く私の意見述べませんが、過去に一般質問しておりますので。「魅力ある保育」を具現化できる能力は、価格競争では判定できない高い技術力及び豊富な経験を有する設計者を選ぶためには、プロポーザル、川西市、伊丹市、すでに多くの自治体において実施されています。もちろん、落札された業者が「魅力ある保育」を具現化できる能力を有しないと批判しているわけ

ではない。しかし、資料人5でお示しいただいた設計業務委託仕様書によると、敷地面積が約2,300平米の一部を活用、予定工事費約3億円程度と、非常に曖昧な記述になっています。これはどういうことでしょうか。また、建物の規模・構造・予定工事等に変更があっても、委託の変更はなしと仕様書に書かれています。これらのことから、議会の資料請求人4でお示しいただいた保育士の意見が設計段階から活かされるよう、保育士と設計者が十分協議を重ねることは可能と思われませんが、これに間違いはありませんか……（「繰越明許費で、どこまで認めるのか」他、議場内私語多し）……。

村上議長 この際、暫時休憩します。

（午後2時7分～午後2時12分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員、今、お話ししましたように、すでに終わっている……（戸田議員・自席から「終わってないです、終わってないから繰越されている」と発言）……、終わっている部分の繰越金について、今、説明をされているので、それに対して質問をしてください。

戸田議員 私、今、2問目です。四保の保育所の新設業務について、1点、もう一つ確認しておきたいことがありますので。周辺の交通を考えると、入り口の設計、玄関の動線には特段の配慮が必要です。どのようにお考えですか……（「繰越の理由について訊いて」他、議場内私語多し）……と、現状の考えを問います。これで2問目ね。

総務部長 それでは、私のほうから3点、ご答弁を申し上げます。

まず、新庁舎の建設基本計画策定等業務にかかりまして、免震構造の採用を再検討すべきではないかというお尋ねでございます。昨年6月の定例会議で、耐震構造とする方針をご答弁申し上げましたのは、単に時限性のある有利な起債を活用するためだけではなく、平成30年4月に策定いたしました「島本町役場耐震化方針」において、できるだけ総事業費を抑制するため、建物構造形式については、より大きな事業費を要する免震構造ではなく耐震構造とすることが適当であると判断したことによるものでございます。また、今回の「新庁舎建設基本計画」の中でも、各構造形式を比較検討した結果、いずれの構造形式においても、庁舎に求められる耐震性については確保が可能であること及び新庁舎の計画規模や工事コスト、工期等を踏まえ、耐震構造が最も当該計画に適した構造形式であると判断しております。

2点目に、基本設計及び実施設計の業者選定の方法の検討についてでございます。「新庁舎建設基本計画」策定等業務完了後に予定いたしております新庁舎建設工事に向けた設計業務を発注する場合の業者の選定方法につきましては、現時点では、その方法は未定でございますが、平成30年9月定例会議における一般質問の際にご答弁申し上げましたとおり、プロポーザル方式の採用につきましてはメリット・デメリットがあることを認識いたしておりますので、他団体の事例等を参考にしながら、本町にとって最も適した選定方法を採用してまいりたいと考えております。

最後に、「地域防災計画」修正業務にかかりまして、桂川の水防予防対策についてでございます。現行の「地域防災計画」につきましましては、平成26年度に改定したものであり、この間、時点修正など軽微な変更については行ってきておりますが、大きな改定につきましましては、今回の「地域防災計画」修正業務において実施を予定しているところでございます。ご指摘の桂川につきましましては、本町の流域河川ではありませんが、洪水浸水想定区域に町域の一部が含まれていることから、避難勧告等判断伝達マニュアルにより、桂川の水位情報をもとに避難情報の発令等に運用しているものでございます。

なお、今回予定している「地域防災計画」の修正につきましましては、平成29年6月に国土交通省が発表いたしました淀川水系の最大洪水浸水想定区域をもとに、本町に関する桂川、淀川について、「地域防災計画」に反映してまいりる予定でございます。

以上でございます。

都市創造部長 「地域防災計画」修正業務の繰越に関わりまして、3点のご質問でございます。

まず、アスベスト対策の記述についてでございます。被災建築物により排出されるアスベスト含有建材につきましましては、仮置き場で受け入れを行う際は、ほかの災害廃棄物と区別したうえで、養生や定期的な散水等、飛散防止措置を行う必要があると認識しておりますが、個々の詳細な手順等については、今後、今年度策定予定の「災害廃棄物処理計画」にて、記載の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、被災建築物の解体に際しましては、「大気汚染防止法」等に基づいて、事業者で適切な飛散防止措置をするものと認識いたしております。

続きまして、アスベストにかかりますリスクコミュニケーションについてでございます。環境省が策定いたしました「建築物等解体等工事における石綿飛散防止対策にかかるとリスクコミュニケーションガイドライン」につきましましては、建築物等の解体等工事の発注者、または請負契約によらないで自ら施工する者が、周辺住民等との信頼関係を構築し、適切な工事が施工できるよう、基本的な考え方や手順を取りまとめたものであり、周辺住民等とリスクコミュニケーションを図ることにより、工事が円滑に進むことが期待されるものでございます。災害廃棄物につきましても、アスベストが含有されていることが判明した際は、何らかの形で住民の皆様へ周知することが必要であると考えておりますことから、そのあり方については、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、アスベスト対策並びにアスベスト・リスクコミュニケーションについての「地域防災計画」への記載につきましましては、今後、どこまでを記載するか等については、一定検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「地域防災計画」へのし尿処理施設等の記載についてでございます。し尿処理につきましましては、高槻市へ事務の委託を平成29年度より開始しておりますが、現行「地域防災計画」では、そのことについて反映できておりません。今年度、「地域防

災計画」見直しの中で、し尿処理の事務の委託について記載を行う予定ではございますが、その内容につきましては、高槻市と現時点において具体的な協議を行っていないことから、現段階では未定でございます。いずれにいたしましても、災害時のし尿処理におきましては、高槻市と情報共有が不可欠であると考えておりますことから、今後、密に連携し、作成してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 3点、再質問いただいております。

まず、1点目が、公募時点で示していた保育士配置基準を施設整備前に変更することはよろしくないのではないか、ということでございますが、自治体の定める基準等のルールを頻繁に、また一つの個別の事由で変更することというのは望ましいものではないというふうには考えております。配置基準や補助金の交付内容につきましても、できる限り変わることなく、一定の基準で執行していくことが望ましいというふうには考えておりますが、しかしながら、同時に、基準等につきましては、社会経済情勢の変化や町の政策的姿勢に基づき、常に変動する可能性をはらんでおり、ときには即応的に変更する必要もあるものというふうには考えておりますので、一方的に変更するのではなく、関係者の理解を得ながら対応していく場面もあるかなというふうに思っております。

そして、次に設計の仕様、今回の第四保育所の新築工事にかかる設計仕様が曖昧ではないかということと、保育士の意見を踏まえる必要があるのではないかという点でございますが、保育所の整備を行う敷地面積につきましては、保育士や設計業者と協議する中で、必要面積を変更する可能性があること、また使用する面積の決定にあたっては、来町者用駐車場を管理する部局——総務部と協議が必要となることを踏まえまして、一定の幅を持たせて仕様としておりました。必要経費につきましては、設計する施設の大きさや形状等により異なってまいりますので、そのような表現とさせていただいたところでございます。また保育士の意見ということでございますが、今現在、設計にあたっておりますが、協議の際には、保育所の代表である保育所長が必ず参加しておりまして、過去の要望も含めて、現場の声は取り入れていきたいというふうに考えております。

あと入り口の設計ですね、玄関への動線には特段の配慮が必要になってくるんじゃないかというところでございますが、児童や保護者の安全については、特に重要であると認識をいたしておりますので、安全を確保するような園舎の配置や動線の設定について、現在、部内で協議を進めておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(「休憩を」「このまま進めたらいい」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

中田議員 第3号報告 一般会計予算繰越明許について、質問します。ふれあいセンター改修工事設計業務と、第四保育所新築工事設計業務についてです。

これらを含む「加速化方針」が示されたのが、昨年11月です。島本町の保育環境に大きな変化が起こる内容であるにも関わらず、子育て世代や住民への説明が後回しになったままです。もちろん、ホームページ等では周知されているものの、これらを各個人で読み解くことは大変なことではないかと思います。町内の子育て世代全体を対象とした説明会やタウンミーティング等を開催することが必要と考えます。

特に、四保の新築移転に関しては、定員削減もあります。そして場所も変わります。本町の保育環境におけるこれまた大きな変化ですが、住民の方から言わせると、2月の四保の耐震化、ふれセン保育のどさくさに紛れて予算が通ってしまったというふうに、私たちはもちろん審議しましたが、そのような意見も聞いています。この点、意見を言う機会がなかった、納得していないという声も多く聞いています。こういう点もありますので、それから二保からも、以前から説明をして欲しいという要望書もあがっていると思います、保護者の方から。こういった点で、二保・四保保護者、そして住民全体を含めての説明会や意見を聞く場を設けていただきたいと思うんですが、この点、どのように検討されていますか、ということが、まず1点。

それから、第四保育所新築工事設計業務についてです。設計業務の進捗状況と、あと近隣住民への説明に関する進捗状況を伺います。

そして最後に、第三小学校A棟建て替えについてです。これも2月議会で質問をさせていただきましたが、大阪府で、文部科学省の行った公立小・中学校の耐震改修状況の調査結果について、2018年4月の報告書を見ました。大阪府には全8,031棟の校舎がありますが、公立小・中学校に。三小のA棟が最後の1棟です、未耐震の校舎の最後の1棟として書かれています。京都府は、未耐震の小・中学校の校舎はゼロです。滋賀県もゼロです。兵庫県は残り1棟です。この大阪、京都、滋賀、兵庫の中で、残り2棟の一つが三小のA棟だという状況です。

かつ、建て替えが終わるまで使用するというのに、最小のI_s値が0.07と、異常に低い値です。文部科学省にいろんなことを問い合わせるときに……。

村上議長 さっきからいろいろありますように、この繰越明許費の金額について……（「金額についてですか」と呼ぶ者あり）……、明許費について、今、質疑をやっているので、今、言われているのは、すでにこれまでも質疑されているので……（中田議員・自席から「いえいえ、続きです、繰越明許以前から質問していることに関する進捗状況を伺います。」と発言、他議場内私語多し）……。

要は、繰越明許費について今、議論してもらっているんで……（中田議員・自席から「明許理由について質問をするという」と発言）……、明許理由についても、一応ここにお手元にある資料にも記載されてますので、それを踏まえて質問をしていただけますか。そうせんと、逆戻りばかりして前へ進まへん。

中田議員 よくわからないんですけど、今まで質問が続いてきて、質問の時間ですよ、

繰越明許に関する。だから質問を、私が挙手をして発言をしているわけなので、特に報告に関して質問してはいけないというのは……。

村上議長 続けて、やってください。

中田議員 という状況です、三小のA棟は。毎日、お子さんをそういった場所に送り出す保護者の皆さんの心中はいかばかりかと胸が痛みます。こういった保護者の方から、三小A棟に関して、何らかのご意見等はあがって来ているのでしょうか。そのことをお尋ねします。

以上3点、お伺いします……（「そのことは繰越と関係ない」他、議場内私語多し）……。

村上議長 暫時休憩します。

（午後2時28分～午後2時40分まで休憩）

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育こども部長 繰越にあたって、5点のご質問をいただいております。

まず、1点目が「保育基盤整備加速化方針」を定めて、町内の子育て世代に対する説明がなされていないんじゃないか、すべきではないかというご意見でございますが、こちらのほうは「基盤整備加速化方針」の円滑かつ迅速な推進を図るため、全力をあげて業務の遂行に努めているところでございます。タウンミーティングなどの開催は、現在は予定をいたしておりません。

そして、第四保育所の保護者の皆さんや第二保育所の保護者の皆さんへ説明が必要ではないかということでございますが、第四保育所の保護者の皆様については、ふれあいセンターへの移動などがございますので、何度もお話をさせていただいて、保育所の耐震化チームというのもできておりますので、耐震化チームの代表の皆様ともお話をさせていただいておると。そして先週金曜日でしたか、今回、補正予算で計上させていただくふれあいセンターの改修の、一定、議案発送させていただいておりますので、こういう形で議案発送させていただいて議会で審議するというので、ご説明も金曜日にはさせていただいたところでございます。そして、第二保育所については昨年度の段階で、保護者に対する説明会を開催して欲しいという要望はいただいておりますので、第四保育所の移転新築内容が固まり次第、説明会を開催してまいりたいというふうに考えております。

そして、役場前駐車場の新しい四保の近隣住民への説明でございますが、こちらの隣接する、ちょっと高台になってます戸建ての住民の皆様に対しましては、戸別の訪問をさせていただきまして、資料を持って説明に伺ったところです。また、マンションの住民の皆様に対しましては、販売事業者を通じてご説明をいただいております。今後、具体的な内容が決まり次第、各住戸にお知らせを配布するとともに、適宜、マンション内の掲示板を通じてお知らせをして、その後も個別の内容が固まる都度、情報発信はして

まいりたいというふうを考えております。

そして、第三小学校A棟のことにに関して住民の皆さんからのご意見ということでございますが、A棟の耐震化、I s 値がかなり低いということで、そのことを情報発信すべきではないか、そしてまた安心な形で、安全な施設を整備して、早く子ども達に耐震上問題のない施設で学校運営ができるようにという要望などお聞きしておりますし、本日付けではあります、第三小学校保護者有志ということで、教育長宛てに「A棟の利用に関する要望書」ということで、一定A棟のI s 値が低いということ、1階部分が危険度が高い状況にあるということ踏まえつつ、どのようにしていったら子ども達の安全を守っていけるかということで、提案を3点ほどいただく要望書を受け取っておりますので、これについても、できる限り、この要望に添った形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 私、2問目で質問してまして、3問目、最後になりますので、答弁漏れのないように、申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

日程第4の第3号報告の繰越明許費繰越計算書の報告ということで、資料請求をさせていただきました。私のほうは契約書、第四保育所工事設計業務委託契約書を請求させていただいております。ただ、これだけでは、ちょっと十分にこの間の繰越を議場で判断し、その後執行される、契約を締結された流れがわからないということがあったんですが、人5において仕様書も請求していただいております。この点について、この内容について、ちょっと説明を求めます。従前から、今の役場駐車場跡地の立地条件については相当な議論もありましたし、私もそれが一定、今年の2月会議の一般会計補正予算に関わる賛否にも関わっていることですので、その経緯は明らかにしておきたいと思っております。

人4・5の仕様書で、地質調査業務というのがあります。構造計算書適合性判定等で必要となる調査位置及び箇所数とし、深さ及び箇所数の変更があっても委託料の変更は行わないという部分ですが、ここは私、ほんとに門外漢でお訊きするところですが、まずは、今の役場駐車場跡地が保育所建設地として適地であるということはもう大前提であって、これは設計において必要な調査であるという理解で間違いはないでしょうか。こういった一連の仕様書に基づく調査によって、ここには建てられないということは、これ以上、今後は起こり得ないということで間違いはありませんか。この辺は、ちょっと繰越には賛成した立場からの、確認の意味で訊かせていただいております。

それが1点と、もう1点は騒音振動のことも、かなり何度にもわたり申し上げてまいりましたが、明確に騒音振動調査を行ってこれなかったという状況のもとで、今、推移しております。この仕様書及び契約書の範囲で、騒音振動測定はなされるのかということですね。この委託業者の責任において、または同時並行で町においてされるということになっていたのか、ということですね。この内容において、お答えください。

それから、その前提条件として、前の跨線橋の入り口に差しかかるところで相当な震動がありますということも、何度もこの議場で申し上げました。騒音振動というのは、約 11 時間生活されるお子さんにとっては致命的な要因になりますし、ずっと、そこでやるわけですから。その点について、都市創造部のほうでも道路の状況について把握をされていると思います。その点の騒音振動について及び歩行者、今、歩道を拓げていただいておりますけれども、来年度以降、中高一貫校が開設され、朝の通学時間などに中高生の元気なお子さんが自転車通学などをされる可能性があるというところで、ちょうど、その辺の混乱する時間帯ですね。そういったことについて、すでに警察や、あるいは中高生のお子さんの通学の安全ということも含みますが、そこに新たに第四保育所が建つことになるという新たな条件が加わったことによって、さらに危険性が増すと。その点について、今、道路の担当者、管理者としては、どのように安全を図る対策を講じようとされているのか、わかっている範囲でお答えください。

以上です。

教育こども部長 教育のほう、2 点でございますが、第四保育所の新築の工事にかかって、仕様書に書かれている地質調査業務を実施するというので、この調査を終えて建てられないということはないのかということについては、そのようなことはないというふうに認識しております。地耐力等について調べて、必要に応じた基礎などを決定していくものと考えております。

そして、振動騒音の調査は実施するのかということですが、現時点におきましては、予定地における騒音の測定、振動の測定というものは実施しておりませんが、実施設計業務の中で、これを実施するとともに、測定結果に応じた騒音の対策を講じるなどの設計内容に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 都市創造部局としての、役場前の幹線道路の改良等についての現在の考え方でございます。

現在のところ、具体的に何をどう改良するかという部分については、まだ検討の段階ではございます。ただ、一例をあげますと、役場前のちょうどバスが停まれるバス停付近については、路面が若干通常と違う形状になっております。それも一つ、騒音振動等の原因である可能性もありますことから、今後、一定、教育委員会とも十分連携する中で、必要な対策というのは積極的に講じていく必要があるというふうに認識いたしております。

あと、歩道についてでございます。議員ご指摘のとおり、中高一貫校が来られるというのを踏まえ、すでに一定、役場前の歩道、両側とも改良のほうはさせていただいたところでございます。今後につきましても、具体的にどのような形状で役場前の駐車場が活用されるかという部分が、今後、煮詰まってまいりますことから、その状況等に応

じて、道路管理者として適切に対応してまいりたいと考えております。現時点におきましては、まだ具体的な検討まで至っておりません。

以上でございます。

中田議員 先ほどの再質問ですけれども、三小A棟についてです。保護者の方から要望、ご意見があがってきているということですが、具体的に先ほど3点ほどあると言われてたので、その内容を把握しておきたいのと、どれぐらいの方が心配に思われているのかということで、その数も、もしわかればお示してください。

教育こども部長 要望については複数いただいておりますが、今日のいただいた要望書ということで申しますと、要望の一つ目としては、非常時の対応を間違わないための情報共有、そして二つ目としては減災のためにできること、三つ目としては、もしものための訓練を実施して欲しいというような内容でございます。人数につきましては、ちょっと今、人数数える、数値がわかりませんので、相当複数名の方からの連名であるということでございます。

以上でございます。

戸田議員 多岐にわたりご答弁、ありがとうございます。「地域防災計画」については、淀川、桂川についての記述を行うこと、反映させていくこと。それからアスベストの問題に関しては、「災害廃棄物処理計画」において記載していくこと、そして「地域防災計画」との関係性を考えること等、ご答弁いただきました。また、高槻市に委託したし尿処理についても、高槻市と協議のうえで「防災計画」に反映させていただけること、確認することができました。

最後に、新庁舎の基本実施設計の事業者選択について、もう1回だけ、お訊きします。円滑・迅速な推進、スピード感というような言葉が述べられました。これ、繰り返されていることです。あれだけ私が申し上げたにも関わらず、第四保育所の新庁舎は競争入札で設計者をお決めになっている。島本町は、この建築設計の社会的価値、建築が文化であるということ、建物が街を造っていくということが、なかなかご理解いただけないなど残念に思っているところです。

これについては、例えば、私たちが所管委員会研修で尋ねた栃木県小山市、近隣の長岡京市など、他団体におかれましては、すでにプロポーザル方式、審査委員会による選定などが行われており、昨今、これが標準と認識しています。こういった他市の事例を十分に把握し、金額による競争入札を改めていただきたい。日本における建築設計士の社会的地位の向上と、建築設計の質の向上に努めていただきたいと思いますが、いかがですか、というのが最後の質問です。

今回、いろいろな議論がありましたけど、本来ならば当初予算、そして各定例会で順序立てて計上されていくべき多くの予算が、あらかじめ繰り越すことを前提に計上されています。「保育基盤整備加速化方針」によるものもある、三小の問題も大きいです。

こういった非常に厳しい状況にあるという中で、私たち議会は、これを繰越するという
ことを認めたわけです。従って、その進捗においては十分に監査機能を働かす必要があ
ると思い、繰越明許の報告において、各質疑をさせていただきました。最後のご答弁を
お願いいたします。

総務部長 新庁舎の基本設計と実施設計の業者選定の方法についてでございますが、先ほ
どもご答弁申し上げましたように、プロポーザル方式につきましては、メリットもあれ
ばデメリットもあるということは十分認識をいたしております。新庁舎建設という大き
な事業でございますので、今、全国的に主流としては、議員がご指摘になられたように、
いろんな団体でプロポーザル方式が採用されているようでございますので、そういった
他団体の事例等も十分参考にさせていただいて、本町にとって最も適した方法を採用し
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 三小A棟の耐震化についてです。先ほど要望書に関して、相当複数名の方々か
ら要望があがっていたということが確認されました。その中の要望の一つとして――三
つあるんでしょうけれども、情報共有をして欲しいということがあったと思います。こ
の件に関しては、今まで三小は基本構想からいろんなことがあった中での、今のA棟の耐
震化の遅れということで、もう保護者の方にしたら、ごもっともな要望ですね、説明を
してくれということは、対面で。たぶん、対面だと思うんですけども。その点は、どの
ようにお答えになるのでしょうか。その点、お聞かせいただきたい。というのは、3月
議会でも、できる限り今後、情報提供をしてみたいと、検討していきますと、三小の
件については私の質疑に関してお答えいただいているんですが、ここに来て、相当複数
名の方から、保護者の当事者の方からも要望があがっているということで、この時点の
対応について伺います。

教育こども部長 保護者の皆様へのアナウンスの件でございますが、6月議会で当然、今
から工事費等に対して審議をいただくわけでございます。その審議を終えた後、それで
方向性が決まりますので、そのうえで、ご可決いただいた後に、配置計画や年度内スケ
ジュール案について、まずは即時性ということで、通知なのか、学校だよりになるかわ
かりませんが、方向性をまずお示しする必要があると。そして、A棟建て替え工事や仮
設校舎における具体的なスケジュールや安全対策については、工事事業者が決定して、
学校、業者とも十分協議を進めたうえで、随時、説明会等に関しては検討していきたいと
いうふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第3号報告から第6号報告までの4件については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第7号報告 平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第7号報告 平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の7の3ページをお開き願います。

件数は、2件でございます。第二低区配水池除去工事及び向陽ヶ丘配水池外除去工事につきましては水道事業費用による除去工事であります。年度内での竣工が困難となったことから、工期を延長し、「地方公営企業法」第26条第2項のただし書きの規定により、事故繰越とさせていただいたものでございます。今回、繰越をさせていただきましたこれら事業について、その内容を、ご報告させていただくものでございます。

それでは、議案書の7の4ページの次に添付をしております第7号報告参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

まず、1件目、事業名「第二低区配水池除去工事」でございます。

予算計上額2,335万7千円のうち、翌年度繰越額は2,095万5千円でございます。繰越の理由でございますが、施設が古いことから、分析調査をした結果、外壁部の塗装材に石綿（クリソタイル）が含まれていたため、関係機関との協議に時間を要したことから、年度内での竣工が困難となったために繰越したものでございます。

なお、契約の竣工期限につきましては、令和元年6月28日までとなっております。

次に2件目、事業名「向陽ヶ丘配水池外除去工事」でございます。

予算計上額1,463万3千円のうち、翌年度繰越額は全額でございます。繰越の理由でございますが、施設が古いことから、分析調査をした結果、外壁部の塗装材に石綿（クリソタイル他）が含まれていたため、関係機関との協議に時間を要したことから、年度内での竣工が困難となったために繰越したものでございます。

なお、契約の竣工期限につきましては、令和元年6月28日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

村上議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

河野議員 こちらのほう、資料河8で請求させていただきました。ちょっと膨大な内容ですが、事故繰越ということですので、変更契約書の日時としては、本会議が終了した以後ということですので、その変更契約書の範囲と、参考までにお訊きしたい点とで、合わせて数点ございます。よろしくお願ひいたします。

まずは、2件ございますけれども、これは事故繰りということで、実質は、もともとは2018年度予算として進めてこられたものが事故繰越となったものですが、考え方とし

ては、両件に関わるんですが、近接するところに市街地及び住宅地が近接する場合は、家屋調査を必須とするものだというのを、昨年度、ずっと申し上げてまいりました。この二つの案件に関しては、家屋調査についてどのような取り扱いになったのか、お尋ねいたします。その点、お願いいたします。

上下水道部長 それでは、お尋ねの家屋調査についてでございます。

今回、2件ということでご報告をさせていただいたところでございますが、1件目の第二低区配水池除去工事については、家屋調査の事前調査は実施しておりません。2件目の向陽ヶ丘配水池他除去工事につきましては、家屋調査の事前調査を実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

河野議員 年度をまたがっていますので、私自身としては昨年度までの2年間に、こういった除却工事、除去工事に関わって家屋調査や振動騒音について、住民からの苦情などが相当寄せられてきたということを取り上げてきた経緯もありますので、この家屋調査を一定ルーティンワークというか、日常業務とするというふうに上下水道部としては取り扱われるようになったのだなということを改めて認識いたしました。では、基本的な質問で非常に申しわけありませんが、この第二低区配水池においては事前調査を行わない、向陽ヶ丘配水池他除去工事においては事前の家屋調査を行った。この辺の基準については何らか明記したものがあって、それによって仕分けをされたのか。その点の説明、補足をお願いいたします。

上下水道部長 上下水道部におきましては、これまでの経過も踏まえまして、家屋等の事前・事後調査特記仕様書作成に向けて準備を進めてきておったところでございます。その間に、今回の工事を計画させていただいていることから、今回、特記仕様書の作成にあたった内容を、今回の工事にも取り入れをさせていただいたところでございまして、先ほど申し上げました向陽ヶ丘配水池他除去工事につきましては、送水ポンプ場の除去も含まれており、この送水ポンプ場の基礎の撤去にあたりましては、隣接する家屋につきましては45度の影響ラインに入ることから、事前調査を実施させていただいたものでございます。

以上でございます。

戸田議員 第7号報告 水道事業会計予算繰越計算書についてです。外壁部の塗装剤にアスベストが含まれていたことが判明したことによる事故繰越とのこと。です。

まず、2点問います。過去にすべての施設につき、アスベスト含有については調査が行われているものと認識していましたが、水道事業関係の施設に関しては、そうではなかったということでしょうか。このたび、分析調査の必要性に気がつかれたきっかけは何でしたか。どこから指摘があったのですか。

上下水道部長 それでは、2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、過去のアスベスト調査等についてでございます。議員ご指摘のとおり、平成17年度に全庁的な取り組みとして、島本町有施設のアスベスト使用状況調査業務を実施いたしてございます。当時の調査対象施設といたしましては人が出入りする建築物が対象となっておりまして、調査材料につきましても、吹付アスベスト及びアスベスト含有成型板となっておりました。当部におきましては、上下水道部庁舎や大藪浄水場などが調査対象施設となっておりますが、今回の水道施設であります配水施設につきましては、対象外となっておりますのでございます。

次に、分析調査の必要性についてでございます。本件につきましては、工事請負契約締結後、町監督員と現場代理人において事前に現地立ち会いを実施した際、当該施設が建設後約50年を経過していること、またアスベストの使用状況、質量比が0.1%を超えるアスベストを含有しているか否かが未確認であったことから、双方の協議の結果、分析調査を実施したものでございます。

以上でございます。

戸田議員 分析調査をされて、本当によかったと思います。平成17年でしたか、全庁的な取り組みのときには、こういった施設が対象外であったということ。つまり、今後もうこういうことがあり得るということがわかりました。

仮に分析調査をしていなければ、ないものとして工事が進み、解体撤去の際に、破壊された外壁からアスベストが飛散した可能性があるということになりませんか。

上下水道部長 仮に分析調査をしていなければ、ということでのお尋ねでございますが、仮に分析調査を未実施のまま作業を進めた際に考えられる点といたしましては、概ね2点あると考えてございます。

1点目といたしましては、解体作業中に、作業従事者が違和感などに気がつき、現場代理人に相談などを行い、いったん作業を休止するとともに、町監督との協議によりまして原因究明のための分析調査の実施が可能となることも考えられます。2点目といたしましては、違和感がなく作業が進み、すべて解体作業が完了した場合が考えられます。

議員ご指摘のとおり、分析調査を未実施のまま解体作業を進めた場合、工事中は防塵対策を講じることとなりますが、100%は困難となるため、建築物に吹き付け材のアスベストが含有していた際には、アスベストが飛散する可能性は否定できないものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 つまり、様々に課題があるということがわかりました。先ほどの「地域防災計画」でも、同じようにアスベストのことを申し上げました。災害もしくは解体の際、含まれているということを前提に物事を考えなければならないなど、改めて思います。築年数からして、場合によってはアスベストが含まれているのではないかと予想することができていないということは、この問題に対する認識の甘さを思わざるを得ません。議

会人として、これを事前に指摘できていなかったこともまた問題で、注力が足りなかったと反省しています。強力な発がん性物質であるアスベストのリスクは終わっていないということを、住民の命と暮らしを守る立場にある私たちは、ここで再度認識しておきたいと思います。

今後、公共施設で、人が出入りしないということで、過去の全庁的な調査対象から外れていた建物については、こういったことを十分に考慮をする必要があると思いますが、このあたり、総務部長のお考えをお聞きして、当面、終わりたいと思います。お願いいたします。

総務部長 公共施設のアスベストにつきましては、先ほど上下水道部長からご答弁申し上げましたように、過去に、主に人の使用する施設について点検を実施したという経過がございます。その際に、人が利用しない施設について、どの施設がどれだけ残っているのかということについては私も把握をいたしておりませんので、そのあたり、把握いたしまして、検査が未実施であれば、検査実施に向けて検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第7号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第42号議案 工事請負契約の締結について、を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育子ども部長(登壇) それでは、第42号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約につきましては、令和元年度の当初予算としてご可決いただきました第一小学校給食室改修工事の契約でございます。契約業者が確定いたしましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

本工事の概要でございますが、今年度2学期から、第四小学校で調理した給食を第一小学校へ配送し提供する親子方式により給食調理業務を行うことから、その受け入れ側である第一小学校の給食室を改修するものでございます。

契約にあたりましては、予定価格1億円未満の建築工事でありますことから、Cクラスの業者のうち、建築一式の特定建設業許可を取得し、公共建築工事の実績のある業者を選定し、指名競争入札を行いました。

平成31年4月12日に7社に対して指名通知を行い、令和元年5月8日に入札を執行しましたが、不調となりました。再度入札を執行するにあたりまして、設計内容の見直しを行い、指名業者を再度選定いたしました。

2回目の指名競争入札の執行にあたりましては、令和元年5月17日に7社に対し指名通知を行い、5社から入札辞退届が提出され、同年5月28日に2社による入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料1ページをお開きください。

入札調書のとおり、2社により指名競争入札を行い、1社が最低制限価格以上で、もう1社が最低制限価格未滿で失格となった結果、入札は保留となり、入札調査委員会に諮り決定することとなりました。令和元年5月31日に島本町入札調査委員会が開催され、当該入札について調査を行った結果、談合の情報もなく、参加者の競争性も図られているものと判断され、当該入札は有効なものと決定をいたしました。

以上により、株式会社ヘイワを落札候補者として、議案資料2ページのとおり、令和元年6月7日に、仮契約金額5,799万6千円で、仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から、令和元年9月30日まででございます。

それでは、工事内容につきまして、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

議案参考資料(1)をご覧ください。

本図面は町立第一小学校の配置図・仮設計画図でございまして、図面上に網掛けいたしております箇所が、今回改修を行います給食室でございます。緑で着色している2カ所は、改修工事期間中に設置する仮囲いを示しております。青で着色している箇所は、改修時に設置する養生シート張りの足場を示しております。ピンクで着色している箇所は、給食室に面する内部廊下に設置する仮設の間仕切りを示しております。

また、参考ではありますが、グラウンドの一部を区画し、資材置場を設けるようにしております。

工事期間中におきましては、図面で示す工事車両出入口付近に交通誘導員を1人常駐で配置し、通行の安全対策には万全を期し、改修工事を実施してまいります。

次に、議案参考資料(2)をご覧ください。

本図面は、各階の改修平面図でございまして、1階については給食室、2階、3階については配膳室の建具改修箇所を示しております。

次に、議案参考資料(3)をご覧ください。

本図面は、1階給食室の既存・改修平面図でございまして、下が既存平面図、上が改修平面図をお示しております。改修内容といたしましては、給食の配膳と食器の洗浄を行うことができるように、作業従事者の休憩室等を整備してまいります。

次に、議案参考資料(4)でございます。

工程計画表(案)でございます。工事工程につきましては、契約同意をいただけたら、直ちに請負業者と協議し、正式な工程表を作成いたしますが、現在の案といたしましては、6月～7月は給食業務中でありまして、改修工事の準備作業を進める予定でございます。現場での本格的な工事開始は、1学期の給食業務が完了した7月後

半を予定しており、まず、仮囲いを行う予定でございます。順次改修作業を進め、給食の受け入れが2学期から始まりますことから、その受け入れる給食室内の工事につきましては、8月中には完了する予定でございます。その後、足場や養生の撤去などの残処理などを終え、9月末までには全ての改修が完了する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第42号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第一小学校の給食室問題には、過去にずっと取り上げてまいりました。これにより、全町的にメニューが統一されていくというふうに思いますが、工事請負契約なので、1点だけ確認させてください。

2カ所の換気扇は、防虫網があるために開閉できなかったということ、今回、資料で知り、驚いています。改修後の配膳室には空調設備が整備されますか。労働環境整備は島本町の責任です。このことを、私は過去に質問しています。長く空調がない状況で給食調理・配膳に従事していただいていたのですが、労働環境の改善について、どのように考えておられますか。

教育子ども部長 働いていただいている方々の労働環境については、当然、安全性、そして環境性を守っていくものと考えておりますので、今回、働いていただいている方々の休憩室なども整備する予定でございますので、労働環境については、当然のことながら配慮した設計として考慮してまいり所存でございます。

以上でございます……（戸田議員・自席から「空調は」と発言）……。はい、空調についても対応する予定でございます。

岡田議員 第一小学校の給食室、相当古い話になりますが、私は給食室の、給食のおばさん達が一生懸命働いている姿を子ども達が見れば食事も残さずに食べるということで、もっともっと働いている姿を子ども達に見せたほうがいいんじゃないかというような意見を申し上げたことがあるんですけども、この第一小学校に関しましては、給食室のガラスが見えない状態になっております。ほかの学校の給食室は、一生懸命働いてくださっている、その姿が子ども達の目に見えるような透明ガラスと言うんですか、そういうものが見えるような状態になっているんですけども、第一だけは見えない、そういう状態。子ども達から中の様子、一生懸命やったださっている様子が見えないような状態になっているんですけども、そこら辺は古い私の話で、引継ぎがどのようになっているかは定かではございませんが、そういうところを考慮していただいたということはどうでしょうか。

教育子ども部長 第一小学校の給食室のガラスについては、現在、すりガラス的なガラスでございます。その部分については、今回、変更する予定はございません。今回は、

第四小学校で作った給食を運んでくるということなので、中では調理を行いませんので、食育という観点からすれば、当然、作っているところが見えて、作っていただいたものを食べるという部分が、岡田議員おっしゃっていただいたように、ほんとに望ましい点ではあるんですが、今回は第四小学校と第一小学校の親子方式ということで、第一小学校では給食を作らないという点もありますので、今回は、そのままにさせていただいております。

以上でございます。

岡田議員 部長のおっしゃることは十分理解をしております。親子方式で、第四小学校のほうから運んでこられるということも十分、私は理解ができておりますが、そういうことではなくって、やはり給食に関する、とにかく一生懸命頑張って働いてくださっている、第四小学校のほうから運ばれてくるわけですから、全く仕事をしない場所ではないんですよ、この場所というのは。けども、やはり一生懸命、この給食、自分達が食べる給食に関して働いてくださっている、その姿を子ども達が見て、それでしっかりと、やはり残さずに頑張って食べるという、先ほどおっしゃったように食育、この勉強も、子ども達に対しては必要ではないかなというふうに思っておりますので、今回はそのようなことは考えていらっしゃらないということですが、何かまた検討するようなことがありましたらね、そういう意見もあったということを理解していただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

中田議員 一小的給食室の工程計画表ですが、9月に足場の撤去を行うということです。一小は、たぶん秋に運動会があったと思うんですが、その点の兼ね合い、運動会には影響がない状態で撤去が進んでいくのかということのお尋ねと、もう1点は食器についてです。今まで一小は、アルマイトの食器を使っていました。磁器製のものなどのほかの食器に変えられない理由として、場所の問題があったということだったのですが、今回の工事で場所ができて、食器も磁器製になるという理解でよろしいですか。

その2点、確認いたします。

教育こども部長 2点のお尋ねでございますが、運動会に対して影響はないかということにつきましては、影響はございません。

そして、もう1点ですが、使用する食器については、今、ご紹介ありましたように第一小学校につきましては、現在、以前から使用しているアルマイト製食器と強化磁器製食器を併用しているような状況でございますが、今回、整備するにあたっては、すべて強化磁器製食器に変更する予定でございます。

以上でございます。

河野議員 工事請負契約の締結、第42号議案で質問させていただきます。

資料請求もさせていただき、私としましては、特に昨年度、今年度で「PTA、教職

員など関係者から要望・回答内容のわかるもの」ということで伝えさせていただいたつもりですが、実際、お示しになっているのは、学校の教職員ということに限定された資料の出し方をされていると思います。これは入り口のところで相当、一小のPTAの方が議論されたり、この議場でも問題提起がかなりあって、この方向で踏み出すにも、議員としても、皆さんも含めて、一定の決意を持って一歩踏み出したということだったと思います。

その点で、今の人7として出されている、学校への意見聴取・協議内容は明らかになっていますが、PTAに関しては、この工事請負契約の締結を踏まえて、年度初めのPTA総会とか、いろんな場を捉えて、役員レベルであってもいいんですが、意見聴取というのは実質行う場はなかったのかと、この資料からは拝察するのですが、そうなのでしょうか。そうなのかどうかと。そうでなければ、その辺の内容に代わるものをお示しいただきたいと思います。

それから、今、他の議員がおっしゃる、やっぱり「給食のおばちゃん」と私たちはよく、子ども時代言っていましたし、第一小学校で育てられた保護者が、また自分のお子さんを第一小学校に通わせておられる、そういう同級生もたくさん私もいますので、やはり調理室がなくなることについて、非常に心許ない思いをされている方もまたおられると思います。

今回、この配膳、食器を洗ったりとか、そういう職員さんがおられますのでね、調理はされないけれども、搬入車の受け入れや、あるいは食器の回収・洗浄にあたる職員がおられて、そういった栄養指導にも一端を担われるというふうに期待はしておりますが、その点で、改めて、この図面の中で、まず搬入の——これは完成したと見なしての話ですが、搬入された給食、その食缶を各階にリフトで上げて、各給食当番さんが教室で配膳をする。それで食器回収をする、洗浄、保管をするという流れを、この図面の中で、ちょっと一定、説明を加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

教育こども部長 まず、PTAの意見でございますが、もともと第一小学校・第四小学校の親子方式にする際に、PTAを通じて様々な意見交換をさせていただきながら、ここまで事業を運んできたところでございます。学校では学校だよりで周知をしておりますし、特に保護者のほうからは直接意見を聞いておりませんが、今後、本日、契約同意をいただいて事業を進めるにあたっては、また保護者の皆様には事業内容について周知をしてみたいというふうに考えております。

そして、配膳までの流れですが、議案参考資料の(3)で説明させていただくと、上が改修平面図でございますが、その真ん中のセンターラインの少し上ぐらいのところに、まずスロープを設けまして、スロープのもとで給食を運搬して、この施設内に入って、そこを入ったと同時に左手に曲がっていただきますと、「配膳室」と書いてあるところ

に、手前に仮置き場がありますので、仮置き場の上から配膳台に置くというような形になります。そして、給食でまず食べていただくときは、その前のリフトから各階に上げるというような流れでございまして、リフトから降りてきたものについては、配膳室から、その奥にある食器洗浄機で洗浄しまして、洗浄した食器については、配膳台の下に食器をしまう棚がありますので、その下にしまうということでございます。給食を持ってきた缶につきましては、直接、第四小学校のほうへ持って帰りまして、そちらは洗浄を直接、第四小学校ですという流れでございます。

以上でございます。

河野議員 ちょっと重ねることになるかも知れませんが、食缶で各教室に持っていかれて、そこから教室の中で、食べる前の配膳をされるというふうに認識しております。それは間違いなければ、答弁は結構です。

ただ、工事車両の出入り口として図示をされているんですけども、交通誘導員1人常駐ということですが、これが完成した後も、給食を運ぶ運搬車も正門を介して搬入をするという経路を前提に、これは設計されているというふうに思いますが、間違いはありませんか、ということが1点と、今、部長のほうからご答弁もありましたし、この方向性に踏み出す前に、当時のPTAの方との、遅いとか、いろんな評価もありましたけども、一定話し合いをされて、栄養職員、栄養士または栄養教諭を、この第一小学校には親子方式の子どものほうの学校ですが、配置をされるという手当てもされているということは、予算の際に確認をさせていただいております。

ということで、そういう栄養指導とか、あるいはお子さんに対する、調理がなくなっていくということについての補う点以上に、この職員さんがおられることが、今後の給食教育、義務教育の一環としての給食を支えていただけるというふうに思いますけれども、ただ、そういった全体像が見えてくるときにも、しっかりと説明、あるいはお便りということだけでなく、開始直前にでも、現場のPTA役員さんと学校職員さんにも十分に内覧をしていただくなどの方法を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 まず、搬入については通用門から搬入をさせていただきます。

そして、栄養士につきましては、先ほどご紹介いただきましたように、2学期から、第一小学校では第四小学校から来た給食を受けるという形になりますが、栄養士についても引き続き配置する予定でございます。

保護者の皆さんにつきましては、先ほどご説明させていただきましたように、まずは、学校を通じてお便り等で周知を図ってまいりたいというように考えておりますが、引き続き学校とも、どのような方法で周知していったら良いかということについては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第42号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

第一小学校給食室については、2学期からの四小の親子給食に至るまで紆余曲折ありました。自校式の調理室がなくなることは、先ほども言及がありました、給食を作る人とのふれあい、調理中の給食の漂う香りがなくなることなど、食育上、失うことも大きいです。一方で、一小の給食室は手狭な環境で、かつ空調がないなど、調理、働く環境として問題があったのも事実です。四小との親子方式になることで、より良い給食作りの環境が整うことは喜ばしいことです。

かねてから要望のあった栄養士さんも配置されるとのこと。また今時珍しいアルマイトの食器も、これを機に磁器製の食器に変更されること。今後も子ども達の安全で安心な給食が提供されますことを願って、また工事が滞りなく行われますことを願い、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第42号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

様々、紆余曲折はありましたが、いよいよ2学期からの、第一小学校親子方式の給食を実施するべく工事請負契約を結ばれるということにおいて、異論はございません。

今回の図面を説明を受け、工事車両の搬入路なども確認をさせていただいておりますが、それについては安全安心及び夏休みとは言えども、第一小学校は様々なグラウンドや体育館を用いての行事を盛んにやっておられるということでは、当然ながら、安全対策については交通誘導員1人常駐ということではありますが、その点については工事監理者との十分な連携のもと、実施を求めておきます。

また、付随することではありますが、完成した後は、この配膳室を中心に、小学校の中では初めて調理をしないという学校が存在することになります。第一小学校は給食調理の民間委託が一番最後に行われたということもあって、コンベクションオープンがない、あるいは精米をするための炊飯器などの、そういった課題が最後まで残り、直前には改善されたと思っておりますが、そういった小学校でありました。

卒業生も多く、またこの地域に子どもを通わせるという歴史のある学校でありまして、その卒業生の保護者からは、やはり給食調理員さんとの触れあいで、小学校の生活を無事に終えた、様々な課題にぶつかったときに給食調理員さんとの触れあい、作ってくださる方の顔が見える、そういうところで乗り越えてきたというような生徒さん、卒業生もたくさんおられると思いますが、その点については、完成の後に配置される、もうすでに配置されているとは思いますが、栄養教諭、栄養職員及びこの配膳担当される職員さんとの意思疎通や、また子どもさんとの交流の場ということも、これは教育の中身に関わることですが、十分に、調理がなくなる小学校としては、その分を補うべく体制について、教育委員会には求めておきます。

以上のことをもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第42号議案 工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の締結の金額としまして、5,799万6千円という形に決定されました。種々他の討論にありましたとおり、四小と親子方式、そして第一小は本当に歴史が一番古い小学校である部分であります。その分、また現場ではいろいろと苦勞されていた中、今回、一定学校の要望の声も聞きながらの計画になっていこうという部分では、一定の評価はしたいと思っております。

スケジュール表の渡していただいている部分の工期が9月30日までとなっております。雨期がどうなるかもわかりませんが、ちょっと梅雨も遅れてきておりますし、また台風等もありますので、できるだけ工期内で収めていただきますようにご努力いただきまして、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第42号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後3時40分～午後4時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、第43号議案 工事委託協定の締結について、を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇） それでは、第43号議案 工事委託協定の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本協定につきましては、東海道本線山崎・島本間桜井跨線橋補修・補強工事の施工に関する協定で、受託者である西日本旅客鉄道株式会社——以下、JR西日本と申します——と協定締結にかかる協議が整いましたことから、議会の同意をお願いするものでございます。

まず初めに、本工事の大きな概要でございます。本工事は、橋梁の維持管理における予防保全の観点から、平成23年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、国の大規模修繕・更新事業費補助金を活用し、平成25年度から令和2年度を目標に計画的に補修工事などを実施しているところであり、桜井跨線橋の長寿命化に寄与するものでございます。あわせて補強工事につきましても、平成27年度より令和2年度を目標に計画的に実施しているところであり、桜井跨線橋の耐震性能の向上を図るものでございます。

それでは、議案書43の2ページの次に添付しております、第43号議案資料をご覧ください。

まず、本工事の概要でございます。名称は「東海道本線山崎・島本間桜井跨線橋補修・補強工事」、工期については、議会の議決日から令和3年3月31日までといたしております。

次に本協定の概要でございます。本協定は、東海道本線山崎・島本間の軌道横断部の施工となり、列車の運転・保安に影響のある工事でありますことから、受託者となりますJR西日本と随意契約により基本協定書を締結するもので、協定金額については1億4,717万1千円、契約保証金については、島本町財務規則第117条第3号により、免除としております。

それでは、添付させていただいております資料に基づき、順次、ご説明申し上げます。
別添の参考資料1ページをご覧ください。

平成31年4月1日に、本町とJR西日本との間で、本町の計画に基づき実施協議を行ったところ、同年4月23日付けで、次ページからの基本協定書の内容に異議がなければ協定を締結したい旨の申し入れがあったものでございます。

続きまして、2ページからの基本協定書でございます。文案につきましてはJR西日本が作成されたもので、特筆すべき事項につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条では「工事の位置及び内容」として、5ページから7ページに添付しております図面において、本協定に関わる内容を着色し、お示しております。図面の内容等につきましては、後ほど、ご説明申し上げます。

続きまして、第2条では「工事の施行区分」として、JR西日本が施行する道路施設にかかるヤード整備工、橋梁補修工、耐震補強工及び工事付帯については代行発注とし、鉄道施設にかかる電気関係工事については直接施行する旨を、また本町が鉄道施設に近接して工事を施工しようとするときは、あらかじめJR西日本と協議することとしております。

続きまして、第3条では「工事の完成期限」を、第4条では「工事の計画予算及び負担」をお示ししております。

続きまして、第6条では「年度協定」として、令和元年度及び令和2年度の工事実施にあたり、施行内容及び施行区分、工事の費用及び負担、工事費の概算払いなどについて、それぞれ年度協定を締結することとしております。

続きまして、3ページをお開きください。第8条では「工事費の確認及び精算」として、工事竣工後、工事費の精算を行うこととしております。また竣工払いとは別に、各年度に精算払いを行うこととしております。

続きまして、第11条では「土地の処理」として、現場事務所等、工事に別途必要となる用地については、本町が無償にて提供することとしております。

続きまして、第12条では「行政上の手続き及び苦情の処理」として、第三者からの苦情等の処理については甲乙協議のうえ処理することとし、また、第13条では「損害の負担」として、JR西日本の重大な責による損害はJR西日本が負担することとし、それ以外については、本町とJR西日本が協議のうえ処理することとしております。

次に、4ページをお開きください。本協定書の締結年月日につきましては、議会でのご同意を賜りました日付を記入させていただき予定としております。

次に、5ページをお開きください。施行箇所である桜井跨線橋の位置図でございます。

次に、6ページをお開きください。本図面は、桜井跨線橋全体を含めました補修・補強等工事を行う工事対象範囲を示しました平面図・側面図となっており、図面上に青で着色いたしております箇所が、今回補修・補強工事を行います径間でございます。

次に、7ページをお開きください。桜井跨線橋 径間9 補修・補強一般図でございます。本図面には、基本協定書第2条第1項に規定する工事内容及び施行区分を記載しており、赤色で着色している箇所が、今回、JR西日本による工事の施行及び代行発注を行う内容となっております。具体的には、橋梁の破損している部分を補修する断面修復工、支承部分の腐食を防ぐための支承防錆工、橋梁のひび割れ部分にシーリング剤を注入するひび割れ補修工、コンクリート内への劣化因子の侵入を防ぐための表面保護工等の補修工事を実施いたします。また橋脚の耐震補強工事といたしましては、地震による支承部分の破壊を防ぐため、水平力分担構造として、せん断ストッパーを両側に設置するとともに、P8橋脚には鋼板巻立て補強工、P9橋脚にはRC巻立て補強工を実施し、耐震性能の向上を図るものがございます。

次に、8ページをお開きください。事業全体工程表でございます。JR西日本による工事の施行及び代行発注による工事の工程に加え、本町が直接施工する部分の工程も参考までにお示ししております。

次に、9ページをお開きください。事業費概算額調書といたしまして、基本協定書第4条に規定する工事費の内訳をお示ししております。

内容といたしましては、道路施設の本体工事費として、ヤード整備工、橋梁補修工及び耐震補強工にかかる費用として1億990万円、工事付帯費として監理業務委託・積算委託及び写図等にかかる費用として1,498万4千円、管理費として698万6千円、それらに関わる消費税（税率10%）が1,318万7千円で、道路施設にかかる費用の合計として1億4,505万7千円でございます。次に、鉄道施設でございます。本体工事の電気関係工事に関わる費用として200万円、管理費として11万4千円、合計211万4千円でございます。費用の総額といたしましては1億4,717万1千円となり、本町の全額負担となっております。

最後に、本工事、期間中につきましては、委託先となりますJR西日本と十二分に連携し、通行車両や歩行者等への安全対策につきましても、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第43号議案 工事委託協定の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

岡田議員 疑うわけではないんですが、少し、教えていただけますか。今回、島本町と、この跨線橋の下に東海道本線が走っているということで、西日本旅客鉄道と契約を結ばれたと思うんですね。この契約なんですけれども、随意契約になっているんですね。結局、鉄道と島本町の間では随意契約として結ばれてはいるんですが、私の考え方としては、この西日本旅客鉄道が工事をするわけではないんじゃないかと理解しているんですね。ということは、そこがまたそこで下請けと言うんですか、に出されると思うんですけれども、その場合は随意契約で出されるのか、あるいは競争入札で出されるのか。その辺、島本町だけじゃなくって、こういう鉄道の上に跨線橋が走っているところというのは島本町だけではなくって、ほかの自治体でもあると思うんですね。その場合は、全部こういう形で、随意契約という形で、どこの自治体もこういう鉄道関係の会社とは随意契約という形で、最初からどこの自治体もなっているものなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

都市創造部長 まず、本工事でございます。JRが直接施行するのか、または委託に出して、その契約方法についてのご質問でございます。

JRにおかれましては、入札により委託する、外に出される工事については、入札をされるというふうに関与しております。

また、他自治体でも同様な事例について、どのような取り扱いをしているかというお尋ねでございます。軌道横断部にかかります跨線橋等の、このような、本町と同じような工事につきましては、すべてと言っていいほど、すべて、このような形でJRに随意契約で工事のほうをお願いしている状況でございます。

以上でございます。

岡田議員 そうしますと、JRのほうから島本町のほうに協定金額が提示されたと思うんですけども、その際、島本町は、この提示された金額が正確というのか、そこら辺の判断はどこでされたんでしょうかね。それと、今度またJRのほうで工事を請け負うところは入札というような形を今、おっしゃったんですが、この協定書の中に「工事費の確認及び精算」というところの第8条なんですけれども、工事が終わると精算するというようなことが基本協定書に書いてあるんですけどね。これは、その入札をされる、その云々によって、その差額の精算というふうな形で考えてよろしいのでしょうか。

都市創造部長 まず、本協定にかかります金額の妥当性についてでございます。本工事につきましては、平成30年度におきまして、本町が実施設計を行っておりまして、実際、その施工内容でありますとか、施工にかかります金額というのは、本町のほうではじき出しておりますので、JRが積算もしてきてはおるんですけども、金額についての妥当性というのは十二分に確認はさせていただいております。

あと、協定書に記載いたしております精算の項目でございます。今後、JRが別途発注される工事についても、金額、やっぱり変わってくるものでもございますし、また現実的に工事を進めるにあたって、若干、いろいろ差異は出てくるかと思っております。そのような部分も含めまして、最後にはしっかりと精算のほうをさせていただく予定といたしております。

以上でございます。

岡田議員 最後になりますが、工事の終了にあたりまして、確認はJRのほうで確認されるんですか、島本町のほうで確認をされて、それによってJRのほうに云々というような意見を言うということはできるんでしょうか。最終的な確認は、どこが行うんでしょうか。

都市創造部長 本工事にかかります最終的な確認についてでございます。最終的な確認につきましては、本町職員が責任を持って実施いたします。

以上でございます。

清水議員 まず、桜井跨線橋、今回、耐震長寿命化ということで、ここのスパンが最後になるのかということと、ほかのスパンは確かできてたとは思いますが。あと委託協定ということなんで、あまり普段耳慣れないんですけど、さっき岡田議員も言われてたんですけど、代行発注して、基本的にはJRさんに受けてもらっているんですけど、最終確認は町職員がすると、さっき言われてましたが、間で職員が中間検査とか立ち会いと

かいうのは、管理業務を委託している以上、やらないんですかね、竣工するまでね。あと仮設のヤードというのは、どの辺に、どのくらいのスペースで造られるんですか。まず、それを。

都市創造部長 3点のご質問でございます。

まず、今回の径間が最後のスパンか、というお尋ねでございます。議員のご指摘のとおり、この径間が最後でございます。

あと、竣工まで町職員は検査しないのかというお問い合わせでございますが、現場の進捗管理も町の職員、行ってまいります。また、年度での協定も巻かせていただくことから、各年度ごとにも、きっちりと確認のほうも行ってまいります。

あと、仮設のヤードでございます。位置で申しますと、桜井跨線橋の役場側の、ちょうど線路の下側に、都市整備課所管の倉庫がございます。その倉庫を撤去いたしまして、そこに仮設のヤードを造る予定といたしております。

以上でございます。

清水議員 管理については、わかりました。ヤードについてもわかったんで、あと全体工程ということで、町が施工するのが5月から施工に、参考としてなっているんですが、今現在、施工をやっているんですかというのと、あとJR跨いで工事なんですけど、ちょうど中谷川はさんで反対側、五反田雨水幹線もJRさんが推進をかけて、たぶん、そこにもヤードを造って、今、工事されていると思うんですけど、その辺との兼ね合いというのは都市創造部で確認できているんですか。

都市整備課長 2点のお尋ねでございます。

まず、本町の施工する範囲ということで、緑色で着色させていただいております部分につきましては、一応、7月の中旬から上部工といたしまして、車道の舗装でありますとか橋面防水等、あと伸縮装置の取り替え等を予定いたしております、7月中旬以降、着手予定をしております。

それから、2点目の五反田雨水幹線との兼ね合いでございますが、こちらにつきましても、職員間同士で、どれぐらいの影響があるのかというのは確認を取っておりますので、工事の工期がかぶったとしても、何ら影響なく、今回の当該工事についても進められるという判断をいたしております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。あの辺で夜間工事等、推進は昼間だと思うんですけど、あその道の辺が、今、ヤードを造るので、ちょっと狭くなったりしているんで、その辺の兼ね合いだけは安全管理第一でやってください。

それと、工程表で本町がやるのが7月中旬からということは、この参考で出されている工程表、そこから4ヵ月ぐらいを見たらいいんですかね。5月からに、これはなっているんですけど。

都市整備課長 本町の直接施工ということで、今現在、契約のほうについては締結が済んでおりまして、今、準備工といたしまして期間を設けさせていただいております。実際、現場着手が先ほど申し上げました7月中旬からということで、この添付させていただいております緑着色部分の8月末までの工期をもって、本町の発注する分については完了する、そういった流れになっております。

以上でございます。

戸田議員 まず2点、お尋ねします。

2カ年にわたる大きな工事になります。大阪青凌の生徒の登下校、新庁舎建設工事、第四保育所新園舎建設工事など、周辺の交通状況が大きく変化する時期と重なると思われませんが、工事期間中の安全対策についてはどのようなようになるのでしょうか。

2点目、平成29年度に実施した軌道横断部の専門的点検業務に基づいて実施設計されたということでしたが、軌道横断部の老朽化の状況はどのようなもので、こういったことを、今回、重点的に補修することになるのですか。

都市整備課長 2点のお尋ねでございますが、まず、1点目の交通安全対策でございますが、今、ご指摘ありましたように周辺道路への影響ということで、一番、周辺道路に影響いたしますのが、作業ヤードの整備の際、一番交通規制を行うといった状況の中で、ご指摘いただきました様々な環境の変化につきましても影響は少なからずあるかと思いますが、大きな交通の支障になるような、通学通勤に支障になるような影響は限りなく少ないと、今の時点では思っていますので、今後も進めるにあたりましては、安全に十分配慮して進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、軌道上部等の専門的な業務に基づく実施設計の結果、老朽化についてでございますが、軌道上部につきましても、経過観察になっておりますけれども、基本的に塗装の老朽化ですね。それから、橋脚部分2カ所のコンクリート部の劣化。それから、大体、この工事については橋脚部の補強がメインといたしておりますので、巻立て工法等による補強をメインに行っていくと。この工事については、そういった内容となっております。

以上でございます。

戸田議員 1点目、JRさんに委託するという事は線路の上だからだと思うんですけど、この工事が周辺の交通、道路に与える影響は限りなく少ないという根拠のところ、もう少し、ご説明ください。

それから、平成26年の「道路法」改正により、今後、5年に一度の近接目視点検が義務づけられていると思いますが、工事終了後の定期的な点検も、西日本旅客鉄道株式会社に委託することになるのでしょうか。点検は誰が行うのですか、という質問です。

さらに、昨今の大規模な地震等を鑑みて問うのですが、協定というか、事前の協議のようところにね、「レベル2地震動に耐える」というような表現がありました。これ

に耐え得る性能を確保するということですが、これはどういうことでしょうか、どういうレベルのことか、ご説明をお願いいたします。

都市創造部長 大きく3点のご質問でございます。

まず、大きく歩行者等の通行に影響が限りなく少ないと、そのようなご説明をさせていただいたわけですが、なぜかと申しますと、今回の工事はJR軌道横断部の跨線橋の部分になりまして、なおかつ歩道であったり車が通る車道の面、上部については、本町が直接工事を実施いたします。ですから、今回の協定書に基づく工事につきましては、橋脚のどちらか言うたら下側の部分が大半ですので、歩行者に与える影響というのは少ないという認識でございます。

続きまして、近接目視点検についてのお尋ねでございます。次回以降につきましても、やはりJR西日本に委託するような形になるものと認識いたしております。

あと、地震度レベル2についてでございます。当該レベルにつきましては、阪神淡路大震災であったり東日本大震災、熊本地震等、それらの地震度にも耐え得る、いわゆる落橋しないというレベルでございます。

以上でございます。

河野議員 資料請求、先ほども質疑の中に示されていましたが、私も請求資料と、図面のところで、ちょっと補足的にお訊きしたいところがあります。

図面の上で訊きますのは、あくまで、この橋脚及び車道、そして、この島本町施工の甲の部分が施工される部分として、図面「桜井跨線橋径間9補修・補強一般図」というところの標準断面図のところと平面図に、島本町施工の部分が示されています、緑で着色されている。標準断面図のところ……、両方ですけれども、歩行者が使用されるところの塗装も、今回、含まれて、ひび割れ補修工、表面被覆工、ここのところも今回、塗装ということに着手されるというふうに思っていますので、その点、そうなのですか、ということ。

それから、ここの部分も今、補強されるんですが、図面には記されていないので、今回の工事の範囲、協定の範囲とは違うんですが、この歩道に接続する連絡橋といいますか、自転車及び歩行者が通るスロープの部分が、かねてから雨や様々な要因で錆が生じたり、一定、離れている部分があって、トラロープで補強されているような部分があるんですね。歩いて行っておられたら、職員さん、みんな知ってると思うんですが、ジグザクの、そこは全く今回は対象外ということ、これに付随してないのか、ということですね。そこはそこで、一定の課題を有しているというふうに、かねてから住民の方から聞いております。ちょっと、これは周辺のことになりますので、桜井一丁目部分から登って、自転車と歩行者だけが通れる。なので、バイクしか使わない人は使ったことがない道になります。そこの道、歩行者用のところですね。そこは今後の課題ということになっているのかということです。ただ、落橋するとか、いろいろ強度を測るという意味での補強

工事をされますので、ここの部分も、今後関連してくるものと思っておりますので、その点は一体として考えておられなかったのかなど。これが最終工事ということになりますので、再確認の意味で、お訊きしております。

協定の部分では、先ほどレベル2については質問がありました。あと、竣工検査や工事費用の積算についての町のチェックは十分なのかという質問がありましたが、今回の議案書の中に概算額調書が示されています。JRへの委託、かつて島本駅を新設するときにおいては、こういった資料はどれだけ請求しても真っ黒塗りで出てくるというのが通常でしたけれども、先回の公共下水道のときに、すでにこの概算額調書というものが示されるようになって、国の通知によって、天下のというか、JR西日本に対しても公平性・透明性を図るということに及んで、こういうものが出されるようになったと思っております。ただ、自治体においてはこういう補修・補強工事、JR委託に関して、こういったものを委託するという、委託して、そういう概算額を示してもらおうという経験が、議会は特にそうですけど、ないんですね。ない中で、この内訳について妥当であるというふうに判断された基準というのは、何をもって、どういう物差しをもって判断されたのかということについて、再度、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

都市整備課長 数点、ご質問いただいております。

まず、1点目の当該路線における歩道の部分ですね。歩道の部分につきましても、議員ご指摘のとおり、町が発注する今回の補修の工事に入っておりますので、7月中旬以降、歩道についても、車道についても、順次、施工を行っていくということで、1点目については、そういうことで考えております。

2点目のスロープの部分でございますが、今回の町が発注する補修工事とは別で、補修のほうは必要になってくるということで、ご指摘のあったトラロープ等につきましても点検の結果で把握はいたしておりますので、それについては別で、安全対策というのを実施していきたい、このように考えております。

それから最後の、3点目の妥当性等、透明性ということで、金額の妥当性につきましては、先ほど部長からもご答弁申し上げましたとおり、昨年度、本町が実施設計におきまして工事の概算工事費を算出していると。そこで比較をして、内容についても把握をして、適正、妥当であるというふうに判断はいたしております。そして、最終的には精算の際、JRさんが業者さんのほうへ発注した注文書、あるいは請負金額の内訳書等、そういった関連資料については町から提出を求めて、判断をしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

河野議員 同じ質問を、先ほどの別の議員の質問を、私、その答弁ではちょっと、エッと思いましたので、レベル2というものが落橋しないということをおっしゃったんですが、

一定、何かマグニチュード、震度というものが基本にあつてレベル2というものが示されているのではないかなという疑問を持っておりますが、そういったものは、この契約書の中では説明できるものではないのか。ですが、最終でありますし、今回の実質協議の中で示されており、「昨今の大規模な地震等を鑑みると、レベル2地震度に耐えることができる性能を確保する必要がある」ということで、事業概要及び施行理由書に示されておりますし、その点では、「昨今の大規模な地震」というのがどの辺を想定されているのかということについて、JR西日本とどのような協議をされたのか。これは一定、覚書に相当するものというふうに私は資料請求の際に聞いておりますので、その点について、ちょっと補足をお願いしたいと思います。

都市整備課長 再度のレベル2地震度についてのお尋ねでございますが、基本的に、桜井跨線橋につきましては、「地域防災計画」上、緊急交通路に位置づけられているということで、基準となる道路橋示方書に基づいて、耐震性能というのは実施していくという決まりがございますので、その道路橋示方書によりますと、跨線橋についてはレベル2地震度、必要最低限、限定的な被害に止める。地震が起こった際にも、緊急交通路になっておりますので、緊急車両等は速やかに通れるような限定的な被害に止まるといった耐震性能が必要になるということで、当然のことながら、この跨線橋についてはそういったレベル2地震度、道路橋示方書の基準に基づいてせん断ストッパーを設置して、落橋防止、それから支承から橋桁が外れない形で、限定的に止める被害に収めるということで随時進めておりますので、そういった考え方でレベル2地震度の考え方が必要になってくると。

お尋ねの、どういった地震にということにつきましても、大体、阪神淡路大震災、あるいは東日本大震災、マグニチュード、震度7を超えるような地震、7ぐらいを想定される地震について、先ほど申し上げました限定的に止められるといった耐震性能を目的とした工事を行うということで、ご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

河野議員 わかりました。詳しく答弁していただきましたし、限定的に止めるということが、いろんなことを想定はしますが、この跨線橋の「その7」補強工事が最終的な完了形となすということで、この工事で終えられるということなので、最終的にもう1回お訊きたいのは、この工事をもってしてもということではないと思います、以前から、この工事の能力として、島本町で言えば産業用道路に匹敵するぐらい、各工事の大型車両、10tトラックが日々通行するという点では、唯一の道路であるというふうに私は認識しておりますので、「その7」をもってしてと言うのか、「その7」以前からなのか、ちょっとわかりませんが、その点も含めて、10tトラック、日々何台まで通行に耐え得るものというふうになるのかということについて、再度、確認の質問をさせていただいて、終わります。

都市整備課長 10tトラックについてのお尋ねでございますけども、今、ご指摘いただきました内容につきましては、どちらかと言いますと舗装面の損傷という部分で、近年、町域内におきましては大型開発が進められまして、大型車両の通行する頻度が多くなっているということで、どちらかという、そちらは舗装の傷み具合が影響してくるかなということ考えております。このことから、今回の工事につきましては、耐震工事というのは、先ほど申し上げましたように大型地震に備えた工事ということで、そういった10tトラックの台数でありますとか、大型車両が何台通った、何台通るということでの影響はないということで、ご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

東田議員 この議案に添付していただいている側面図なんですけども、この乙の代行発注の部分で、左の部分のP8の橋脚ですね。こっちに関しては鋼板巻立て工、向かって右のほうはRC巻立て工というふうになってますけど、これは本来やったら統一したほうが段取りがいいというか、工期的にも短くとか、手間も減らせるんじゃないのかなと思うんですけども、バラバラの工種を選んだ理由というのを伺いたいのと、それと乙の代行発注じゃなくて、乙の施行となっている電気関係工事ですね。これは工事の影響範囲にあるんだろうなというのは一定理解できるんですけど、この詳細について、ちょっと伺いたいです。

都市整備課長 2点のお尋ねでございますが、まず、橋脚の補強の方法の違いでございますが、P8につきましては鋼板巻立て、それからP9についてはRC巻立てということで、P8のほうにつきましては、先ほど申し上げましたスロープの構造物が橋脚にかなり近接しておりまして、RC巻立てでコンクリートを打つに際しましては、型枠の幅が取れないということで、そういった設計の中で、鋼板巻立ての方法しかないということで、P8については鋼板巻立てで、体育館側のP9についてはRC巻立てということの工法の違いが出てきております。

それから、鉄道部分の電気関係でございますけども、今現在、予定いたしておりますのが鉄道部分の保線対策、その中でいろいろJRさんのほうで工程の計画から軌道の監視方法、停電等の電気の対応が必要になるといったことから、そういった電気関係については必要最低限の措置を行う必要があるということで、今回、内容に盛り込ませていただいている、そういった内容となっております。

以上でございます。

東田議員 本来であれば、両方ともRC巻立てでやりたかったんでしょうけど、スペースの関係で、こうなったということですね。

鋼板巻立てにしても、GLがこのラインにありますから、ここ、結構な深さまで掘って、この橋脚、むき出しにしなければならないと思うんですけど、その影響というのは大丈夫なのかということと、他の議員からの質疑でもありましたけども、今回の径間

9、これが終わると、この跨線橋の補修が全部完了するということですが、今回、完了して、この後、何年ぐらい保つというのを見越しておられるのかっていうの、ちょっとお伺いしておきたいなと思います。

都市整備課長 P8の鋼板巻立ての影響でございますが、大体GLから1.5メートルぐらいを掘削する予定をいたしておりまして、そちらにつきましては素掘りの範囲で掘削ができるということで、影響は少ないというふうに考えております。

それから、2点目の、完了して何年ぐらいということで、こちらにつきましても来年、再来年、「長寿命化修繕計画」を見直す時期になっておりますので、「道路法」で定められている5年に1回の近接目視ともあわせまして、今後の桜井跨線橋についての補修の内容というのは適時決定をして、必要な対策を整備していくという流れで、現時点におきましては考えております。

以上でございます。

東田議員 これからどういうふうに維持管理していくというのもいいんですけど、今回、この跨線橋、7年ぐらいかけて最後まで、最終のスパンが完成すると思うんですよ。長寿命化を図っているんですから、どの程度、長寿命化が図られるというのを目的としたのか、どのぐらい見込んでいるかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

都市創造部長 当該跨線橋の寿命と言いますか、長寿命化を図ることによって延命がどれぐらいできたか、というお尋ねかと思えます。

一般的には、橋梁については減価償却資産の耐用年数を引用いたしますと、50年と言われております。しかしながら、文献によっては建設した年代により違いが見られるとも紹介されていることもございまして、本跨線橋については、建設年代からは約70年程度が平均であるというふうに認識をいたしております。つきましては、当該跨線橋は西暦で申しますと1975年に完成いたしておりまして、すでに44年が経過しております。一般の部分で言いますと、先ほど申しました減価償却でいきますと、50年から、もう今44年経過しておりますので、減価償却上は6年となりますが、やはり今回、長寿命化、いろいろ多額な費用もかけさせていただく中で進めさせていただいておりますので、少なくとも一般的に言われている70年以上は保たす必要があると、70年以上は保つものというふうに、現時点では思っているところでございます。

ちょっと、ご答弁になっているかどうかというふうな感じもいたしますが、現時点では、以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第43号議案 工事委託協定の締結について、人びとの新しい歩みより賛成の討論をさせていただきます。

東海道本線山崎・島本間桜井跨線橋補修・補強工事の協定の締結です。平成23年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成24年度から計画的に長寿命化を行ってきましたが、その最終段階となるJR京都線軌道横断部の補修・補強工事を西日本旅客鉄道株式会社に委託するものです。随意契約により協定を結ぶことを妥当と見なすものです。

工期は令和3年3月31日まで、2カ年にわたる大きな工事になります。工事期間中の安全には十分努めてください。

本町にとって、鉄道路線を東西に跨ぐ唯一の主要幹線道路であり、また橋梁であり、大規模地震災害を考えると、この一連の事業が無事、安全に滞りなく行われることを祈願しまして、賛成の討論といたします。よろしく願いいたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第43号議案、公明党を代表して賛成討論をさせていただきます。

今回、西日本旅客鉄道株式会社と工事委託が締結されました。この工事で、跨線橋補修・補強工事、すべて完了になると思います。

私は、この工事に当たられた職員を、長年、しっかりと見てまいりました。ストッパーの補助金をはじめ、担当職員の努力は頭が下がるものでございました。ほんとに誇りに思う職員です。最後まで努力されたことに関しまして、公明党を代表いたしまして感謝を申し上げます。そして、この工事が最後まで無事故で行われるよう、ぜひ、その点もよろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第43号議案 工事委託協定の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

桜井跨線橋については、JRを跨ぐ本町唯一の幹線道路と認識しております。今回、JR軌道上の補修が終わり、これで跨線橋の補修がすべて完了するということなんです。が、JRの軌道上を跨ぐ工事になると思うんで、夜間工事等もあると思います。

特に安全には注意して、仮設のヤードについても体育館の横、それに中谷川を挟んで五反田雨水幹線に関しては、そちらもたぶんJRさんが推進をかけるということなんで、その調整については、担当部署もそうですが、下請けさんというか、受けてくれている業者もJR同士なので、安全に関しては、JRを止めることなく完工してもらうことを要

望し、賛成の討論とします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第43号議案 工事委託協定の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

この東海道本線山崎・島本間桜井跨線橋補修・補強工事（その7）をもって、この跨線橋そのものの工事は完了するものとお聞きし、また、この議案資料として末尾に付けられた工事費概算額調書、こういったものが議案として提出されるということについては非常に隔世の感を持っております。こういった透明性・公平性を図られるということは、全国のJR西日本や、JRに対しての工事委託、様々な委託に関して、かねてから透明性・公平性を図るという声は、各地方公共団体からあったものと私は推察しておりますが、その成果が、こういったところにも現れておりますし、そのことをもって協定を締結されるに至ったということ。また答弁にもありましたように、実施設計をもって様々、工事費用を積み上げたものと比較検討した結果として、この金額をあげられているということ。

あとは、「その6」までの工事の間、それは私の周辺だけかも知れませんが、あまり苦情というものが寄せられてこなかったということがあり、この流れの中で、「その7」も工事を完成されることを切に願っております。その点は、現場のほうでのご努力の賜物であるというふうに評価をし、「その7」も、その流れの中で完成していただきたい。

直接、工事委託協定に関わらないところで質疑をさせていただきました。これが終わった時点では、長寿命化とは関係ないところかも知れませんが、歩行や自転車などによって、この跨線橋を利用される住民にとっては非常に大切な側道とも言えるスロープ、ここも早晚、様々、細かく応急措置をされているというところが見受けられますので、この点も早晚着手していただくことを強く要望いたしまして、本議案に対しましては賛成といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第43号議案 工事委託協定の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論をいたします。

「島本町橋梁長寿命化計画」に基づいた桜井跨線橋の補修・補強工事になりますけども、この径間9のスパンが終わりますと、7年越しの工事がすべて完了ということになります。JRの軌道上の横断部に関して、大変、交通問題で大きな影響がございますし、もし何か事故が起こった場合、数万人の乗客に影響が出るというようなことを考えると、JR西日本に委託の協定を結ぶというのは妥当であるというふうに感じております。

また、工事の目的が橋梁の長寿命化でございますから、今回、質疑の中でございましたように、70年後まで保たせたいというのは、実際できるかどうかというのは抜きにしても、しっかりと目標として維持管理に努めていただきたいと思います。

この跨線橋につきましては、主要な幹線道路という側面もありますけども、やはり救急や消防等も通らなければ、本町全体の安全安心の暮らしに寄与できませんので、そのあたり、しっかりと肝に銘じて、頑張って70年保たせるように維持管理していただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日6月26日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日6月26日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時52分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

- 戸田議員 1. 百山・上空通路の道路占用許可の妥当性を問う
2. 保育所入所審査要件
多胎児保育世帯にさらなる配慮を！
3. JR島本駅西地区まちづくりへの思い
～これまでとこれから～

- 伊集院議員 1. 震災・災害の爪痕について
～山間部から暮らしを守る！及び、避難所でもある体育館にエアコン設置～
2. 本町のテロ対策について

- 中田議員 1. 待機児童解消には保育士処遇改善で対応を
2. 駅西の計画案は再検討が必要
3. 重要な生きものの保全について

第 3 号報告 平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 号報告 平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 5 号報告 平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 6 号報告 平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第 7 号報告 平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第42号議案 工事請負契約の締結について

第43号議案 工事委託協定の締結について

令和 元 年

島 本 町 議 会 6 月 定 例 会 議 会 議 録

第 3 号

令 和 元 年 6 月 2 6 日 (水)

島本町議会 6 月定例会議 会議録（第 3 号）

年 月 日 令和元年 6 月 26 日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番 塚 田 淳	2 番 大久保 孝幸	3 番 東 田 正 樹
4 番 平 井 均	5 番 河 野 恵 子	6 番 清 水 貞 治
7 番 岡 田 初 恵	8 番 川 嶋 玲 子	9 番 戸 田 靖 子
10 番 中 田 み どり	11 番 野 村 篤	12 番 伊 集 院 春 美
13 番 福 嶋 保 雄	14 番 村 上 毅	

地方自治法第 121 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 山田 紘平	副 町 長 小田 哲史	教 育 長 持 田 学
総 合 政 策 長 北河 浩紀	総 務 部 長 由 岐 英	健 康 福 祉 長 原山 郁子
都 市 創 造 長 名越 誠治	上 下 水 道 長 水木 正也	消 防 長 近藤 治彦
教 育 こ ど も 部 長 岡本 泰三	会 計 管 理 者 永 田 暢	教 育 こ ど も 部 次 長 川畑 幸也
教 育 こ ど も 部 次 長 安藤 鎌吾	総 務 部 総 務 ・ 債 権 管 理 課 長 中嶋 友典	総 務 部 財 政 課 長 森 泰 昭
都 市 創 造 部 環 境 課 参 事 吉田 夏樹	教 育 こ ど も 部 教 育 総 務 課 主 査 廣澤 孝明	

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 坂元 貴行 書 記 村田 健一

令和元年島本町議会 6 月定例会議議事日程

議事日程第 3 号

令和元年 6 月 26 日（水）午前 10 時開議

- 日程第 1 第 44 号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 45 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 第 46 号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第 4 第 47 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）
第 48 号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 第 49 号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

村上議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第44号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第44号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により「災害弔慰金の支給に関する法律」等が一部改正され、災害援護資金の貸付については、延滞の場合を除き、据置期間経過後は、市町村の判断で貸付利率を3%より低い利率で貸し付けることが可能となったこと、また東日本大震災時の特例により、保証人を付すかどうかについても、市町村が条例で定めることとなったものでございます。

それでは、第44号議案参考資料 島本町災害弔慰金の支給に関する条例新旧対照表に基づき、順次、ご説明申し上げます。

改正案の第12条につきましては、利率及び保証人を規定するものでございます。第1項では、災害援護資金は、据置期間経過後における延滞の場合を除き、無利子とすることを規定しております。第2項では、貸付を受ける場合の保証人を規定しております。ただし、「町長が必要と認める場合は、この限りではない」としております。第3項では、前項で規定する保証人は、違約金を含め、災害援護資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負うことを規定しております。

第13条につきましては、償還にかかる規定の文言整理等を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上で、島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 44 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第 44 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2、第 45 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇） おはようございます。それでは、第 45 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国基準である厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、4点でございます。

1点目は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、一定の条件のもと、当該連携施設の確保を不要とするものでございます。

2点目は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

3点目は、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供している家庭的保育事業者について、平成27年4月1日から5年間は自園調理の原則を適用しないことができることとしているところ、その経過措置期間を、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ5年延長することとするものでございます。

4点目は、家庭的保育事業者等について、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認めるときは、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができることとしているところ、その経過措置期間を5年延長することとするものでございます。

その他の改正につきましては、文言を整理するものでございます。

それでは、議案参考資料 新旧対照表に沿って、具体的に、ご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページ、左側の「改正案」の欄をご覧ください。

初めに、1点目及び4点目の改正、条番号で申しますと、第8条第4項及び第5項並びに3ページ目の附則第4項の部分でございます。

まず、第8条第1項において、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等、すなわち家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者は、原則として連携協力を行う幼稚園、保育所または認定こども園を連携施設として確保しなければならないこととされております。連携協力の項目として3項目が定められており、その一つに、家庭的保育事業所等に在籍していた園児が当該事業所を卒園した後、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること、というものがございます。

しかしながら、近年、保育ニーズが高まる中、保育所等の側に、家庭的保育事業所等の卒園児を優先的に受け入れられるほどの定員の余裕がないために、この卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保がなかなか進んでいない状況でございます。その一方で、連携施設の確保をしないことができる猶予の経過措置期間が今年度末までとなっており、このまま連携施設の確保ができなかった場合には、その事業所は基準不適合となり、運営の存続や利用者の生活に著しい支障が出てくるおそれがございます。

なお、全国の家庭的保育事業者等のうち、三つの連携協力項目にかかる連携施設をすべて確保できている事業者は、平成30年4月1日の時点で約46%となっており、残る約半分の事業者については、一部の連携協力項目についてのみ連携施設を確保できている、もしくは全く連携施設が確保できていないというような状況でございます。

このような状況から、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保を推進するため、当該連携施設として連携できる対象施設を拡充することや、連携施設の確保に関する猶予期間を延長することについて、国に見直しを求める声が一部の自治体からあがっておりました。

これを受けて、国では、「平成30年の地方分権対応方針」に基づき、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保を不要とし、その代わりに、入所定員が20人以上の企業主導型保育施設または自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村長が適当と認める施設を、卒園後の受け皿の提供にかかる連携協力を行う者として確保しなければならないと、国基準を改めたところです。このため、それに準ずる形で、条例におきましても、第8条第4項及び第5項を加える改正を行うものでございます。

また、附則第4項において、国基準と同じく連携施設に関する経過措置の規定を設けており、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができ

ると町長が認める場合は、条例の施行の日、すなわち、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができると定めておりますが、先ほど説明いたしましたように、連携施設の確保が全国的には十分に進んでいない状況を踏まえまして、「平成 30 年の地方分権対応方針」に基づき、国基準において、この 5 年の経過措置期間が 10 年に延長されることとなったため、その改正に準じて条例も改正するものでございます。

続いて、2 点目の改正、条番号で申しますと、2 ページ目の第 47 条第 2 項の部分でございませう。

事業所内保育事業のうち、利用定員が 20 人以上であるものを「保育所型事業所内保育事業」といいますが、この保育所型事業所内保育事業を行う者については、現行、連携施設を確保するにあたっては、卒園後の受け皿の提供にかかるもののみでよいこととなっております。しかしながら、全国的な状況として、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保に苦慮している事業所が多く、確保を猶予する経過措置期間の期限が迫ってきている状況にあること、また、そのような保育所型事業所内保育事業所に関しては、その定員規模や、設備・職員の基準から、通常の認可保育所と同様に、自己の施設において、引き続き 3 歳児以上の子どもに対して保育を提供することが可能であることを踏まえ、「平成 30 年の地方分権対応方針」に基づき、3 歳児以上の子どもの受け入れが可能な保育所型事業所内保育事業者については、卒園後の受け皿の提供にかかる連携施設の確保も不要とするよう国基準が改められたため、それに準じて条例も改正するものでございませう。

最後に、3 点目の改正、条番号で申しますと、附則第 3 項の部分でございませう。

現在、家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者に関しては、いずれも自園調理により食事を提供することが原則となっております。ただし、国基準が定められた当初、自園調理を行っていない事業者も一定の割合で存在していたため、附則において、食事の提供に関する経過措置が定められ、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間は、自園調理の原則を適用しない猶予期間が設けられておりました。

しかしながら、家庭的保育事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者については自園調理への移行が十分に進んでいない状況を鑑み、平成 30 年 4 月に、当該事業者に関し、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、その猶予期間を 10 年間とする改正が行われた経緯がございませう。その後、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者については自園調理への移行率が高くなったものの、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供する家庭的保育事業者については、未だ自園調理への移行が十分に進んでいない状況にあることから、このたび、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供する家庭的保育事業者についても、家庭的保育者の居宅で保育を提供するものと同様に、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、その猶予期間を 10 年間とする国基準が改められたため、それに準じて条例も改正するものでございませう。

以上が改正内容でございますが、家庭的保育事業所等に関しては、現在のところ、本町では小規模保育事業所が4カ所あるのみであり、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所はございません。また町内の小規模保育事業所については、いずれの事業所も、三つの連携協力項目にかかる連携施設を全て確保できているため、改正後の規定を直ちに適用する状況にはございません。

なお、施行期日は、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 皆さん、おはようございます。まず、本町における現在の連携の状況を確認します。どのようになっていますか。卒園後の受け皿の提供が著しく困難であると町長が認めるときは、一定の条件のもと連携施設の確保を不要とする、そのような規制緩和であるとお聞きしましたが、現在の島本町に必ずしも必要とは思えません。待機児童対策として、これからさらに小規模保育所を増設する見通しがあり、その際の規制緩和のため改正が必要と判断されたのでしょうか。確認します。

教育こども部長 現在の連携施設の状況でございますが、先ほど議案説明でもご説明させていただいたんですが、現在は、小規模保育事業所が町内には4カ所ございますが、いずれの事業所におきましても、三つの連携協力内容にかかる連携施設をすべて確保できている状況でございます。

また、このたび改正をする条例の各規定につきましては、国基準において、いずれも「従うべき基準」として定められている規定に当たりますことから、国基準が改正されたことに伴い、その内容に従って条例を改正する必要があるものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

戸田議員 本町では4カ所、三つの連携内容、すべて確保できているということです。国基準とおっしゃいますけれども、基準というのは最低の基準であって、上乘せして、島本町が本町の事情にあわせて条例を定めておくというのは何ら不思議ではなく、地方分権時代、地方自治においては当然許されるべき、当然のことだと思っております。

次の質問です。3歳児からの受け入れ先は、町立で保障とするお考えに変わりはないという認識でよろしいでしょうか。そうであれば、なおさら改正は必要がないように思え、国の示すものは最低基準と捉えて、改正しないという選択肢、考え方もあるのではないのでしょうか。事実、そういう自治体があると聞き及んでおります。

自園調理の原則を適用しないことができる経過措置も延長されます。島本町では、自園調理の原則が守られることを基本とするべきであり、国の方針により、家庭的保育事業のあり方が、繰り返し繰り返し下方修正されていくのを、必要もないのに、そのまま

追隨するのはいかがなものでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 再度のお尋ねでございますが、小規模保育事業所の卒園児の受け入れにかかる連携施設の確保に関しましては、その連携先をいずれの施設とするかにつきましては、まず事業所に選択権がございますので、仮に、事業所が町内の私立幼稚園を卒園児の受け入れにかかる連携施設として希望していたものの、それがかなわないというような場合には、卒園児に継続した保育を提供できるよう、町の責務として町立保育所を卒園児の受け入れにかかる連携施設として、事業者と連携協力を結ぶものでございます。

しかしながら、今後、仮に町内で家庭的保育事業所等が増えてまいりますと、それらの卒園児をすべて町立保育所だけで優先的に受け入れるということは難しい状況になってまいりますので、そのような場合には、町において事業者と施設との連携施設にかかる斡旋等、調整をしていく必要があるかなというふうに思っております。

また、先ほどもご答弁させていただいたんですが、このたび改正する条例の各規定におきましては、国基準において、いずれも従うべき基準として定められている規定に当たりますことから、国基準が改正されたことに伴い、その内容に従って、条例も改正する必要があるという点については、ご理解を賜りたいと思います。

本町におきましては、質の高い保育を提供するという観点から、過去、小規模保育事業者を公募する段において、自園調理の実施など、条例に定める原則の基準に従った運営をすることを条件に募集をしております。今後、事業者を公募する場合につきましても、その原則の基準に従った条件により、事業者を今後も確保してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員 私も、今、他の議員の質疑と同様の疑問を持っておりました。一定、今の答弁でわかった部分はあるんですけども、「従うべき基準」であるということでは、法規審査上、島本町長の名のもとで、これを上回る基準を明記するということができないというふうに、ちょっと私の訊き方が悪ければ、ただ、趣旨はわかっていたと思いますが、そういった条例提案は技術上不可能であるということの意味するのかということについて、再度、答弁を求めます。

そもそも国が基準を緩めてきているというか、そういった質の小規模が乱立せざるを得ないような保育施策があったということが背景にあります。ここで、その議論をするつもりはありません。

それと、小規模保育事業の卒園児の受け入れの実態について、今の答弁にもありましたが、町立保育所だけでは受け入れられないということと、今年度はとうとう第四保育所としては、今まで利用されていた方の年齢の持ち上がりは受け入れられましたが、新規入所を受け入れることができなかつたということで、第二保育所しかない前提がありますので、当然、町内の一定経験をお持ちになる民間保育園にも連携施設を求めて行かれ

るのはやむなし、というふうに思います。

参考までに、今の町内にあるすべての小規模保育事業所と、その連携施設である保育所を、固有名詞で報告というか、説明を求めたいと思います。その点について、いかがでしょうか。

教育子ども部長 先ほど来出ております、国が改正したから町も改正しなければならないのか、というところでございますが、今回の改正にかかる規定は、すべて「従うべき基準」に当たりますので、原則的には国基準どおりに条例を改正する必要があるというものでございます。「従うべき基準」に従う範囲内で、条例で上乘せすることは不可能ではございません。

そして2点目は、小規模保育の連携施設でございますが、町内4カ所の小規模保育については、RICホープしまもと保育園、ぬくもりのおうち保育島本園、ぬくもりのおうち保育若山台園につきましては、すべて町立保育所が連携施設です。るりの詩保育園につきましては、町立の保育園と高浜学園の2カ所を連携施設として提携を結ばれております。

以上でございます。

河野議員 聞き方によって違うと思うんですが、技術上は可能であるというふうには認識しましたが、仮に、では、そういった「従うべき基準」を上回る基準ということで、今回、条例改正に至らなかったということになれば、何らかの国からの歳入補助においてペナルティーなどが入るのかということですね、何か島本町にデメリットがあるのかということですか。

背景にあるのは、こういった「従うべき基準」というのは、今まで島本町が努力していたことについて、国がそれを追いかけるような形で、地方公共団体が努力している保育の質に近づけていくというのであればいいんですが、昨今出てくるのは、逆に、それを下げるということですので、今まで必死で島本がやってきた、こういったレベルの条例を、一方では、この「従うべき基準」によって脅かされるということになりかねません。それができるということにもなってしまいますので、その点、ちょっと厳密にお答えいただければと思います。

教育子ども部長 今回は「従うべき基準」でございますので、「参酌すべき基準」とはまた違うわけでございます。ということで、先ほどもご答弁させていただきましたように、原則的には国基準どおり改正をする必要がございますということで、改正をさせていただくものです。

ただ、先ほどもご答弁させていただいたんですが、本町が民間の家庭的保育事業者等、公募するにあたりましては、例えば、これまでも自園調理などの原則を認可基準を満たすよう運営を行うことを条件に募集したり、という形で募集してまいっておるわけでございますので、条例上は国基準に求めても、それら募集の際にはそのような対応が可能

というふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

河野議員 実際には、国からはこのような規制緩和、あるいは今の現状を延長して、経過措置として認めるということが続くということになります、こういった条例が。ただ、今の島本町の状況ですね、実質的には原課においては、募集事務においてはそのような基準で募集はしていないということですし、実際に、それに応えられる法人が手をあげてきてくださっているということで、小規模保育が当初導入されるときに非常に懸念したところはあったんですが、今、4カ所に至るにあたり、一方では家庭的な小規模の組織、グループで、保育士さんも一方では望まれるというふうな保育の仕事ができていますというふうなことも聞いております。

今回の改正が行われたとして、直接、町内に影響のある施設はないというふうに認識しておりますが、今後、今、認めておられる施設がそういったことに陥る、あるいは新たに——私も小規模保育を公立でと申し上げておりますが、新たな小規模保育を整備されるところで、向こう5年間、そういった可能性はたして相当数あるのかと。これも、あくまで可能性としか言えませんが、そういったことが目前に迫っているのかなというところについて、状況について答弁をいただきたいと思います。

教育子ども部長 まず1点目、先ほどの答弁漏れで、ペナルティーはあるのかということについては、ペナルティーはございません。

そして、今回の改正により影響のある施設はないということで、今後、そのような可能性あるのかということでございますが、可能性としては当然でございます。本町が、先ほども申しましたように、自園調理などの原則の認可基準を満たす運営を行うことを条件に募集をしてきて、幸いにも本町では、その条件にかなう事業者を選定することができておりますので、保育の質の確保を図るためにも、事業者を公募する場合には、引き続き、この原則論に基づいて運営をしていただくことを条件に募集をしていく予定ではおるんですが、ただ、もし募集しても応募がなかった場合につきましては、そのような状況を考えると、事業者の確保を図る手段として、今回の条例改正でさせていただく国基準のような募集をしないと確保できない場合もありますので、そのためにも、今回の改正は必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第45号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して反対の討論を行います。

今回の条例改正は、小規模保育所や家庭的保育を行う事業所の連携施設の確保や、自園調理に関する規定の規制緩和です。現在、町内にある小規模保育所は連携施設を確保できている、もしくは対象となる施設自体がないため、住民サービスに即時に影響するものではありません。今後、対象となる施設が出てきたときに、預け先の選択肢を増やすための措置というのも、一定わかります。

しかし、一方で規制緩和なわけですから、それが本当に子どものためになるのかという点では、食育や安心感の観点から不安材料が残ります。依然として保育士不足はあるものの、昨日の新聞報道でもあるように、待機児童問題は全国的にピークは越えたのか、とも言われている中で、わざわざ条例改正によって規制緩和を行うことは、子どもの最善の利益の観点から疑問が残るため、反対とさせていただきます。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第 45 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本条例は平成 26 年 10 月に制定され、5 年が経過しようとする中、家庭的保育事業者について、5 年間は自園調理の原則を適用しないことができることとしているところ、その経過措置期間を、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ 5 年間延長するものとすることや、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができる町長が認めるときは、平成 27 年 4 月 1 日から 5 年間の連携施設を確保しないことができることとしているところ、その経過措置期間を 5 年延長することとするものの、経過措置期間延長などをするための条例改正です。

島本町においては、現状、多くの待機児童が発生し、特に 0 歳児・1 歳児に待機児童が多く、保育先の確保が重要な課題となっています。その課題解決策として、現状の計画の確実な実施、そして前倒しで、待機児童が出ないように保育士体制を整備するなど、様々な努力をしていただきたいと思います。それに加え、島本町においては現状、家庭的保育事業者はおられない状況ですが、体制を整備し続ける観点から、本条例の一部改正については必要な事項と認めるものです。

以上、自由民主クラブを代表して賛成の討論といたします。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 非常にわかりやすいですが、苦渋の選択として反対の討論をさせていただかざるを得ません。第 45 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

前提としまして、今現時点で島本町が、今、存在する小規模保育所に対し、こういった規制緩和を敷くというものではないということは十分に認識しておりますし、運用と言いますか、市町村の独自の努力として、募集事務においては自園調理、連携施設の確保

ということを前提にされてきたことによって、この間、一定、小規模保育が円滑に、かつ事業所の努力によって行われてきたという、そういった信頼については揺るぐものではありません。

ただ、やはり国がそういったところ、市町村が必死で努力しているところに、こういったところで、本来、一定規模の認可施設を整備することを前提に、保育の待機児童対策を取らなかったこと。ここが、今、全国に及ぼす影響として、企業内保育所、あるいは認可外保育所の問題が社会的な問題になっております。無償化の議論においても、そういったことが明らかになっておりますが、島本町は今、企業主導型及び認可外保育所も存在していないということですので、そこは議論は必要ないと思いますが、そもそも保育士配置基準も含めて、家庭的保育事業の中で唯一島本町は町独自の配置基準を明記されています。そのことによって、例えばパワフルケアであれば、本来、3人の保育士で済むところ、島本町の基準があるために5人配置することができる。これは、私たちが視察をしたときに、株式会社の社員さんが、非常に安心だということをおっしゃってました。そういった基準も、今後、揺るがしかなないというのが、今の国基準であります。

そういったことに答弁を求めたところ、技術的には、あるいはペナルティー的には、この「従うべき基準」に従う必要はなしというふうには私は判断をいたします。そういったことを含めて、拙速にこれを「改正」する必要は、今はないのではないかということをお願いしまして、むしろ、そういったことよりも、町がやってきた努力を国が引き上げて、それを国基準とし、それに、ちゃんと背景となる補助金や制度を作ることを求めるべきではないかという意味で、できましたら、これから討論される議員におかれては、そういった意思表示を島本町議会、島本町がかつてから努力をしてきた保育の質を守れということ、こちらから発信していかなければ、こういった法改正が続く限り、島本町の保育の質が脅かされるということになりかねません。

そういった面で大変懸念をするということを表明しまして、反対の討論といたします。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようですので、次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第45号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第 45 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 46 号議案 島本町火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長（登壇） 第 46 号議案 島本町火災予防条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案の概要でございますが、避雷設備に関する事項の関係規定の整理及び住宅用防災機器等の設置の免除に関する事項の追加を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、第 46 号議案 参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。改正条例新旧対照表をご覧ください。

第 16 条 避雷設備に関する事項におきましては、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、当該改正を反映したものでございます。

第 29 条第 1 項第 1 号では、スプリンクラー設備の現行の技術上の規格にあわせまして、「作動時間が 60 秒以内」を種別が第 1 種に改め、第 6 号では「特定小規模施設用自動火災報知器」が設置された住宅部分について、住宅用防災警報器等を設置しないことができる規定を新たに追加し、従来の第 6 号を第 7 号とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員 1 点、確認させていただきたいと思います。避雷設備の中で「日本工業規格」であったものを、今回、「日本産業規格」の部分も入ってくると定めておりますけど、この点の変更された要因とか理由ですね、その点をお伺いいたします。

消 防 長 日本工業規格から日本産業規格につきましては、これは国のほうで改正をしておるんですけども、従来の日本工業規格につきましては、鋳工業品等の標準化の規格を定めたものでございますが、情報技術の革新が進みまして、企業競争力はデータや、その活用に移り変わっております。こうした背景を受けまして、標準化の対象につきましては鋳工業品データサービス、経営管理等を追加いたしまして、「日本産業規格」と、今回、改正されたものでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第46号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第2号)及び第48号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の2件を、一括議題といたします。

なお、本案2件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の47の1ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9,285万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億7,958万4千円とするもので、款項別の内容は、47の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

47の6ページをお開き願います。「第2表 債務負担行為補正」でございます。

第三小学校施設整備事業及び仮設校舎賃貸借について、本年度から、令和3年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

47の7ページをお開き願います。「第3表 地方債補正」でございます。

まず、1点目の「衛生化学処理場撤去事業債」につきましては、衛生化学処理場撤去事業にかかる財源として増額するものでございます。

2点目の「学校教育施設等整備事業債」につきましては、第三小学校整備事業及び中学校特別教室空調機器設置事業にかかる財源として増額するものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

47の10ページ「歳入」でございます。

第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金 526万1千円の増額につきましては、介護保険料にかかる軽減対象者及び軽減額の見直しに伴い交付金を増額するものでございます。第2項 国庫補助金のうち、第2目 民生費国庫補助金 735万4千円の増額につきましては、本年10月から導入される幼児教育・保育の無償化に伴い、システム改修にかかる補助金の交付を受けるものでございます。第3目 衛生費国庫補助金 19万7千円の増額につきましては、一定年齢の男性への風しん抗体検査の無料実施に伴い、補助金の交付を受けるものでございます。

第16款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金 263万1千円の増額につきましても、介護保険料にかかる軽減対象者及び軽減額の見直しに伴う交付金の増額によるものでございます。第2項 府補助金のうち、第1目 総務費府補助金 40万円の増額につきましては、大阪府被災者生活再建支援金の財源として交付を受けるものでございます。第2目 民生費府補助金 1,273万3千円の増額につきましては、小規模保育事業所新設事業にかかる歳出予算の増額補正に伴い、補助金の交付を受けるものでございます。

47の11ページでございます。第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 8,808万円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため、増額するものでございます。

第21款 町債、第1項 町債のうち、第3目 衛生債 1億4,840万円の増額、第6目 教育債 2,780万円の増額につきましては、「第4表 地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、47の12ページ、「歳出」でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費のうち、第3目 防災計画費 60万円の増額につきましては、昨年度の台風第21号の被害により半壊の被害を受け、家の解体を余儀なくされた方に対し、大阪府被災者生活再建支援金を交付するものでございます。第11目 人権文化センター費 187万円の増額につきましては、当初予算に計上いたしました老朽化が著しい給排水管等改修工事に加え、ふれあいセンター調理室が当面の間利用できなくなることへの対応策の一つとして、老朽化した人権文化センター料理教室の調理台等を改修するための設計費用を増額させていただくものでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費 70万5千円の増額につきましては、各種証明書発行等の業務量の増加に対応するため、臨時職員を雇用するものでございます。

47の13ページ、第3款 民生費、第1項 社会福祉費のうち、第1目 社会福祉総務費 78万7千円の増額につきましては、民生委員等団体関係事務を補助するため、臨時職員を雇用するものでございます。第2目 障害者福祉費 53万円の増額につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、障害児通所支援に対応するシステムを改修するものでございます。第7目 介護保険費 1,052万2千円の増額につきましては、介

護保険料にかかる軽減対象者及び軽減額の見直しに伴い、繰出金を増額するものでございます。47の14ページ、第2項 児童福祉費のうち、第1目 児童福祉総務費735万4千円の増額につきましても、幼児教育・保育の無償化の実施に対応するためシステムを改修するものでございます。第2目 児童措置費1,432万5千円の増額につきましても、小規模保育事業所の新設事業が当初の計画より遅れ、繰越額に不足が生じたため、増額するものでございます。第3目 児童福祉施設費5,559万円の増額につきましても、「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、第四保育所をふれあいセンターに移設することに伴い、工事請負費等を計上するものでございます。

47の15ページ下段の第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 予防費39万4千円の増額につきましても、一定年齢の男性への風しんの抗体検査及び予防接種を無料で実施するため、増額するものでございます。47の16ページ、第3項 清掃費、第3目 し尿処理費1億6,487万7千円の増額につきましても、衛生化学処理場撤去事業において、廃棄物が混在した土砂を追加処分するため、補正するものでございます。

第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費29万7千円の増額につきましても、離宮の水濾過滅菌設備の修繕のため、補助金を交付するものでございます。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費3,500万5千円の増額につきましても、第三小学校A棟の建て替えにかかる工事請負費及び工事監理業務委託等について補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第47号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） 続きます。第48号議案 令和元年度 島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、第1号被保険者にかかる低所得者保険料軽減拡充に伴う歳入の補正及び島本町地域包括支援センター運營業務委託にかかる債務負担行為の設定でございます。

議案書48の1ページをご覧ください。

第1条は、介護保険事業特別会計予算全体における元号の表示を「令和」に統一するものでございます。

第2条は、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正するもので、款項の内容は、議案書48の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第3条は、債務負担行為の設定で、議案書48の4ページ「第2表 債務負担行為補正」にお示ししているとおりでございます。島本町地域包括支援センター運營業務委託につきましても、令和2年4月1日から地域包括支援センターの運營業務委託が開始できるよう、令和元年度中に委託事業者の募集及び選定等の事務を実施し、契約をする必要が

あるため事務を進めるものでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書 48 の 6 ページの歳入でございます。

第 1 款 介護保険料、第 1 項 介護保険料、第 1 目 第 1 号被保険者保険料 1,052 万 2 千円の減額及び第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 4 目 低所得者保険料軽減繰入金 1,052 万 2 千円の増額につきましては、第 1 号被保険者保険料の低所得者軽減拡充に伴い、保険料現年度分を減額し、それに伴い低所得者保険料軽減繰入金を同額増額するものでございます。

なお、繰入金の財源につきましては、国 2 分の 1、府 4 分の 1、町 4 分の 1 となっております。

以上簡単ではございますが、第 48 号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案 2 件に対する質疑を行います。

中田議員 質問を行います。ふれあいセンター改修工事について、です。

まず一つ目、資料請求によりわかりましたが、6 月 10 日に第四保育所の耐震化対応に伴う要望書が保護者の耐震化選任チームから出ています。ふれあいセンター改修工事案について、「議会を通し、すべてが決定してからの提示では、子どもを預ける保護者の身としては不安しかありません。」とのこと。これに対応して、保護者の方にはふれあいセンターの改修工事案については説明を行ったのかどうか、確認です。

二つ目、ふれあいセンターについてです。四保の耐震化、ふれあいセンターで保育をする間、新規の受け入れはしないのだと聞いています。となると、例えば 1 歳児さんは、ふれあいセンターに移動した後、何ヵ月間か過ごせば、この部屋が次年度は空くということになると思うんですが、1 歳児の部屋は、4 階の 1 室ですよね。その扱いが、例えば 2 歳等にも影響すると思いますが、次年度以降、どのような扱いになるのか、お尋ねします。

三つ目、以前から指摘していることですが、たばこの副流煙のことについてです、受動喫煙の対応についてです。厚生労働省の「健康増進法」の改正で、2 月 22 日に通知が出ています。そこでは「子どもなど二十歳未満の者、患者等は、受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること」となっています。この点、ふれあいセンターは、今回、特別な措置として使用することで、まだ喫煙箇所が残っている施設で保育をすることになります。そしてもう一つは、4 月から、この庁舎が禁煙になったことで、この庁舎で働く方の喫煙場所として、ふれあいセンターがたぶん活用されていることと思うんですが、その時間帯の喫煙者の数は、ふれあいセンターの喫煙コーナーを利用する喫煙者の

方の数が増えていると思うのですが、その点、どのように現状把握をされているのか。また、それにどのように対応するのかについて聞きたいです。

以前、これを確認したときに、その喫煙場所は通らないようにするというようなお答えだったんですが、通らないのももちろん必要なんですけども、煙は上に上がっていきます。今の喫煙場所の上には園庭となるようなテラスや、また保育室となる場所も、その喫煙コーナーの上に位置しています。その点の配慮を、今後、どうするのかもお尋ねします。

それから、ふれあいセンター改修工事について、もう一つ。3階のテラスの園庭は、4階は保育専用になるようですが、3階のテラスの園庭は、保育の時間は保育所専用となるようですが、それ以外の時間は一般の方にも開放するとのこと。他の利用者も入ることができるとなれば、いろんなリスクも高まると思うのですが、そのようなことの対応はどうされるのか。

これが、今のふれあいセンター改修についての質問です。

もう1点は、第三小学校施設整備事業費についてです。昨日、三小の保護者の方から要望書が提出されました、ということをお尋ねしました。私たち議員のもとにも、昨日、手元に届きました。そこでお尋ねですが、人数ですね。昨日確認したときは、相当複数名の方がこの要望書に賛同されて提出されたということですが、具体的に何名かということ、もう一度確認します。

そして、要望で求められている説明、情報共有についてです。昨日も私、この点、繰越明許で質問しましたが、そのお答えとして、議会が可決、予算執行の後、スケジュールが確定すればそれから、ということでした。2月議会で質問したときも、アナウンス方法については検討する、工事の進捗状況も含めてと言っておられましたが、この要望書を見ると、保護者の方が情報として求めているのは、今のA棟の状態です。今後のスケジュールのことではありません。要望書には、このように書いてあります。「いざというとき、身を守るのは自分自身です。子ども達が自分自身を守れるためには、まずは情報共有を」と。ですから、これは指摘があった時点で、すぐにやるべきものだと考えます。予算の通過や今後のスケジュールの確定と、説明ができる・できないと全く関係がありません。今の状態の説明が必要なのです。地震などの天災は、いつ起こるかわかりません。それが今日かも、明日かも知れません。児童の安全を最優先と考えたら、とにかく明日にでも現状のA棟の説明に行政は出向くべきだと考えます。

四保の耐震化では、通常なら仮設園舎を建てて対応するものを、一刻も早く未耐震の施設から出ていただくことを理由に、保育施設でもなく、住民のサービスにかなり影響があるふれあいセンター保育を行政は決めました。四保では命が大事と、そのような対応を取ったのに、三小ではそれはしないのはなぜなのか。それでは、保護者の皆さんから場当たりの行政運営をしていると言われても仕方ありません。また、繰り返しま

すが、対応策、今回においては耐震化の工事スケジュールがないと説明ができないというのは理由になりません。対応策がないから説明を遅らせるのは、行政の自己保身というように、市民の目から映ります。

そこで質問です。三小でも、四保で取った対応と整合性のある対応を求めます。児童の安全と命を優先してください。予算が通ったらということであれば、明日にでも説明に出向く準備があるということと理解してよろしいですか。

以上、質問です。

教育こども部長 複数点いただいておりますので、順次、ご答弁させていただきます。

まず、ふれあいセンターの改修につきまして、第四保育所の保護者の方々に説明をしたのかということにつきましては、先週の金曜日でございますが、保護者会の役員数名の方ですが、お時間のあった方々に来ていただきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

そして次年度、受け入れる人数が減った後の対応でございますが、この次年度についての対応については、今後、検討していくところで、現時点では決まっております。

そして、受動喫煙についてでございますが、「健康増進法」に基づく受動喫煙対策の必要性につきましては、当然、十分認識をしているところでございます。ふれあいセンターにおける保育にあたりましては、喫煙所設置箇所周辺での活動を避けることはもちろん、今後、ふれあいセンターを所管しております総務・債権管理課とも調整を図ってまいりたいと考えております。

そして、3階のテラスの件でございますが、ほかの利用者も進入されるのではないのかということにつきましては、今回のふれあいセンター改修にあたりましては、保育施設として求められる工事や備品等の手配を遺漏なく行いつつ、同センターの利用者の皆さんへの影響を最少減に抑える必要があるものと考えております。議員ご指摘のリスク管理につきましては、保育士による使用前の確認を徹底するとともに、一般の利用者の皆様には、同所の使用をできるだけご遠慮いただくよう調整してまいりたいというふうに考えております。

そして、第三小学校のA棟の件でございますが、保護者の方々からの要望については、104人でございます。

そして、保護者へのアナウンスの件につきましては、昨日もお話をさせていただきましたが、予算可決後に対して、その後、年度内のスケジュールや配置計画について、まずお知らせをさせていただきたい。その後、仮設校舎、そして建て替え工事の具体的なスケジュール、安全対策のアナウンスについては、工事業者決定したうえで、皆様にご説明にあがりたいというふうに考えております。

そして、今回の第三小学校A棟の部分が、I s値がかなり低いということで、第四保育所については直ちに子ども達を移動して、ふれあいセンターで受け入れるという対応

をしたにも関わらず、三小についてはそのまま進めるのかということでございます。第四保育所について、命が大切と言ったのに三小では、ということですが、当然、子どもの命に関して、全く、子どもでも大人でも関係ありません。すべて、同じ命の大切さというのは私どもとしては認識をいたしておりますので、まず、そのことについては申しわけありませんが、反論させていただきます。

そのうえで、第四保育所については、そのときに耐震ができていないということについて、まだ、その整備についての行動は起こされてなかったんですが、今、第三小学校につきましては、すでにB・C棟の建て替えを含めて耐震に向けて工事が進んでおりますので、今、私たちに課せられたものとしては、まず目の前にあるA棟を早く耐震対策を講じて、皆さんに安全安心な施設で授業が受けられるようにすることが一番であろうというように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 ふれあいセンターの喫煙所についてのご質問に、ご答弁を申し上げます。

この本庁舎が敷地内禁煙になってから、それから、その前で、ふれあいセンターの喫煙所の利用者の数の調査というものは、実際、やったことはございませんけれども、例えば職員で言えば、職員のうち喫煙する者については、昼休みであるとか終業後に、ふれあいセンター喫煙所で喫煙をしているというふう聞いておりますので、その分が増加しているというふう考えております。

今後、教育委員会が子ども達の受動喫煙防止のために様々な対策を取ってまいりますけれども、その対策が「健康増進法」に照らしてどうなのかという部分については、教育委員会とも十分協議をしていきたいというふう考えております。

以上でございます。

教育こども部長 一部、答弁の修正をお願いいたします。先ほど中田議員のご質問に対して、B・C棟の分を建て替えと申し上げましたが、「耐震工事」の誤りでございます。申しわけありません。

中田議員 ご答弁いただきました。一つ目、ふれあいセンター改修工事についてです。

説明会をしたとのことですが、一部保護者の方に対してということでした。それは一定、本来は全体のほうが良かったのですが、一度はされているということは理解しました。今後、全体に対して、保護者の方にふれあいセンター改修工事について説明会をする機会を持つのかどうか。そして、その場合、一定議会は通っているわけですが、私たちが気がつかない点、保護者の方が気がつくこともあると思います。その点は微修正なりの確認を確認です。

次、1歳児の部屋が空いたときの対応についてですね。これも保護者の方の意見を聞きながら、保護者目線で、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして、たばこの件ですね。やはり、ふれあいセンターの喫煙所を利用する方は、こちらの庁舎の禁煙に伴って増えていると予想されますので、この点、ぜひ総務・債権管理課との調整を、よろしく願いいたします。

そして、3階のテラスの件ですね。同所の使用をできるだけご遠慮いただくよう、とのことですが、ふれあいセンター保育になること自体が、保育士さんにとってかなり負担がかかっているものだと思います。ましてや、ここで毎回、園庭のチェックを行うということは、通常業務にまた上乘せということになりますので、いつもしていると思いますが、ふれあいセンターに関しては、今までは閉じられた園庭をチェックしていると思いますが、今後は一般の方も利用した可能性がある場所をチェックするというのは、またかなり違ったことだと思いますので、この点、できれば3階のテラスも保育所専用にすることが望ましいのではないかと思います。見解を伺います。

そして、三小の件です。104名の方から要望書が出ていたということでした。先ほど、ご答弁がありました。大人も子どもも命が大事だという認識、そういう態度で臨まれているということはわかります。であれば、それを行動で示していただきたいです。

防災に関して、災害のときは自助・共助・公助という順番で災害に対応していくわけですが、この自助の最初の部分を強化する。今は弱いので、その分を子ども達が自分で守れるようにという要望が、今回の104名の方からの要望です。ですから、先ほどのご答弁があったように、工事のスケジュールが決まってからでは遅いんです。一刻も早く、A棟の状態に関して保護者の方に説明をして、お子さん、児童の皆さんにも自助の部分を補っていただきたい。そういうことなので、ぜひ説明会に関しては、もう一度、最優先で、命が最優先ですからね、それを行動で示すという意味で、もう一度、お尋ねします。説明会について、一刻も早くすることを求めます。見解を求めます。

そして次ですね、三小の保護者の方からの要望書の2点目、減災について問われています。「利用頻度を下げるとの取り組みを行ってください。」ということですが、例えば、今回、仮設がB・C棟は建てられるわけですが、A棟は、今後、スケジュールどおり進めば、耐震化ができていないA棟を1年半使用することになっています。できるだけ、そこを使用しない対応策が必要だというのは、ごもっともです。その点、確認です。利用頻度を下げるとの取り組みとして、お尋ねします。

給食を、現在の案ですと、仮設校舎ができるにも関わらず、耐震化が済んだ旧B・C棟で取るということになっています。その際はI s値が大変低い、0.07のA棟のピロティ部分を通っていくという案が、今回、提示されているわけですが、それは必須なのでしょうか。仮校舎で給食を食べるといえる案はできないのか。また給食を運ぶことが何らかの形で、仮設校舎で給食をそのまま食べるということができないのかとい

うことをお尋ねしたいです、1点。

そして、もし、給食を旧B・C棟で取らなければならないとなったとして、ピロティを通らない、危険な部分を通らないという対応ができるのかどうか。この点をお尋ねしたい。

そして、職員室についてです。このことも要望書に書いてあります。災害時に教職員は児童を安全に誘導するために重要な役割を果たします。危険箇所の真上に職員室があり、さらに教職員の方が多数負傷されることが予想されます、そうなった場合には。職員室だけでも仮設校舎設置後、空き教室となる旧B・C棟を代替施設として使うことはできないのかどうか。

以上の点、確認、ご見解、よろしく申し上げます。

教育こども部長 まず、ふれあいセンターの改修の質問でございますが、保護者の方への案内ということでございますが、まず先週の金曜日では、保護者会の代表の方々、役員の方々に説明させていただきましたが、今回、ご可決いただき、正式に工事費として認められた暁には、内容について、保護者の皆さんにご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

そして、3階テラスの問題ですが、先ほど来お話しをいただいておりますように、確かにすべて占有できればいいんですが、ただ多くの方々が使われる施設を保育施設として利用をさせていただくということもございますので、皆さんがご利用される施設ということも念頭に置かなければいけませんので、もう1点申し上げさせていただくと、4階のテラスについては、ここはもう完全に占有させていただくことになっておりますので、4階をメインに使わせていただく。そして3階については、一般の方も当然立ち入られるということなんですが、ただ、子ども達が使っているときは完全に占有すると。そして、子ども達が使わないときは一般の方に使っていただくということで、使用者について棲み分けができるようにというふうに考えております。

そして、次に保護者の方々へのアナウンスにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたように、ご案内、そして学校とも話をさせていただいて、保護者の皆さんに説明ということを考えておりますが、できるだけ早くという件につきましては、学校とも改めて話をさせていただいた決めていきたいと考えております。

そして、給食をB・C棟でやることについて、その理由と、仮設で食べることはできないのかということにつきましては、今回、学校現場からのご意見では、給食室で調理したものを運搬するのが屋外のため、食器や食缶が風雨にさらされると、異物等、衛生面に課題があることや、長距離を子ども達が運搬するということ。仮設校舎が2階建てで、階段を登る際にこぼす恐れがあるため、B・C棟で喫食するほうがいと要望を受けておりましたので、現時点ではB・C棟で喫食する計画とはなっておりますが、この点については、再度、学校のほうとも話をさせていただいて、今後の対応については検

討してまいりたいと考えております。

また、ピロティを通らない方策ということでございますが、新A棟が完成するまで、現行のA棟については特別教室としてこれからも使うこととなりますので、できる限りピロティを通らないような、昨日、三小の保護者の有志の方々のご意見をいただいたところ、私ども考えているところと大変近いところもございます。できるだけピロティを通らないような努力はしていきたいというふうに考えておりますが、全く通らないことができるかということは、それは困難であろうというふうに思います。

また職員室についてですが、今現在、現行のA棟にあります。職員室については、今の現時点の予定では、やはり今の現行のままで使用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 衛生化学処理場解体工事追加補正、それから地域包括センターの運営業務の委託、さらに第三小学校、3点に絞って、まずは質問したいと思っております。

衛生化学処理場解体工事追加補正1億6,487万7千円です。深さと面積から体積を算定することになるとと思いますが、廃棄物混じりの土砂の総量を、今回、4,000立米と見込まれた積算根拠はどのようなものですか。また、当初750立米と判断しておられた根拠をお示してください。

もう一個、土壤汚染にかかる調査方法についてです。撤去及び跡地利用に向けた事前準備として、平成27年10月から12月に、計4回、高槻市環境保全課との事前相談が行われていましたが、このときの現地調査、元職員の聴取、調査、廃棄物層調査ともに精度を欠いていたと思わざるを得ないんです。土壤汚染調査費は453万円規模であったと認識していますが、あれだけのプラスチックやビニール類が含まれていることを、元職員のヒアリングでも、ボーリング調査でも見出せなかったということですか。

次、介護保険です。地域包括センター運営業務の委託についてです。

できれば直営でと、ずっと申し上げておりましたが、民間委託を前提に、もうすでに協議がだいぶ進んでおります。運営協議会の役割の一つに、各業務の評価を行う、ということがあります。公正かつ中立な運営の確保を目指すことが非常に重要です。業者による囲い込みというようなものも問題になっております。そのためにPDCAサイクルというものを確立する必要がありますが、どのようにお考えですか。

運営協議会の役割を介護保険事業運営委員会が担うことになると認識していますが、構成員、メンバーに委託先の事業者が含まれてしまうということがないようにしなければなりません。利益相反という意味でもそうですし、また公正かつ中立な判断が行われないというようなことがあってはいけません。その意味で運営協議会は、例えメンバーが重複しても、本来、別組織であることが望ましいのではありませんか。

個人情報保護という点でも気になることがありますが、1点目の質問は、この二つ

にします。

それから、三小です。三小は本当につらい。建て替えすべきだと当初、申し上げていたわけなんですけれども、もうすでに、そこに遡ることはできません。

きっかけは基本構想でした。そのときに、A・B・C棟すべて建て替えるということでお示しいただいていたC案、お示しいただいてたというよりか、基本構想の検討で、株式会社阿波設計事務所さんが検討報告書を作成されています。島本町が委託して400万弱、380万ぐらいでしたかで、策定したものです。そこには、A・B・C棟すべて建て替えるC案というのがございまして、この費用が約28億2,700万円と見積もられていたと思います。その理由、工期が長く、仮設校舎での授業が長期にわたり、運動場の使用も困難であるということで、C案は検討から外された。

しかし、今、これと同じようなことが起こってしまっている。現行A棟建て替え工事、仮設校舎にかかる総予算が、このたび約20億7,000万円に及ぶという、そういう数字をお示しいただいたわけですが。基本構想策定業務、B・C棟耐震補強にかかる費用として2億4,500万円、別途これがありますから、合算すると、私の認識が間違っていなければ23億1,500万円。つまり、最も高かった全部建て替えるという28億に限りなく近い。

こういうことになるのではないかと、私は一般質問で渾身の訴えをしました。非常に残念な思いをしているわけなんですけれども、こういう結果になっていること、議会にも責任があると思っています。どうお考えか、確認しておきたいと思います。

以上です。

都市創造部長 まず、衛生化学処理場解体工事追加補正にかかります廃棄物混じりの土砂の総量の算出根拠と、当初の調査の精度について、でございます。

当初、推計しておりました廃棄物混じりの土砂の総量750m³につきましては、過去に実施いたしました土壤汚染状況調査に基づき、算定したものでございます。その算定方法につきましては、処理場敷地を10m×10mに区分けし、それぞれについてボーリング調査を行い、判明した廃棄物層の厚みを区分分けした面積で乗算し足し込んだものを、さらに5割増ししたものでございます。

今回、見込んでおります総量約4,000m³につきましては、当初のボーリング調査では判明しなかった最下部から地表面までの地表を、すべて廃棄物混じりの土砂であると推定し、その厚みを区分分けした面積で乗算し、足し込んだものでございます。

なお、土壤汚染状況調査につきましては、高槻市環境保全課に事前に相談を行い、その方法等について十分確認したうえで実施いたしました。処理場は建築後50年以上経過しており、当時の職員のヒアリングや、そのほか当時の広報誌等の資料の確認をもってしても、正確な状況の把握が困難であったものでございます。

また、ボーリング調査につきましては、その口径が8.6センチであり、廃棄物が溜まっており、層状になっておれば貫通し把握できますが、今回は廃棄物が点在している状

態でございましたことから、把握が困難であったものでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 地域包括センターの委託に向けての債務負担行為につきまして、2点、ご質問いただいております。順次、ご答弁させていただきます。

まず、1点目にPDC Aサイクルの確立というところのご質問でございますが、地域包括センターの委託後につきましては、年度ごとの事業計画書を事業者に提出していただきまして、地域包括センターの運営協議会でもある介護保険事業運営委員会に、委託先の地域包括センター職員自らが出席をいたしまして、業務の遂行状況について報告をする等の方法により、地域包括センターにおける各業務の評価を行うことができるのかなというふうに考えております。また、介護保険事業運営委員会におきましては、センターの業務の運営状況等につきまして報告を受け、運営が適切になされているのか、また公平性・中立性が確保された運営となっているのかななどを協議、そして評価していただきます。地域包括支援センターは、市町村とか、その意見を踏まえて、必要に応じて改善に取り組むということになりますので、直営でやっても委託でやっても、そういった形で同様に取り組んでまいりたいと考えております。

また、2点目の介護保険事業運営委員会の中に、委託先の事業者が含まれてしまった場合の公平性・中立性の担保というところのご質問でございます。

確かに、本町におきましては、島本町介護保険事業運営委員会を地域包括センターの公平かつ中立な運営を確保するために、意見を聴取し審議する場として位置づけております。介護保険事業運営委員会の委員、現在、13名おられますが、介護保険サービス事業所からは、町内の介護保険施設が推薦する者及び町内の介護保険事業所の介護支援専門員を代表する者等が委員として選出されておりますので、今後、選定いたします地域包括センターの委託先と同じ法人が、委員として選出されている可能性もございます。このようなことが生じた際には、どのような委員構成で介護保険事業運営委員会を運営していくことが望ましいのか、他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 第三小学校の工事費にかかるご質問でございますが、確かに、ここまでB・C棟の工事を終えまして、今回からまたA棟の建て替えへと取り組んでいくわけでございます。総額にすれば相当な金額になってることは、十分認識をいたしております。

先ほどご紹介いただいたのが、基本構想で示された額でございます。基本構想の示された額、報告書にもございますが、あくまでも設計事業者が過去の物件の経験値に基づいて算出したものということでございます。あくまでも超概算、細かな設計をして出されたものではないという金額でございますので、正式な金額を出すために実施設計を行ってきたわけでございます。例えばですが、A棟だけ、今回の建て替え工事費だけを見

ても、概算工事費、基本構想の中では9億円余りだったものが、29年3月に実施設計を終えた段階では16億を超える額になっておったということでございますので、あくまでも基本構想との比較というのは、少々金額が変わってくるのは当然のことになるかなと考えております。

いずれにいたしましても、私どもに、今、与えられたことは、早く、このA棟の建て替えを進めまして、児童の皆さんに安心して授業を受けていただける環境を整えていくということに、全力を傾けていきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 地域包括センター、委託先と同じ法人が委員として選出される可能性もございます、ということでした。これについては課題というか、問題点が認識されていますので、十分に検討いただいて、利益相反にならないようにしていく必要があると思います。事業者の選定については関わることはないので、その点については決定してからということになるかと思えます。

地域包括センターからいきます。権利擁護業務についてです。特殊詐欺を含む消費者被害、その予防に対応するため、町のにぎわい創造課との連携を求めたいが、いかがでしょうか。大変、厳しい詐欺がどんどん出てきている、高齢者の方が対象になっている。その点で、この地域包括センターとの連携というのは非常に重要だと思いますので、町のにぎわい創造課との連携を求めたいが、いかがですか、という質問にします。

もう1点、続けて問います。地域包括センターです。介護保険事業運営委員会において、すでに委託を前提に丁寧に議論されていることは承知しております。直営を維持したいという思いに変わりはありませんが、地域包括ケアシステムの充実に繋がるのならば、それはそれで望ましい点もあるかと思えます。しかしながら、民間委託の目的や狙いが人員削減、経費削減となつてはいけません。

お示しいただいた議会資料・河22によると、現在、2名の保健師が地域包括センターに配置されていますが、委託後、担当課として強化したいと考えておられる在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業等などの取り組みに従事していただけると、引き続き、考えて良いでしょうか。これまで地域包括支援センターに配置されていた町の職員がこれらの事業に従事してこそ、地域包括ケアシステムの充実が期待できると思います。その点、くれぐれも配慮していただきたいと思っておりますが、お考え、ご答弁をお聞かせください。

し尿処理ですね、ご答弁をいただきました。資料でわかることなんですけど、平成28年6月20日付け土壌汚染状況調査結果速報というのをいただきました。かつてあった曝気槽の付近にはボーリング調査はされていない。しかし、ここでもごみが発見されました。曝気槽設置時に、廃棄物混じりの土砂を工事の際に埋め戻しに使用したと推測されているようですが、ならば、その工事に大いに問題があったと思わざるを得ない。そん

なことが許されていていいのでしょうか。工事に産業廃棄物を活用していたということになり、大いに問題ではありませんか。ご答弁をお願いいたします。

村上議長 今、提案されているのは補正予算についてのあれなんで、それに絞って質疑をお願いします。

(戸田議員・自席から「休憩を取っていただいていますか」と発言)

村上議長 暫時休憩します。

(午前 11 時 42 分～午前 11 時 43 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けてください。

戸田議員 し尿処理、衛生化学処理場の質問は、以上です。

次は三小です。基本構想の段階であって概算であったというようなご答弁でしたが、その基本構想の検討報告書には、このように書かれているんです、考察、まとめとして。「今後も一層の厳しさが見込まれる島本町の財政状況や社会経済状況により、限られた予算の中で優先される事業を推進していかなければならない現状もあり、それらを含めた総合的検討が必要になる」、限られた予算の中で優先される事業ではなかったのかと。例えば庁舎の耐震化がある、ほかにもいろいろあるから三小は優先できなかったということになるのかと、今さらながら、これを読み返して本当につらいのですけれども。

でも、こう言いながら、結局、経費は前よりも、想定したよりも多くかかっている。このことについて責めているわけではありません。責めることによって、皆さん、これだけ頑張っておられる、そして課題に着手した方が責められていく、そして家でまずビールを飲むような質疑はしたくないです。でも、このことについて教育長、町長はどのようにお考えか。一度、ぜひ、ご発言をお願いしたいと思います。どんどん進んでいくんです。ですから、今、問うておきたいと思います。

村上議長 誰にご質問ですか。

(戸田議員・自席から「地域包括支援センターと、し尿処理と三小です。」と発言)

健康福祉部長 地域包括支援センターに関する再度のご質問でございます。

まず、特殊詐欺を含む消費者被害と、その予防に対応するために、町のにぎわい創造課と連携を、というようなご質問でございます。特殊詐欺を含みます消費者被害の防止につきましては、平成 30 年 3 月に策定いたしました「第 7 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきましても、「消費者被害を防止するための消費者相談や、講座の開催等の周知啓発について、引き続き関係機関等と連携のもと取り組みます。」というふうにも記載しておりますし、高齢者の権利擁護業務につきましては、地域包括支援センターの委託業務の内容としても含んでおりますことから、委託後につきましても、これまで同様消費者相談等、関係機関と連携を図りように取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センター事業を含む地域支援事業につきましては、平成 26 年に行われました「介護保険法」の改正によりまして、新たに市町村におきまして在宅医療・介護連携事業、あと認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の推進等にかかる事業を実施することになっております。本町におきましても、「第 7 期島本町介護保険事業計画」に基づきまして、現在はいきいき健康課職員と地域包括支援センターの保健師が中心となりまして、これらの事業に取り組んでおります。地域包括支援センターの委託後につきましては、地域包括ケアシステムをより推進するために、先ほど申し上げました事業のうち、特に在宅医療・介護連携事業、あと認知症総合支援事業等の各種事業の取り組みについて強化していきたいと考えております。

また、人員配置につきましては、人事担当部局とも協議しながら進める必要があるのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

都市創造部長 衛生化学処理場解体にかかります再度のお尋ねでございます。

廃棄物層調査につきましては、17 ヶ所で行い、そのうち 3 ヶ所においてダイオキシン類の分析を行ったところでございます。当初、曝気槽付近においては、昭和 50 年頃の曝気槽設置時に、その付近の廃棄物混じりの土砂については撤去されているものと見込んでおったところでございます。しかしながら、今般、工事を進めるにつれて、周辺で廃棄物混じりの土砂が見つかったことから、本来は設置時に処分すべきものであったと考えますが、そのまま埋め戻しに使用したものと推測しているところでございます。

以上でございます。

教育子ども部長 私のほうから 1 点だけ、お答えさせていただきたいと思います。

先ほど基本構想のところ、まとめの中で、「優先される事業を推進していかなければならない現状もあり」というところをご紹介いただきました。これは、今回の三小の建て替えと耐震工事整備が優先度合いが低いというものでなくて、あくまでも優先度が高いものについては間違いのない事実でございます。島本町としての様々な施策があるなかで、その優先度の高い第三小学校をどのように整備していくか、どのような手法があるかということで検討が必要ということが書かれておりまして、その 27 年 3 月の報告を受けて、27 年 5 月、教育委員会として、5 案出された基本構想の報告書に対して、基本構想として教育委員会がまとめておりますが、その中で、今回、B・C 棟の耐震化、A 棟の建て替えという方向性を示しておりますが、その中でも、一日も早い第三小学校の耐震化に向けて取り組んでいくという決意を述べておりますので、その点を、まずご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

持田教育長 第三小学校の A 棟の建て替えでございますが、私としても、この職に就いたときから優先課題として、第三小学校の A 棟の建て替えにつきましては行いたいという

ふうになっております。ただ、その時点につきましても、B棟・C棟については耐震化は終わってございましたけれども、そのA棟を建てる工事に関して、かぶり圧の問題でありますとか、そういったものが発生いたしまして、学校の機能として最終的に機能する構想、C案ですね、それに一步でも近づくために、その課題解決を進めさせていただいて、なおかつ今、実施設計という形で議員の皆様にご提示させていただいて、こういうふうな費用がかかるということを、この場で、ご審議いただいているところでございます。

ただ、一つ加えさせていただくと、そのときとは違うものは、仮設をご提示させていただいて、今のB・C棟で授業をさせていただくということについては、私としては、たぶん工事の騒音でありますとか、いろんな関係で、学校としての影響が大だというふうに考えておりますので、仮設をお願いしているところでございます。この仮設については、いろいろなご意見もあつたり、利用については、また学校とも詰めさせていただいて、保護者の皆さんとの何かいいご意見がございましたら、そういったところでは反映はさせていただきたいというふうに考えております。

再度申し上げますけれども、優先課題として、議員の皆様とともに、第三小学校の耐震化については最優先課題として進めさせていただいていることについては、この場にいらっしゃる方はすべてそうだというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田町長 第三小学校の件についてでございますけれども、当時は、基本構想を作った時点では、いろいろな、もちろん優先的には、最終的には耐震がなされるということが目標でありました。その中で耐震化工事をするのか、一部だけ耐震化をして一部だけ建て替え工事をするのか、様々な案が出ていたと思います。やはりそのほかの、財政の面も含めてですけれども、その中で一番、これがいいだろうという方法を当時決めていただいたと思います。その中で我々としてもやってきておりますので、この第三小学校を耐震化するという事自体は、何ら、これが優先順位が低いということではなくて、先ほど教育長も答弁申し上げたように、これは優先度合いが高いものとして我々としてもやってきております。

実際、実施設計をするにあたって、実際のかかってくる費用が後々にわかってきたわけでございますけれども、その当時については、現行の基本構想の中で、どの案を取るかということを考えなければならなかったわけであり、それを今、見返したときに金額が、こっちのほうが良かったとか、あっちのほうがよかったというのは、もちろんあるかも知れないんですけれども、そのときは、これが一番いい方法だと、そのほかのことも含めて、これが一番いい方法だというふうにして決めたと申しますし、その中で我々ではできる限りのことをやっていきたいというふうに、今、思っております。

以上でございます。

持田教育長 先ほどのようなご答弁で、C案と申し上げましたが、「E案」でございますので、修正方、よろしく願いいたします。

戸田議員 し尿処理です。調査方法については、高槻市環境保全課との事前相談が行われていました。今回、再度の土壌汚染調査は必要がないと判断されていますが、この判断は、高槻市との協議によるものという理解でよろしいですか。し尿というものを高槻市にお願いして、委託するにあたり、土地を譲渡するということになりました。こここのところをすっきりさせておかないと、高槻市並びに地元住民の方に対して失礼なことになりかねないと、私は懸念しています。

もう1点、このプラスチック等のごみ混じりの土砂、産業廃棄物はどのように処理され、どこに持っていくのか。最終的に、それはどのように島本町に報告されるのか、確認しておきます。

し尿の、この件に関しましては、当時は法的に問題がないとして敷地内にごみを捨てていた。埋めることを容認した過去の職員のあり方、これは結局今、次世代に大きな財政負担を強いています。法的に根拠がないとして、様々な環境課題に消極的であることが、未来に一体どれだけの負担を強いるのか、その想像力を失わないでいただきたいと思えます。3点目のご答弁、よろしく願いいたします。

三小です。優先順位が低かったのではないかとというふうに受け止められてのご答弁ですが、それはちょっと違ってますね。ほかにもたくさんあるので、あまりお金をかけられないから、この案を選びます、という選択をされたわけです。でも、結局、それが成就しなかって、結論としては新築、全部建て替えることができるくらいの費用がかかってしまった。例え借金をしても、その借金を返済するのは未来の子ども達です。未来の住民なんです、私たちじゃない。財政の平準化ということで、何十年もかけて借金返していくわけですね。ですから、今の選択が子ども達、未来の納税者に大きな負担を強いる。借金をしてでも建て替えるのだと、教育、子どもにかかる施設に関しては、子どもを優先に考えるという、この姿勢が島本町には欠けていたのではありませんか。どなたにお答え、いただけますでしょうか。

村上議長 意見やなしに、提案されている内容で質疑してください。

(戸田議員・自席から「欠けていたのではありませんか、質問です」と発言)

都市創造部長 衛生化学処理場撤去解体工事にかかります、再度のお尋ねでございます。

今回、新たに見つかりましたプラスチック類やビニール類などの廃棄物の状況につきましては、高槻市環境保全課に連絡し、協議を行った結果、追加の土壌汚染状況調査は不要であることを確認いたしております。

なお、これらの廃棄物混じりの土砂につきましては産業廃棄物となることから、産業廃棄物処分場にて埋立処分され、最終的にはマニフェストという形で、島本町に報告されることとなっております。

以上でございます。

教育こども部長 三小についての再度のお尋ねでございます。

先ほど来出ております、基本構想で示された全部建て替えの金額とほとんど変わらない金額になっているんじゃないかということでございますが、それは先ほど来ご答弁させていただいておりますように、あくまでも基本構想、設計業者が過去に経験した経験値に基づいて出された額でございます。実施設計、A棟だけ見ても9億から16億に増えておるところを見ると、基本構想の額と比較するのは、やはりその額と、今の実際にかかっている費用と比較するのは、かなり難しいかなというふうに思います。

そして、子どもへかける財政的な負担が、今まで少なかったんじゃないかなということでございますが、私は、そのようには感じておりません。当然、今までの教育委員会、そして町長部局との兼ね合いの中で、教育に対する思い、教育に対する費用というものは十分かけてきて、今の島本町の教育があるものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時59分～午後1時00分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

大久保議員 それでは、補正予算に関連をしまして、町長にお伺いします。

本補正予算には、債務負担行為補正として第三小学校施設整備事業16億5,015万3千円、第三小学校仮設校舎賃貸借3億9,259万円が入っており、第三小学校の整備だけで20億以上の財源が必要ということです。また、町長が出されました「保育緊急事態宣言」に伴う保育の基盤整備には、どれだけの財源が必要となるのでしょうか。今の段階では、全体の予算額は見通せないものの、重要案件が重なる中で、財政面から、今後の主要な事業を見直す必要はないのでしょうか。

山田町長 今後の財政等々についてのご質問だと思うんですけども、現実的には、現在、すべての財政見込みというものを、実際の額というのをお示しすることはなかなか難しいんですけども、財政シミュレーションについては、毎年、決算期のときに皆様にもお示しをさせていただいております、5年間の「財政収支見通し」というところで。

昨年の方については、この第三小学校であったりとか一定は見込んでおりますけれども、実際にその額が確定をしておりますのは直近になってからでございますし、そういった面については、なかなか、今すぐに、今からこれぐらい必要だということでは具体的な数字をお示しすることがなかなか難しいというところは、ちょっとご理解をいただきたいなということでございます。

大久保議員 その件は、よくわかっておるんですけどもね、「厳しい財政」とおっしゃっているのですからね。具体的には新庁舎の建設の事業なんですけども、本町の財政環境が

激変する中、計画されている建設事業ですけれども、再検討する必要はないのかなど、そういった観点から町長の見解をお伺いします。

山田町長 もちろん、昨年の秋の「財政収支見通し」から突発的に増えたものもありますし、具体的に数値が出てきたものというものもございますので、その中で、ほんとに来年度、再来年度、それ以降についてでも、本当にこの財政の状況の中でやっていけるのかということは、もちろん精査をしていく必要がございます。

今、特に庁舎のことということもおっしゃっていただきましたけれども、庁舎も相当額の費用を要することから、もちろん、ほんとにこのままできるのかということについても精査はしていく必要がございます。ただ、現段階においては、この方向性は進めるというところで今は考えておりますけれども、今後の、少し財政の状況がまずはわかってきた段階で、改めて精査するという事は必ず必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今、町長の財源に対するご答弁ございました。そういう中で、過去の経緯を考えていくと、第三小学校の課題があり、そして、その後、庁舎の建て替えは去年春、ご提案いただき、そして、その後「加速化方針」という流れで来ていて、「加速化方針」を立てられた中で、財政大丈夫ですね、今まで立てた計画、そのまま進めるんですねという確認を何度もさせていただいたんです。そういう中で、今、新しい予算出される中で、もしかしたら過去に遡って、そういうことを全部、言ったことを置いておいて、もういっぺん見直さないけません、遅延させる計画もあるかも知れない、なんて言われたら、もういっぺん、全部その辺の話を聞かないと判断ができなくなります。

ですので、継続性を持たせて話をいただかないと困りますし、その場で、わかりませんとか、もういっぺん精査が必要ですねと言われてたら、この予算、どっちが優先順位高いんですか、過去の答弁はなんだったんですか、という話になりますので、その辺は改めて、経緯を踏まえてご答弁いただかないと困りますので、ご答弁、よろしく願いいたします。

山田町長 もちろん、皆様に過去の各予算、ご審議をいただきまして、その時点、時点におきまして、優先すべきことはこれです、ということでお示しをさせていただき、ご可決をいただく中で、我々、執行を進めております。もちろん、その経緯はございます。

ただ、それ以降において優先順位が、特にこれは必要だということが、もし出てきた場合に、やはり、そこはもう一度、皆様にももう一度考えていただいてご審議をいただく必要があると思っております。もちろん、過去のプロセスを基本的には大事にしていくというのは、私もそれは思っておりますけれども、やはり突発的に出てくる課題もございますし、先を見通したときに、ここまではやってきたんだけど、もう一度、この段階で皆様にもご審議をいただきたいという部分もございますので、そういった意味

では、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

東田議員 何か、さっきからおっしゃってるのが、僕、全く理解できないんですけど、補正予算で先ほどもありましたように債務負担行為、これ16億何某と3億9千万ぐらいですね。16億円ぐらいまでは聞いてましたよ。それで、この仮設校舎、この3億9千万、これについては、この議案が提出されて初めて知ったというのが、私たち現状だと思うんですよ。それで、これは突発的な事態と捉えるのか捉えないのかっていうところになってくると思うんですけども、ほぼほぼ4億円、この大きいお金が、今後の財政運営に多分に影響してくるんじゃないかというふうに思うんですけど。役場庁舎もそうですし、当然、この3億幾らが今後の行財政運営に影響してくる・してこないというのを把握して、提案されてますよね。されてないんですか、どちらですか。

山田町長 今回の提案させていただく中で、一定、具体的にこういう数値を当てはめてというところで財政とも話をしたわけではございませんけれども、大きい範囲で、おそらくこれぐらいかかっていくだろうという範囲での話は進めている最中でございます。また細かい財政収支見直しにつきましては、今後、進めておる中でございますので、その中で、しっかりと精査をさせていただきたいなというふうに思っております。

東田議員 最中じゃなくて、全部把握してから、こういう可能性がある、ここに影響あるかも知れないというのを答えられるようになってから上程してくるべきと違うんですか。行き当たりばつりにしか感じないんですよ。「保育基盤加速化整備方針」も、これもやらなければならない、優先順位前に持ってきて取り組まなければならない課題だというのは、それは行政側も私たちも一緒なんですよ。しかしながらね、いろいろ課題ある中で、これ、ずっとやっていかなきゃいけない。今の安全も守らなければならないし、これからもずっと、町の人たちの安全を守っていかなければならないんですよ。その後に影響を及ぼすのが、どんな影響を及ぼすかわからんまま、何の前ぶりもなく、ポーンと議案書に書いてるわけですよ。それで訊いても答えられない。この議案の提出の仕方には、ものすごく疑義がある。

この事業に対して、駄目だと言うてるつもりはないですよ。そやけど、答えられないというのは、いかがなものですか。今から精査していくって。精査は、細かいところはいいですよ。ある程度、大まかに、こんなところに影響あるんじゃないか。例えば役場庁舎ね、できへんようになるのと違うのかとか、できるんかとか。もし、できへんになって、そのときにもう一回精査し直して、皆さんにご提案するって、繰越明許費に基本構想のお金あがっているじゃないですか。この金、無駄金になるということですか、その場合は。職員の皆さんが、人件費もただ違いますよ。そういうことじゃないですか。その辺、なんで答えられるようになってから提案されないのか。そのあたりについては明確に疑義がある。しっかり答えさせていただきたい。

あとは、そんなに怒るようなことでもないですけども、第三小学校の債務負担行為、

この金額が上がっていったのも、これもいかなものかなと思います。一番最初に聞いたのが9億円ぐらいで、その次16億円、またこの3億9,259万円があがってきてますよね。他の議員の質疑に対する答弁でね、超概算だというふうにおっしゃってましたけど、「超」が何個あっても足りない、倍じゃきかない金額で予算提案されているんですから、このときの基本構想も、これもお金払うて基本構想やってもらっているんですよ。結果的に倍以上の金額があがってくるというのは、これは何だったんだという話になると思うんですよ。そのときのお金も無駄金じゃないですか。やっぱり、この先も、先を見越した行財政運営やっていかなあかんのは当然のことですから、この倍になるような金額があがってくるような物事の進め方で、どんな展望を描くんですか。

役場庁舎も、過去に見た耐震のかかるお金と、今回、あげられてきたやつも大きな乖離がありますし、ほんとに思うんですけど、予算立てとか基本構想とかするのにな、致命的な欠陥あるんじゃないかなと思うんですよ。見通しが立たない、これでは。今、なんぼ答えても、次、訊いたら、また違う金額出てくるん違うかって、どうしても思っちゃいますよ。このあたりについて、何とかして、ちょっと改善していただきたい。これは教育委員会だけじゃなくて、町全体の課題やと思います。このあたりについて、今後どうしていくのかというのを、やっぱり、ここまで精度が悪かったらお話にならないんでね。何としてでも、できる限り精度の高い予算提案をしていただきたい。そのあたりについて、一回、訊いておきます。

それと、衛生化学処理場の解体工事、これは蓋開けてみたら、こんな土が入ってた、産廃だということですね。この金額はマックスで計上されていると思うんですけども、最終的にこれ、出来高の精算になると思いますよ。その出来高の確認する方法というのを、ちょっとお伺いしておきます。

それと、ふれあいセンターの改修ですね。これも議案説明でいろいろ聞きましたけども、なかなか、いきなり全部が全部、完璧にできるものだとも思っていないんですけど、運用し始めて、また新たな問題とかも出てくると思うんですよ。特に、子どもの安全に関しては最大限頑張りたいと思ってるんですけど、このあたりについて、新しい問題とか出てきたら柔軟かつ迅速に対応していただきたいと思うんですけど、そのあたりについては、どういうふうにお考えでしょうか。

山田町長 過去から、基本構想の段階でお示ししている金額と、また実施設計を實際にした後の金額というものの乖離については、多寡はありますけれども、一定あるというふうには私も感じておりますし、多い少ないはあると思いますけれども、一定あるというふうには私も感じておりますけれども、そこはできる限り乖離が少なくなるように、職員の技術的な部分も含めて、今後も見直しをしていきたいというふうには思っております。

新庁舎についてのご懸念があるかとは思いますが。現段階において、今回、第三小学校

の分、実際に金額が出てまいりました。想定していたよりかは、だいぶ金額が膨らんでおります。その中で、財政等、話をする中で、やはり庁舎の建て替えについては時期を一定考えなければならないかも知れない、というところまでの話はしております。ただ、実際にそれが本当に時期をずらさないといけないのかどうかということについては、もう少しお時間を頂戴したく思っております。

以上でございます……（東田議員・自席から「全部見てから提案するものと違うのか」と発言、他に議場内私語多し）……。

村上議長 再度、もう一回、今の質問していただけますか。

教育こども部長 ふれあいセンターの改修の件についてのお尋ねでございます。

ふれあいセンターの改修につきましては、できる限り保護者の皆様のご要望にお応えして対応させていただきたいということで、今回、予算をあげさせていただいております。ただ、ふれあいセンターでの保育をやっていく中で、やはり、いろんな課題が出てくると思いますので、その点については柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 衛生化学処理場解体撤去工事の追加補正にかかるご質問でございます。

廃棄物混じりの土砂の出来高による精算を予定しております、その確認の方法でございますが、一定の処分するにあたりましてはマニフェストが発行されますことから、処分料の把握は可能でございます。一定、きっちりと把握したうえで、最終的な精算、しっかりと行ってまいる予定でございます。

以上でございます。

東田議員 先ほども言うたように「保育基盤加速化整備方針」、それにかかるお金もあります。第三小学校もこれだけのお金、出てきました。それに当然ながら、うちの財政に大きな影響あるというのは誰でも想像つく話ですので、それがどの程度の影響になって、どうしないといけないのかっていうのを一定把握して、できるのかできへんのか、っていうのを答えられるようになってから、これ、上程すべきだと思うんですよ。あまりにも行き当たりばったり違いますか、と云っているんです。後から考えてね、やっぱり駄目でしたって、今、これ進んでいるんですよ。役場の庁舎の計画でも。当然ではないですか。

だから、一定、計画性を持ってやらんと、その都度その都度、当然、大切なことばっかりですから、この先も大切なこと、いっぱい出てくるんですよ。そのときに対応できないというようなことにならないですかっていうことです。もし役場庁舎できへんかったらね、今回、繰り越ししたお金も無駄になる。ほかのお金もいろいろ出てきますよ。それはあまりにも無責任じゃないんですかっていう話をしているんですよ、上程するまでに。一定把握して、財政シミュレーションして、納得したうえで判子押ししていくか押しへんかというたら、わかりません、という答えだったら、なかなか納得しづらい。そ

のあたりのこと、もう一回、見解をお願いします。

それと、予算立てていって、その精度をどうやってあげていくかですけども、大変難しいことやというのは十分わかってますけども、これが大きな問題になっているということも現実やと思います。これについて、しっかり取り組んでいただきたいと思うんですけど、副町長も、せっかく大阪府から来ていただいているんですから、ちょっと一回、先頭に立って、他市の事例も見ながら、何とか手をかけてもらえませんか。ちょっと、このままでは将来的に計画性を持った行財政運営ができないと思いますので、そのあたりについて、ちょっとお伺いしておきます。

(「休憩を」「進行を」他、議場内私語多し)

村上議長 静粛に。

小田副町長 先ほどの質問ですけども、あまり具体的にどうお答えしていいのか、ちょっとわかりにくい面はあるんですが、ただ、財政シミュレーションというのは、ある程度幅があるというか、当然、今でしたら5年間、いろいろ先のことを見据えたうえで、どれぐらいの費用がかかるんだということを、当然、想定したうえで作っておくと。今回の第三小学校でいきますと、確か10何億ぐらいは一応かかるであろうという想定で、シミュレーションを作っておりました。それが、その結果、実施設計をやったときに、今回、20億弱ぐらいのお金がかかることになったと、そういうのが結論というか、結末になっております、今の現段階では。

それを、例えば今回の庁舎整備の話でいきますと、庁舎整備を実施設計したときに、一体どれぐらいかかるのかというのを今から見積もれるかということ、それは正直無理な話です。庁舎整備につきましても、ある程度の財政シミュレーションの中には見込んでおりますが、それをもっと精査をせえということは、たぶん時間がかかる話になりますので、そういう意味では、財政シミュレーションを作るということ＝予算案を作るというのは、正直、別な話に実務的にはなるのかなと。それが時期的に、今やるのか、それとも先ほど町長が答弁したとおり、もう少し時間かけて精査する必要があるのか、それから実施時期をもう少し遅らせるのか。それはいろいろ手段としてはあるかなと思います。

それは、毎年度の予算の審議の中で、町のほうから提案させていただいて、議会のほうで議論いただいて、結論を出すというのが、毎年毎年の予算の話かなというふうに思います。それを、なるべくスピーディーにやっていくのが、町の側としての責任かなというふうに考えております。

精度を上げるという方法につきまして、私もそこまで専門的な話は、どういうふうな形で設計の精度を上げるなり、例えば、今回の工事の話でいきますと、他の市町村なりの事例というのを集めて、なるべく近いようなもので実際どれぐらいかかっているのかとかいうことも含めて調査をする必要があるかと思いますが、その調査手法につきましては、関係部局とも検討させていただきたいな、ちょっと時間をいただきたいなと思

ます。

岡田議員 私はね、今、議員の皆さんが発言されてることって、すごくわかりますよ。私もそのことを、今回、この補正予算でしっかり言いたいと思っておりました。

総務部長にお尋ねしますね。「財政見通し」も出ない段階かもわかりませんが、全く議員がわからない状態で、補正予算をものすごい大きな金額をどんどんあげてこられて、これを審議することは確かにできますよ。だけど、財政的にわからないような状態の中で審議をするんですよ。議員としてね、ほんとに雲を掴むような思いで審議をしているんですよ。だから、もう少し「財政見通し」を、今の段階でも結構ですので、やはり、きちんと教えていただかなければ、不安を抱えて補正予算の審議をやっているということを、ぜひ、ご理解していただきたいんですが、「財政見通し」はいつ提出されますか。

ほぼ毎年のように、中期の「財政見通し」というのは議員はいただいているわけなんですよ。決算がまだ、9月ですので、難しいといえば難しいかも知れませんが、いつぐらい、議員の手元に来るのか。その辺を教えていただかなければ、補正予算を審議していますが、ほんとに不安な気持ちで今回の6月議会は臨まさせていただいていますので、その辺をしっかりと理解していただきたい。そのように思いますので、よろしく願いいたします。

それと、昨日、第三小学校のA棟の利用に関する要望書が、議員のほうにもいただきました。その中に、2019年の3月開催の議会での話題よりということで、2点書かれておりますがね、A棟がI s値の0.07である、大変低いという値ですよ。これと、またA棟の、教育こども部長の発言の中から、相当危険が高いという発言を、この3月議会でされているんですよ。これで、すごく不安を煽るというんですか、保護者の皆さんは相当不安を煽られていらっしゃると思うんですよ。だから、ほんとに議会の発言というのは大事だなというのを痛切に感じます。

私たち議員の立場としましては、通常の利用をしていても問題ない状態であると認識していた、というのが保護者の方の意見ですが、議員の私も、このような気持ちでおりますが、この3月議会の発言、再度、きちんとした発言を繰り返していただけますか。ほんとに、こんな不安を煽る発言というのは当然だと私は思いますので、再度、発言を、正しい発言をしていただきたいのと、やはり不安を煽っている限りには、保護者の方への説明というのは、今まで、この0.07というのは保護者の皆さんに説明はしていらっしゃらなかったんですかね。私は当然、説明はされていたと理解しておりますが、この3月議会で発言された、今回、初めて、このI s値の発言をされたんでしょうか。もしも、されていらっしゃらなかったら、早急に保護者にきちんと説明をしてあげて、そして、そのことによって町はどういう対応を取るかということもきちんと説明してあげる、この責任があるのではないかと私は思いますので、もう一度、この3月議会の発言を、きちんと言い直しして、正しい発言をしていただきたいと思います。

それと、ふれあいセンターの改修工事でございますが、今回、私はふれあいセンターに第四保育所を持っていくということを反対の立場でございました。でも、賛成多数で、これが通りました。通ったときに私が申し上げたのは、思いっきり、やはり通ったんだから、第四保育所の保護者の要望をしっかりと実現してあげて欲しいということを、討論で要望させていただきました。今回、この改修工事ですが、保護者の要望が何%ぐらい実現をするという工事になりますか。それと、保護者の方から強い要望があったんだけれども、どうしてもできない問題というのは、どういう問題があるのでしょうか。その問題点をお聞かせいただきたいと思います。

それと、社会福祉総務費の中で、臨時職員を今回また採用、アルバイトでされました。これは前回、2名のとくに質問いたしましたときには、新しいマンションができて、島本町に移転されてこられる方があって住民課が大変混雑するので、アルバイトを採用したということでした。このことから、2名を今回1名にされてますが、今、島本町のマンションに、大きいマンションが三つありますかね。大体、住民登録されている方の数でいくと何%ぐらい、マンションの名前がわからないのでね、171号線にあるマンションが何%ぐらい、今、住民さんが島本町に引っ越してこられて、関電のところも大体何%ぐらいか。もう一つどこかな、ありましたね、二つかな。ちょっと、そのパーセントを教えてくださいませんか。

聞きますと、やはりマンションが相当空いてるということを聞いてますので、私は、また横道にそれると怒られたら悪いので、ちょっと、その辺を、今度、西側の15階建てのマンションのことが不安になってきております。何%ぐらいか、教えてくださいませんか。

あと地域包括が、今度、委託になりますが、これは現在、ふれあいセンターでやっておりますが、ふれあいセンターじゃなくて委託ということになりますので、ふれあいセンター以外で業務をされるということになるかと思いますが、できるだけ住民の皆さんが行きやすいというのか、行きやすい場所ということも大いに考えられると思いますが、その辺の町の考え方は、きちんと、今回、委託される業者のほうで、選定、まだだと思いますが、きちんとその辺はお伝えできる状態になっているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

総務部長 「財政収支見通し」をいつ作成し、配付するかというお尋ねでございますが、「財政収支見通し」につきましては、例年、9月の決算議会前に作成し、配付をさせていただいているところでございます。現在、平成30年度決算を集計いたしているところでございますので、今年度につきましても、例年どおり、9月の決算議会前に作成し、配付させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 第三小学校A棟の部分のI s値に関するお尋ねでございます。

I s値に関して、先だつての2月の議会でございますが、中田議員の質問で、I s値の数値

を訊かれておりました、それ以外に I s 値の評価ということでご質問いただいた中で、私としては、I s 値としては構造耐震指標のことを言い、地震力に対する建物の強度、それについては「建築物の耐震改修の促進に関する法律」——いわゆる「耐震改修促進法」ですが——によると、震度 6～7 程度の地震に対する I s 値の評価というものが示されておりまして、今回の第三小学校 A 棟の一番低いところ 0.07 ですが、先ほどの指標で言いますと、I s 値が 0.3 未満の評価の中では、解釈で示されているのは、倒壊または崩壊する危険性が高いという数値の中に入っている、ということの説明させていただいております、この件につきましては本町のホームページの中でも、基本構想もごさいますし、この辺の「耐震改修促進法」の I s 値が 0.6 以上、I s 値が 0.3 以上 0.6 未満、I s 値が 0.3 未満の解釈という指標もお示しをさせていただいているところがございます。

そして、ふれあいセンターの改修にかかって、保護者の皆さんのご要望で聞けてない部分はないのか、というところがございますが、要望いただいている中で、今回、ご提案している中で対応できていないのは、3 階の、第 4 学習室まで含めた一体的利用というのは対応できておりません。そして、先ほど来ご質問いただいております 3 階テラスの占有、この部分はお望みにかなうような対応はできていないかなど。それ以外については、第 1・第 2・第 3 学習室と、その他の部屋を交換したりということで、ゾーン化をいたしましたので、そのゾーンの部分を、今回、仕切りをして不審者の侵入を防いだりということで対応しておりますので、ご要望については対応できているかなど。

議会以降も、保護者の皆さんとは何度もお話をさせていただきながら、ここまで進めてきましたので、私どもとしては、ある程度の部分のご要望にお応えできたのではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

健康福祉部長 一般会計補正予算につきましてのご質問でございます。

現在、私どもが手持ちでございます資料といたしましては、令和元年度の 5 月時点の資料でございますが、ジオ阪急ハートスクエア、これは高浜三丁目 3 番にありますマンションでございますが、戸建ての数が 315 戸のうち、転入・転居等のお届けをいただいております世帯数につきましては 149 戸になっておりますので、その意味では大体 47% 程度であると把握しております。続きまして水無瀬駅前ザ・レジデンス、これは江川二丁目 10 番にございますマンションでございますが、これは 53 戸中 53 戸、すべて転入・転居の届出がございますので、これは 100%埋まっているかなど。あとアーバン島本シティ、百山 22 番のマンションでございますが、これは戸建て数が 264 戸のうち、転入・転居のお届け出がありましたのが 139 戸でございますので、大体 53%程度でございます。

あと、これらのマンションの人口分布のうち、転入者数につきましても統計を取ってございますが、いずれのマンションにつきましても、やはり転入率は大体 7 割から 7 割

強ぐらい、転入率が計算されておりますので、比較的、町外から転入いただいている方が多いのかなというふうに認識しております。

また、包括についてのご質問でございます。町として利便性が高い場所につきまして、受託者ができるだけ確保していただきたいというふうに考えておきまして、基本的に町が想定しております利便性が高い場所としましては、基本、やはり島本町の駅前であるとか市街地を想定しておりますが、設置場所につきましては、事業者の手配につきまして審査項目の一つとして、きっちりと評価をしていきたいと思っておりますし、募集要項の中にも、利便性が高い場所で、受託者がきっちり確保していただくということを明記していきたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。決算がまだですので、9月ぐらいに出るかなというふうに、今、部長のほうからご答弁がありました。9月の時点で数字を見て、議員がどれぐらい島本町に赤字が出ているか、また逆に赤字が出ないで頑張っているのか、その辺は9月にはわかるかと思っておりますけど。

ほんとに議員の立場として、こういう大きな金額が補正予算にどんどん出されてきますとね、財政的にどうなっているかわからないところに審議するって、ものすごい不安な気持ちを抱えながら審議しているということ、ぜひ理解をしていただきたいなというふうに思っております。金額が小さければ、そう不安は感じないかなとは思いますが、あまり大きな金額ばかりが何ヵ所も出てきますとね、やはり財政的にどうかというのは不安材料としてあって当然の心理であるということ、ぜひ理解していただきたい、そのように思っております。

それと、教育こども部なんですけど、今、教育こども部長のほうから発言がありましたとおりに、今の発言を受けまして、私たち議員としては、通常の利用をしても問題ない状況であるというような理解で、議員の立場として、それがよろしいんでしょうかね。それでいいならいいんですけども、ちょっと、ほんとに複雑でね、そう思っているけど、震災って、いつ来るかもわかりませんし、そういうことを考えれば、保護者の方も不安になるのは当然ことだと私は思うんですよ。ですから、やはりきちんとした情報を改めて保護者のほうに説明してあげる機会があっても、私はもう当然だと思いますので、ぜひ、その約束もしていただけますか。よろしく願いいたします。

あとは、マンションのことはお聞きしましたし、利便性のこともお聞きしました。ですから、ちょっと、この点だけ、よろしく願いしたいと思います。

言うのを忘れてました。第四保育所の保護者の方の要望で、ほぼ、一生懸命努力をさせていただきましたが、テラスは要望どおりできないという理由は何ですかね。理由を教えてくださいいただけますか。よろしく願いいたします。

2点目です。

教育子ども部長 再度の第三小学校のご質問でございますが、一番低いA棟の値が0.07ということでございまして、その部分は0.07なんですけど、その他の部分がすべてということではございませんので。先ほどお示しさせていただきましたように、いわゆる「耐震改修促進法」によりますと、震度6～7程度の大規模地震に対するI s値の評価として示されているものであることは、ご理解いただきたいと思っております。

そして、ふれあいセンターの3階が占有できない理由でございますが、こちらにつきましては、保育施設として求められる工事や備品等、手配を遺漏なく行いつつ、同センターの利用者の皆さんへの影響を最少減に抑える必要があるというふうには考えておりました。3階が占有できないことではありますけど、そのリスク管理につきましては、保育士による使用前の確認を徹底するとともに、一般の利用者の皆さんに、同所の使用をできるだけご遠慮いただくように求めることで対応していきたい。そして、先ほど申しました4階は完全に占有をさせていただくので、それも踏まえて、トータル的に考えたうえで、3階は占有できるときは一般利用客には入っていただかない。子ども達が使わないときだけ入っていただくというような対応をしていきたいというふうにご検討しております。

以上でございます。

岡田議員 教育子ども部長、私、説明会をしてあげること、約束していただけますかっていうようなことを発言したと思うんですけども、一回、やはり保護者の皆さん、説明会取られて、保護者の皆さんの思いというのを、まず、やはり聞いてあげなかったら、これからまだまだ仮設ができ、工事に取りかかって、期間、長いですからね。きちんとできるまでの期間というのは長いんだと思うんですよ。

ですから、その間、過去に何回か説明会取ったかも知れませんが、その人達が、また子どもさんが交代しているかもわからへんし、ちょっと、その辺の状態が、私には今の段階でわかりませんので、ぜひ、この説明会をして、保護者の皆さんがどのような不安を抱えていらっしゃるか。それは当然、当たり前のことだと思いますのでね。学校が完成するまでに、まだ期間が長いですから、ぜひ、それをお約束していただきたいと思っておりますが、お約束していただけますか。

教育子ども部長 他の議員の質問にご答弁させていただいたんですが、私といたしましては、当然、説明は必要であろうというふうにご検討しておりますので、その部分につきましては、学校等とも話をさせていただいて、実施時期等については決めさせていただいて、またご案内をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

河野議員 多岐にわたります。ちょっと迷走したときには、議長、お導きのほう、よろしくお願いたします。一般会計補正予算からまいります。

ふれあいセンター改修費ですけども、このことについては当初予算というよりも、2

月会議の一般会計補正予算のところでは相当、議員すべてが七転八倒して判断をしたというものです。それが今、至ったものが出されていて、工事費用が積算されているということですが、資料請求をさせていただきました。

まずは防犯面ということで——ちょっと時間かかりますので、ご容赦くださいね。防犯面ということでは警備員の予算ですね。改修費だけじゃなくて、警備員の配置も予算化されていますので、その配置の内訳を求めさせていただいております、河 18 ですね。ただ私、この人数は最低限やと思っております。初めから評価をさせていただきますが、午前 7 時半から午後 7 時まで、配置人数は 3 人であるということです。朝 7 時半から午前 8 時半まで、主に保育所の送りの時間、お母さんが、お父さん、またおじいちゃん、おばあちゃんがお子さんを連れてこられる。地階出入り口、1 階出入り口、2 階エレベーター付近各 1 人。これはわからないでもないですが、エレベーター使って上がって行かれる。3 階・4 階には行かないのかなと思っておりますが、3 階・4 階がメインだったと思いますので、ここの警備はどうなるのかということでは、もう増員が必要ではないかと思っております。

あと、午前 8 時半から午後 7 時までの通常保育の、すべての保育時間には 2・3・4 の、今回、新たに設置される間仕切り付近に 1 人ということになっておりますが、先ほど質問があったように、外の行事に出たり、あるいはすべての学年でないグループ、縦割りのなものもやっておられますのでね。そういうグループでテラスのほうへ出て行かれるときの、テラスへのドアの開け閉めの際に、間仕切りのところに 1 人いる人が付いていくのか。

その辺も含めれば、これは最低限の人数であって、プラス今現在ふれあいセンターを維持管理されている大新東に対して、新たな負担をかけるということは、まずできないだろうと思っております。あくまで保育所の仮移転としては、警備員があと数名、増員が必要ではなかったのかなと思っておりますが、現時点では、これが保護者及び保育士の、所長も含めた保育現場の職員の希望どおりということになっているのか、答弁を求めます。

それから、防犯上ですが、先ほど申しあげました 4 階が中心とおっしゃいましたが、4 階は、私も図書館、よく使わせていただきます。5 時の閉館とともに、パツタリと利用者がいなくなります、行き来がなくなります。そこに残るのが保育所で、7 時までには保育をされている。ちょっと総務部長にお訊きしますが、概ね、今年 1 月ぐらいから大体半年余りの間で、そういった不審者、あるいは残念ですが、女子学生さん、女子生徒さんなどが勉強に来られたときのトイレの盗撮事案などの訴えが、私自身の周りでは少なくとも複数件、この半年余りでお聞きすることがありました。警察へ届けたかどうかは別として、そういった意味で、今、防犯カメラが設置されたにも関わらず、そういったことが起こっているというところでは、4 階の警備というのは、なおさら必要になってくるというふうに思いますが、その辺の実態をお教えください。

私自身は防犯カメラを推奨する立場ではありませんが、昨今の犯罪抑止、あとは犯罪が発生した後の容疑者の早急な逮捕とか確保ということになるには、防犯カメラの効果というのは否めません。ふれあいセンターでは現在、今、拡充された防犯カメラを、ジーンと、一日中ずっと見ていられるようなスタッフは配置されていないと思います。パッパッパッと画面が変わるパネルはありますけども、それをジーンと眺めながら、何かおかしいなということがあったときに未然に防ぐというような動きが、今の防犯カメラの管理の、大新東さんのお仕事の中に、それを常駐監視をする職員が配置されていたかどうか。ちょっと、現状としてお聞かせください。

防犯上については、そういうことになります。

先ほどおっしゃった、開所前に保育所の所長さんに、テラスなどの点検をする。これは今までも保育所でもあったであろうという業務ですが、とは言え、やはり保育士さん、不審者の侵入とか、いろんな訓練は、保育所は毎月のようにやっておられますので、身につけておられますけども、やはり不審者に対する警備ということが専門の仕事ではないので、そこのところは先ほど申し上げたような増員が要るのではないかな、あるいは大新東さんの業務の中に新たに加えていただく。もちろん、予算の裏付けも用意するということになります。いかがでしょうか。

あとは、第三小学校の耐震、プレハブ賃貸借にあたってです。もちろん、予想外のプレハブ賃貸借に及んだということは、私自身も過去から、この5年前に基本構想などが出されたときから質疑をしてきた中で、チェックができなかったのかと、こういうところに至るということは全く想定しておりませんでした。ただ、一日も早く進めなければいけないということは感じております。

A棟の付け替えについて、まず、お尋ねします。もう5年ほど前の基本構想A案からE案出たときの議論ですから、ちょっと遡りますが、当時から、私は文科省が示している「小学校設備整備指針」、これに基づいた学校耐震化をということを求め続けてまいりました。ちょっとピンポイントになりますが、保健室が、このA棟には含まれているということですが、新たに付け替えをされる保健室は、仮に保健室で休んでおられる生徒さんの状態が急変をする、あるいは怪我など、そういうことで養護教諭では対応できない状況で救急車を呼んだときに、救急車の進入と、搬送するための経路というものは十分に、この「設備整備指針」において確保できるということになっているのか。平面図だけでは、ちょっとこれが理解できませんので、ご説明をお願いしたいと思います。

プレハブについては、プレハブを造らなければいけないという意思決定をしたのは、ちょっと遡りますが、プレハブが必要であると、騒音対策が必要であると判断され、提案をする意思決定をされたのはいつ頃かということ、再度、ご答弁をお願いいたします。

教育こども部に対しては、以上です。

もう一つは、衛生化学処理場の土砂の、今度、ごみ処理の増額の問題です。これも確かに私たち島本町の財政に対して、1億円を超える増額が解体工事にまた増額されるという、実はここも想定外だったということと、本来、高槻市に委託をする際に、いろんなシミュレーションをされ、計算をされて、土地を後で無償譲渡するということも含めて妥当であると私たち議会は判断をいたしました。そこには、このごみの処理費用は入っていなかった、1億円が加わるということになります。

ただ、過去にこの解体工事を私たち全会一致で議決をしているんですが、当時、土壌汚染調査として、ごみの量を量っておられますが、ちょっと大阪や国会で物議を醸しております森友学園が、こういった土地の譲与、交換などをする際には、大阪航空局などによって行われた地下構造物調査ということをされていますが、こういったごみの量とか地下構造物調査ということをする必要はなかったのか。当然、無償で譲与する相手先の高槻市との協議、相談のうえですし、一定権限、行政的な権限をお持ちになっている高槻市との協議のうえで判断されたので、間違いはないというふうに思いたいですが、こういったことが必要ではなかったのかということですね。答弁を求めます。

また、当初700立米と言われていたものが4,000立米に上がったことによって、当時の議事録をもう一回見ますと、当時は、ごみの処理費用は約3千万円というふうに答弁をなされています。これは戸田議員の質問に対して、ごみの処理費用、750立米という量は示しておられませんが、設計時に直接施工費として、「撤去費用は3千万と見積もっているところでありまして」ということですが、今回、4,000立米、さらに必要になった、ごみが見つかったという点で、この増額補正の金額は妥当だと言えるのかということですね。単価的にどうなのか、妥当だと言えるのか、再度、確認をさせていただきたいと思えます。

それから、介護保険特別会計です。

私、これも当初予算の関連条例が可決しておりますので、執行部としては、地域包括支援センターの民間委託に仕事を進められたということは当然のことだと思っておりますが、今回、資料請求をさせていただきました。ただ、この民間委託についての発端となったのが、平成で言えば29年、2017年の9月14日の民生教育消防常任委員会、まさに決算審査で、他の委員の質疑によって一気に民間委託の方向性が、翌年度の第7期の計画に民間委託が明記された。そしてもう今年、予算では上程され、この特会が可決すれば、民間の選定が始まるという意味では、1年9ヵ月という超スピードであります。

その間に、もともと民間委託をする際に、今回、示されたのは9時から6時の開所時間、そして土曜日を日数を増やすということは、もちろん、今の島本町の財政上、人員配置上難しかったと考えられているということはわかりますが、民生教育消防常任委員会のその当時の議論では、土曜日、日曜日、そして24時間の緊急事態の対応を可能とするということが前提になって、今の島本町の体制では無理だというふうに当時の部長は答

弃されています。聞いている私たちとしたら、それは24時間もやらかなあかんのやったら、それはあかんわなというふうに、そんなふうに私自身も思いますし、その点について、なぜ、この時間配分で止まっているのか。当初、民間委託が必要とされた部分を網羅できていないではないかということで、お尋ねをします。

その根拠として、今現時点で、ほかの24時間施設2カ所、在宅介護支援センターに夜間・休日の緊急の電話対応を委託されています。この予算は、たぶん100万円程度と認識しておりますが、では、この予算は新たに委託をされる法人に対してオンされるのか。あるいはこの予算はこの予算で続行しながら、夜間と日曜日と24時間は、やっぱりしばらくは電話対応、念には念を入れてやっていただくのか。その点の背景について、お訊きしたいと思います。

取りあえずは終わります。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後1時58分～午後2時10分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育子ども部長 河野議員からの数点のお尋ねでございます。

まず、ふれあいセンターの改修のほうからでございますが、ふれあいセンターの警備の体制、そして保育ニーズについては増員していくべきではないかということでございますが、ふれあいセンターの保育を実施するにあたりまして、日常的な他の来館者と施設を共有することになりますので、防犯対策といたしましては、各階に1人ずつの割合で専門の警備員を配置いたす予定でございます。児童がふれあいセンタートイレを支障なく利用できるようにするための付き添い等の人的対応としましても、従来の配置人数に上乘せする形で保育士を配置する予定といたしております。増員する人数につきましても、現在、調整中でございます。

そして、職員配置について現場の声は聞いているのか、ということでございますが、ふれあいセンターの改修の案を練っていくにあたりましては、保育所長に入ってもらって、現場の声はすべて反映するような形で進めております。

そして、先ほど言われた4階についての危険性の話でございますが、もともと、今回、ふれあいセンターでは4階に1歳児、3階に3歳～5歳児、2階に2歳児で保育をする予定でございました。5時の時点で3階の4部屋に、4階で見ていた1歳児、2階で見ていた2歳児とも、すべて3階の4部屋の中に集めてきて、そこで保育をしたいと考えてました。4部屋のうち3部屋を3歳以上児が使用し、残る1部屋を1～2歳児が使用することを考えております。次に、6時30分の時点で、全児童を3階の1部屋に集めて保育をすることを想定しておるところでございます。

そして、次は三小のA棟の建て替えに関するお尋ね、2点でございますが、保健室について、救急搬送のときのスムーズな対応ということでございますが、資料請求のあり

ました人 10 をご覧ください。この人 10 でご説明させていただくと、新A棟 2階の配置図でございますが、児童の入り口は、今度、校門から入りまして、2階から入る形になります。児童の入り口は校門の横からになる予定でございますが、白の△から校舎に入り、昇降口の表示箇所が下駄箱になります。保健室は同じ階でございますので、救急車は、この玄関に横付けするような形で対応できますので、スムーズに対応できると考えております。

そして、プレハブ導入が必要と考えた時期でございますが、平成 30 年 12 月の定例会議におきまして、第三小学校整備設計業務ということで補正予算を計上させていただいておりますが、その際に、中身としてA棟建て替えに伴う仮設校舎設置のための基本設計予算を計上させていただいておりますが、その場で、議会のほうには初めてご報告させていただいたという形でございます。

以上でございます。

健康福祉部長 地域包括支援センターの運営時間につきまして、ご質問いただいておりますので、ご答弁させていただきます。

「第 7 期島本町介護保険事業計画」におきましては、高齢者の総合相談窓口として機能強化を図るため、土・日・祝の開設や、24 時間の緊急時対応を取ることができるような運営体制の整備に向け、今後、検討していく必要があるというように記載をしております。今回、地域包括支援センターの公募における相談業務の時間としては、24 時間対応で実施することは想定しておらず、月曜日から土曜日までの 9 時から夕方 18 時までを相談対応の時間としております。

また、厚生労働省から出されております「地域包括支援センターの運営設置について」という通知がございますが、その事業の留意点といたしましては、「地域包括支援センターは必ずしも 24 時間体制を取る必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくことは必要」であるというふうになされております。もちろん高齢者虐待案件とか、あと夜間・休日においても緊急的な対応が必要な場合につきましては、きっちりと連絡が取れる体制を構築していただくこととしております。

現状におきましては、月から金曜日の 9 時から 17 時 30 分の開庁時間につきましては、直接、包括支援センターが相談業務を行います。平日の午後 5 時 30 分以降、17 時 30 分以降、翌朝の午前 9 時までと、あと土日・祝日につきましては、町内に 2 ヶ所あります在宅介護支援センターに、地域包括支援センターの運営協力として、住民からの在宅介護等に関する各種の相談業務とあわせて、島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事業に関する協力機関への情報発信等の業務を委託をしております。平成 30 年度の実績を見ましても、認知症の見守り等のネットワークにつきましては 2 件、実績がございましたが、相談件数は 0 件でございますし、29 年度につきましても、相談支援の件数は 2

件、平成 28 年度は実績がないというような形になっております。

先ほど議員がご紹介いただきました平成 29 年 9 月の常任委員会におきましても、他の議員から、やはり平日と休日、また夜間で相談をする場所が変わるということは、非常に住民さんにとって相談しづらい体制ではないかというふうなご指摘もございましたし、今回、包括の機能強化を図っていくうえで、24 時間、緊急時の対応を取る体制はきっちりと構築をしていただくということを、まずはきっちりとやっていただいて、あとは、現在開設していない土曜日の開設、これは介護離職防止の観点からも、非常に大きな拡充になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます……（河野議員・自席から「予算はどうなるのか」と発言）……。すみません、答弁漏れがございました、申しわけございません。

現在、地域包括支援センターに委託をしております運営協力につきましては、現時点では 24 時間相談対応されるということで、地域包括支援センターの運営協力としての業務については必要はないかなというふうに考えております。ただし、先ほども申し上げましたように、認知症高齢者等の見守りネットワークにつきましてはの協力機関としては、引き続きご協力いただく必要がございますので、この部分についてどうするのかというのを、在宅介護支援センターを、今、委託を受けていただいております 2 事業者と協議をしてみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 衛生化学処理場解体にかかります、2 点のご質問でございます。

まず、1 点目の地下構造物調査でございますが、高槻市との協議の中で、廃棄物に関する調査につきましては、ボーリング調査によるものとしたところでございます。

なお、当時の協議の中でも、地下構造物調査については触れられておりません。

続きまして、金額の妥当性についてでございます。当初、本町が実施いたしました設計時の単価を活用しており、数量につきましても、監理業務を委託しておりますコンサルにも精査していただいていることから、適正であると認識いたしております。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターの防犯上の事案の発生件数について、でございます。

ここ半年間で、被害を受けられた方から指定管理者のほうへ申し出があったものとしたしまして、1 件、お聞きをいたしております。事案の内容につきましては、2 月に 3 階の女子トイレを利用されているときに、上部からの盗撮事案というふうにお聞きをいたしております。

それから、防犯カメラ監視者の常駐の状況についてでございますが、ふれあいセンターの防犯カメラにつきましては、昨年度の更新工事により、現在は録画機能が付いたものに更新をいたしております。そのカメラのモニターの常駐の監視ですけれども、現在、限られたスタッフで施設全体の管理運営を行っているところでございますので、特定の

職員が防犯カメラのモニターを常時監視しているという状況にはありません。

以上でございます。

河野議員 今までの答弁について、一定、理解いたしました。

衛生化学処理場について、ちょっと答弁漏れがあったと思いますが、750 立米から4,000 立米で、当時お答えの3千万が今回の1億ですか、妥当だったのかという答弁が漏れていたのではないかと。次、必ず答弁をお願いいたします。割算すればわかる話かも知れませんが、そこはそこで、やはりその都度、点検が要ると思っております。

それに加えて、では、もう地下構造物調査というような、森友学園のようなことはしなかった、しないんですが、必要ないということで協議は済んでますが、今後一切、こういう埋設物に関して新たに出てくるということは、もう考えられない、これが最終だという意味では、調査は、土壌汚染状況調査も含めて、すべて完了していると。あとは解体のみであるという理解で間違いはありませんか。答弁を求めます。

それと、介護保険につきましては、私自身が島本町立地域包括支援センターの今までの実績に対して非常に大きな評価をしている分、民間委託に対しての不安要素があるということは全くぬぐい去れませんので、どこまでも質問するんですが、先ほど、在宅介護支援センターに本来、夜間・緊急対応をお願いしておられて、そもそも、そこには年間2～3件、かつてそれしかなかったんだと。その原因は、緊急対応される職員と日中の地域包括支援センターの職員が違う法人、違う部署、全く違う組織の人が出てくる。そういった意味で引継ぎも難しいし、知らない人が出てくるということでは、そういうものを求めておられる住民にとっては使い勝手が悪いということが大きな議論になっていたと思いますので、やはり、そこは入念に、在宅介護支援センターの人たちと、法人とも十分に協議していただいて、そこがまた受託法人になる可能性もないとも言えませんし、そういう意味では、やはり経過措置としては夜間・24 時間対応の部分は、町の単費としてでもオンする。単費とは言わない、みんな介護保険にはね返りますけどね。それをするというのを、やはり検討していただきたい。早晚、これがもう役割を終えたから、夜間・休日、24 時間対応の予算までなくなってしまうというふうなことは、ちょっと慎重に対応する必要があるのではないのでしょうか。

そうすると、もともと民間委託を必要とした根拠が、私はなくなると思っております。そのところはね、やはり必要と思われている方から、もっと本来は指摘があってもいいところだと思いますし、介護保険運営委員会でも、この委託体制、朝9時から夜6時までということの説明されたら、早速、24 時間やっていただけると期待していたという質問が会議録にも載っております。そういった人たちはね、やはり日々、24 時間体制を必要とする家族とかの相談に乗っておられるからこそ期待されているだけで、暗に期待されているわけではありません。日頃、やはり、そういった方々の、ほぼ家にまで電話がかかってくるような、そういった仕事をされている。そういった人たちだからこそ

24時間を求めておられるのだと思いますので、そこは慎重にやるべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

1年9ヵ月で結論出してますからね。これはやっぱり住民に浸透させるときには、よっぽどの努力が必要であると思っております。今の段階では、到底、当初の目的を達成できていないと私は思っております。

それから、ふれあいセンターの改修費ですが、改修費用について、いろいろ資料をいただいております。床の、いろんな専門家、有識者の方から、これで大丈夫なのかという床の張り替えというかね、ちょっと行政用語が出てきませんが。今回はトイレ、大人のトイレを子ども用のトイレに、便器に替えるとか、床も、一定、そういった安全なものに替えるということですが、いずれ、これは第四保育所の耐震・新築工事が終われば、役割を終えたら原状に復帰させるということなのか。そのうちの幾つかは、そのまま使うという方向なのか。それはまた使っていく中で変わってくることもあるとは思いますが、特に床材の関係、いろいろお金がかかります。原状に復帰しないといけないのか。あるいは、全部を剥がして貼り替えるというふうな感じで説明を受けたと思うんですが、そこまでする必要が本当にあったのかと。お金を削る意味ではないですが、本来必要な措置なのかという点について、再度、説明を求めたいと思えます。

質問がわかりにくかったら、反問権を使っていたら。これ以上は説明できないと思えますが、反問権ありますので。

それから、さっきの防犯カメラの常時監視体制はないと。そんな監視体制を取ることが本来だとは思っておりませんが、やはり保育士さん達の不安や、必要以上の警備の機能まで保育士さんが備えないといけないような、そういうことは、場所をこうやって変えるだけでも事故が起こりかねない状態ですので、そういった負担は軽減していただきたい。大新東なのか、あるいは別棟なのかわかりませんが、この第四保育所の仮移転の間だけでも、常時監視するという体制が必要ではありませんか。答弁を求めます。

介護保険、すみません、肝心の保険料の軽減策のことを訊いていませんでした。今回、消費税10%増税ということ概ね財源として、繰入・繰出、介護保険料の軽減が低所得の段階において敷かれるという提案です。では、これは昨年度から実施されている島本町の介護保険の独自減免制度と、ほぼ階層が同じということでもありますので、どういった流れで、この制度が導入されて、独自減免制度はどういう役割になるのか。その辺を、ちょっと流れで説明をしていただきたいと思えます。独自減免制度よりも、この軽減策のほうがあまり役に立っていないのかなという気もしますが、ただ、これは全員に対して軽減されますので申請減免とはまた違うということですから、役割が自ずと違います。その点について、ちょっと説明を求めたいと思えます。

以上です。

都市創造部長 金額の妥当性についての、再度のお尋ねでございます。

議員からご紹介ございました当初の750立米を3千万円で処分するというときに用いた単価と、今回、増額補正で4,000立米を処分させていただく単価については、同額の金額を用いて計算いたしておるところです。しかしながら、場内整備にかかります他の追加の費用でありますとか、逆に、ちょっと安くなる費用とかありますので、トータルで、今回は4,000立米の処分にあって、今回の金額を上程させていただいているところでございます。

あと、今後、追加で増額補正とか出ないのかというお問い合わせでございます。現時点におきましては、最大限想定し得る最大量を見込んでおりますことから、担当といたしましては、今後、追加についてはないものと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 2点、ご質問をいただいております。

まず、包括の24時間相談対応につきまして、ご答弁申し上げます。

先ほど来ご答弁申し上げますとおり、やはり、今回の募集におきます相談支援時間、相談対応の時間といたしましては、24時間相談対応というのを必須とせず、必要に応じて24時間、一応緊急時の対応が必要な場合は連絡が取れる体制を構築すること、というふうな形で進めていきたいと考えております。

しかしながら、障害者の地域生活支援施設におきましても、公募時点におきましては、本町といたしましては24時間相談対応というようなことは必須とはしておりませんが、事業者の発意によって24時間相談対応というような提案もございましたし、こういう緊急時の連絡体制につきましては、公募されている事業者のご提案等も十分、社会福祉施設整備審査委員会の中でご披露いただきながら、その評価の中で、きっちりと見ていきたいなというふうに考えております。

あともう1点、島本町の介護保険料の町独自減免についてのご質問でございます。

第7期の島本町介護保険事業計画時から実施しております低所得者に対する介護保険料の独自減免でございます。減免の基準となる要件といたしましては7点ございまして、7点すべての要件に該当される方が対象になります。申し上げますと、まず一つ目として保険料段階が第3段階以下であること。2点目といたしまして、世帯員全員が市町村民税非課税であること。3点目といたしまして、年間収入が単身世帯93万、世帯の人数が1人増すごとに48万を加算した額以下であること。4点目が、世帯員全員の預貯金等の総額が350万円以下であること。5点目といたしまして、市町村民税課税者に扶養されていないこと。6点目といたしまして、世帯員全員が居住用以外に土地または家屋を所有していないこと。7点目といたしまして、介護保険料を滞納していないことということで、この1から7すべての要件に該当される方につきまして、独自の減免を実施しているものでございます。

今回の軽減につきましては国が実施しているものですので、広く第1段階、第2段階、

第3段階、すべての被保険者の方に適用されるものでございますが、この町独自の減免制度につきましては、今、ご説明したような要件に該当される方のみ適用されますので、軽減のほうが、より適用される被保険者の方の人数は多いものと認識しております。

以上でございます。

教育こども部長 2点でございます。

保育所としての利用終了後、元に戻すのかということでございますが、最終的にはふれあいセンターの管理をしております総務・債権管理課との協議により決定する必要はございますが、可能な限り撤去することなく、引き続き使用できるような設計としておりますことから、そのまま使用できるものについては、そのまま使用していきたいと考えております。

また、保育士に監視業務などさせるのはどうかというご意見でございますが、主たる警備については3人の警備員が当たる。そして、どこまで警備と言うかわかりませんが、安全安心な保育を実施するうえで、危険回避を意識して保育に当たるというのは、これまでも各保育所でやってきたことでございますので、そのような意識を持って、保育時には保育をやっていっていただきたい。そして、先ほどご答弁させていただきましたように、トイレを支障なく利用できるように付き添いなどの人数も要りますので、従来の配置人数に上乘せする形で保育士を配置する予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターの防犯事案について、再度のお尋ねでございますが、先ほどご答弁申し上げました犯罪事案の発生後につきましては、ふれあいセンター内各所に「防犯カメラ作動中」というような貼り紙を増設をさせていただくとともに、警備員の夜間の巡回の強化を行い、犯罪の抑止に努めているところでございます。ふれあいセンターを管理する担当として、ふれあいセンターを安心して使っていただくというのが大前提かというふうに思います。保育所の移設する・しないに関わらず、そういった事案が起らないような対策は講じていく必要があるというふうに思っています。

カメラのモニターの常駐者の配置については、予算を伴うものでもございますので、現時点で明確にご答弁できませんけれども、何らかの対策は講じていく必要があると思っておりますので、その点、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

中田議員 三小についてです。先ほど他の議員から、2月議会の教育こども部長の発言について言及がありました。当時、教育こども部長は、A棟の1階部分は相当危険度が高い状況にあると認識している、ということをおっしゃっています。

その前に、0.07というI s値の値についてです。これに関しては、前回の議会で私が指摘するまでもなく、平成21年、22年の耐震診断のときにはもう判明していた値であ

り、平成 27 年の 5 月に出されている三小の基本構想の 2 ページにも表記されている値です。ですから、議会でも、もう一定議論が行われていたものだと思います。0.07 という数値は、今に始まったことではありません。私が前回それを取り上げたのは、保護者の方から——私は実は知りませんでした、そのことを。三小の A 棟が未耐震であるということは知っていましたが、それほど低い値だということは、私自身は前回の議会の前に保護者の方の指摘によって知ったことなので、改めて問うたのが前回の議会の発言です。

それはさておき、前回の教育子ども部長の発言です。不安を煽る内容だったのではないかと、通常の利用で問題がない認識でいいかと、通常の利用をしてもいいものですか、という先ほど質問がありました。それに対し、教育子ども部長は明言を避けられました。教育子ども部長が発言された内容は、前回の議会でのご答弁を繰り返したものですよね。I s 値というのは構造耐震仕様のことで、震度 6 以上の大規模な地震の震動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が低いのが 0.6 以上で、0.3 未満に関しては、大規模な地震の震動及び衝撃に対し倒壊または崩壊する危険性が高いというのが、厚生労働省が示している I s 値耐震指標です。ここにおける大規模な地震というのは、震度 6 強から震度 7 程度の地震を想定しています。そういう中での 0.3 未満の 0.07 という値は、この指標に照らし合わせたら、相当危険度が高い状態であるという事実関係を、教育子ども部長は 2 月議会で答弁されたと私は認識しています。

そのことをいったん確認したいのですが、加えて、最後にそれは問いますが、この値は確かに震度 6～7 程度の規模の地震に対する I s 値ですが、震度 6 から 7 程度の規模の地震が絶対に起こらないのであれば、もちろん、これは考慮する必要がないのですが、このレベルの災害がいつ来るかわからないというのが、今の、この日本の状態です。ですから、こういう条件が付いていても、危険度は 0.07 という値であれば、論理的帰結として危険度が高い状態であると言わざるを得なかったというのが認識だと思います。

さらに、その認識に基づいて、島本町は去年、北部大阪地震がありましたよね。あのときに、第三小だけは校庭に避難し、一度も校舎に入らないまま子ども達が家に帰宅しています。なぜなら……（「質疑して」と呼ぶ者あり）……、質問のための確認です。なぜなら、A 棟のピロティの部分は耐震性能がかなり低いので、そこをああい地震の際には通してはいけないという認識が学校側にあったからこそ、三小だけは校舎に入ることなく、速やかに家に帰ったということがありました。ですから、通常の利用で問題ないという認識には到底なり得ない。

もう一つ言うと、四保に関してですよ……（「質疑しよう」と呼ぶ者あり）……。

村上議長 質問を、まとめてしてください。

中田議員 質問のための準備確認です。四保に関しても、最小 I s 値が 0.29 という値でしたね。三小の 0.07 よりもかなり高い値、0.3 未満ということでは同じですが、0.29 という値で、命が優先と、ふれあいセンター移動を強いているわけです。

という状況において、島本町の対応と、そして厚生労働省が示す、このI s というものの事実関係から導き出されるものとして、2月議会の教育こども部長の答弁は、事実関係を述べたという認識でよいかどうかを問います。それが1点。

そして、ふれあいセンター保育についてです。先ほど3階のテラスのことを、たびたびいろんな議員が言及していますが、ほかの利用者の方もいらっしゃるということで、3階だけでも保育時間以外は使えるようにという配慮はわからなくもないんですが、一方で、最近では保育においてアレルギーの問題など、かなりナーバスになってきています。そして、誤飲ということも子どもに関してあるので、そういった点から、やはりテラスに関しては、住民の方に不便を強いることになるかも知れませんが、一定、占有できるほうが安全性が高まるのではないかとということをお尋ねしたいです。

そしてもう1点、ふれあいセンター工事についての今後の運用についてですか、ここに至るまでのふれあいセンターのいろんな、様々な、ありましたね、保育室に使うということに関して、使用停止があったり工事をするということがあったんですが、様々な住民の方から、情報が行き届いていない、問い合わせをしたいんだけど、どこに問い合わせればいいかわからない。それはこちらに訊いてくださいと、たらい回しにされたみたいなのが頻発しているんですね。一方で、島本町としては全庁あげてふれあいセンター保育をみんなで回していくというふうに言われているんですが、実態としては、そこがうまく回っていない状態をかなり聞いています。

ですので、島本町のふれあいセンターの管轄は総務・債権管理課が一括されていると思うんですが、実態としては、いや、この件は教育こども部だから、そちらに訊いてくださいですか、ふれあいセンターの委託業者の窓口で止まっていたりとかして、なかなかその問題が解決されないうえに、解決すべき部署にまで情報が上がっていないということが散見されていますので、今後のふれあいセンター工事が始まり、また保育が始まるという状況において、どのように、そのあたりの対策を取られるのかということもお尋ねします。

以上です。

教育こども部長 I s 値の件でございますが、中田議員のご質問が、私に何を言わせたいのか、ちょっとわかりませんが、I s 値に関しては0.07ということで、いわゆる「耐震改修促進法」の告示により、震度6～7程度の規模の地震に対するI s 値の評価については、I s 値が0.3未満については倒壊または崩壊する危険性が高いという表示がされておりますから、この表示に従いますと、危険度が高いというようには考えられるということでございます。この件については、何度も、議会以外の場所でも、中田議員にはご説明させていただいているところだと思っております。

3階のテラスの占有については、適切に対応してまいります。

以上です。

総務部長 ふれあいセンターへの四保の分室の移転についてでございますが、情報が行き渡っていない、問い合わせしても、たらい回しというようなことがあるということでございますが、そういう情報を、私、初めて耳にしたところで申しわけないんですけども、これまで広報誌には、本年の3月号、それから6月号、それとホームページと、ふれあいセンター受付の窓口の壁面に、「お知らせ」という形で貼り出しをさせていただいていると。そういう状況と、関係団体等については、それを所管する部局から連絡をするようにということで、以前に指示をさせていただいたところでございます。

今後についても、必要な情報の周知に努めてまいりたいと思いますし、問い合わせについて、そんなたらい回しということがないように、ただ、すべてにわたって総務・債権管理課でお答えできる内容ではないので、教育委員会含めまして、きちっと、その辺は対応できるように調整していきたいというふうに思います。

以上でございます。

塚田議員 まず、ふれあいセンター改修工事について、1点、質問をさせていただきます。

火災等、何かあったときの対策についてなんですが、業務用エレベーター前の扉とかは対応されているということなんですが、避難経路について、何かあったときは2方向に避難経路を確保するというのが基本的な考え方にあたりするらしいんですけども、そういったところの対応がどうなっているか、1点、お尋ねします。

それと、三小A棟の改修ですけども、午前中、他の議員から質問があったんですが、現A棟を通過して仮設のほうに行く動線になっている件に関して、今後、通らないようなルートに関して努力をされていくというようなご答弁があったんですが、今、何か検討されているものがあるのか。また、今後検討していかれるというお考えなのかどうか、お尋ねをいたします。

そして、島本町地域包括支援センター運営業務委託の委託料に関して質問を何点かさせていただきたいんですけども、まず、人件費を算定された根拠についてが1点。そして、委託業務の中で、まだ町が主体となってされる業務があると思うんですけども、その業務についての委託料への負担があるかないか。割合等あれば、それをお答えいただきたいです。もう一つ、設置場所について、これも他の議員から先ほど質問あったんですが、町内で利便性の高い場所で委託者が確保されるような流れになると思うんですけども、家賃に関する加算があるかないか。この3点をお尋ねいたします。

教育こども部長 ふれあいセンター改修にあたって、避難経路の件でございますが、通常は、中央階段と避難階段を活用しての避難経路が設定されております。また、今回の改修の中では、3階のところには避難器具を設置するなど、対応については、本町としても消防等とも話はさせていただきながら設定したところでございます。

また、三小のA棟のピロティを通らないような手法があるのか、ということでございますが、当然のことながら非常に難しいことではございますが、内部で様々な検討はや

っております、これは実現するかどうかわかりませんが、1階でありますと、今、支援の部屋として使っている部屋につきましては、運動場側に掃き出し窓になっておりますので、そのような支援学級の部屋を通路にできないか。様々な手法について、現在、担当としては考えておるところでございます。ただ、それがほんとに実務上可能かどうかというのは、当然、学校とも話をさせていただきながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 地域包括センターにつきまして、3点、ご質問をいただいております。順次、ご答弁申し上げます。

まず委託料算出の根拠でございますが、このたびの委託料につきましては、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーという3職種は包括に必置となっておりますので、その雇用にかかります人件費、また事務費等といたしまして、事務職の賃金であるとか消耗品であるとか備品購入費等、事務所運営等に必要な経費を計上しているところでございます。また、それとは別に、初年度、いろんな事務備品を揃えていただく必要もあるかと勘案いたしまして、初年度の事務整備費といたしまして、別途100万を加算して計算しているところでございます。

あとは、包括委託後にかかります町の事業につきましては、在宅介護・医療連携に関する事業、また認知症施策の推進にかかる事業につきましては、引き続き町に残りますので、予算につきましても、それらにつきましては、今後も町の地域包括センターの運営にかかる経費とは別に予算計上していくことになります。

あと、事務所につきましては、事業者に別途ご用意をさせていただくことになると考えておりますが、家賃補助等につきましては、現時点では想定しておりません。

以上でございます。

塚田議員 ありがとうございます。まず、ふれあいセンターの改修工事にかかる避難経路の確保に関しまして、理解をいたしました。避難器具が具体的に決まっているようであれば、どういったものなのか、ご答弁をお願いしたいのと、三小A棟の件なんですけど、仮設校舎が建てられるということで、教室棟と学童棟というふうに分かれているかと思うんですけど、今回、仮設にかかる費用も結構多額になってまして、この教室棟と学童棟を分ける意味というのが、特段の理由、何かあるのかなということ、ちょっと思っているんですけど、合わせて1棟で建てたほうがコスト的には安く収まるのではないかなというようなこともありまして、ちょっと、そのあたり、なぜ分かれているのかということをご答弁いただきたいと思います。また、教室棟のほうに学童棟が寄れば、微々たるものかも知れませんが、運動場のほうも広く確保できるのではないかなあということをおっしゃるので、その辺のご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 3階に設置する予定の避難器具の詳細でございますが、強度の高い特殊

な布を使用して、内側に一定の勾配が設けられた、螺旋状の通路を垂直に落下する、降下する種類の避難器具としております。どのような重さの方でも、いったん回っていて降りていく形なので、そのままストンと落ちないような形にはなっております。

そして仮設に対して、今、2棟建てであるが1棟にはできなかったのかということですが、運動場、グラウンドの幅がありまして、その幅を用いて考えますと、必要な部屋数で考えますと、やはり横に取り切るとすると、校舎側には水路が走っておりまして、その水路にかからない範囲でやろうと思うと、やはり2棟になってしまう、学童棟が分かれてしまう。それをもし1棟にして、廊下を間二つ入れて、3列に並べた教室ということになると、真ん中のところは採光が取れませんので対応ができない、ということがございます。もう一個考えたのが、例えば3階建てにすることはできないのかということも考えましたが、それであると、構造部材が負担する荷重などが相当重たくなるので、プレハブなどの軽量鉄骨では対応がかなわないというところの検討もしたうえで、今回は2棟建てという形にさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

河野議員 3問目です。多岐にわたりますので、再度の質問としては介護保険特別会計に関して、先ほど議員の質問への答弁に対しても、今回は地域包括センターの専門職種、常駐の職員の人件費に関しては島本町職員の平均を取られたということですし、その点では、他の委託されている公共団体の委託料の人件費に比べると、ベテランの方を置いてもやっていけるかなというような見立てをされているということでは、必要な措置だとは思いますが、今後、それが賃金が上がっていく、職員においても順番に給料表に基づいて上がっていくのと、民間の給料表とはまた違いますので、その点については、ベテランの人が長く勤務することできるという措置が必要かと思われませんが、いかがでしょうか。4年間同額なのでしょうか、ということですね。債務負担行為になりますので。

それから、保険料のことですが、国の軽減策がまず10月以降、軽減をされるということですが、その前に介護保険料の決定通知はたぶん8月前後であったのかなと思います。それを受けて、払えないというふうに思われた方が独自減免の申請に行かれるということですが、この独自減免の申請時期と、介護保険料の軽減策との兼ね合いについては、住民に対して、どのような説明をされるのか。そういった通知が含まれるのか、答弁を求めます。

それから、児童福祉総務費、資料請求しておいて、また質問漏れがありました。いよいよ10月から保育・教育の無償化、消費税10%への増税を原資として実行されるということで、待ち望んでおられる方のほうが圧倒的に多いと思いますが、私、去年の12月議会以降、給食代が実費徴収になると。今の国の示している基準からいくと、給食代が実費徴収になり、公定価格で言えば主食費3,000円、副食費4,500円、合わせて7,500円を徴収する階層が出てくるということになります。その辺についてのスケジュール及

び実費徴収ということになれば、このシステム改修で保育料として同時に引き落とすということは考えられるのか。あるいは、あくまで実費徴収ですので、集金袋を持って、毎月毎月、必要な方が7,500円払うということになるのか。

その点について、他市の情報収集をされていますが、この点については地方公共団体が非常に困っている、苦慮しているところですが、島本町が違うのは、給食代を徴収したことが、たぶん30年以上ないので経験がない。民間保育所もそうになっています。そこを初めて始めるということになれば保育所の事務負担が増える、人数に関わらず増えるということですし、保護者が持ってくるですと、時間は本当に幅広い時間があります。また第四保育所も同様に、それは同じことをしなければなりません。そういう意味では、事務負担が増えるものだと思いますし、低所得の階層の方の中では、無償化になったほうが、かえって値上げをするという階層があるということが新聞報道などでも明らかになっております。

その点について、いつ保護者に説明をされるのか、意思決定をされるのかという点ですね。もちろん、私は今まで30年以上、給食代を取らないという、給食も保育の一環であるということで、保育料にも入っているのかも知れませんが、主食代も取ってこなかった。保護者からパンや、うどんやご飯を、日々、保育所に持ってこさせることもなかったということの島本町においては、やはり今までの流れを踏襲する必要があると思っておりますし、これ以上現場への負担、そして低所得者への負担が増えるということは、絶対に避けなければならないと思っております。

最終的に、いつ意思決定をし、実費徴収についてはどのように保護者に周知し、いつの時期に徴収が始まるのか。今の時点でわかっておられる範囲で結構ですから、ご答弁をお願いいたします。

それから、ふれあいセンターの改修費ですけども、以前から、この話ができるときに、保育所の階段というのは、すべての方がエレベーターを使われるとは限りませんし、日中であれば混雑をして、なかなか降りてこないとかいうこともあります。子どもさんの成長・発達を考えて階段を使うという保護者もおられると思います。そういう意味で、ふれあいセンターの階段は、小さいお子さんが登り降りするには非常に不適切というか、隙間がある階段の部分もありますので、その隙間から、年齢層の低い方が隙間から転落するということもあり得ます。必ず、お母さんに手を引いていただかなければなりません。お二人以上おられる方とか、週初めに布団を持っていかなあかんとか、荷物持って帰らなあかんとかいうので、非常に困難を来しますが、そういう意味でも、私は警備員が衝立のところだけではまずいんじゃないか、入り口のところだけではまずいんじゃないかと。保育のお手伝いをするわけではないけれども、お子さんが怪我のないように、そういった施設の不備のせいで転落や、落ちるといことがないように、また物を落下させることがないようにということでは、この警備体制は非常に不十分であると。

階段を使ってでの移動ということは、日常的にこれから仮移転の際は使われると思いますが、それが違うのであれば結構です。エレベーターを基本とするのであれば結構ですが、その点については階段の送迎に関わって、あるいは緊急時の移動も含めて、火災などの緊急発生の際にね、そういうときの体制は保育で取るのか、警備で取るのか。その点は十分に議論されているでしょうか。階段に特化して、お答えください。

健康福祉部長 まず、地域包括センターの委託料にかかりますお尋ねでございます。

今回の委託料の算定につきましては、議員ご指摘のとおり、平成30年度の島本町の職員の平均給与月額と勤勉手当等勘案いたしまして設定をいたしましたので、他自治体で、委託で包括を運営しておられる事業所等の状況を確認もいたしておりますが、他自治体の状況と遜色ないような予算措置の状況にはなっているのかなというふうに考えております。基本的に債務負担行為の設定でございまして、契約につきましては4カ年を予定しておりますので、よほど大きな介護保険制度の改正がない限りは、この額の中で4年間運営をしていっていただきたいと考えております。

また、人件費につきましては、今回、算定につきましては先ほど申し上げたような根拠で設定しておりますし、現在の町の財政状況等を考えますと、この範囲で十分やっていたのではないかなというふうに考えてございまして、もし、選定された事業者で、町の設定しております人件費よりも人件費が安い金額で雇われた場合などは、人件費につきましては、精算をして返還をしていただくということも想定しております。

また、介護保険事業の減免についてのご案内でございます。介護保険料の減免を受ける際には、必ずご申請いただくことが必要になってございまして、基本的に保険料減免については月単位でございますので、申請した月から適用されることになります。ただし、今回の軽減による改定等もございまして、本年に限り、令和元年8月31日までに申請があったものに限りましては、平成31年の4月—5月以降に資格を取得された方は資格を取得した月になりますが、それに遡って保険料の減免を適用したいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 まず、幼児教育・保育無償化に関してでございますが、今後、どのような形で広報していくのかということでございますが、ご存じのように10月からスタートいたしますので、現在、その制度設計に子育て支援課を中心として取り組んでおるところでございまして、制度が固まった時点で、速やかに住民の皆様にはご案内、ご周知をしていきたいというふうに考えております。

今、主食費・副食費、副食費については保育料に含まれていますので徴収はしていませんが、徴収することになると事務負担が増えるのではないかとございまして、その点については、全国的な主食費・副食費は徴収するというのが流れでございますので、その点についてはやむを得ないかなというふうに考えております。

そして、低所得者の対応につきましても、国から示された様々な案を踏まえて、本町として検討していきたいと考えております。

そして、ふれあいセンターの改修において、階段等、移動の手段でございますが、メインとしては業務用のエレベーターを基本として使うことで話しております。緊急時の対応、保育であるのか、警備であるのかというところについては、どちらであるということではなくて、一体的に対応していきたいというふうに考えておまして、その点についても、保育士等とも十分話をしていきたいと考えております。

また、徴収することになった場合の対応でございますが——すいません、これは保育無償化のほうですが、給食費の徴収方法につきましては、町立保育所では口座振替を検討しております、民間保育園、民間幼稚園では施設ごとに対応されると聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 ちょっと数点だけ確認したいんですが、し尿処理の産廃の処理なんですけど、マックス4,000立米ということなんですけど、これが最大で今の予算ということで、精算時にはこれより減るという感覚でいいんですか。それと、確認はマニフェストであるということなんですけど、マニフェスト、たぶんとンでしか出てこないと思うんですけど、どのような精算の仕方をするんですか、というのが1点目。

あと、三小の新A棟なんですけど、具体的に今のスケジュールでいけば、仮設校舎はいつから使えるかということと、新A棟についてはいつ頃から使用できるのかということのを教えてください。

都市創造部長 し尿にかかります2点の質問でございます。

まず、現在見込んでおります4,000立米、減るのかというお問い合わせでございます。あくまでもマックスで、最大量として見込んでおりますので、減るであろうと、現時点では思っております。

続きまして、マニフェストが、報告そのものがトン表記についてでございますが、これについては、改めて立米でもご報告いただくような形で、調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 第三小学校A棟にかかるお尋ねでございますが、まず、仮設校舎については令和2年4月から、使用を予定しております。そして、新A棟の使用については、令和3年1月からの使用を予定しております。

以上でございます。

清水議員 し尿処理の産廃の件は、そういう形で確認されるというんですが、現実的には現場で廃棄物が確実に取れたという確認は、町職員はしないんですかね。要は、出てきたマニフェストの数量だけで、全部、ちゃんときれいになりましたよという確認は業者だ

よりなんですかね。その辺の確認が一つ。

それと、三小のA棟については先ほどからピロティ、旧のA棟については0.07、震度6～7にかけては倒壊の恐れがあるということなんで、そこを極力通らないというようなことも考えていくという話なんですけど、なかなか難しいとは思いますが、具体的には仮校舎、9ヵ月先ですかね、それまでは今の校舎から体育館に行ったり、必ずピロティのところ通るはずなんですよね。それで、仮校舎に移ってからは、B・C棟に戻ってきたり、いろいろすると思うんで、極力、やっぱり実際に地震、南海地震なんかが起これば6強とかいう話があるんで、極力、そこを通る時間を減らすような、通らないのが一番いいんですけどね。工事始まるまでも、明日起こっても、6強が起これば倒壊する可能性はあるということなんで、そこを極力、接する時間を少なくするとか、リスク管理をできるだけやって、児童の怪我、そういうのを減らしていただきたいなど。ないのがもちろんいいんですけど、避難訓練にしても、通常地震の避難訓練では三小は済まないと思うんで、その辺も改めて検討していただきたいと思うんですけど、どうですか。

都市創造部長 し尿処理場にかかります再度のご質問でございます。

まず、現場の確認でございます。業務の監理委託をしておりますコンサルの業者もおりますし、町の職員につきましても、合間合間には、当然のことながら現場に出向いて、確認をしてみたいというふうに考えております。あと、例えばなんですけども、切り土の完了時でありますとか、購入土入れる、そういう重要なポイントには、必ず職員も同席をして、しっかりと確認をしてみたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 再度のお尋ねでございます。

先ほど清水議員からありました、現A棟のピロティの部分、それを使わないことはできないけれども、極力、利用を避ける。私どももそのように考えておまして、できるだけ使わない方法というものがほかにはないのか。そして、中庭を使った移動などができないのかということも今現在検討しておりますので、利用頻度を下げるような運用方法については検討し、学校とも話をしていきたいと考えております。

そして、今後、授業を受ける場所が仮設にも代わってまいりますので、今までの避難訓練だけではいけませんので、当然、新たな仮設も含めた避難訓練というものは逐一実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 ふれあいセンターの改修工事に関して、お伺いいたします。

ふれあいセンターに子どもを預けるうえで、子ども達自身の安全安心はもちろんのこと、保護者の方の心、不安感を取り除くということももちろん大事なことであります。ふれあいセンターに映像モニター、録画機能付きのものが設置されたということで、一定、以前よりもふれあいセンターの安全に関しては向上しているかとは思いますが、こ

のふれあいセンター改修工事の中で、確認ですが、新しく保育所としての運営に関して録画設備、そういったものの設置に関しては検討されましたでしょうか。

教育子ども部長 ふれあいセンター改修についてのお尋ねでございます。

ふれあいセンターを改修して第四保育所の移転として利用していくにあたって、カメラ等の設置ということでございますが、その点については、今回の対応には中には入っておりません。

以上でございます。

野村議員 ほかの保育園及び幼稚園に関しましては、例えば保護者の方のそういう不安感を取り除くという意味で、リアルタイムで映像を、各スマートフォンから子ども達の様子を見られるといった、そういった設備に関しても設置されることもございますが、ただ、それは、この中身に関して予算付けるのは難しいという案件でございますので、例えば子ども達、保護者の方々がご自身の持っているスマートフォンといった映像機、このふれあいセンターはWi-Fiの使用もできるというふうな形になりましたので、例えば、そういった映像機を利用して安価に、例えば電気を繋ぐだけでリアルタイムで映像を確認できるといった、そういう保護者の方からの提案といったものはなかったのか、確認をさせていただきます。

教育子ども部長 現時点で把握している限りでは、保護者の方から、そういう提案はございませんでした。

以上でございます。

伊集院議員 種々質疑が出ましたので、その中で重複しない点で数点、お訊きしますが、先ほど財政的な話もありました。三小においては確かに、我が会派、自民会派としましても平成19年、20年、その点でもやっぱり公共施設の耐震化のことは重々指摘をしながら、やっと平成21年度に耐震診断、順次されていかれた。Is値が低いという状況でありましたので、早期な建て替えなり議論してきた長い時間がかかっております。その中で、基本的には我々会派としても指摘しましたように、かぶり圧とか、こういった部分で見直しをされたことは、やっちゃって直すよりも、指摘された中、計画を大きく変えていかなければならないと言いつつ、やはり、変えていくということは大事なことやと思います。

ただ、先ほどありましたように財政の部分、今回、町債、地方債も出ております。債務負担行為の部分もあった中、実質上、財政のトータルのことはわからないというふうにおっしゃってございまして、今回、調書も、毎回ですけれども、一応、債務負担行為の調書、地方債の調書も出していただいておりますが、この数字を前年度末と当年度末を入れた数字でいいのか、基本的な話をお訊きします。47の18・19、そこに記載いただいておりますように債務負担行為ですね、入ってますし、47の19ですね、地方債のトータルも入っております。この点も入れて出してこられているという部分で言えば、一定、

この計画の中で、細かいところは、この議場で言うのはちょっと避けて、保護者の方々といろいろ議論をしていただきながら、調整できるものは精一杯していただく状況であると思いますが、この財源の部分、借金部分も出ております。町長は、現段階ではなかなか答弁できないとおっしゃってましたけど、一定の見込みは持っているということであれば、この提案においては、しっかりやっていくということだけは最後、ちょっと確認を1点、させていただきたいと思います。

それと、介護保険の部分ですね。今回、地域包括支援センター、当初、この制度をやった際ですが、うちのところは会派としては、国の指定どおり、当初はやっぱり直営でやっていただくということを指摘させていただいて、直営でやっていただきました。一定のノウハウや運営を進めていかれる中、もっと利便性を今回は対応していくということで理解しております。種々質問がありましたが、先ほど24時間体制ということも話が出ていたということもありましたけど、結局、この24時間体制で頑張っていくとなると、やはり現在、募集要項、作成されている最中なのか、これから作成されるのか、そこを確認させていただきます。医療法人さんとか、24時間対応できるものと組んでいらっしゃるであれば、それは24時間対応していくんでしょけれども、ちょっと先ほどの質問でいけば、縛りがかかってくるのではないかというふうな気もしますけども、その確認だけ、させてください。

健康福祉部長 地域包括センターにつきまして、2点、ご質問いただいております。

確かに、議員ご指摘のとおり、島本町の地域包括センターにつきましては平成18年に設置をしております、その当時、私の記憶によりますと、府下の町村につきましては、すべて直営で包括を設置されていたというふうに認識をしております。ただ、平成18年度から時間も経過いたしましたし、一定、やはり直営で実施をする包括のノウハウであるとか、そういったとこら辺が蓄積されたということもございまして、本年の1月28日時点で調査をいたしましたところ、今、府内で268カ所の地域包括センターございしますが、直営によるものは15カ所ということで、率にいたしまして5.6%、委託によるものが253カ所で94.4%となっておりますので、かなり、地域包括センターが開設された当時に比べまして、委託包括が増えていっているのかなというような状況にございます。

また、24時間の緊急時対応につきましては、先ほど来ご答弁させていただいておりますが、やはり24時間の相談対応ということにつきましては、応募時点につきましては、必ずしも必須として募集要項に記載をしていくことは考えておりませんで、24時間の緊急時の対応を可能とする体制を構築するということで記載をしていきたいと考えております。また、募集要項につきましては今現在作成中でございまして、社会福祉施設等整備審査委員会の委員の皆様のご意見とかも踏まえまして、審査基準等、今後、精査していきたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 今回の補正予算の財源についてのお尋ねであったというふうに思いますが、まず、議員もお示しいただきましたけれども、議案書の47の7ページに地方債補正について、お示しをさせていただいております。衛生化学処理場の撤去事業債と学校教育施設の整備事業債ということで、これらは可決いただいてから事務は具体的に進めていきますが、現時点では政府資金からの借入を予定しております。

ここに載せております2種類の地方債につきましては、47の19ページに、地方債残高をお示しさせていただいております。その一番右の下、今回の補正後の、可決いただいたとしての地方債の残高が117億4,824万2千円、これについては先ほど申し上げた二つが含まれております。その前のページ、47の18ページ、第三小学校にかかる起債ですけれども、財源内訳として地方債として2段書きしております合計額が14億6,250万円になりますが、これも現時点では政府資金を予定しておりますが、これは次のページの地方債残高に含まれておりませんので、これをプラスしますと132億1,074万2千円、こういうことになろうかと思いますが、今回の補正予算にあげさせていただいている各事業につきましては、財源としてこれを見込んでいるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

伊集院議員 それでは、1点、確認させていただきます。

今回、財調ですね、繰り入れされますが、残高を参考に、財政調整基金だけでも結構なので、その数字だけお教えてください。

総務部長 今回の第2号補正で財政調整基金を8,808万円取り崩す予定としておりますが、その後の残高につきましては、10億7,648万6千円でございます。

以上でございます。

福嶋議員 先ほど、ご答弁の中にもありましたけれども、ふれあいセンターで2月に事案があったということでお話がありましたが、録画付きのカメラを付けられて、それも、こういうカメラをつけているよということで防犯機能の拡充を図るといようなご答弁をいただいたわけなんです、それが有効に機能しているのか機能してないのかについて、ちょっとわからないところがございますので、今回、保育所機能が付けられる中で、もし誰かが侵入を図ろうとしたときに、事故にはなりませんけれども、それが確実に映像として残る状況になっているのかどうかのご確認をされたのかどうか。そして、もし、されてないのであれば、今回の予算の中でルートをすべて押さえるようなカメラ位置にレイアウト変更するべきではないのかというようなことについて、お教えてください。付け加えて、大変申しわけないですけども、事案が起こったときにカメラは付いていたのかどうか、機能したのかしなかったのか、それについてもお教えてください。

二つ目、化学処理場について、今回土砂処理されますけれども、それが今回やった4,000立米が最大値であって、それ以上の深いところ、横幅の方向には一切ないよ、今後、再

度の調査なり処理を請求されること、要求されることはないよということについて、確認をさせていただきます。

それから3点目、A棟のI s値に関してですけども、過去、施設のI s値に関しては、私、議員になってから、ずっといろいろ聞かせていただいております。そういう中で、この間初めて聞いたというような他議員の意見もありましたけども、私、いっぱい聞かせていただいた中で、I s値があつて、そして小学校、A棟ピロティ、去年のあの大きな地震が起こった直後に、ピロティに進入させなかったということは、きっちりとリスク管理ができていているという理解をしております。そして、建物の危険度判定を行った後に入れたはずなんですね。

そういうことをしっかりとやってますと、ベストを目指した、お金をなんぼでもかけての施策をやったわけじゃなくて、ベターな範囲で、できる範囲でやらせてもろうてます、財政の整合も取ってますというようなところ、きっちりと説明しながら、昨年、「保育緊急事態宣言」出された中で、山田町長が、皆さんにきめ細やかな情報発信が十分にできず、ご心配をおかけしてますというようなことの中で、今回もまた心配かけてるのかというようなところで、やはり体制整備、しっかりできてないのと違うかと思いますので、その辺も、今回の予算審議するうえで、しっかり答えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

総務部長 ふれあいセンターでの防犯上の事案についてのお尋ねでございますが、先ほどご答弁させていただいた事案については、2月2日に発生をいたしております。30年度中に、ふれあいセンター内に防犯カメラの更新が完了いたしましたのが2月の22日でございますので、その事案発生時には、まだ、その録画機能が付いてないものであったということでございます。

なお、現在設置の防犯カメラの録画機能につきましては、24時間録画できる機能になっておりますので、事後にはなりますけれども、事案が発生したときには、それが確認できるというふうには考えてます。ただし、館内すべてを網羅できるようなカメラ設置にはなっておりませんので、そういったカメラがないような部分については、24時間配置しております警備員の巡回の強化、そういったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 衛生化学処理場にかかりますご質問でございます。

当該の部分については、過去に行っております土壌汚染状況調査におきまして判明しております範囲と深さの最大をもって見込んでおりますので、これ以上の掘削は予定していないところでございます。また、必要ないものと考えております。つきましては、担当といたしまして、もう追加はないという考えでございます。

以上でございます。

教育こども部長 第三小学校A棟ピロティの大阪北部地震の後の対応でございますが、今、福嶋議員からご紹介いただきましたように、北部地震が起きた後、A棟のピロティ部分につきましては、いったん通ることをやめて、近々に危険度判定士に来ていただいて、建物として問題ないという確認をした後に、通行を認めるというような形にした経緯はございます。

以上でございます。

山田町長 確かに、保護者や住民の方に対しての丁寧なご説明というものが、足らずがあった場合に不安感を与えてしまうということで、「保育緊急事態宣言」のときも出ささせていただきました。今後も徹底してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時27分～午後3時40分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算(第2号)に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億9,285万6千円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ118億7,958万4千円とするものです。

歳出の主な内容は、小規模保育改修費等支援事務補助1,432万5千円、ふれあいセンター改修工事4,320万8千円、衛生化学処理場解体工事1億6,487万7千円、また債務負担行為の補正として、第三小学校施設整備事業16億5,015万3千円、第三小学校仮設校舎賃貸借3億9,259万円であり、保育・教育を中心とした本町の重要な事業に関わる補正予算と理解をします。

特に、第三小学校施設整備事業に関しましては、仮設校舎から本校舎への児童の移動が安全に行えるよう、経路に留意した計画をお願いします。

また、本町の財政状況や、保育等の残った整備事業を考えますと、今後の主要な事業を見直す必要があるのではないのでしょうか。具体的には新庁舎の建設業務であり、この

ままた本年10月に消費税増税が行われれば、景気の低迷、建築に関わるコストの上昇も予想され、さらなる本町の財源圧迫も想定をされます。本事業の財源確保に根拠があるのか、しっかりと検討し、お示しをしていただきたい。過去の議会におきましても、我が会派は新庁舎の建設にあたりましては、JR島本駅西側の開発などを利用した民間活力の導入（PFI手法）などを検討していただきますよう、また将来の負の遺産にならないよう、その手法を提案させていただいております。新庁舎の建設は、島本町の将来像を示す重要な事業であります。今一度、現状の新庁舎建設基本計画の再検討をしていただくよう、強く要望をします。

そのほかの補正予算に関しましては、概ね妥当と判断し、賛成の討論とします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第47号議案 2019年度一般会計補正予算（第2号）について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

歳入歳出、それぞれ2億9,285万6千円増、予算総額は118億7,958万4千円となりました。

衛生化学処理場解体工事追加補正1億6,487万7千円についてです。し尿処理の事務委託は、高槻市並びに高槻市議会のご理解を得て実現したものです。当該地は高槻市に譲渡することとなっており、このたびの追加補正は必要不可欠なものと判断します。申し上げておきたいことは、例え、当時は法的に問題がなかったとしても、ごみを公共施設の敷地内に捨て、埋めることを容認した過去の職員のあり方が、今、次世代に大きな財政負担を強いているのです。法的に問題がないとして、様々な環境課題に消極的であることが、未来に一体どれだけの負担を強いるか、その想像力を失わないでいただきたい。まして廃棄物混じりの土砂を埋め戻しに使用する工事を黙認した、島本町の姿勢は非常に問題であったと思います。

四保のふれあいセンター保育関係の費用、5,559万円についてです。四保耐震化については様々な議論がありましたが、ふれあいセンターでの保育のための準備が進んでしまっています。今後、工事の運用については、保護者の皆様のご意見を聞きながら、より良い保育になるように努めていただきたいと思います。

ふれあいセンターを使っていた住民にとっても、四保のお子さんや保育士さんにとっても、不便が強いられることとなります。譲り合いと言えればそれまでですが、その中で摩擦が起きないように、行政としてはでき得る限りの情報共有と不便の解消に努めてください。これまでの数ヶ月間でさえ、ふれあいセンターの委託管理業者や住民の皆さんには情報が適切に行き届かないことにより、かなりの混乱があり、負担がかかっています。ふれあいセンターは総務・債権管理課が担当しています。しかし、保育は教育こども部が担当です。行政の中でも責任の所在が曖昧で、問い合わせようにも、適切な問い合わ

せ先にたどりつけずに困ったまま放置されている住民さんの事例を複数聞いています。また、それに対応するようにと行政に伝えても、対応したと言いながら、結局対応が適切に行われずにいたこともありました。行政も、住民の皆さんも、通常とは違うことが起こっていますので——ふれあいセンターに関してですね——、右往左往している状態です。しかし、行政はふれあいセンター保育を決めたときに、全庁的に対応しますと言ったわけです。住民さんから苦情が出たから対応するのではなく、利用者目線、住民目線で、先回りをして対応ができるように、今後は努めていただきたいと思います。

三小の施設整備事業 16 億 5,015 万 3 千円と、仮設校舎賃貸借費 3 億 9,259 万円、合わせて 20 億 699 万 8,200 円についてです。今回、104 名もの保護者の方から、三小 A 棟の利用についての要望が出されました。府内 8,031 棟で最後の 1 棟となった未耐震の校舎で、かつ最小 I_s 値が 0.07 と、非常に低い値を示しているのに、今後、1 年半ほども利用する予定になっている状況です。保護者の方々が不安に思われるのは当然です。私も、これまで再三にわたって耐震性能が低いことも含めて、まずは学校に出向いて説明会を行う必要があることを指摘してきました。にもかかわらず、未だ紙 1 枚の説明があったのみで、行政は説明会を開催していないという状況です。保護者の方からしたら、説明会は、本来はもっと早くに行って欲しかったというのが本音だと思います。

A 棟の工事は、B・C 棟の既存不適格が見つかった数年前ですね、ずいぶん前の時点で、すでに危険な状態で使用する期間が長引くということは、行政はわかっていたはずで、その時点で、もうすでに本来であれば、危険がある建物で児童が過ごしているということに関して、それを周知して、対応を各自が取れるようにしていただきたいかったということをおっしゃっておられました。あれほど「命が優先」と第四保育所の園児達を、保育施設でもないふれあいセンターに移動する決断をした行政が、三小の児童の命については、これほどまでも動きが鈍いことには憤りさえ感じます。毎日、耐震化できていない校舎がある学校に子ども達を送り出す保護者の皆さんの不安と恐怖を思うと、胸が痛みます。工事スケジュールの如何に関わらず、三小の子ども達、保護者の災害時の自助力を高めるためにも、最低限、すぐにでも説明会を開いていただきたいと思います。

一つ、言っておきたいことは、先ほど来、A 棟建て替えが最優先である、それを進めることが最優先であるということをおっしゃっていますが、これは当たり前のことです。それと同時に、同じぐらい大事なのが、今後 1 年半、 I_s 値 0.07 という値の建物で、児童がそこを利用し続ける。それに対して A 棟の説明をして、児童や保護者の皆さんがそれを理解して対応が取れるように説明をする、そういうことも同じぐらい重要ですので、ぜひ説明会のことはよろしくお願いいたします。

子どもの命が最優先という以上、私は本来であれば、 I_s 値の値が低い A 棟は即時使用停止にして、代替施設に移動していただくことが筋だと思います。子どもの命が最優

先と、四保で行政が取った対応とも、これは整合します。しかし、もし、それができなかったとして、であれば残りの1年半、できるだけ危険箇所を児童が利用しないで済む方策、代替施設の検討を行うことが必要です。幸い、すでに耐震化が終了しているB・C棟が空いています。振動や音の問題があるかも知れませんが、命優先で検討し、決断することを強く求めます。併行して、新A棟の移転新築も遅れることなく、スムーズに運びますよう、お願いいたします。何かが起こってからでは遅いのです。取り返しが付きません。三小の説明会、代替施設の検討、校舎の耐震化と、最優先で行ってください。

以上、本補正予算には要望、懸念、多々ありますが、概ね妥当と判断し、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対して、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

今回の補正につきましては、概ね妥当であるとは思っています。また、以前から、このタイミングでこのような予算があがってくるというのは、過去の議会でも聞いておりましたし、妥当ではないかなというふうには考えておりますけども、数点にわたって、ちょっと、ご意見を述べさせていただきます。

このふれあいセンター改修工事ですけども、今回、これが可決されましたら工事の手はずになってくると思うんですけど、当然、工事が終わって利用されることになったときに、利用してみなければわからないということも多々あると思いますので、そのあたりについては、先ほども質疑の中で申し上げましたけども、柔軟かつ迅速な対応をしていただきたいというのをお願いしておきます。また、この工事の際、ふれあいセンター、一般の利用者の方も当然いらっしゃいますので、工事する際に安全の確保というのは、しっかりとやっていっていただきたいと思います。

それと、衛生化学処理場の解体工事、工事と言いますか、産廃の搬出ですけども、これにつきましても、これはほんとに私、思うんですけど、これこそ突発的な必要な予算だなというふうに思います。これは対応しないわけにもいきませんので、当然、これはマックスを見込んだお金なんで、最終的には少し下がるのかなというふうには思ってますけども、こういうのは今後も必要なときに必要な予算が執行できるように、しっかり対応していただきたいと思います。そして、搬出の際、相当な台数の工事車両が通行することになると思います。近隣に対しての配慮もそうですし、安全管理もしっかりやっていただきたい。また、工事が終わった際には最終的に高槻市に譲渡することになりますけども、高槻市さんがどのようなタイミングで、どのような形で利用されるというのが、まだ現状はっきりしてない状況だと思いますので、仮囲い等も付けたまま渡すことになるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりもしっかりと、それなりの年月大丈夫なように、安心なように、最後、点検していただいて渡していただきたいと思います。

また、表面の処理がどのようになるかわかりませんが、砂埃等もあるかも知れませんが、そのようなことも相当、それなりの年数が経っても大丈夫なように一定の配慮をしていただくことを、お願いをしておきます。

それと、債務負担行為なんですけども、第三小学校の耐震、これにつきましては財政がどうこうとかじゃなくて、今まで過去にいろんな課題があって、それを解決するのに時間がかかって、今やっと、ここまでたどり着いたということだと思います。それに向けて、今まで尽力をしていただいて、やっとここまで来たということは一定評価いたします。しかしながら、この予算、仮設校舎の賃貸借3億9,259万円ですね。これについては、これは決して突発的な予算ではないなど。これは当然、読めていただろうというか、読めてなかったらおかしいですね。

そのようなことを考えると、やはり、これからいろいろお金かかるような事業出てくると思いますので、予算計上して、提案してから後で考えます、みたいな提案の仕方じゃなくって、やっぱりしっかりと、どのような影響があるんだと。この予算提案する前のいろんなほかの事業でもね、その都度その都度、判子押して提出してるわけじゃないですか。後から判子押したやつが影響して、前に判子押したやつできません、みたいな、そんな話ないんで。そのあたりはしっかりと答弁できるようにと言いますか、町長も財政にしっかりと指示を出して、どうなるんだというのを納得してから出していただくのと、この先、ちょっとわからない。まだ、この先も突発的な大きい予算とか出てくると思います。どうしても対応しなければならないというのは当然あると思いますので、そのときに出すお金なかったら大変なことですからね。そのあたり、予算計上の仕方についてはしっかりと、どのような影響があるんだというのも把握したうえで、特に今回、大きい予算ですから。大きい予算でなかったら、仕方ないかなと思うようなものもございまして、約4億円というお金がね、何の前触れもなく出てくるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思っています。

しかしながら、小学校の耐震工事、これは何としてでもやらなければならないというのは当然ですから賛成はいたしますけども、委託工事契約ですね、そのときにもまたあがってくるんで、内容については、そのときに質疑をさせていただこうというふうには思っていますけども、予算の提案の仕方については、ちょっと、これも注文付けさせていただきます。

それと、質疑の中で予算立ての精度を上げる必要があるんじゃないかというようなことも述べましたが、副町長に質問して、質問の仕方が悪くて、設計の精度のお答えが返ってきたんですけど、要は、一番最初に基本構想とか、入札しますよね。その後に実施設計とか、入札して行って、一個ずつ安くあげていくのであれば、そのほうが結果的に安くなって、単純に目に見えるお金は安くなるかも知れませんが、一回、一回、バラバラの業者が、バラバラの立場で画を描いていったら、それはバラバラな数字も出

てくるん違うかなっていうふうに思います。結果的に、一番最初に作ってもろうたやつが役に立たなくて、そのお金、無駄だったというのであれば、安くなってないですからね。そんな仕事の発注の仕方とかも、ちょっと今後、工夫していただきたい。そうやっていかないと、これから財政運営していくのに計画立たないですから。そのあたり、1点、お願いしておきます。

以上、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対しまして、公明党を代表して賛成の討論をさせていただきます。

町の財政がどのような数字なのか、現在のところわからないまま、今回の補正予算を審議させていただきました。とても不安な気持ちで相当迷ったことは事実でございます。

また、私が発言した内容の中で、「社会福祉総務費の臨時職員の賃金」と申し上げましたところは、「戸籍住民基本台帳」と間違えて発言しております。この住民課の臨時職員の賃金は業務量が多大ということで、その原因の一つに住民の移動が多かったことがあげられております。町内に新しく建設されたマンションが、現在3カ所あり、1カ所に関しましては100%ですが、他の二つのマンションに関しては50%前後と、厳しい状況であることがわかりました。このことを思うと、私はJR西地区の高層マンションも、このような状態になるのではないかと想像し、大変不安に思っております。

ふれあいセンター改修工事につきましては、四保の保護者の要望には努力されたとのことで、ほんとに担当の職員に関しましては大変ご苦労があったかと思えます。ご苦労様でございました。

また、第三小学校A棟建て替え工事に関しましては、保護者の説明会を開催していただきますよう、しっかりと訴えさせていただき、するという答弁をいただいておりますので、安心をしております。

地域包括センターにおきましては、利便性のある場所で、利用者、またその家族が相談しやすいよう、しっかりと、これも要望させていただきましたので、この点もよろしくお願いいたします。

今回の補正予算、大変悩んだ補正予算でございましたが、一つひとつが絶対的にやらなければならない予算でございますし、賛成をさせていただくという立場を取らせていただきましたが、気持ちの中では、大変島本町の財政を気にしながら審議をさせていただきました。そのことを最後、訴えさせていただきまして、賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第47号議案 2019年度島本町一般会計補正予算（第2号）に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

まず初めには、質疑を相当重ねましたけれども、改めて討論としては、検討を加えるべき点について申し上げます。

ふれあいセンター改修工事においては、当初から、この方向性を決めるときから防犯上の課題というのが、専門家、そして年間 20 万人近い人が訪れると言われている施設を、出入り口を全く分割することなく仮移転先というふうにしたときから、防犯上の課題が最大であるということは聞いておりました。警備員の配置数、防犯カメラの常時チェックをする体制が、今の現状では極めて不十分であると言わざるを得ません。その点は、他の議員の方からも、いろいろ指摘があったところですので、これをスタートラインとして、11 月の保育がスタートするときには、十分に安全な体制が取れるよう求めておきます。

それから、ビニール床の張り替えや、あるいは大人用便器を外して子ども用便器に取り替えるということについては、また、この保育が終わったときには原状に復するということが前提になろうかと思しますので、その点についての再チェックもお願いしたいところです。

また、子ども・子育て新システム改修業務については、保育料に、無償化ということが敷かれる年齢層もありますが、そこに改めて最高 7,500 円の給食代の実費徴収が加わるということで、すでに島本町では、保育料の口座振替にあわせて行うということをおっしゃってましたが、そういったことも含めて、民間保育園については実費徴収になるのか、その点も主食費補助を当初予算で組んでいますけれども、それを削減するのかということも含めて、1 年間の年度末までの保育所の運営に関わる大きなことですので、早晩、検討された内容、あるいは民間保育園からの状況の聞き取りなどを行っていただき、慎重な対応をしていただきたいし、現状維持を図っていただきたいと思えます。

まずは、保護者に対する説明が必要です。30 年以上、私の子どもは 24 歳になりますが、それよりうんと以前から、給食代を徴収しない、主食を持ち込まなくていい。島本町の保育所として準備をするという意味では、保育料、給食代を払った経験が島本町の保護者にはありませんので、くれぐれもその点は十分に、議員にも説明のうえ、慎重な対応を求めておきます。

また、衛生化学処理場ごみの撤去の増額補正については、突発的ではありますが、しかしながら、この土地を長年、ご協力をいただいてきた高槻市東上牧を中心とした市民の方々へ無償譲与をするという方向性が出される中、十分に問題なく事務を終えるためには最低必要条件だと思っておりますが、最後のごみを撤去した、撤去を終えたというところの場面については、当然、他の議員の質問もあったように現場の確認、これ以上、もうないというところのチェック、竣工検査とも言いますが、合間合間のチェックも十分に行っていただきたいと思えます。

必要不可欠と思われる点は、被災者生活再建支援金です。これはほんとに昨年の北部

地震以降、台風の到来などによって、国の被災者支援の法律では十分に救済されない、そういった方々に対して、府民の多くの声が寄せられた結果、大阪府によって講じられる一歩だと思っております。しかしながら、本来は国による被災者支援の基準をもっと広げるべきだというふうに思っておりますが、これは必要不可欠な予算であり、1世帯の住民に対してはささやかではありますが、何らかの支えになろうというふうに期待しております。

臨時職員賃金に関しては、住民の人口増に伴って、住民課の事務が増大していることは私も現場で確認しておりますし、マイナンバーカードの住所の書き換えということが転出・転入の方においては非常に煩雑になっているということも、身をもって体験をしました。そういう意味でも、そういったことで増員されることは必要であるというふうに思っております。

一般会計補正予算に関しましては概ね妥当なもの認め、しかしながら、ふれあいセンター改修、第四保育所仮移転、保育料の無償化の実施に向けて、再度の入念なチェックや最善を尽くしていただくことを強く求めまして、賛成の討論といたします。

第三小学校のことが抜けておりました。第三小学校のことについては、今回の議会に対して、第三小学校の保護者から要望書が出されています。私自身、この2013年度以降、基本方針の策定以後、このようにはっきりと明確に、PTAの方から議会に対して要望書をいただいたということは、ほぼ初めてではないと思っております。パブリックコメントや個別ではお聞きしておりましたけれども、いよいよ、この時点になって説明が不足しているということの現れであるということと、遅れに遅れた、とにかく町内で一番最後になってしまったという第三小学校と、今年の北部地震においてピロティの危険性というものを身をもって体験されているということから、当然、ピロティの使用に関しては、日々、様々な立場の方から厳しいご意見はいただいております。

ほかの議員の方がおっしゃいましたので重ねませんが、この要望書に書かれているのは、あくまでお金を使わない範囲で、PTAも含めて教職員、子ども、地域が一体となって、できる範囲のことを精一杯考えられた結果として、そのことを、お話を聞いていただきたいということと、説明会をしていただきたいということ。至極当然の要求であり、何ら不当な要求はないというふうに思っておりますので、この要望に書かれていることは、やっぱりすべて、改めて公的な場で教育子ども部が説明会を開き、やっていただきたい。それは完成してからではなく、議決を経た後に、一日でも早く説明会を開いていただきたいし、意見交換の場を持っていただきたいというふうに思います。

もちろん、ピロティを使用するのは毎朝、靴箱がありますし——私も第三小学校卒業ですけど、あそこは毎日、必ず2回は通りますので、それを通らなくて済むというリスク回避をもって、今現在の子どもの安全を守るという、誠意を尽くすという、結果はどうなるかわかりませんが、やってみるかどうかが検討することについて、真剣に保

護者の声を受け止めていただきたいと思います。とっております。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

村上議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第47号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）におきまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

種々皆様からありましたように、細かいところで言いますと、今回、国のほうも示してきました中、幼児教育の無償化で国庫補助を使っただけのシステム改修があがってきております。また人権文化センターの改修ですね、調理台等の長年使ってきた中、ようやく改修に踏み込める設計の部分に入っていくところでもあります。また、大きな問題としては衛生化学処理場の部分の話も出ましたし、起債になります第三小学校の部分もあります。

この第2号補正におきましては、歳入歳出2億9,285万6千円を追加されまして、総額118億7,958万4千円となります。そして、今回の第2号補正の中の町債が1億7,620万ほどでありまして、その中から町債、地方債においてのトータルの現在高、これを言いますと117億4,824万2千円の見込みとなっている状況となっております。この第2号補正と丸々同じ額の起債という部分の数字が出てきております。また、この町債においては債務負担行為の部分も入っていないということも答弁もありましたので、そこを含めると、おおよそであろうと思いますが、132億円ということになってきます。こういった中、次世代の方々に対する負担というものは積み上がってきている部分であります。

しかしながら、必要不可欠な借金もあるということは理解しておりますので、他の党派でもありましたように、やはり緊急的に動く部分においても、最低限の予算組みのこの議論も含めてさせていただければ、やはり我々としても審査していく中、大きく困難を招いてくる、また町民さんへの理解を求めるとか説明をしていく部分には、なかなか時間が必要となってまいりますので、この点のことを大きく要望をさせていただきまして、端的であります。第2号補正の賛成の討論とさせていただきます。

村上議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第47号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第48号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 48 号議案 2019 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より反対の討論を行います。

反対の理由は、十分に質疑の中でご理解いただけていると思いますが、第 1 の理由は、地域包括センターの民間委託を、いよいよこれをもって民間委託法人の募集をかけるということになっております。しかしながら、このテーマにおいて様々質疑がありましたが、まずは、私は議会に対して、この地域包括センターの民間委託の募集要項や募集要件、あるいはどのような役割分担を島本町との間で行うのかという資料は、現段階では 2 月の会議、今回の 6 月会議では資料請求ができなかったということもありますし、今回の 6 月会議においては、下の文化情報コーナーに運営委員会の会議録とともにファイリングしてあるということで、議会の請求資料に当たらないということになっております。そういうことになると、この 14 人の議員はすべて下の階へ行き、1 枚 10 円でコピーを取らなければ資料は手に入らなかったということになります。はたして、それをすべての議員の方ができたのかというところを、質疑を聞いておまして、若干、かなりの面で、募集の要項について、すでに議論が終わっていたということについて、議会に対する報告や、あるいは議会の中での審議は、時間は非常に不十分であったと言わざるを得ません。これは 2019 年度当初予算の際にも、日付を示して申し上げております。

私自身は、委員会の傍聴や、あるいは傍聴された住民の方や、あるいは下の文化情報コーナーで、このすべての資料はコピーをさせていただいております。人権擁護、権利擁護の部分で、はたして島本町がどこからどこまでを担うのか、その点については質疑はありましたけれども、はたして、では、いきいき健康課だけかといいますと、本来であれば福祉事務所の 5 法担当である高齢福祉担当者、そして保健課の窓口及びいきいき健康課が、三位一体となって、この権利擁護については関わるということになりますが、そこについては民間委託の法人の職員と綿密な連携のもと、本来は穴が開くことがないようにしなければいけませんでした。

さらに、本来、この民間委託の一番の発端となった民生教育消防常任委員会の質疑の中で、やはり土曜日、日曜日、そして夜間、そして 24 時間の緊急事態の体制が取れるということが一番のミッションとして示され、それに応えるべく民間委託を進めてこられた。そういうふうに私は思っておりましたが、個々の委託条件、委託費の中身を見る段階において、従前から 24 時間、夜間を電話対応していただいた法人に対する委託料については廃止の方向にあるということも明らかになっております。原則としては、基本としては、夜間 24 時間対応はしなくていい、できるならして欲しいという状況の中で民間委託がされることとなります。

そういったことでは、当初の民間委託そのものに、私は何でも反対という立場ではありません。そもそも地域包括センターがスタートしたときから、主任ケアマネジャー、社会福祉士の方は相当高度な経験を有する民間の職員さんの派遣をもって、このセンタ

一はスタートしておりますので、民間活力の導入ということはされていたと思います。ただし、やはり責任のあるセンター長、そして経験のある保健師が、3職種揃って、今までの優れた実践をされてこられたということにおいては、その保障が十分にされていないのではないかということが、財政上も、また委託条件上も、住民に対して説明がつかないというふうに思っております。

本来は24時間、いつでも、まとまった同じ団体、あるいはそういうグループで相談を受けて欲しいという切実な声が寄せられたということが発端であったというふうに私は記憶しておりますので、そのところは大きな乖離を持ったまま民間委託、まして1年9ヵ月という、その質問から今日の提案まで1年9ヵ月という超スピードで行われたということについては、非常に不安を抱かざるを得ません。その点においては、いろいろ条件的なことはお示しをさせていただいております。

何よりも、14人の町会議員に対して、この点の資料提供、募集要件の案、ベースになったものが十分に提供されたのかどうか、私は確認はできておりませんが、私個人の実感としては不十分であったというふうに思いますし、これは執行部の最低限度の職務であったというふうに思います。繰り返しになりますから、もう言いませんが、そんな中で賛成することは、仮に民間委託に賛成であっても、この議会軽視とも言えるような資料提供のあり方については苦言を呈しておきます。

あと、もう1点は、介護保険の低所得者軽減の問題です。今すでに、いよいよ10月から消費税増税10%を前提にし、それを原資にして低所得者対策をするんですということが言われておりますが、今回の歳入歳出の根拠となるのは、当然、消費税であるということは私たちは十分に知っておりますが、しかしながら、法律的な根拠をもって、この1千万が歳入されるのかと言えば、実は、消費税の増税がなくてもこれはできるということが、法律上も明らかになっております。また、その財源は消費税10%増税をしなくても、引き替えにしなくても行えるというふうに私自身は、日本共産党に所属する政党の議員として確信をしておりますし、はたして保険料軽減を行ったとしても、10月から始まる10%増税が、食料品や様々な形をもって低所得者の高齢者に襲いかかってくるということを考えたときに、軽減ということは、実際には、実態としては軽減にはならないということも、今、国民の多数の方が不安に感じておられると思います。

その点も含めて、実は消費税10%増税しなくても、この財源確保はできるんだということがわかっている中で、その点について町に責任があることではありませんが、低所得者対策についてはやるべきことだと思っておりますが、財源に問題があるという点について、反対の理由とさせていただきます。

以上です。

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第48号議案 介護保険事業補正予算(第1号)に対しまして、人びとの新しい

歩みを代表して賛成の討論を行います。

消費税を10%に増税し、その財源を原資として低所得者の介護保険料を軽減するということで、町の負担費を一般会計から繰り入れることとなります。福祉的施策の充実を消費税増税を原資にするという発想が、まず、消費税増税に賛成しないなら福祉的施策の充実は無理ですよ、財源どうするのですか、という議論がまかり通ることになり、ここに根源的な問題があると思っております。先ほど、他の議員からもそのことを理由に反対をされたということがございます。

島本町においては、第2段階の保険料軽減率が、令和2年度から国基準にあわせて一定下方修正されることとなりますが、第1～第3段階、いずれも負担は今よりも軽減されることとなり、総合的に考えて、これに特段反対するものではありません。

債務負担行為、地域包括センター運營業務委託については介護保険事業運営委員会において議論を重ね、委託を前提に課題整理が行われていると承知しております。民間委託することが、高齢社会を迎え、担当課として強化したいと考えておられる在宅医療・介護連携事業、認知症総合支援事業の充実につながるよう強く求めておきます。これまで、地域包括センターに配置されていた町の職員が、これらの支援事業に従事してこそ、地域包括ケアシステムの充実が期待できるのであり、民間委託をしたという成果が現れてくると思います。

このたびの民間委託が人員削減、経費削減となってしまうことがないように、配慮をくれぐれもお願いすることとして、賛成とさせていただきます。

以上です。

村上議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員 第48号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本補正予算は2件。一つ目、介護保険料に関し、低所得者の保険料を軽減するため、一般会計の款・民生費、項・社会福祉費、目・介護保健費から、国庫支出金526万1千円、府支出金263万円、一般財源263万円が繰り出されたものです。保険料軽減は、第1段階から第3段階の方を対象に行われ、本年度は令和2年度以降の完全実施の軽減幅の半分の水準を設定されるものです。

2点目、債務負担行為に対する補正として、令和2年から令和5年の4年間、島本町地域包括支援センターの運營業務委託を行うため、令和元年から限度額1億764万円で債務負担行為を設定するものです。窓口開設が月曜日から土曜日の週6日・9時～18時であり、現状の月曜日から金曜日に対して1日増、9時～17時半ということで30分延長されるとのことです。委託額に関しては、事務費は平成27年から30年度の実績額の

平均値を勘案して算定、初年度の事務整備費として加算設定され、介護支援専門員の費用は委託料には算定なし、家賃加算なしとのことです。

各々妥当な内容と判断し、自由民主クラブを代表して賛成の討論といたします。

村上議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

村上議長 起立多数であります。

よって、第48号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第49号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第49号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の49の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、第二大藪取水井の築造による取水地点の変更及び浄水処理工程の追加による浄水方法の変更に伴い、「水道法」第10条第1項の規定に基づき認可変更を行い、1日最大給水量の改正を行うもの、でございます。

それでは、議案書の49の4ページの次に添付しております議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

議案の概要でございますが、計画1日最大給水量を1万1,700 m³から1万300 m³に改めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、第49号議案 参考資料「島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の新旧対照表をご覧ください。

第2条 経営の基本でございます。同条第2項第3号に規定している1日最大給水量を1万1,700 m³から1万300 m³に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 第4次拡張事業の認可申請にかかる変更ということで理解しております。今、部長から説明はありましたけれども、1日最大給水量を減らす、減量しているということにあります。この給水量を減らすということに伴って、届出、認可図書、また受水申請ですね、大阪府広域水道企業団への受水申請量についても変更が生じるというふうに思いますが、その点について、再度説明を求めます。

上下水道部長 河野議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

今回の第4次拡張事業の認可変更ということ、第2回目ということで変更申請の手続きを進めさせていただいたものでございますが、その際には取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類ということで、大阪府広域水道企業団からの受水証明の交付書の提出が求められております。その際には受水量といたしまして、今回の目標年度が令和3年度でございますので、その時点での受水量の証明ということで、1日あたり1,000立米ということで証明をいただいております。この内容につきましては、従来は1日当たり2,000立米ということで証明をいただいていたことから、今回、2,000 m³から1,000 m³ということで変更の手続きを進めさせていただいているということでございます。

以上でございます。

河野議員 もう何年前か忘れてしまったけれども、この第4次拡張事業の図書について議案にあがったときに、なんで2,000立米やねんということで、相当議論をした記憶がございます。人口は、これからまた増加傾向にあるということでは、その方向性、動向を推し測らないといけませんけれども、一定、大きな人口減がない中で、今、拝見しているところ給水原価も下がっていつているという中で、これは相当な職員の人員削減があったということも背景にあるというふうには認識しています。

ただ、島本町として住民の潜在的な願いである地下水100%の水道というところにおいて、この2,000立米から1,000立米にされたということについては様々な議論があったと思いますし、かつて前町長、川口町長や広域水道企業団の議会にこの議会から議長として出席されている方の一般質問などもあり、自己水を守りたいという思いも、様々な形で伝わっているものというふうに思います。

町長に対して、突然で恐縮ですが、そういった過去の取り組み、職員の人員削減の苦勞も含めて、今後に向けて、今まで町長がやってこられたことについて継承していくということで間違いはないのか、答弁を求めます。

(議場内私語多し)

村上議長 この際、暫時休憩します。

(午後4時32分～午後4時34分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長 ちょっと、質問の趣旨が私には理解できなかったもので、もう一度、教えていた

できればありがたいんですけども。

河野議員 質問の趣旨は、大阪府広域水道企業団からの受水量について、今回、受水申請にかかる数値について2,000立米から1,000立米に減らしたということについて、ここに取り組みされた職員及びかつての町長、かつての議長の取り組みについて、この流れについて、踏襲されるおつもりはありますか、と訊きました。

(「町長に訊いても」他、議場内私語多し)

山田町長 過去の経緯等々については私も把握をしておりますし、一定、その方向性というものは、これまでの議会でもお答えさせていただいているとおりでございます。

以上でございます。

村上議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第49号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

村上議長 起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、6月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和元年度島本町議会6月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、9月3日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 4 時 4 7 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 4 4 号議案 島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 4 5 号議案 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 4 6 号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 7 号議案 令和元年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 8 号議案 令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 9 号議案 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 6 月 26 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（4 番）

署名議員（7 番）

令和元年島本町議会 6 月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 町営緑地公園住宅のあり方 2. 幼児教育・幼児保育の待機児童対策	6 月 2 4 日 福 嶋 議 員
	1. 島本町の森林災害について 2. 通学路安全対策について	〃 岡 田 議 員
	1. 島本町のごみ出し、高齢者ごみ出し支援の現状と課題について 2. 通学路の安全確保見直しについて	〃 大 久 保 議 員
	1. 地下水 1 0 0 % の水道へ一国の水道広域化推進プラン策定を問う 2. 島本町都市計画—総合計画・百山地区用途変更・西側駅前広場整備との関連について 3. 消費税 1 0 % 増税方針の影響と同時進行の島本町第 6 次行財政改革を問う 4. 手話言語及び補聴器使用者への配慮を	〃 河 野 議 員
	J R 島本駅西側開発、未来志向のまちづくりについて	〃 東 田 議 員
	1. にぎわい創造の長期的な視点について 2. 地方創生に向けた自治体 S D G s の推進状況について	〃 野 村 議 員
	災害時・非常時の電源確保の重要性	〃 平 井 議 員
	雨水水路の整備について	〃 清 水 議 員
	ごみ処理行政について	〃 塚 田 議 員
	1. 百山・上空通路の道路占用許可の妥当性を問う 2. 保育所入所審査要件 多胎児保育世帯にさらなる配慮を！ 3. J R 島本駅西地区まちづくりへの思い ～これまでとこれから～	6 月 2 5 日 戸 田 議 員
	1. 震災・災害の爪痕について ～山間部から暮らしを守る！及び、避難所でもある体育館にエアコン設置～ 2. 本町のテロ対策について	〃 伊 集 院 議 員
	1. 待機児童解消には保育士処遇改善で対応を 2. 駅西の計画案は再検討が必要 3. 重要な生きものの保全について	〃 中 田 議 員

事 件 番 号	件 名	結 果
第 3 号報告	平成30年度島本町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	6月25日 報告を承る
第 4 号報告	平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 5 号報告	平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 6 号報告	平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 7 号報告	平成30年度島本町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃 報告を承る
第 4 2 号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決
第 4 3 号議案	工事委託協定の締結について	〃 原案可決
第 4 4 号議案	島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	6月26日 原案可決
第 4 5 号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第 4 6 号議案	島本町火災予防条例の一部改正について	〃 原案可決
第 4 7 号議案	令和元年度島本町一般会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第 4 8 号議案	令和元年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃 原案可決
第 4 9 号議案	島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決